

“ふじのくに”づくり白書

静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」の評価



平成24年2月

静岡県

はじめに



富士山のように人々の憧れを集め、この地に生きる誰もが誇りを持てる地域づくりを進めるため、「住んでよし 訪れてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」の理想郷を目標像とする静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」を平成23年2月23日「富士山の日」に公表いたしました。

富国有徳の理想郷“ふじのくに”を実現するためには、常に総合計画に盛り込んだ施策の成果を計り、見直しを行いながら、より効果的に県政を運営していく必要があります。

このため、基本計画に掲げる全ての施策の実績や数値目標の達成状況等を基に、有識者や県民の皆様からの御意見もいただきながら、計画の評価を実施し、その結果を「“ふじのくに”づくり白書」として取りまとめました。

評価結果としては、計画全体として概ね順調に進捗が図られていますが、一部、進捗に遅れが見られる分野がありました。こうした分野については、より一層の推進に努めてまいります。

また、計画策定後に発生した大規模地震や厳しい経済状況への対応等の新たな課題につきましては、的確に対処出来るよう計画の見直しを図るなど、施策の改善や重点化、新たな取組の追加等を行い、来年度以降の施策展開に反映し、実効性のある総合計画として早期実現を目指していくことといたしました。

今後も、広い視野を持って総合計画の不断の見直しを行うとともに、自らが先頭に立ち、汗を流しながら、現場に赴き、現場で学び、現場で解決するという現場主義を貫き、「県民幸福度」の最大化に向けて全力で取り組んでまいります。

県民の皆様には、白書作成に当たって貴重な御意見、御提言をいただき、厚くお礼を申し上げますとともに、日本の理想郷づくりに向けて、より一層の御理解と積極的な御参画をお願い申し上げます。

平成24年2月

静岡県知事 川勝平太

目次

1	“ふじのくに”づくり白書について	1
2	現状認識	3
	1 人口の減少と少子高齢化の進行	3
	2 厳しさの続く経済・雇用情勢	3
	3 東日本大震災の発生	3
	4 県民意識の動向	3
	○静岡県の人口動態の状況	4
	○合計特殊出生率の推移	5
	○静岡県の経済情勢	6
	○静岡県の雇用情勢	7
	○東日本大震災の発生	8
	○県民意識の動向	9
3	総合計画評価	11
	○静岡県総合計画の構成と特徴	12
	○評価の構成イメージ	13
	○「数値目標」の達成状況、「参考指標」の推移、「主な取組」の進捗状況区分	13
	○評価の読み方「戦略」	14
	○評価の読み方「戦略の柱」	16
	○評価の全体概要	18
	○「戦略」・「戦略の柱」ごとの評価	21
	1 「命」を守る危機管理	23
	（1）減災力の強化	27
	（2）地域防災力の充実・強化	41
	（3）防災力の発信	45
	（4）災害に強い地域基盤の整備	47
	2-1 「有徳の人」づくり	55
	（1）心と体の調和した人間形成の基礎づくり	58
	（2）「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり	62
	（3）生涯学習を支える社会づくり	80
	2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり	89
	（1）多彩な文化の創出と継承	92
	（2）スポーツに親しみ技量を高める環境づくり	98
	（3）多文化共生と新たな地域外交の推進	103
	（4）交流を支えるネットワークの充実	110
	（5）誰もが惹きつけ、もてなす魅力づくり	119
	（6）多様な交流の拡大と深化	128
	3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	135
	（1）新結合による「場力」の向上	138
	（2）次世代産業の創出	144
	（3）活気ある地域産業の振興	153
	（4）生きる力の源となる農林水産業の強化	160
	（5）誰もが活躍できる就業環境の実現	170

目次

3-2 「和」を尊重する暮らしの形成	177
(1) 快適な暮らし空間の実現	180
(2) 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進	188
(3) 地球を守る低炭素・循環型社会の構築	193
(4) 自然と調和する美しい景観の創造と保全	198
(5) 自然との共生と次世代への継承	200
(6) 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり	205
3-3 「安心」の健康福祉の実現	215
(1) 安心して子どもを産み育てられる環境整備	219
(2) 安心医療の提供と健康づくりの推進	230
(3) 障害のある人の自立と社会参加	245
(4) いきいき長寿社会の実現	253
(5) 希望や自立につなぐセーフティネットの整備	261
4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	265
(1) 活力ある多自然共生地域の形成	268
(2) 賑わいと潤いを生む都市空間の創造	277
(3) 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充	282
4-2 「安全」な生活と交通の確保	289
(1) 官民協働による犯罪に強い社会づくり	291
(2) 総合的な交通事故防止対策の推進	295
(3) 犯罪発生を抑える警察力の強化	301
4-3 地域主権を拓く「行政経営」	307
(1) 透明性の高い行政運営	309
(2) 効果的で能率的な行政運営	313
(3) 未来を見据えた戦略的な行政運営	319
○評価結果を踏まえた基本計画の見直しの概要	324
4 県民幸福度の最大化に向けた6つの重点取組	325
1 家・庭一体の住まいづくり	326
2 観光交流人口の倍増	327
3 出生率の向上	328
4 地域医療の再生	329
5 創造力を生む「学びの舞台」の展開	330
6 新たな産業のフロンティア開拓	331
■総合計画見直し(新旧対照)	334
■数値目標達成状況一覧	342
■分野別計画一覧	352
■総合計画評価の経過	355
○“ふじのくに”づくり宣言	356
○“ふじのくに”平和宣言	359
○静岡県総合計画審議会委員、評価部会委員名簿	360

1 “ふじのくに”づくり白書について

< 趣旨 >

- 本県は、平成 23 年 2 月に、県政運営の基本指針として、堅実な経済成長を実現しながら、県民誰もがよりよく暮らし、文化力を高め、他を惹きつける魅力を磨くという理想郷づくりに向けた総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」を策定した。
- 総合計画の目標とする「県民幸福度」の最大化を実現するためには、計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、計画策定後の社会経済情勢の変化にも的確に対応することが必要である。
- また、計画の実現に向けては、県民の皆様や市町との連携・協働による推進が必要であり、そのためには、適切な進捗管理を行い、その内容を広く明らかにしていくことが求められる。
- こうしたことから、総合計画に盛り込んだ施策の効果を計り、より効果的な施策推進を図っていくため、基本計画の進捗状況や成果を踏まえ、計画実現に向けた課題と今後の施策展開の方向性を明示するとともに、県を取り巻く現状等も含め、“ふじのくに”づくり白書として取りまとめた。
- 本白書を通じて、本県が重点的に取り組む施策の方向性等を県民の皆様に広くお知らせし、県政に対する理解や関心を深めるとともに、行政への参画の促進に努めていく。

< 特徴 >

- “ふじのくに”づくり白書では、基本計画を構成する 9 つの戦略に掲げる数値目標の達成状況を、平成 22 年度の客観的な数値に基づき 6 段階で評価するとともに、「主な取組」をはじめとする全ての施策の平成 22 年度までの実績を踏まえ、今後の施策展開の方向性を計画の評価として取りまとめた。
- 評価に当たっては、まずは、施策の担い手である県において自己評価を行い、次に、外部評価が重要であるとの視点に立ち、有識者等からなる評価部会、総合計画審議会やパブリックコメント等を通じて様々な御意見をいただくことで、客観性と透明性の向上に努めた。
- また、本白書に加えて、数値目標の達成状況や主要な施策等を紹介する概要版を作成し、県民視点で分かりやすい情報発信に努め、こうした取組を通じて、引き続き、総合計画の推進に対する県民の皆様からの御意見をいただきながら、最適な手法による計画の早期実現に取り組んでいく。

<総合計画と評価>

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」

- おおむね10年間の道筋を示す基本構想
- 基本構想をホップ、ステップ、ジャンプで実現するための、最初の4年間の取組を基本計画で取りまとめ

総合計画の確実な推進と最適な手法による具体化を図るため、客観性と透明性の高い評価の実施

■自己評価

施策の担い手による評価

■外部評価

- 評価部会

外部有識者による評価

- 総合計画審議会

総合計画に関する学識経験者による評価

- パブリックコメント

県民による評価

- 県議会

県民代表による評価

■来年度以降の施策展開等に反映

- 評価結果に基づく、施策の重点化・早期具体化への取組の推進
- 社会経済情勢の変化に対応するため、基本計画を見直し

「“ふじのくに”づくり 白書」として公表・報告

- 県民、市町との連携・協働による計画の確実な実現へ

2 現状認識

～静岡県を取り巻く社会経済情勢～

1 人口の減少と少子高齢化の進行

国勢調査による平成 22 年 10 月 1 日現在の静岡県の人口は 376 万 5,007 人で、大正 9 年の調査開始以来初めて減少に転じた（平成 17 年の前回調査と比べ 2 万 7,370 人、0.7%減少）。

年齢（3 区分）別にみると、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少し、高齢者人口（65 歳以上）は増加した。高齢者人口は過去最高の 23.8 %となり、平均年齢も 1.8 歳上昇して 45.4 歳となるなど、少子高齢化が一段と進行している。

合計特殊出生率については、平成 17 年度以降やや改善が見られるものの、依然として人口置換水準を下回っており、出生率の低下傾向が変化したとまでは言える状況にない。

2 厳しさの続く経済・雇用情勢

平成 20 年 9 月のリーマンショックを契機に急激に悪化した本県経済は、その後、未だ回復しない雇用情勢の厳しさなどのマイナス要因を抱えつつも、生産面で「足踏み」から「持ち直し」へ転じつつあった。

このような状況の中、平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、サプライチェーンの寸断等により本県経済にも強い下押し圧力が生じた。

今後、震災で打撃を受けたサプライチェーンの立て直しにより比較的高い成長が期待されるが、一方で欧米の景気下振れ懸念を背景とした急速な円高の進行が、国内製造業の雇用機会の減少を強め、地域経済を疲弊させる懸念がある。

3 東日本大震災の発生

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、多くの尊い人命が失われた上、福島第一原子力発電所の事故が発生し、原発事故に起因する放射性物質の拡散、原発停止による計画停電、生産活動への強い下押し圧力などの様々な深刻な事態が日本社会にもたらされた。

本県でも、茶やしいたげなどの農産物の一部から放射性物質が検出され、また、東京電力管内の東部地域での計画停電の実施、さらに、国内原子力発電所の安全性に対する関心が強まる中、平成 23 年 5 月には、政府の要請を受け、浜岡原子力発電所の全号機が停止するなど、東日本大震災の影響は県民生活の様々な場面に及んだ。

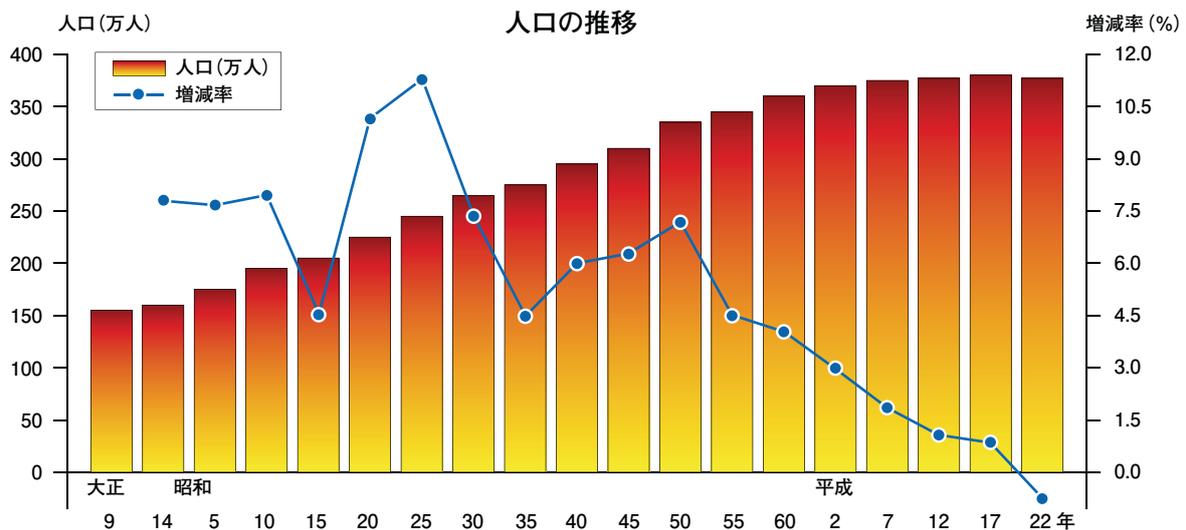
4 県民意識の動向

県政世論調査によれば、平成 22 年度は、暮らし向きが苦しくなっていると感じている人や日常生活に悩みや不安を感じている人は高止まりの状態にあったが、平成 23 年度は更に増加し、調査開始以来、最も高くなっている。

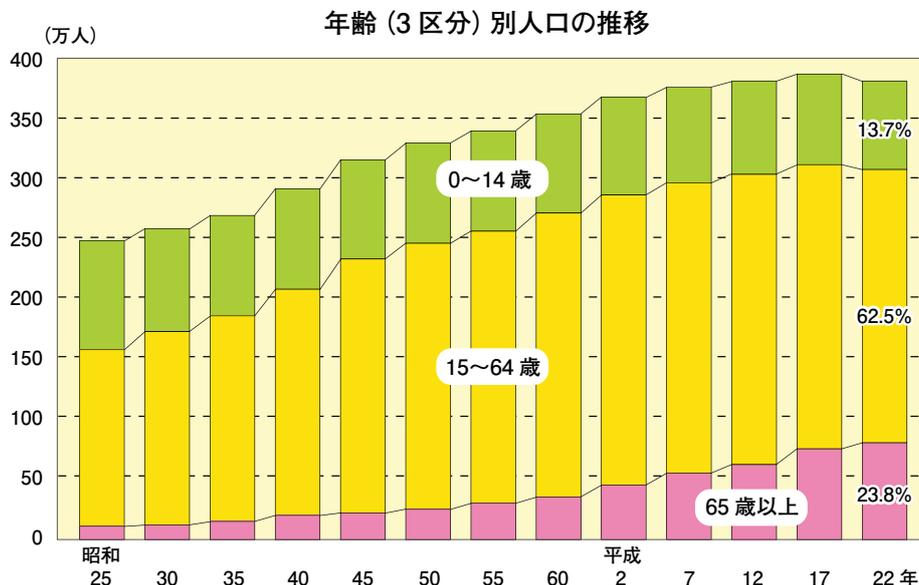
特に、日常生活において、東海地震に対する悩みや不安を感じている人の割合が大きく増加しており、東日本大震災が影響していると考えられる。

○ 静岡県の人口動態の状況～人口の減少と少子高齢化の進行～

- ・ 国勢調査による平成 22 年 10 月 1 日現在の静岡県の人口は 376 万 5,007 人で、大正 9 年の調査開始以来初めて減少に転じた（平成 17 年の前回調査と比べ 2 万 7,370 人、0.7%減少）。なお、全国の総人口（1 億 2,805 万 7,352 人）の 2.9%を占め、都道府県では第 10 位となっている。
- ・ 年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）は過去最高の 23.8%となり、平均年齢も 1.8 歳上昇して 45.4 歳となった。少子高齢化が一段と進行しており、社会経済の活力低下や地域コミュニティの希薄化、高齢単身世帯の増加など、様々な課題が顕在化してきている。
- ・ 本格的な人口減少社会が到来する中、本県の活力を維持向上していくためには、地域の様々な主体が連携して、女性や高齢者をはじめ多様な人材が活躍できる環境を整備するとともに、少子化の流れを変えるための子どもを産み育てやすい環境づくりを進める必要がある。



(資料) 総務省「国勢調査」



(資料) 総務省「国勢調査」

○ 合計特殊出生率の推移

- 平成22年の本県の合計特殊出生率は1.54となり、平成16年の1.37を底に回復傾向にあるものの、人口置換水準※(2.08前後の数値)を下回る状態が続いており、出生数は平成19年から減少が続いている。
- なお、男女とも平均初婚年齢及び未婚率は上昇傾向にあり、晩婚化・未婚化が進んでいる。その背景には、若者の非正規雇用の増加などによる経済的基盤の不安定化、出会いの機会の減少などがあると想定される。
- 次代を担う子どもたちが増え、将来への明るい展望へとつなげていくために、若年層の雇用の安定や結婚への不安の解消など、若者が結婚への夢を持ち、その夢を叶えられるよう働きかけていくことが重要である。
- また、誰もが安心して希望する人数の子どもを生み育てることができるよう、子育て支援の充実や柔軟な働き方のできる就業環境の整備などが必要である。

※人口置換水準：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準

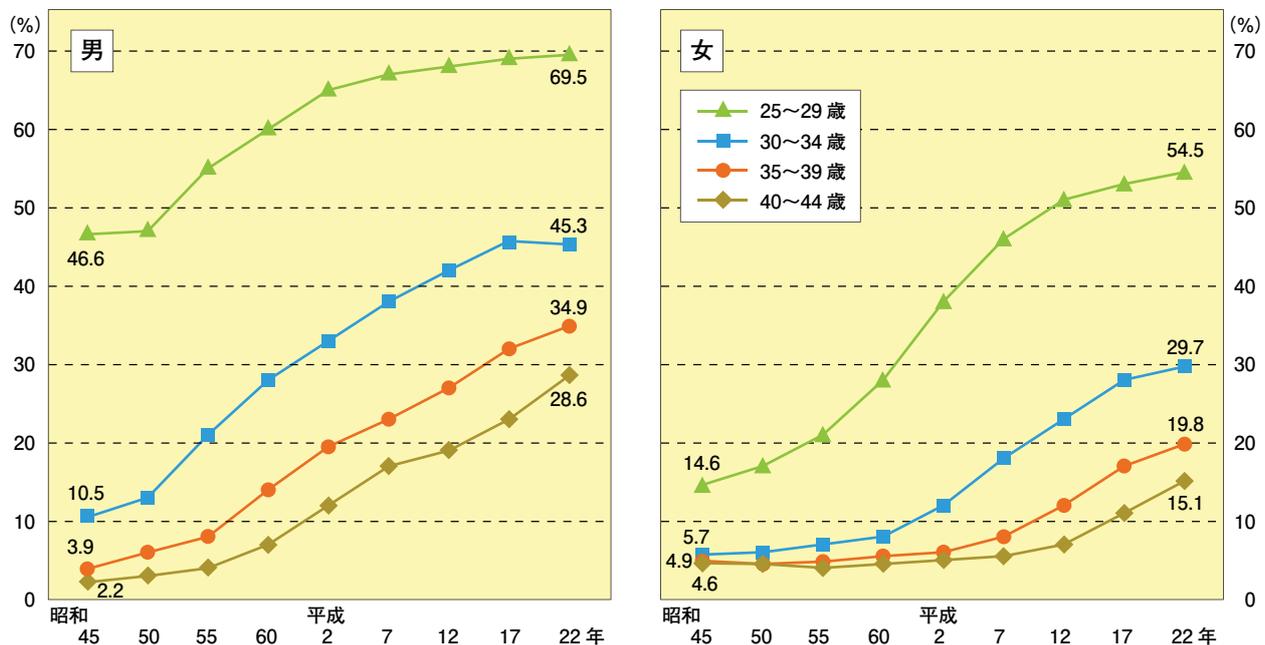
出生数及び合計特殊出生率・平均初婚年齢の推移（静岡県）

(人、歳)

区分	昭和60年	平成7年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出生数	43,932	35,345	33,628	31,908	32,905	33,274	32,701	31,901	31,896
合計特殊出生率	1.85	1.48	1.37	1.39	1.39	1.44	1.44	1.43	1.54
// (全国)	1.76	1.42	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39
夫の平均初婚年齢	28.2	28.6	29.6	29.8	29.9	30.0	30.0	30.2	30.4
// (全国)	28.2	28.5	29.6	29.8	30.0	30.1	30.2	30.4	30.5
妻の平均初婚年齢	25.3	26.2	27.6	27.8	27.9	28.1	28.1	28.2	28.5
// (全国)	25.5	26.3	27.8	28.0	28.2	28.3	28.5	28.6	28.8

(資料) 厚生労働省「人口動態統計」

25～44歳における未婚率の推移



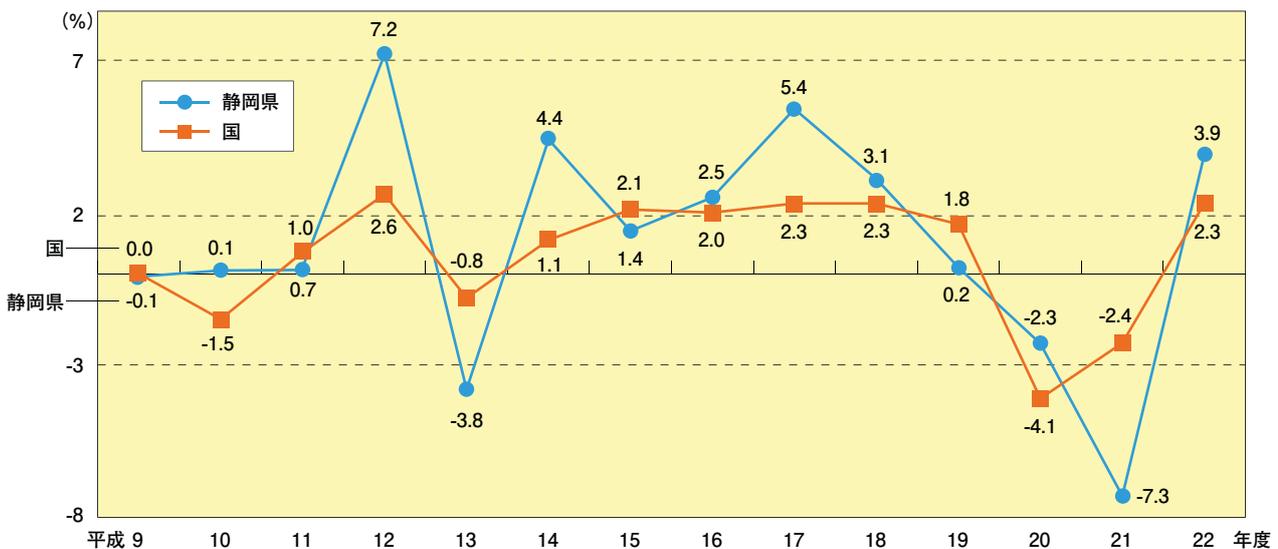
(資料) 総務省「国勢調査」

(注) 外国人を含む。配偶関係不詳を除いて算出。

○ 静岡県の経済情勢

- ・リーマンショック以降の世界的な景気後退の影響を受け、県内経済は、輸出依存度の高い経済構造を反映し、急激に悪化した。静岡県の景気は平成 21 年度を底として持ち直しているが、為替市場の変動等から、**先行きに対する不透明感**が強い。
- ・東日本大震災は、広範な地域に多大な人的・物的被害をもたらし、直接的な被害は少なかった静岡県においても、サプライチェーンの寸断や計画停電、自粛ムードによる需要減少などの影響により、**企業活動は一時的に停滞**を余儀なくされた。
また、**風評被害や旅行需要の冷え込み**により、平成 23 年 3 月の観光交流客数は、前年同月から 264 万人減少するなど、観光関係の景況の強い下押し圧力となった。機動的な観光誘客対策等により宿泊客数については、平成 23 年 9 月には前年を上回ったものの、外国人観光客数は回復しておらず、震災の影響の解消には至っていない。
- ・こうした厳しい経済情勢の下、今後も本県経済を持続的に発展させていくには、従来型の産業に加えて、環境関連産業、新エネルギー等の次世代型成長産業など、新たな成長産業を育成し**国内外の需要の変化に対応した多極的な産業構造を構築**する必要がある。

実質経済成長率の推移（全国・静岡県）



(注) 平成 21 年度以前の数値は確報値、平成 22 年度の数値は速報値

(資料) 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」、静岡県企画広報部統計利用課「静岡県の県民経済計算」

県内実質経済成長率（速報値）

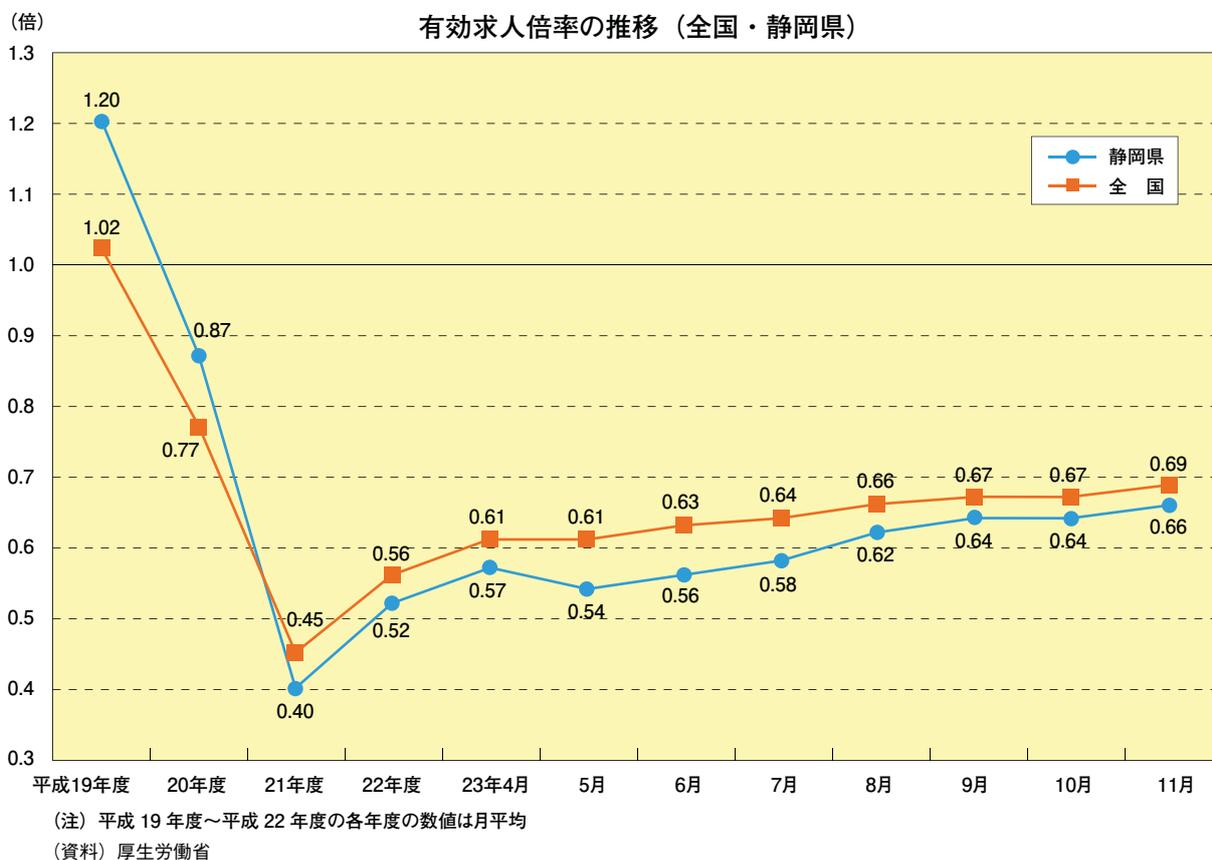
(%)

区 分	平成 22 年度				平成 23 年度	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期
	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月
経済成長率（前年同期比）	5.4	6.3	4.8	0.2	0.7	2.9

(資料) 静岡県企画広報部統計利用課「静岡県の四半期別 GDP 速報」

○ 静岡県の雇用情勢

- ・平成20年9月のリーマンショックにより急速に悪化した本県の有効求人倍率は、1.0を大きく割り込み、平成21年8月以降、緩やかながら回復基調にあるものの、全国平均を下回る状態が続いており、**雇用情勢は依然として厳しい状況**にある。
- ・平成22年度大学新卒者の就職内定状況は、**過去最低の水準**にある。その背景には、景気要因とともに、学生の安定志向が根強い中、大企業に希望者が押し寄せ、一方で中小企業は採用しなくてもできないという、雇用のミスマッチがある。
- ・長引く県内雇用情勢の低迷に加え、東日本大震災や円高などの影響に対応するため、的確かつ効果的な雇用対策が求められており、**成長産業、新産業の振興や地域基幹産業の活性化などによる雇用の創造**を図り、力強く底力のある労働市場を築いていく必要がある。



平成22年度 新卒者の就職内定状況

(人、%)

区分	静岡県（高校6月末・大学3月末）			全国（高校3月末・大学4月1日）		
	求職者数	就職内定者数	内定率(前年同期比)	求職者数	就職内定者数	内定率(前年同期比)
高校生	6,003	5,965	99.4 (+0.3)	156,648	149,132	95.2 (+1.3)
大学生	5,160	4,485	86.9 (▲2.3)	(推計値) 371,000	(推計値) 337,000	91.0 (▲0.8)

(資料) 厚生労働省、文部科学省公表数値

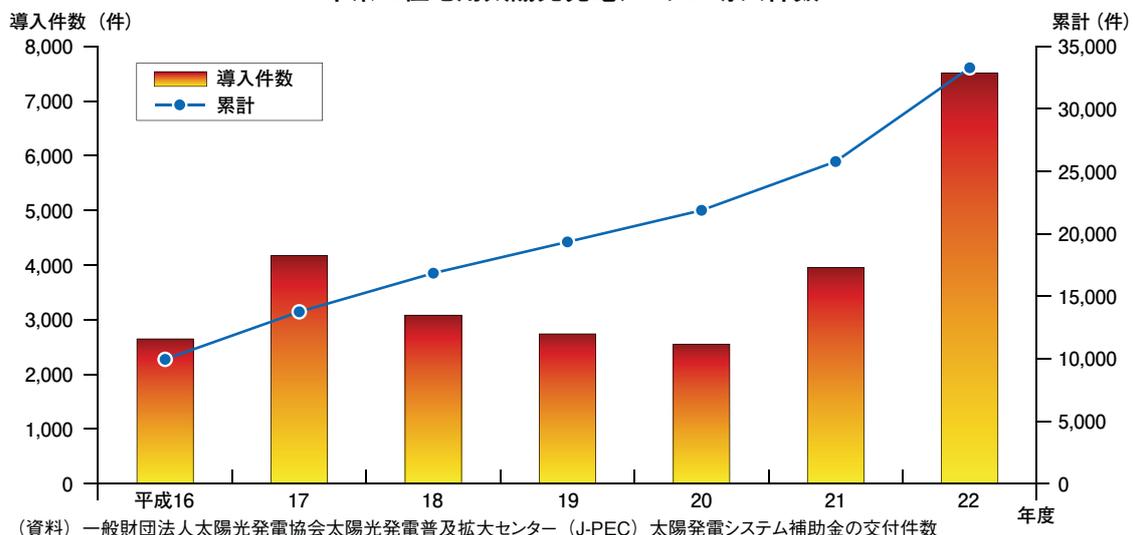
○ 東日本大震災の発生～震災からの教訓～

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまで個別に発生すると考えられてきた震源域が複数連動することにより、非常に大きな地震と津波が発生し、2万人近くの尊い命が失われるなど、戦後最悪の自然災害となった。
- ・静岡県では、国の東海・東南海・南海地震が連動した際の被害想定にあわせて**第4次地震被害想定**を平成24年度中に取りまとめるほか、**県地域防災計画の修正、地震対策アクションプログラムの修正、津波対策アクションプログラム（中長期対策編）**の策定を行うなど、地震、津波等への備えを一層強化していく。
- ・また、政府の**浜岡原子力発電所の全号機停止の要請**を受け、営業運転を行っていた3号機と4号機が5月に停止し、**全号機が停止**した。
- ・浜岡原子力発電所については、福島第一原子力発電所の事故の原因に関し、これまで明らかにされた知見はもとより、今後明らかにされる知見も踏まえた安全対策を、一つずつ段階を踏んで実施していくことが重要である。
県は、事業者が取り組む安全対策について、国に厳正な評価、確認を求めるとともに、**静岡県防災・原子力学術会議を中心に県としての検証を行う**。
- ・東日本大震災等に伴う電力供給の減少を踏まえ、本県の豊かな自然資源を最大限に活用した**新エネルギー等の導入を促進**し、分散自立型のエネルギー体系への転換による**エネルギーの地産地消**に向けた取組が必要である。



津波対策水門の整備

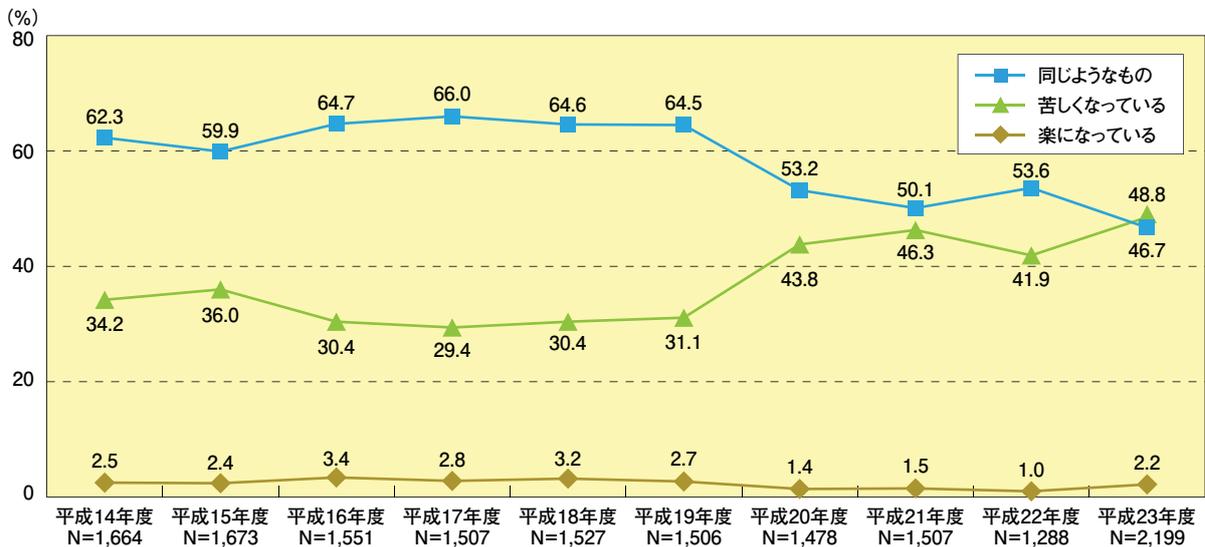
本県の住宅用太陽光発電システム導入件数



○ 県民意識の動向

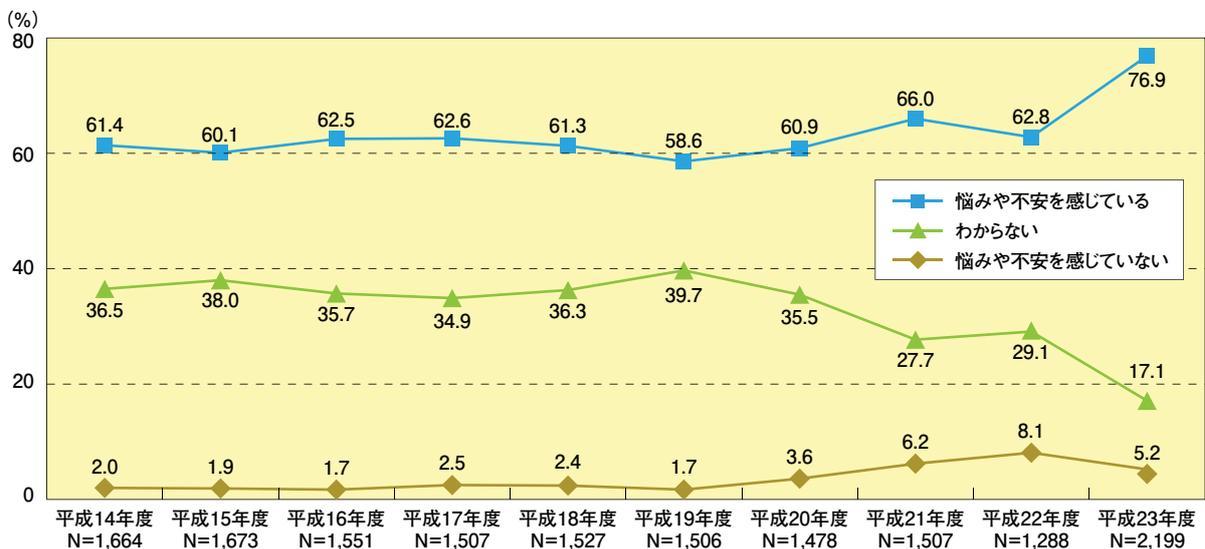
- 平成23年度の県政世論調査では、生活について「苦しくなっている」と感じている県民が、過去最高だった平成21年度の46.3%を上回る**48.8%**に達した。また、同調査において、日常生活の中で「悩みや不安を感じている」人についても、**76.9%**と、調査開始以来最高値となり、特に東海地震などの災害に対する悩みや不安を感じている人の割合が大きく増加している。
- 東海地震等、大規模地震に対する将来への不安や現下の厳しい経済状況等を踏まえ、県民の暮らしに直結する様々な課題に迅速に対応していくためにも、常に総合計画に盛り込んだ施策の効果を計り、見直しを行いながら、より効果的な施策展開を図っていく必要がある。

生活についての意識【暮らし向き】



(資料) 静岡県企画広報部広報課「県政世論調査」

生活についての意識【日常生活の悩みや不安の有無】



(資料) 静岡県企画広報部広報課「県政世論調査」

3 総合計画評価

- 評価の全体概要
- 「戦略」・「戦略の柱」ごとの評価
- 評価結果を踏まえた基本計画の見直しの概要

静岡県総合計画の構成と特徴

- 静岡県総合計画は、平成 22 年度からおおむね 10 年間の「基本構想」と、当初 4 年間（平成 22 年度～平成 25 年度）の具体的な取組をまとめた「基本計画」で構成している。
- 目標である「県民幸福度の最大化」を達成するため、9つの戦略ごとに、その実現に向けた目的と手段の体系を構築するとともに、主な担い手としての部局を位置付け、“ふじのくに”づくりの道筋を明確化した。
- また、数値目標を明示（基本構想 32、基本計画 161）するとともに、主な取組については、年次を追って取組内容が明らかになるよう、4 年間の工程表を盛り込んだ。

基本構想

<平成22年度からおおむね10年間を想定>

1 計画の基本方針

<基本理念> 富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり

<目指す姿> 「県民幸福度」の最大化を目標とした、

「住んでよし 訪れてよし」「生んでよし 育ててよし」「学んでよし 働いてよし」の理想郷

2 “ふじのくに”づくりの戦略体系

3 県民幸福度の最大化に向けた重点取組

4 地域づくりの基本方向

基本計画

<平成22年度～25年度>

◆基本構想をホップ、ステップ、ジャンプで実現していくための、最初の4年間における具体的な取組の明示

9つの戦略と担い手

1 「命」を守る危機管理 **危機管理・災害対策**

“ふじのくに”の
徳のある人材の育成

2-1 「有徳の人」づくり

教育

2-2 「憧れ」を呼ぶ
“ふじのくに”づくり

文化・観光

“ふじのくに”の
豊かさの実現

3-1 一流の「ものづくり」と「もの
づかい」の創造 **経済産業**

3-2 「和」を尊重する暮らしの形成
くらし・環境

3-3 「安心」の健康福祉の実現
健康福祉

“ふじのくに”の
自立の実現

4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ
「基盤」づくり **交通基盤**

4-2 「安全」な生活と交通の確保
防犯・警察

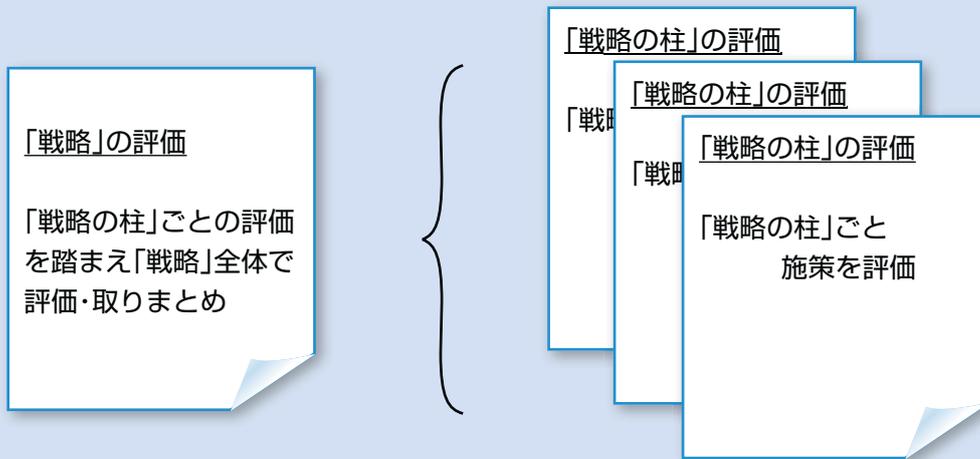
4-3 地域主権を拓く「行政経営」
経営管理・企画広報

計画実現に向けた目的と手段の体系、数値目標と工程表



評価の構成イメージ

評価は9つの「戦略」と38の「戦略の柱」ごとに実施



「数値目標」の達成状況、「参考指標」の推移、「主な取組」の進捗状況区分

<「数値目標」の達成状況区分>

別表1

区分	達成状況		
A	目標達成又は早期実現が可能		
B	目標達成に向け、順調に推移	B ⁺	現状値が目標設定時の推移の想定以上であり、目標達成が見込まれる
		B	現状値から判断し、目標達成が見込まれる
		B ⁻	現状値に若干の遅れが見られるが、目標達成は十分可能と見込まれる
C	目標達成に向け、より一層の推進を要する		
D	目標達成困難		
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等		

<「参考指標」の推移区分>

別表2

区分	推移
↗	増加傾向(ただし、減少が望ましい参考指標にあつては、減少傾向を表す)
→	維持・横ばい傾向
↘	減少傾向(ただし、減少が望ましい参考指標にあつては、増加傾向を表す)

<「主な取組」の進捗状況区分>

別表3

区分	進捗状況
◎	前倒しで実施中
○	計画どおり実施中
●	計画より遅れており、より一層の推進を要する

“ふじのくに”の徳のある人材の育成

2-① 「有徳の人」づくり

1 戦略の目標と体系

学校で学び、仕事や生活の現場から学び、芸術に接し、より良い生き方を学ぶ「一に勉強、二に勉強、三に勉強」という生涯を通じて学ぶ姿勢を醸成し、学校や家庭、職場や地域が連携して、「文・武・芸」三道のいずれをも尊ぶ人材の育成を目指す学校づくりをはじめ、子どもから大人まで、人生のそれぞれの段階に応じた「学びの場」を提供し、各分野で活躍する多種多様な人材が育つ環境を整える。

「有徳の人」づくり

1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり

2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

3 生涯学習を支える社会づくり

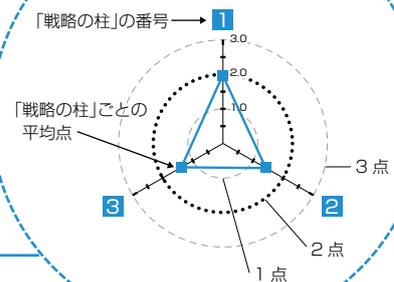
評価の読み方
「戦略の柱」へ

2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	評価外
1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり			1				1
2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり		1	3		6		
3 生涯学習を支える社会づくり		1	1		4		1
計		2	5		10		2

- 「困っている人がいるときは手助けをすると答える児童生徒の割合」は向上しており、「有徳の人」の育成に向けた取組の成果が表れている。
- 一方、「授業が分かる」と答える児童生徒の割合は増加しているが、「学校が楽しい、信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合はやや横ばいの状態にあり、全国規模の学力調査においても、成果が十分表れていない状況があることから、目標の達成に向けて、「確かな学力」の育成、「頼もしい教職員」の育成、魅力ある学校づくりの推進などに、引き続き、着実に取り組む必要がある。

《戦略の柱ごとの達成状況》



「数値目標の達成状況」の集計

- 「戦略の柱」で明示した達成状況を達成状況区分で集計

「数値目標の達成状況」の説明

- 数値目標の推移が見込みを上回っているものや、遅れているものを中心に説明

達成状況のレーダーチャート

- 「達成状況」を以下の基準で数値化し「戦略の柱」ごとに平均点を算出
- 「戦略の柱」ごとの達成状況が「戦略」全体として比較対比できるようにレーダーチャートとして図化
(A=3.0 B⁺=2.5 B=2.0 B⁻=1.5 C=1.0 D=0)

3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり		1	
2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり	1	22	
3 生涯学習を支える社会づくり		4	
計	1	27	

- 主な取組については、おおむね計画どおり進捗している。
- 学校支援地域本部の設置促進、静岡式 35 人学級編制などにより、自然体験・社会体験・社会貢献活動の推進、学校・家庭・地域の連携強化、学校におけるきめ細かな指導の充実などの取組が進んでいる。
- ICT教育推進のための情報教育機器の積極的な更新整備など、「分かる授業」の実現に向けた取組を進めた。

4 進捗評価

- 家庭の教育力の向上や幼児教育の充実への取組により、児童生徒の朝食の摂取率や学校関係者評価の実施・公表率は順調に推移しており、人間形成の基礎づくりは着実に進捗している。
- 「困っている人がいるときは手助けをすると答える児童生徒の割合」は順調に推移しており、徳のある人間性の育成に向けて順調に進捗しているものの、「学校が楽しいと応える児童生徒の割合」、「新体力テストで全国平均を上回る種目の割合」、「全国規模の学力調査で平均を上回る科目の割合」などは横ばいで推移するなど、「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくりについては、より一層の推進が必要である。
- 「青少年の規範意識が高まっていると感じる県民の割合」は、順調に推移しており、青少年の健全育成は着実に進捗しているが、「余暇時間に学習した人の割合」や「地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合」はやや減少したほか、「大学院の取容率」は横ばい、「受託研究・共同研究の金額」は減少で推移するなど、生涯学習を支える社会づくりにより一層取り組む必要がある。

5 今後の方針

- 人間形成の基礎が育まれる幼児期の教育環境を充実するためには、家庭の教育力の向上を図るとともに、幼稚園等における教育の充実に努める必要がある。
このため、各市町や学校の実情に応じた「親学」の実施を促進するとともに、家庭教育の効果的な支援の在り方について検討を進める。また、幼稚園等において、保護者や地域の理解と参画を推進し、教育活動の改善を図っていく。

「主な取組の進捗状況」の集計

- 「戦略の柱」ごとに明示した「主な取組」の進捗状況を進捗状況区分ごとに集計

進捗評価

- 「戦略の柱」ごとの評価内容を踏まえ「戦略」の目的に照らし進捗状況を評価

今後の方針

- 「戦略の柱」ごとの今後の施策展開を踏まえた「戦略」全体の今後の方針

評価の読み方「戦略の柱」

「戦略の柱」の名称

2-1-2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

「戦略の柱」の目的

目的 子どもの将来における可能性を培う基礎となる、徳のある人間性の育成を図り、勉強、スポーツ、芸術の各方面での子どもの能力の向上を目指す。

「戦略の柱」を構成する「施策の方向」の名称及び目的

施策の方向 (1) 徳のある人間性の育成
目的 学校・家庭・地域の連携のもと、自然や社会の中での体験活動や、芸術や文化、読書等に親しむ機会の充実を図り、心身の調和のとれた「徳のある人」を育てる。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合	(H21) 小80.9% 中77.9% 高72.8%	(H22) 小82.6% 中78.3% 高76.6%	小 85% 中 83% 高 80%	B

参考指標	経年変化			推移
社会貢献(奉仕)活動を学校行事や総合的な学習の時間、学年設定科目などで実施した学校の割合	(H20) 小72.8% 中71.2%	(H21) 小71.4% 中77.5%	(H22) 小76.4% 中71.1%	→

2 進捗評価

- 地域との連携による子どもの発達段階に応じた体験活動の定着等により、「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合は向上しており、徳のある人間性の育成はおおむね順調に進んでいる。
- 「学校が楽しいと答える児童生徒の割合」や「新体力テストで全国平均を上回る種目の割合」は、横ばいの状態である。また、「授業が分かる」と答える児童生徒の割合は増加しているが、全国規模の学力調査において、その成果が十分表れていない状況にある。勉強、スポーツ、芸術の各分野における子どもの能力の向上を図るためには、より一層の取組を要する。

3 今後の施策展開

- 徳のある人間性と健やかでたくましい心身の育成を図るためには、子どもが様々な体験活動を体験する機会の充実や、きめ細かな指導を一層推進するとともに、教職員の指導力の更なる向上に努める必要がある。また、安全・安心な教育環境の整備も重要な課題である。
このため、地域との連携のもと、**自然体験活動や社会貢献活動、舞台芸術の鑑賞などの多様な体験活動を一層推進**するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して、**問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応**に努めていく。
さらに、**静岡式 35 人学級編制によりきめ細かな指導を充実**するとともに、「分かる授業」を実現することにより「**確かな学力**」の育成を図る。
これらの取組を体系的に推進することにより、「**文・武・芸**」三道の鼎立を目指す。

数値目標

- 総合計画に示した施策の成果を表す指標
- 基準値 目標値設定の基準とした計画策定時の実績値
- 現状値 評価時直近の実績値
- 目標値 計画の目標年度に達成を目指す目標値
- 達成状況 別表1(13ページ)の「達成状況区分」により数値目標の達成状況を表示

参考指標

- 施策の成果を表す数値目標を補完し多角的に施策の効果を図るための指標
- 別表2(13ページ)の推移区分により指標の経年変化を表示

進捗評価

- 数値目標の現状値及び参考指標の推移を踏まえた施策の成果に対する進捗状況評価

今後の施策展開

- 進捗評価を踏まえ、今後、施策の重点化や見直しを図る内容

2-1-2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

4 取組の実績

(1) 徳のある人間性の育成

○自然体験・社会体験・社会貢献活動の推進

○小・中学校での自然体験や社会体験等を推進するため、「大地に学ぶ」農業体験推進事業のほか、一校一農園推進事業の紹介や、体験活動に関する実態調査等を実施し、自然体験学習や社会貢献活動の推進に取り組んだ。自然体験学習については、小学校 85.5%、中学校 56.0%で実施し、社会貢献活動については、小学校 76.4%、中学校 71.1%で実施するなど、教育課程への位置付けが進んでいる。高等学校においては、部活動、ホームルーム活動、生徒会等、小集団を単位とした社会貢献活動を推進しており、教育委員会では各高等学校の活動予定や参加可能な活動を取りまとめ、学校教育課ホームページに掲載して一層の推進を図ることとした。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
環境保全活動や自然保護活動など、地域の自然を生かした活動の推進	計画	地域の自然を生かした活動の現状の把握	地域の自然を生かした活動の広報及び実施校の拡大			○
	実施状況等	自然体験学習等は全小中学校で実施済み	特色ある取組についての広報			

取組の実績

○平成22年度に実施した取組の内容

主な取組の工程表

○主な取組の計画期間における具体的内容について年次を追って計画内容と実績内容を明示

○別表3(13ページ)の「進捗状況区分」により取組の進捗状況を表示

評価の全体概要

1 総括評価

- 基本計画に掲げる161の数値目標のうち、実績数値の確定している125の数値目標について、達成度の評価を行った結果、全体の約7割が目標達成に向け着実に推移している。工程表において4年間の取組内容を明示した「主な取組」については、360の取組のうち、355の取組が順調に推移している。
- 数値目標の達成状況や主な取組の進捗状況から判断すると、計画全体としては、順調に推進が図られているが、観光交流分野や経済産業分野の数値目標については、東日本大震災の影響（風評被害等による旅行需要の冷え込み）や厳しい経済・雇用情勢を反映した結果となっている。
- 観光交流分野や経済産業分野などC評価となった40の数値目標、進捗に遅れのある5つの主な取組については、より一層の推進を図るとともに、A評価のうち目標を達成した2つの数値目標（「外国人宿泊数」、「国際交流提携数」）については、数値目標の上方修正を行うなど、更なる施策推進を図り、総合計画の早期実現に向けた取組を進めていく。
- 危機管理・災害対策分野の数値目標については、おおむね順調に推移しているが、東日本大震災で明らかになった課題等を踏まえ、今後、一層の取組を進めていく。

2 数値目標の達成状況

<戦略別 数値目標の達成状況>

戦 略	数値目標の達成状況区分							
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	-	計
1 「命」を守る危機管理	2	9	1	2	2	0	6	22
2-1 「有徳の人」づくり	0	2	5	0	10	0	2	19
2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり	4	2	10	2	12	0	9	39
3-1 一流の「ものづくり」と「ものづくり」の創造	0	5	5	2	6	0	5	23
3-2 「和」を尊重する暮らしの形成	0	4	5	2	6	0	7	24
3-3 「安心」の健康福祉の実現	0	2	5	2	6	0	7	22
4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	0	1	2	7	4	0	4	18
4-2 「安全」な生活と交通の確保	0	6	0	1	2	0	0	9
4-3 地域主権を拓く「行政経営」	0	5	1	2	1	0	3	12
計(再掲含む)	6	36	34	20	49	0	43	188
		90						
計(再掲除く)	(5)	(31)	(31)	(18)	(40)	(0)	(36)	(161)
		(80)						

3 主な取組の進捗状況

<戦略別 主な取組の進捗状況>

戦 略	主な取組の進捗状況区分			
	◎	○	●	計
1 「命」を守る危機管理	4	38	0	42
2-1 「有徳の人」づくり	1	27	0	28
2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり	1	49	2	52
3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	1	58	1	60
3-2 「和」を尊重する暮らしの形成	5	38	0	43
3-3 「安心」の健康福祉の実現	0	88	3	91
4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	1	25	0	26
4-2 「安全」な生活と交通の確保	0	17	0	17
4-3 地域主権を拓く「行政経営」	0	11	0	11
計(再掲含む)	13	351	6	370
計(再掲除く)	(12)	(343)	(5)	(360)

「戦略」・「戦略の柱」ごとの評価

- 1 「命」を守る危機管理
- 2-1 「有徳の人」づくり
- 2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり
- 3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造
- 3-2 「和」を尊重する暮らしの形成
- 3-3 「安心」の健康福祉の実現
- 4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり
- 4-2 「安全」な生活と交通の確保
- 4-3 地域主権を拓く「行政経営」

1 「命」を守る危機管理

1 戦略の目標と体系

減災力や地域防災力の充実強化を図るとともに、災害に強い地域基盤の整備など総合的な危機管理を推進し、災害や被害が発生した場合には、県、国、市町、住民、企業、関係団体が一丸となり総力をあげて、的確に応急対策を施し、早期の復旧・復興を図る。

さらに、これまで培ってきた防災対策のノウハウを国内外に発信し、国際貢献に努める一方、防災交流を通じて、本県の防災力をより一層強化する。

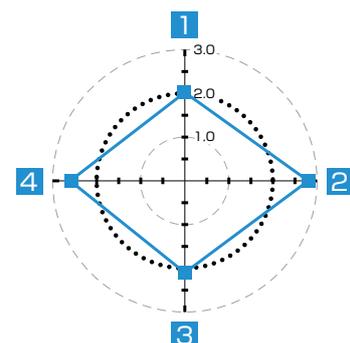


2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	評価外
1 減災力の強化		6		2	2		4
2 地域防災力の充実・強化	2	1					1
3 防災力の発信			1				
4 災害に強い地域基盤の整備		2					1
計	2	9	1	2	2		6

- 数値目標はおおむね順調に推移しているが、特に、減災力の強化や災害に強い地域基盤の整備に向け、東日本大震災で明らかになった課題等を踏まえ、一層の取組が必要である。
- 大規模災害発生時に災害対応を行うことのできる人材育成数は順調に推移しており、特に、「防災に関する知事認証取得者」等は、前倒しの目標達成が見込まれるなど、地域防災力の強化が着実に進んでいる。

《戦略の柱ごとの達成状況》



3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 減災力の強化	2	21	
2 地域防災力の充実・強化	2		
3 防災力の発信		2	
4 災害に強い地域基盤の整備		15	
計	4	38	

- 主な取組については、計画どおり推進しており、命を守る危機管理への取組を着実に進めた。
- 地震対策アクションプログラムの推進や、総合防災情報システムの整備、木造住宅の耐震化の推進のほか、市町と連携した避難所生活に関するルールづくりや 90 余の民間事業所と協定を締結するなど、官民の連携・協働により、減災力の強化を図っている。
- また、地域防災力の強化に向け、東海地震等大規模災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることのできる人災育成を加速したほか、児童生徒を対象とした次世代の地域防災の担い手の育成等の取組を進めた。
- あわせて、中国東方航空との災害救援物資応援協定の締結などにより防災力の発信に着実に取り組むとともに、高潮の被害を軽減する海岸保全施設等の整備をはじめとする災害に強い基盤整備も着実に推進している。

4 進捗評価

- 地域防災計画の推進を図り、危機管理体制の強化、東海地震等地震災害・火山災害対策等の取組は、おおむね順調に進んでいる。
- 大学等高等教育機関と連携して防災対策の普及啓発を行い、災害発生時に自ら行動し、地域住民に対する指導を行うことができる防災専門家を育成するなど、人材の育成は順調に進んでいる。
- 「しずおか防災コンソーシアム」の事業等を国内外へ広く情報発信を行ったほか、静岡県防災センターへのアジア各国等からの来館者数が前年度から7倍となるなど、本県の防災力の認知度が高まっている。
- 中国東方航空と災害救援物資輸送協定を締結し、今後の韓国や台湾との相互応援協定の締結に向け、おおむね順調に進んでいる。
- 浜岡原子力発電所の安全に関する課題について、公開の場で事業者から説明を求めるとともに、静岡県防災・原子力学術会議において専門家の意見を聴くなど、情報公開の徹底と県としての検証が進んでいる。
- 地震災害や風水害、土砂災害等による被害を最小限に抑えるための各種社会基盤整備事業については、優先的に対策を進めている緊急輸送路橋梁 247 橋のうち、147 橋の耐震対策が完了するなど、目標達成に向けおおむね計画通りに進捗している。

- 耐震水門の建設や河川堤防の嵩上げなど、想定される東海地震による津波被害を軽減するための対策は着実に進んでいる。
- 海岸整備については、侵食速度が速い箇所に重点的に投資し、高潮や波浪による浸水被害から背後地を防護するなど、確実に取組は進捗している。
- 港湾海岸については、海岸保全施設の耐震化並びに港湾の耐震強化岸壁の整備を計画的に行い、着実に進んでいる。

5 今後の方針

- あらゆる危機事案から県民の生命や財産を守るため、新たに“ふじのくに”危機管理計画を策定し、市町との連携強化、情報の見える化、防災行政無線のデジタル化、住宅等の耐震化など、一層の危機管理体制の強化を図る。
- 東日本大震災による被害の甚大さや想定を超える津波の発生を踏まえ、地震等への備えを一層強化する必要がある。
このため、**県津波対策検討会議を設置**し、本県の津波対策の総点検を行うとともに、県学術会議「津波分科会」から科学的な知見等を受け、「**ふじのくに津波対策アクションプログラム**」を策定し、プログラムの着実な推進を図っていく。
また、津波対策検討会議の中で、津波対策の当面の整備方針が、緊急度の高い箇所の早期完成を図るとされたことから、効率的・効果的な整備に努めるとともに、国土交通省等で検討を進めている**新しい技術指針に沿った施設の補強**を進めていく。
加えて、**平成 23 年 9 月に策定した「ふじのくに津波対策アクションプログラム（短期対策編）」**に基づき、社会基盤整備を可能な限り前倒しして実施していく。
- 東日本大震災を踏まえ、**平成 24 年夏頃に取りまとめが予定されている、国の大規模地震の被害想定を受け、県地域防災計画、被害想定、地震対策アクションプログラム、広域受援計画を修正**するなど、「命」を守る危機管理の一層の推進を目指す。
- 東日本大震災発災後、**岩手県遠野市に現地支援調整本部を開設**し、被災地が求めるニーズを把握しながら集中的に一体となった支援を行った。
遠隔地自治体の支援は、**特定の市町村を集中的に支援する「静岡方式」**が有効であり、広域災害に対応した新たな支援の枠組みづくりを国に働きかけていく。
- 自主防災組織の活性化のため、災害発生時に自ら行動し、地域住民に対する指導を行うことができる人材が必要である。
このため、「**防災に関する知事認証取得者**」等の**目標の前倒しの達成**を目指すなど、**自らの判断で的確に行動できる人材の育成を推進**していく。
また、新たに女性・外国人・学生などを対象として、受講者の知識や技能に応じた研修の実施により、**地域防災の担い手の底辺拡大や質的向上を図るとともに、児童生徒を対象に次世代の防災リーダーとなりうる人材の育成**を図っていく。

① 「命」を守る危機管理

- 東日本大震災の発生を受け、被災地支援における**富士山静岡空港の防災拠点としての必要性が改めて認識されたため、県外からの支援部隊の集結拠点や広域搬送の中継拠点などの一層の機能強化**に取り組む。
- 浜岡原子力発電所の安全対策については、福島第一原子力発電所事故の原因に関する新たな知見等を踏まえた実施と評価・確認が必要である。
このため、**原子力発電所の津波対策**はもとより、地震対策等も含めて、事業者には適切な対応を、国には厳正な評価・確認を求めるとともに、**静岡県防災・原子力学会議を中心に県としての検証**を行う。また、こうした過程を**県民に徹底して情報公開**していく。
- 食品等の放射性物質汚染が社会問題化し、食品の安全及び安心の確保が必要となっている。
このため、**県内に流通する農畜水産物や加工食品等に対する放射性物質検査を強化**し、汚染食品を排除するとともに、検査結果等を公表し、**食品の安全確保及び信頼度の向上**を図る。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

あらゆる危機事案に対して迅速・的確に対応できるよう、“ふじのくに”危機管理計画を策定するとともに、減災力の強化、危機全般に対する備えの一層の充実を図る。

施策の方向 (1) 危機管理体制の強化

目的 かけがえのない県民の生命、身体及び財産に対する直接的かつ重大な被害を防止し、又は被害を軽減するため、県及び市町の危機管理体制の強化を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
危機管理全般に対する一元的な管理体制を構築している市町の割合	(H22) 43%	(H23.4月) 69%	100%	B ⁺
地震関連情報等一斉配信システムに登録している県職員の割合	(H22.11月) 86%	(H23.4月) 93%	100%	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
危機管理情報の発信	—	(H21) 26件	(H22) 26件	→
30分以内の参集率	(H20) 35%	(H21) 39%	(H22) 37%	→

施策の方向 (2) 東海地震等地震災害・火山災害対策

目的 東海地震から一人でも多くの県民の命を守るため、自助、共助、公助による戦略的な地震対策を推進するとともに、火山防災対策を推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
東海地震で想定される死者数 (第3次地震被害想定 約5,900人)	(H20) △1,521人	今後公表	(H27) 半減	—
住宅の耐震化率	(H20) 79.3%	今後公表	(H27) 90%	—

参考指標	経年変化			推移
家具の固定	(H17) 58.5%	(H19) 62.7%	(H21) 69.3%	↗
家屋耐震診断の実施	(H17) 17.8%	(H19) 12.8%	(H21) 12.4%	→
住宅耐震補強助成戸数(平成14年度からの累計)	(H20) 9,340戸	(H21) 10,922戸	(H22) 13,621戸	↗
特定建築物の耐震化率	(H20) 80.7%	(H21) 82.0%	(H22) 84.2%	↗

施策の方向 (3) 火災予防・救急救助対策

目的 火災の未然防止を図るとともに、消防救急体制の充実・強化や産業保安対策を推進するほか、傷病者の救急搬送及び受入れをより円滑・迅速に実施できる体制を構築する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
住宅用火災警報器の整備率	(H21) 60%	(H22) 65%	100%	B ⁻
救急隊が現場に到着してから、傷病者を医療機関に収容するまでの時間	(H21) 25.6分	(H22) 26.6分	20分	C

参考指標	経年変化			推移
火災による人口10万人当たり死者数	(H20) 1.27人	(H21) 1.06人	(H22) 1.46人	→
救急救命士数	(H20) 433人	(H21) 469人	(H22) 494人	↗
広域化後の消防本部数	(H20) 26	(H21) 26	(H22) 26	→

施策の方向		(4) 原子力発電所の安全対策			
目的	浜岡原子力発電所の運転状況、周辺への環境放射線の影響を確認し、関係情報を県民に広く公開、提供するとともに、万一の災害発生に備え、関係機関との連携体制、災害応急体制等の充実・強化を図る。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
人為的ミスによる事故の発生件数		—	(H22) 2件	0件	C
事故・トラブルに関する情報公開率		—	(H22) 100%	100%	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
原子力防災訓練の開催	(H20) 1回	(H21) 1回	(H22) 1回	→
原子力防災訓練の参加者数	(H20) 約880人	(H21) 約1,000人	(H22) 約2,350人	↗

施策の方向		(5) 国民保護対策			
目的	武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態から被害を最小限に抑えることができる体制整備を図るため、国民保護計画に基づく危機管理体制の整備を推進する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
静岡県国民保護計画の認知度		(H19) 36%	今後公表	50%	—

参考指標	経年変化			推移
国民保護訓練の開催	(H20) 1回	(H21) 0回	(H22) 1回	→

施策の方向		(6) 健康危機対策			
目的	感染症対策を推進するとともに、食品の安全や生活衛生の確保のための監視・指導體制の充実・強化を図るほか、薬物の乱用を防止するため、総合的な対策を推進する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
結核等の感染症の集団発生件数		(H21) 1件	(H22) 0件	0件	B ⁺
人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数		(H21) 20.0人	(H22) 15.5人	10人以下	B ⁺
レジオネラ症等患者発生原因施設の割合		(H21) 0%	(H22) 6.3%	0%	B ⁻
薬物乱用者数		(H21) 581人	(H22) 528人	年間500人 以下	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
感染症患者届出数(二・三類)※	(H20) 710件	(H21) 772件	(H22) 857件	↘
食品衛生監視率(営業許可を要する施設)	(H20) 97.9%	(H21) 99.9%	(H22) 95.7%	→
旅館業等立入指導実施率(2年で一巡)	(H20) 87.9%	(H21) 90.8%	(H22) 85.5%	→
薬物乱用防止啓発参加者数	(H20) 252,041人	(H21) 275,723人	(H22) 273,171人	→

※二類：結核等の5疾病 三類：腸管出血性大腸菌感染症(O157等)等の5疾病

施策の方向		(7) その他の危機事案への対策			
目的	県民の生命、身体及び財産に関わる危機事案に関して、予防対策や被害軽減対策、応急対策を実施するための体制整備を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	各種危機事案発生に対応した行動計画等の策定率	—	今後公表	100%	—

参考指標	経年変化			推移
危険物事故による死傷者数	(H20) 0人	(H21) 0人	(H22) 0人	→

2 進捗評価

- 災害時の意思決定システムの統一化、機動的な組織体制の構築、情報の一元的な発信を前倒しで実施したことにより、県及び市町の危機管理全般に対する一元的な管理体制の構築を着実に推進したほか、「地震関連情報等の一斉配信システムへの県職員の登録率」は前年度に比較し大幅に向上しているなど、県及び市町の危機管理体制の一層の強化に取り組んだ。
- 人材育成研修において、外国人県民を対象に防災研修を実施するとともに、出前講座を実施している。
- 発災後 72 時間以内の負傷者救出、救助や避難者等への対応の迅速化を図るため、道路、ヘリポート、救護所、避難所に関する情報のデータベース化により、市町や防災関係機関との共有化が推進されている。
- 市町等と連携した戸別訪問等に取り組んだことにより、耐震補強助成が平成 22 年度は単年度で 2,699 戸、平成 14 年度からの累計で 13,621 戸を実現するなど、耐震化の目標達成に向け、順調に推移している。
- 断水した時の代替水としての井戸に関するデータベースの整備に加え、ライフライン事業者に対し被災後の早期復旧を想定した防災訓練を実施するとともに、避難所生活に関するルールづくりを市町等と連携して推進するなど、被災後の県民生活の支援体制の整備に着実に取り組んだ。
- 「住宅用火災警報器の整備率」はおおむね順調に推移しているものの、医療機関との連携により、傷病者の救急搬送及び受入れをより円滑、迅速に行う体制を検証するなど、火災予防・救急救助対策により一層取り組む必要がある。
- 浜岡原子力発電所における事故・トラブルについては、事象の内容だけでなく、その原因や再発防止策についても、報道機関に公開の下、事業者から説明を求めるなど、厳正な対応を行ったほか、発電所の地震対策や津波対策などを議題とする静岡県防災・原子力学術会議を公開で開催する等、情報公開とともに、原子力発電所の安全対策を推進した。
- 県国民保護計画の変更に伴い、ホームページに公表するなどして周知を図るとともに、住民を安全に避難させるための訓練を実施するなど、武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態の被害を最小限に抑える体制整備の推進に努めた。
- 「結核等の感染症の集団発生件数」は 0 件を維持しているほか、計画的な食品衛生監視指導及び食品検査の結果、「人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害者数」は目標達成に向けおおむね順調に推移しているなど、健康危機管理対策は着実に進んでいる。
- 様々な危機事案に関する訓練を実施し、災害が発生した際の対応手順の確認などを検証するなど、関係機関との間で情報共有を行い、危機事案発生に対応して、常に最適な行動計画等の策定に努めた。

3 今後の施策展開

- 東海地震等の大規模災害をはじめ、あらゆる危機事案から県民の生命や財産を守るため、県地域防災計画の確実な推進などのほか、一層の危機管理体制の強化を図ることが必要である。
そのため、新たに“ふじのくに”危機管理計画を策定し、市町との連携強化、情報の見える化、防災行政無線のデジタル化、住宅等の耐震化などを推進していく。
- 東日本大震災では、想定を超える津波の発生により、東北地方の沿岸市町村を中心に甚大な被害が発生したため、国の中央防災会議では、地震や津波対策に関する専門調査会を設置して、防災基本計画を見直すこととしている。
また、内閣府では、東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合に備え、地震の揺れ、津波による死者や建物倒壊などの被害想定の見直しを行っているところである。
県としては、こうした国の検討結果を踏まえ、さらに、静岡県防災・原子力学会議に津波対策分科会を設置し、専門的・学術的な観点から御意見を伺いながら、県地域防災計画や被害想定等の見直しなどに取り組んでいく。
- 本県の津波対策については、平成 23 年 4 月に「静岡県津波対策検討会議」を設置し、沿岸市町の避難場所、避難経路、避難施設、津波避難ビルの耐震性、耐浪性、高さなどの避難計画の点検及び住民等の避難の徹底と、津波対策施設の機能点検の徹底などソフト面からハード面まで総点検を行った。
総点検の結果を踏まえ、静岡県防災・原子力学会議に設置した津波対策分科会から専門的・学術的な観点から御意見を伺い、「ふじのくに津波対策アクションプログラム」を策定し、短期的及び中長期的対策を、計画的に推進していく。
- 東海地震等の大規模災害が発生した場合、国は「東海地震応急対策活動要領」の中で、支援を担当する部隊や派遣規模等を定めている。
平成 24 年には新東名高速道路の供用開始が予定されていることから、自衛隊、緊急消防援助隊などの参加を得て、高速道路の東・中・西部にあるサービスエリアを集結拠点として、ヘリコプター等による被災現場への進出訓練を実施するなど、更に円滑な受援体制を整えるとともに、広域受援計画の見直しにも取り組んでいく。
- 東日本大震災発災後、静岡県では、岩手県遠野市に現地支援調整本部を開設し、大槌町、山田町を対象に、県と市町の職員が力を合わせて被災地が求めるニーズを把握しながら集中的に一体となった支援を行った。
遠隔地の自治体の支援については、本県が岩手県で行っているような、特定の市町村を集中的に支援する「静岡方式」を参考に、広域災害に対応した全国都道府県による新たな支援の枠組みづくりを国に働きかけていく。
- 発災直後には、陸路による支援が困難であったことから、富士山静岡空港を拠点として、人的及び物資支援を行った。また、他府県の消防防災ヘリコプターの燃料補給基地としての機能も果たすなど、大規模災害時における静岡空港の持つ役割の大きさを改めて認識した。
今後も、富士山静岡空港の防災拠点としての、県外からの支援部隊の集結拠点や広域搬送の中継拠点などの機能強化をより一層推進していく。
- 東海地震などの大規模災害発生時においては、民間事業者等との連携が必要であり、負傷者の救護、食料品や毛布などの生活必需品、緊急車両用の燃料の確保などの迅速な実施のため、医療関係団体、食料品の卸業者、運送業者、石油業協同組合など、90 余の民間事業所と協定を締結している。
災害が発生した場合に、官民が協力して迅速な応急対策を実行できるよう、毎年一回の全協定業者との意見交換会の開催や、訓練等を通じて協定業者との連携をより一層深めるとともに、新たな事業者等との協定の開拓にも努めていく。

- 浜岡原子力発電所の安全対策については、福島第一原子力発電所事故の原因に関する新たな知見等を踏まえた実施と評価・確認が必要である。
このため、**津波対策**はもとより、地震対策等も含めて、事業者には適切な対応を、国には厳正な評価・確認を求めるとともに、**静岡県防災・原子力学術会議を中心に県としての検証**を行う。また、こうした過程を**県民に徹底して情報公開**していく。
また、国の原子力安全委員会における防災指針など原子力防災対策の抜本的な見直しを踏まえ、**県地域防災計画（原子力対策編）を改定**するとともに、**該当する市町における防災計画の改定や新規策定を支援し、防災対策重点地域の拡大に対応**していく。
- 原発事故に起因する食品等の放射性物質汚染が社会問題化し、食品の安全及び安心の確保が必要となっている。
県内に流通する農畜水産物や加工食品等に対する**放射性物質検査を強化**し、暫定規制値を超える汚染食品を排除するとともに、**検査結果等を公表し、食品の安全確保及び信頼度の向上**を図る。
- 東日本大震災では情報通信設備が被災し広域にわたって通信障害が発生したため、災害情報の収集・伝達体制の強化を図る必要がある。
このため、県・市町等の老朽化した防災行政無線を最新の情報通信技術を取り入れたシステムに更新整備するとともに、エリアメールの活用、地図情報システム（GIS）の整備などにより、**県民との情報の「見える化」、「共有化」を推進し、多様な広報手段・情報伝達体制を確保**していく。

4 取組の実績

(1) 危機管理体制の強化

○危機管理に関する計画の推進

○「“ふじのくに”危機管理計画」は平成23年6月17日の防災会議で承認され、公表した。

○「地震対策アクションプログラム2006」(2006～2015)について見直しを行い、96のアクションに取り組んでいる。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
危機管理計画の策定	計画	計画策定 → 公表				○
	実施状況等		6月17日、防災会議で承認、公表済み			
「地震対策アクションプログラム2006」の推進	計画	進捗管理 →		中間見直し	進捗管理 →	◎
	実施状況等	平成22年度に見直しを実施	東日本大震災を受け、前倒し実施中			

○市町及び関係機関等との連携

○道路、ヘリポート、救護所、避難所に関する情報のデータベース化と電子地図を用いた総合防災情報システムを整備し、発災後72時間以内の救出・救助の対応の迅速化などのための情報の共有化を推進した。

○自衛隊やライフライン関係機関等と連絡会議や共同訓練を実施した。

○災害時応援協定を締結している団体や事業者との意見交換会を開催した。総務省「ICTを活用した地域連携強化事業」交付金を受け、災害情報の収集・発信、GISを用いた災害情報の可視化等の整備を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
総合防災情報システムの構築	計画	道路、ヘリポート、救護所、避難所に関する情報データベースの構築			総合防災システムを活用した情報の共有	◎
		市町や自衛隊、ライフライン関係機関との連携				
	実施状況等	道路、ヘリポート、救護所、避難所に関する情報データベースの構築		総合防災システムを活用した情報の共有		
		市町や自衛隊、ライフライン関係機関との連携				
7月から一部機能運用開始						

○大規模災害に備えた訓練の実施

○総合防災訓練をはじめ、県や市町職員の危機対策要員を対象とした各種訓練を年間を通じて実施した。

○地域で防災を担う方等を対象として、津波避難訓練、地域防災訓練を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
各種実践的な訓練 (総合防災訓練、 特化型訓練、 大規模図上訓練)	計画	毎年、計画的に実施				○
	実施状況等	4月21日、全職員参集訓練 8月31日～9月1日、総合 防災訓練 1月17日、大規模図上訓練	8月28日及び9月12日、 総合防災訓練実施			
自助・共助の訓練 (地域防災訓練、 DIG・HUGの 実施)	計画	毎年、計画的に実施				○
	実施状況等	7月3日、津波避難訓練 12月5日、地域防災訓練 各訓練に併せて、DIG及び HUGを実施	5月21日、緊急津波避難 訓練の実施			

※DIG…災害図上訓練 ※HUG…避難所運営ゲーム

○災害情報伝達機能の強化

- 最新の情報通信技術（ICT化）を活用した高度通信が可能となる**新たな防災通信ネットワークシステム**は、基本・実施設計作成作業が終了した。
- 道路、ヘリポート、救護所、避難所に関する情報のデータベース化と電子地図を用いた**総合防災情報システム**を整備し、発災後72時間以内の救出・救助の対応の迅速化などのための情報の共有化を推進した。
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）などの情報通信・伝達システムの維持、整備を行った。
- 外国人県民の危機管理対策を推進し、緊急時サポート体制の構築を図るため、外国語ボランティアバンク登録者を外国人防災セミナー研修会（全3回）に派遣した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
静岡県次期防災 通信ネットワーク システム整備 (防災行政無線のデ ジタル化への移行)	計画	実施設計	整備工事			○
	実施状況等	基本・実施設計 作成作業	整備工事入札、着工			

(2) 東海地震等地震災害・火山災害対策

○生存の分岐点72時間の最大活用

- 静岡県広域受援計画に基づき、富士山静岡空港を活用した救出・救助体制強化のため、各種防災訓練を通して検証を行った。
- 道路、ヘリポート、救護所、避難所に関する情報のデータベース化と電子地図を用いた総合防災情報システムを整備し、発災後72時間以内の救出・救助の対応の迅速化などのための情報の共有化を推進した。

- 市町等が行う災害対策本部の設備や防災資機材等の整備に対して、大規模地震対策等総合支援事業費補助金による支援を行った。
- 医療救護計画に基づき、ヘリコプター等を使った訓練を通して、重症患者の広域搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等救護班受入による治療実施体制など、災害時の医療救護体制を検証した。

○建築物等の耐震化の推進

- **木造住宅の耐震化**を推進するため、プロジェクト「TOUKAI-0」事業を実施し、市町等と連携した戸別訪問やダイレクトメールなどの取組により、専門家による無料の耐震診断助成を2,918件、木造住宅耐震補強助成を2,699件実施した。
- **多数の者が利用する特定建築物の耐震化**を推進するため、「建築防災アシスタント制度」を活用し、特定建築物の所有者等に意識啓発や指導・助言を行い、耐震診断助成を84件、補強計画作成助成2件、耐震補強助成を1件実施した。
- ブロック塀等の耐震化を推進するため、市町及び関係団体と連携した個別訪問や防災フェア等のイベントに相談窓口を設けるなどの取組により、ブロック塀の撤去助成を478件、改善助成を16件実施した。
- 地震防災強化月間など各種イベント、「自主防災」新聞などを活用し、家庭内対策について啓発を行った。
- また、市町が行う家具等の転倒防止対策等に対して、大規模地震対策等総合支援事業費補助金による支援を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
木造住宅の耐震化の推進	計画	助成制度の見直しの検討 市町、関係団体等と連携した意識啓発、制度周知				○
	実施状況等	助成制度の継続 補強助成2,699戸	補強助成1,085戸(12月末) 高齢者世帯への周知啓発の強化		*住宅の耐震化率87%	
特定建築物の耐震化の推進 (一定規模以上の公共・民間建築物)	計画	意見交換会、建築防災アシスタント等による意識啓発、指導・助言				○
	実施状況等	病院関係者等との意見交換会の実施 建築防災アシスタント派遣40件	観光団体等との意見交換会の実施 建築防災アシスタント派遣23件(12月末)		*特定建築物の耐震化率86%	

○空のネットワークの活用

- 確実に離着陸できる市町拠点ヘリポートの整備の支援を行った。

○被災後の県民生活の支援

- 避難所生活によるストレス軽減を図るため、避難所生活に関するルールづくりを市町等と連携して推進した。また、避難所に関する情報のデータベース化と電子地図を用いた総合防災情報システムを整備し、市町との共有化を推進した。
- 水道が断水した場合の**代替水**として使用できる井戸に関するデータベースの整備を行った。また、市町が行う災害用井戸の設置事業に対して支援を行った。

- 支援物資の受取り、仕分け、市町への配送準備、在庫管理等の省力化を図るため、ICチップ等を活用した**配送システム**の検討を行った。
- 東日本大震災を受け、富士山静岡空港を人的支援や物資搬送等被災地支援の拠点として活用した。
- 災害発生時の協力協定を締結している団体や民間事業者との定期的連絡会を毎年度開催するとともに、総合防災訓練等への参加することで迅速な応急対策を実行できるよう連携を深めた。
- 電気・ガス・上下水道・通信等のライフライン事業者に対し、施設の耐震化を指導すると共に、被災後の早期復旧を想定した防災訓練等を実施した。
- 現行の被災者生活再建支援制度は、東日本大震災のような広範囲の災害は想定していないことから、同規模の災害に対する対応が困難である。そのため、特別立法により国が責任を持って対応することについての意見提出を行った。
- 森林組合等が行う地籍調査を促進したことなどにより、11.38km²（対平成21年比134%）の地籍が整備された。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
水道代替水の確保	計画	井戸に関するデータベースの作成				○
		市町が行う井戸の整備への支援				
	実施状況等	データベースの作成	データベース作成中			
		市町への支援実施中				
救援物資等を円滑、効率的に配送する体制の整備	計画	救援物資等の受取、配送準備、在庫管理等を支援するシステムの調査・検討を行い、結果を踏まえながら体制を整備				○
	実施状況等	物流業者への聴取りの実施				

○火山災害対策

- 気象庁が平成19年12月から運用を始めた噴火警戒レベルを、国、県、市町等と連携し、富士山に導入した。
- 気象庁が平成19年12月から運用を始めた噴火警戒レベルと地震活動の観測手法を、国、市町等と連携し、伊豆東部火山群に導入した。
- **伊豆東部火山群ハザードマップ**を作成し、噴火警戒レベル導入に併せて住民への周知を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
火山防災マップの作成・普及	計画	伊豆東部火山群ハザードマップ作成				○
		避難計画の作成				
		静岡県地域防災計画の修正		避難体制の確立		
	実施状況等	伊豆東部火山群ハザードマップ作成	避難計画の作成			
		静岡県地域防災計画の修正		避難体制の確立		

(3) 火災予防・救急救助対策

○消防体制の充実・強化と火災予防対策の推進

- 静岡県消防救急広域化推進計画に基づき、**消防体制広域化**の市町協議会立上げの支援や市町間の調整を進めた。
- 消防救急無線のデジタル化への移行を進めるため、基本設計業務など各消防本部の取組に協力した。
- 法令に従った適切な防火対策が講じられるよう、緊急調査を行うなど各消防本部における防火対策の指導と違反是正の取組の強化を推進した。
- 市町から派遣された消防隊員で構成する静岡県消防防災航空隊が、県防災ヘリコプターを用いて市町の消防活動の支援等を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
消防救急の広域化	計画	市町「運営計画」策定		広域化の実現 →		○
	実施状況等	市町「運営計画」策定支援		→		

○消防団の充実・強化

- 消防団員の教育訓練、福利厚生、表彰及び防火思想の普及等の事業に対し助成するとともに、消防学校等における教育訓練の充実を図った。
- 消防団活動への事業所の理解促進を図るための啓発や消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」の普及促進を図った。

○産業保安対策の推進

- 高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく許認可事務のほか、対象事業所に対する立入検査及び保安講習を実施した。
- 高圧ガス、火薬類、危険物の適正な取扱いについて、市町や関係事業者団体等と連携し、情報発信や広報啓発を実施した。

○救急救助対策の推進

- 緊急消防援助隊受援計画で定めた対策が確実に実行できるよう、各種防災訓練において、緊急消防援助隊の受入体制の検証等を行った。
- 医療機関・消防機関の関係者で組織する協議会において、救急業務の高度化のため、救急救命士の講習計画について協議するなど体制の整備を図った。
- 静岡市、浜松市との相互応援協定に基づき、両市と県のヘリコプターの3機体制で救助活動等に備えた。

(4) 原子力発電所の安全対策

○原子力災害防災体制の整備

- 県地域防災計画（原子力対策編）に基づき、防災関係機関の業務担当者に対する教育研修等を実施するとともに、専門機関が主催する研修等への参加を支援した。
- 平成 22 年 10 月に原子力災害対策特別措置法及び静岡県地域防災計画（原子力対策編）に基づき、国、県、関係市及び防災関係機関等が参加し**原子力総合防災訓練**を実施した。また、静岡県総合防災訓練に合わせて、御前崎市にある県浜岡原子力防災センターを中心に、東海地震の発生を想定した原子力防災関係職員の参集訓練及びオフサイトセンター設置準備訓練等を実施した。
- 緊急時において、原子力防災活動、環境モニタリング等に従事する防災業務関係者が**必要とする機器等**として、防護服、空気呼吸器等を購入し、関係市、関係消防・警察等に配備した。
- 国の原子力防災対策の見直しの状況に合わせて、「原子力防災対策に関する意見交換会」を開催するなど、市町との情報共有、意見交換を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
災害応急体制の整備、原子力防災訓練の実施	計画	災害応急体制の継続的な見直し、原子力防災訓練による検証				○
	実施状況等	原子力防災訓練を、10月20日～21日に実施	原子力防災訓練を2月に計画			
防災資機材の整備・維持管理	計画	地域防災計画等に基づく防災資機材の整備、維持管理				○
	実施状況等	防護服、空気呼吸器等を購入し、関係市、関係消防・警察等に配備	防護服、空気呼吸器等を購入し、関係市、関係消防・警察等に配備			

○原子力発電所の安全・安心対策の推進

- 浜岡原子力発電所における事故・トラブル、津波対策等について、報道機関に公開の下、事業者から説明を求めたほか、発電所の地震対策や津波対策などを議題とする静岡県防災・原子力学術会議を公開で開催した。
- 浜岡原子力発電所周辺環境の安全を確保するため、立地市の御前崎市及び隣接の牧之原市、掛川市、菊川市とともに、中部電力(株)との間に締結した「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定」に基づき、周辺の環境放射能調査を実施した。調査結果は、3か月ごとにまとめ、静岡県環境放射能測定技術会で検討・評価を行い、静岡県原子力発電所環境安全協議会の確認を経て公表した。また、文部科学省からの委託等により、福島第一原子力発電所事故に伴う県内の環境放射線等の監視強化を行い、測定結果を県のホームページで公表した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
発電所の安全確認、周辺の環境放射線の監視	計画	公開説明の実施、放射線監視結果の公表				○
	実施状況等	浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査を実施	浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査を実施するとともに、福島第一原子力発電所事故に関する放射線等の監視強化を実施			

○原子力に関する情報提供

- 浜岡原子力発電所の地震対策や津波対策などを議題とする静岡県防災・原子力学術会議を公開で開催するとともに、会議資料、議事録については県ホームページで公開するなど、県民に向け原子力に関する情報発信をした。
- 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果の広報等を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
原子力に関する情報提供	計画	防災・原子力学術会議、公開講座の開催				○
	実施状況等	11月23日に、第1回静岡県防災・原子力学術会議を開催	4月6日に臨時会を開催 8月2日、10月2日に津波対策分科会を開催			

(5) 国民保護対策

○国民保護計画の普及啓発

- 県の組織名称変更に伴い、県国民保護計画を平成22年10月18日に変更し公表した。
- 図上訓練や全国瞬時警報システムの整備及び試験配信を通じて住民への国民保護計画の周知を図った。

○国民保護訓練の実施

- 6月2日、緊急事態発生時現場付近の住民を安全に避難させるための県と市町との連携に重点を置いて訓練を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
国民保護訓練の実施	計画	図上訓練の実施				○
	実施状況等	6月2日、訓練を実施	市町と連携した訓練を実施			

(6) 健康危機対策

○感染症対策の推進

- 感染症発生動向調査により収集した結核、腸管出血性大腸菌感染症（O157等）、インフルエンザ等の**情報提供**を行った。
- 感染症外来協力医療機関のクリーンパーティション整備に対して助成を行った。
- **抗インフルエンザウイルス薬**を約5.7万人分**追加備蓄**し、累計61.3万人分を確保した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
感染症に関する 情報提供や防疫措置 等の実施	計画	発生動向に応じて実施				○
	実施 状況等	感染症発生動向調査事業 の実施 (患者発生情報の収集と 関係機関への情報還元)	感染症発生動向調査事業 の実施 (患者発生情報の収集と 関係機関への情報還元)			
新型インフルエンザ 対策の推進	計画	(仮)新型インフルエンザ対策総合行動計画の策定		計画に基づく対策の推進		○
		抗インフルエンザウイルス薬の備蓄				
		約5.7万人分 累計約61.3万人分	約13.2万人分 累計約74.5万人分	発生状況に応じて放出		
	実施 状況等	国の行動計画策定作業に 関する情報収集 抗インフルエンザウイル ス薬の備蓄 約5.7万人分 累計約61.3万人分	国作業の進捗把握 県総合行動計画の策定 抗インフルエンザウイル ス薬の備蓄 約13.2万人分 累計約74.5万人分			

○食品の安全確保

- 県が所管する食品関係施設 80,688 施設を対象に、「学校給食、社会福祉施設及び大量調理施設の一斉監視指導」、「観光地食品衛生推進月間における監視指導」等の重点的・効果的な**監視指導**により適正表示の推進及び食品の安全確保に努めた。
- 製造所段階及び流通段階における食品、添加物など 4,243 検体の**食品の抜き取り検査**を計画的・緊急的に実施し、7 件の違反食品排除に努めるとともに、改善指導を行った。
- 食中毒発生や違反食品に関する情報を報道機関等を通じ営業者等に提供するとともに、ノロウイルス流行期に食中毒注意報を発表し、営業者、消費者に対し注意喚起した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
食品衛生監視指導	計画	監視率 100%	100%	100%	100%	○
	実施 状況等	95.7% (営業許可を要する施設)	実施中			
食品の抜き取り検査 (4,000検体)に より違反が判明した 施設の改善指導	計画	改善率 100%	100%	100%	100%	○
	実施 状況等	100%	実施中			

○生活衛生の安全確保

- **旅館等の生活衛生関係営業施設等における健康被害を防止**するため、施設の立入指導を行い、指導計画に対する実施率が生活衛生営業施設で 85.5%、温泉関係施設で 111.5%となるなど、入浴施設のレジオネラ症防止や温泉の成分の適正表示などの安全対策に取り組んだ。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
生活衛生関係営業施設の健康被害の防止	計画	0施設	0施設	0施設	0施設	○
	実施状況等	1施設				

○薬物乱用の防止

- 啓発活動の推進や取締りの強化、相談体制及び医療保護対策の充実強化など、関係機関等と連携を図り、効果的な**薬物乱用防止対策を推進**した。
- 児童生徒を対象とした薬学講座は約 20 万人が、大学生を対象とした薬物乱用防止講習会は 9,000 人が受講した。また一般県民を対象に、三島市において静岡県薬物乱用防止県民大会を開催し、広く県民に薬物乱用防止を訴えたほか、「ダメ。ゼッタイ。」運動期間中及び麻薬・覚せい剤乱用防止運動期間中に県内各所で街頭啓発を実施した。
- 麻薬、向精神薬、覚せい剤等の取扱者、毒物劇物の取扱者に対する監視指導を行い、適正な使用及び管理の徹底を図ることにより、麻薬等の不正使用及び不正流通の防止に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
薬物乱用防止対策の推進	計画	薬物乱用者数 581人(H21)			500人以下	○
	実施状況等	528人	520人以下(見込み)			

(7) その他の危機事案への対策

○その他の危機事案への対策

- 水質汚濁や大気汚染の防止を図るため、1,144 件の工場や事業場への立入検査等を行うとともに、県下の公共用水域 180 測点と地下水 202 地点の水質や 69 測定局における大気の常時監視を実施し、良好な水質及び大気環境の維持を図った。
- 鉄道などの大量輸送機関における大規模事故等の発生の場合に備え、訓練を通じて対応計画の内容を検証した。
- 平成 22 年 4 月に宮崎県で発生した口蹄疫に対応するため、「県口蹄疫防疫対策指針」を改正し、関係部局主体の体制から、知事を本部長とする全庁的な体制に改め、平成 22 年 6 月 17 日には改正指針に基づき、知事、副知事、部局長、県警本部等約 90 名が参加する「口蹄疫対処訓練」を実施した。また、宮崎県へ派遣した家畜保健衛生所職員を中心としたワーキンググループを立ち上げ、防疫従事者の行動マニュアルを全面改正し、本県での口蹄疫発生に備えた体制を再構築した。

1- 2 地域防災力の充実・強化

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

災害時要援護者を地域住民の力で守るため、自主防災組織の活性化や消防団・事業所等との連携強化、防災リーダー等の育成を図るとともに、防災資機材の整備を促進する。

施策の方向	(1) 組織力の強化			
目的	自主防災組織の活性化や、消防団・事業所等と自主防災組織との連携を強化し、自助、共助の地域社会づくりを進める。			
	数値目標	基準値	現状値	H25目標
	自主防災組織の活動が「活発である」と答える県民の割合	(H21) 75.8%	今後公表	85%
				達成状況
				—

施策の方向	(2) 人材の育成			
目的	東海地震等大規模災害が発生したときに、災害対応を行うことができる人材を育成するとともに、地震防災センターの機能強化等により、防災意識の向上を図る。			
	数値目標	基準値	現状値	H25目標
	地域防災力強化人材育成研修修了者	(H21) 1,295人	(H22) 1,360人	(H22~25累計) 4,800人
	ふじのくに防災に関する知事認証取得者	(H21までの累計) 965人	(H22) 486人	(H22~25累計) 1,400人
				達成状況
				A

参考指標	経年変化			推移
東海地震への関心度	(H17) 49.2%	(H19) 43.2%	(H21) 49.8%	→
自主防災組織の結成率	(H20) 約100%	(H21) 約100%	(H22) 約100%	→

施策の方向	(3) 資機材等の整備			
目的	市町等が予防対策として行う資機材等の整備に対して支援を行い、救助活動等の効率化を図る。			
	数値目標	基準値	現状値	H25目標
	市町等からの資機材等の整備要望に対する充足率	(H21) 100%	(H22) 100%	100%
				達成状況
				B ⁺

参考指標	経年変化			推移
大規模地震対策等総合支援事業交付決定率	(H20) 69.9%	(H21) 75.0%	(H22) 87.5%	↗

2 進捗評価

- 自主防災組織や事業所などに対する出前講座等による講義や研修会の開催、パンフレット等による広報、啓発活動をはじめ、年間を通じて地域の実情に即した防災訓練を実施するなど、自主防災組織や事業所などの組織力の強化と活動の活性化に着実に取り組んでいる。
- 地震防災センターを拠点とした「地域防災力強化人材育成研修の修了者」は着実に増加しているほか、大学等高等教育機関と連携して防災対策の普及啓発を行った結果、災害発生時に自らの判断で的確な行動を行うことのできる知識や技術等を持った「ふじのくに防災に関する知事認証取得者」等は、前倒しでの目標達成が見込まれるなど、人材の育成は順調に進んでいる。

1- 2 地域防災力の充実・強化

- 地域の要望に合った支援を行った結果、「市町等からの資機材等の整備要望に対する充足率」は100%を達成するなど、市町等の積極的な取組による地震対策事業が着実に進んでいる。
- 外国人県民向けに、一部のパンフレットの多言語化を行うとともに、必要に応じ外国人向け防災研修を実施している。

3 今後の施策展開

- 人口構造の変動に伴う社会環境の変化に対応し、自助・共助を担う人材を育成し、地域防災力を維持、確保していくことが今後の東海地震対策を進めていくうえでの課題である。
このため、自主防災組織の関係者や事業所の防災担当者を対象に行っていた人材育成に加え、新たに女性・外国人・学生などを対象として、**受講者の知識や技能に応じた「基礎コース」や「実践コース」を設ける**などきめ細かな対応を行い、目標の前倒しの達成を目指し、地域防災の担い手の底辺拡大とともに質的向上を図っていく。
また、平成22年度に創設した**「防災に関する知事認証制度」の認証取得者数や「ふじのくに防災マイスター」、「ふじのくに防災士」等の地域防災力強化人材育成の目標の前倒しの達成**を目指すなど、東海地震等大規模災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることのできる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手などを育成し、地域防災力の充実・強化を図っていく。
さらに、学校の防災教育の推進に向け、引き続き、中学生・高校生など、**次世代の防災リーダーとなりうる人材の育成**を図っていく。
- 東日本大震災では、沿岸部の市町村をはじめ、広い地域で甚大な被害を受けたことを踏まえ、市町における救助活動の効率化を図るための資機材等を早急に整備する必要がある。
このため、**市町が実施する資機材等の整備に対する緊急助成**を行うとともに、市町等の取組を加速するためのきめ細やかな支援を実施していく。
- 外国人県民向けにホームページやパンフレット等の充実に努めるとともに、**FMラジオ(英語)、インターネットラジオ(ポルトガル語)の活用**を進めていく。

4 取組の実績

(1) 組織力の強化

○自主防災組織・消防団の活性化

- 自主防災組織役員などを対象とした地域防災活動基礎講座や講演会などを開催し、防災リーダーとしての質的向上を図った。
- 自主防災組織を主体として、地域の特性に応じた具体的な被害を想定して地域防災訓練を実施した。

○事業所の防災対策の充実・強化

- 事業所における防災体制の整備や防災活動の活性化を図るため、出前講座を実施したほか、事業所内図面等に想定される被害状況を書き込む災害図上訓練「事業所DIG」を実施した。
- 平成17年度に策定した静岡県BCPモデルプランを、近年の自然災害における被災状況等を踏まえて改定した。また、中小企業診断士や産業支援機関職員等25人を受講者に、BCP策定の助言・指導を行う人材を育成するBCP指導者養成講座を開催するとともに、BCPに関する産学官の交流の場として、静岡県BCP普及研究会を5回開催した。
- 事業所の地域防災訓練への参加を促進するための取組を行った。

(2) 人材の育成

○地域防災リーダーの育成

- 地域防災力強化人材育成研修を地震防災センターで実施し、地域防災の担い手となる**防災リーダー等の人材を育成**した。夏季休業中に「次世代防災リーダー育成研修会」を開催し、学校や地域の防災リーダーとなりうる児童生徒に対して、建築士や防災知識の豊富な人材を講師として、研修を行った。さらに、参加者のうち地域防災訓練に参加した児童生徒は「ふじのくにジュニア防災士」を取得した。
- 「ふじのくに防災に関する知事認証制度」を創設し、東海地震等の大規模災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることのできる人材を育成した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域の防災活動を支える新たな人材の育成	計画	地域防災力強化人材育成研修の実施				◎
	実施状況等	(H22) 1,360人 (累計2,655人)	目標を前倒して実施中		受講者数延べ4,800人	
地域防災を担う人材のスキルアップ	計画	ふじのくに防災に関する知事認証制度創設 知事認証制度による人材の育成				◎
	実施状況等	(H22) 486人	目標を前倒して実施中		認証取得者延べ1,400人	

○産学官連携による防災協働事業の推進

- 県と県内6大学、静岡地方気象台、報道機関等16機関により「しずおか防災コンソーシアム」を組織し、セミナーや研修会を開催した。
- 大学等高等教育機関と連携して防災対策の普及啓発を行い、災害発生時に自ら行動し、地域住民に対する指導を行うことができる防災専門家を育成した。

○県民の防災意識の向上

- 防災セミナーの開催や広報誌・ラジオ等を活用した啓発活動を実施した。
- 静岡県地震防災センターで、地震体験や建築物の耐震化、家具の固定等の展示のほか、体験学習や各種防災講座を開催した。
- 各学校に対して「防災教育推進のための連絡会議」の開催を推進し、96%の学校が主催又は参加し、地域の自主防災組織と市町の防災担当者と連携強化を図った。
- 県のホームページのほか、防災啓発パンフレット等を多言語化し配布した。また、外国人県民にも防災に関する情報が行き届くようにするため、週4回のインターネットラジオ（ポルトガル語）、週1回のFM放送（英語）での県政情報提供機会を活用して、地震防災知識などの防災情報を随時提供した。
- 外国人県民が災害発生時に困らないよう災害に対する情報や知識の普及啓発を図るため、防災研修を開催し、278人の外国人県民が参加した。

(3) 資機材等の整備

○資機材等の整備

- 大規模地震対策等総合支援事業費補助金により、市町等のニーズに合った支援を、地域危機管理局と連携しながら実施した。
- 県民が扱いやすい防災用品等資機材の普及促進を図ったほか、ICT技術を活用し、被害状況、避難者数の把握や避難所等の設置等を県と市町で共有できる総合防災情報システムを整備し、防災対策の促進を図った。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

本県の防災力を国内外に発信し、防災交流を通じた国際貢献や本県の防災先進性のPRを行い、防災拠点としての富士山静岡空港の機能強化を図るとともに、「しずおか防災コンソーシアム」の事業や研究成果を全国に発信していく。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
韓国、台湾との相互応援協定の締結	—	(H22) 着実な推進	H25年度までに締結	B

参考指標	経年変化			推移
地震防災センターの来館者数	(H20) 38,374人	(H21) 39,291人	(H22) 40,941人	↗

2 進捗評価

- 中国東方航空と災害救援物資輸送協定を締結し、中国において大規模な災害が発生した場合に、援助物資を富士山静岡空港から直接中国に輸送するための体制構築を図り、韓国や台湾との協定締結に向けた土台を構築することができたことからおおむね順調に推進している。
- 「しずおか防災コンソーシアム」を設立し、広く国内外への防災力の発信を行っている。
- また、静岡県防災センターへのアジア各国等からの来館者数が前年度から7倍となるなど、本県の防災力の認知度が高まっている。
- 静岡県防災・原子力学術会議を開催し、防災と原子力に関する科学的知見を深め、的確に情報発信するなど、防災力の発信に着実に取り組んでいる。

3 今後の施策展開

- アジア諸国で大規模な災害が発生した場合に援助物資を富士山静岡空港から輸送する体制を構築する必要がある。
このため、**中国浙江省と防災会議を開催**するなど、交流を強化するとともに、こうした交流を踏まえ、**韓国や台湾との災害協定の早期締結**に向け取り組んでいく。
- 国内外への貢献を図るためには、産学官が連携した情報発信等を行うことが必要である。
このため、人的な交流等を通じて「**しずおか防災コンソーシアム**」を活用した**研究会や共同研究**などを進め、成果を広く県民、マスコミや全国に発信していく。
- 現在、浜岡原子力発電所は運転停止中であるが、福島第一原子力発電所の事故原因の解明等による新しい知見等について、事業者、関係機関と連携し、**原子力に関する情報を的確に提供**していく。

4 取組の実績

○アジア諸国との防災交流の推進

- 中国浙江省において、平成 22 年 5 月 12 日浙江省及び静岡県の行政、民間の防災関係者が集まり、防災に関する取組成果等についての意見交換を行い、相互に防災に関するノウハウ等の情報交換等を推進した。
- 平成 22 年 5 月 13 日、**中国東方航空と災害救援物資輸送協定を締結**し、中国において大規模な災害が発生した場合に、援助物資を富士山静岡空港から直接中国に輸送するための体制を構築した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
アジア諸国との防災交流の推進	計画	近隣諸国との相互応援協定締結を踏まえ防災交流の具体化推進				○
	実施状況等	・5月13日、中国東方航空と災害救援物資輸送協定を締結	計画的に実施中			

○しずおか防災コンソーシアムによる情報発信

- 県と県内6大学、静岡地方気象台、報道機関等16機関により組織した「しずおか防災コンソーシアム」を活用し、土曜セミナーやマスコミ防災研究会の開催、駿河湾を震源とする地震1周年記念講演会や共同研究を実施するなど、多面的に防災対策を推進するとともに、成果を広く県民に発信した。
- 本県と友好提携を結んでいる中国浙江省との防災会議に参加したほか、しずおか国際防災トレーニングセミナーに参加し、県民に情報発信を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「防災学」の創出に向けた調査研究	計画		調査研究（「防災学」創出シンポジウムの開催）			○
	実施状況等	・土曜セミナーの開催 ・マスコミ防災研究会の開催 ・浙江省防災会議への参加 ・各構成員が連携した共同研究 等	計画的に実施中			

○原子力に関する情報提供

- 浜岡原子力発電所の地震対策や津波対策などを議題とする静岡県防災・原子力学術会議を公開で開催するとともに、会議資料、議事録については県ホームページで公開するなど、県民に向け原子力に関する情報発信をした。
- 浜岡原子力発電所周辺の実環境放射能調査結果の広報等を行った。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

地震災害や風水害、土砂災害等による被害を最小限に抑えるため、各種社会基盤の整備を図る。

施策の方向 (1) 地震に強い基盤整備

目的	「減災」の考え方に基づき、避難所となる公共建築物や緊急輸送路等のライフラインの耐震対策、津波対策などを推進し、安全・安心な生活基盤を確立する。			
----	---	--	--	--

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
東海地震で想定される死者数 (第3次地震被害想定約5,900人)	(H20) △1,521人	今後公表	(H27) 半減	—

参考指標	経年変化			推移
住宅の耐震化率	(H15) 72.9%	(H20) 79.3%	—	↗
特定建築物の耐震化率	(H20) 80.7%	(H21) 82.0%	(H22) 84.2%	↗
津波、高潮の被害から守られた海岸線の延長割合	(H20) 89.0%	(H21) 89.4%	(H22) 89.4%	→
津波対策が完了した河川数	(H20) 18河川	(H21) 18河川	(H22) 18河川	→

施策の方向 (2) 風水害に強い基盤整備

目的	河川・海岸における治水・高潮・侵食対策、異常降雨時の道路や農地の防災対策、県民への情報提供など、ハードとソフト対策が一体となった取組を推進する。			
----	--	--	--	--

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
風水害による死者数	(H21) 0人	(H22) 0人	0人	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
時間50mm降雨による洪水の安全性が確保された河川延長	(H20) 872.7km	(H21) 885.6km	(H22) 891.7km	↗
洪水ハザードマップの作成・公表状況	(H20) 16市町	(H21) 19市町	(H22) 20市町	↗
湛水と洪水被害の解消が図られる農地等面積	(H20) 18,427ha	(H21) 18,514ha	(H22) 19,213ha	↗

施策の方向 (3) 土砂災害に強い基盤整備

目的	土砂崩壊による災害の防止を目指し、ハード対策とソフト対策が一体となった、土砂災害対策や落石対策、治山事業等により、安全・安心な生活基盤の確保を図る。			
----	--	--	--	--

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
土砂災害による死者数	(H21) 0人	(H22) 0人	0人	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
土砂災害から保全される農地等面積	(H20) 6,543ha	(H21) 6,585ha	(H22) 6,602ha	↗
山地災害危険地区治山対策着手済み地区数	(H20) 3,776地区	(H21) 3,787地区	(H22) 3,800地区	↗

2 進捗評価

- 地震災害や風水害、土砂災害等による被害を最小限に抑えるための各種社会基盤整備事業については、「風水害による死者数」、「土砂災害による死者数」がいずれも0人であるほか、優先的に対策を進めている緊急輸送路橋梁 247 橋のうち、147 橋の耐震対策が完了するなど、目標達成に向けおおむね計画通りに進捗している。
- 耐震水門の建設や河川堤防の高上げなど、想定される東海地震による津波被害を軽減するための対策は目標達成に向け計画通りに進捗している。
- 海岸整備については、侵食速度が速い箇所に重点的に投資するなど確実に侵食対策を進め、高潮や波浪による浸水被害から背後地を防護している。
- 港湾海岸・漁港の海岸保全施設の耐震化並びに港湾の耐震強化岸壁の整備については、着実に進んでおり、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。
- 特定建築物の耐震化率向上、時間 50mm 降雨による洪水の安全性が確保された河川延長の延伸や山地災害危険地区治山対策着手済み地区数増加等の取組は着実に進捗しており、災害に強い基盤整備の充実が図られている。

3 今後の施策展開

- 地震災害による被害を最小限に抑えるため、公共施設の地震対策については、東日本大震災で得られた知見を収集する必要がある。
このため、津波対策等の地震対策については、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を受け、**県津波対策検討会議を立ち上げ**、施設の緊急点検を実施するとともに、国土交通省等で検討を進めている新しい技術指針に基づき、**施設の補強等津波対策施設の整備**を進めていく。
- 東日本大震災を受けて、**緊急津波対策事業を実施**しており、最優先で対応すべき箇所の整備を行う。また、津波対策検討会議の中で、津波対策の当面の整備方針が、現在整備中の施設整備のうち、緊急度の高い箇所の早期完成を図るとされたことから、その整備推進が図れるよう、効率的・効果的な実施に努めていく。しかし、今後、整備が必要である箇所は未だ膨大にあり、県として早急に中長期的な整備方針を定める必要がある。
このため、「**津波対策アクションプログラム**」に基づき、社会基盤整備を可能な限り前倒しして実施していく。
- 山地災害軽減と保安林機能の強化を図るためには、森林整備やソフト対策を砂防事業等と一層調整・連携を図りながら集約的・効果的に進める必要があるため、**事業の効率的な推進に取り組む**。

4 取組の実績

(1) 地震に強い基盤整備

○公共建築物等の耐震化の推進

- 平成22年度末現在、県有建築物2,928棟のうち、東海地震に対し耐震性を有している建築物は2,720棟、耐震化率92.9%であり、前年度に比べ2.9%増加している。
- 市町が行う庁舎、小学校等の公共建築物の耐震化事業に対し、大規模地震対策等総合支援事業費補助金により支援を行った。
- 木造住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを実現するため、プロジェクト「TOUKAI-0」事業を実施し、市町等と連携した戸別訪問やダイレクトメールなどの取組により、専門家による無料の耐震診断助成を2,918件、木造住宅耐震補強助成を2,699件実施した。
- 地震における公衆衛生問題等を防止するため、職員等が常駐する施設や重要な幹線管渠を優先して耐震化を進めている。
流域下水処理場の管理棟は全て耐震化が完了し、順次水処理施設等その他の施設の耐震化を進めるとともに、公共下水道事業についても8市2町で耐震化を実施した。
- 緊急輸送路沿いに面するブロック塀等の耐震化を推進するため、市町及び関係団体と連携した個別訪問や防災フェア等のイベントに相談窓口を設けるなどの取組により、ブロック塀の改善助成を16件実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
公共建築物の耐震化の推進	計画	県有建築物の耐震化 (23年度100%)				○
		市町有建築物の耐震化 (27年度100%)				
	実施状況等	県有建築物の耐震化 市町有建築物の耐震化				

○災害に強く信頼性の高い道づくり

- 緊急輸送路に存在する橋梁247橋のうち、147橋の耐震対策が完了した。
- 災害時や異常気象時における道路利用者の利便性の向上を図るため、インターネットや携帯サイトにより、通行規制に関する情報提供を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
緊急輸送路の橋梁の耐震化(完了橋梁数H21:104橋)	計画				247橋(100%)	○
	実施状況等	43橋 累計147橋 (60%)	43橋予定 累計190橋予定 (77%)			

○地震に強い河川整備の推進

○ 想定される東海地震による津波被害を軽減するために、勝間田川での耐震水門の建設や馬込川での堤防の嵩上げなど対策を進め、平成 22 年度までに耐震水門 15 箇所、堤防の嵩上げ 13.25km（8 河川）の対策が完了した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
津波対策 (耐震水門) (堤防嵩上) (要対策数 耐震水門: 17箇所 堤防嵩上: 14.97km (10河川))	計画	水門15箇所 13.28km(8河川)	水門16箇所 13.52km(8河川)	水門17箇所 13.76km(9河川)	水門17箇所 13.86km(9河川)	○
	実施 状況等	水門15箇所 13.25km(8河川)	水門15箇所 13.25km(8河川)			

○海岸保全施設及び岸壁の耐震化の推進

○ 海岸堤防の地震時の液状化による沈下を防ぐため、浜松五島海岸で耐震工事を実施し、平成 22 年度までに 40.7kmの耐震化が完了した。

○ 津波、高潮による被害の軽減を図る海岸保全施設の耐震化は、平成 22 年度には港湾においては清水港海岸、御前崎港海岸、土肥港海岸、沼津港海岸などで整備を進め、整備済延長が 30.8 kmまで進捗、漁港においては、妻良漁港、網代漁港、戸田漁港で整備を進め、整備済延長が 18.2 kmまで進捗した。港湾において、災害時に海上から緊急輸送物資の受入を行う耐震強化岸壁の整備は、平成 23 年 2 月に田子の浦港中央地区第2バースが供用開始されたため、目標値の約9割の機能が確保された。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
海岸保全施設の 耐震化 (要対策延長 河川: 45.3km 港湾: 56.2km 漁港: 21.8km)	計画	河川: 40.7km 港湾: 30.8km 漁港: 18.0km			河川: 45.3km 港湾: 35.7km 漁港: 21.2km	○
	実施 状況等	【港湾】清水港、御前崎港、土肥港、沼津港の整備 【漁港】妻良漁港、網代漁港、戸田漁港の整備	【港湾】清水港、御前崎港、土肥港、沼津港の整備 【漁港】妻良漁港、網代漁港、戸田漁港の整備			
港湾における 耐震強化岸壁の整備 (緊急時の物資受入 可能量)	計画	港湾: 78,391t/日			港湾: 86,546t/日	○
	実施 状況等	田子の浦港中央地区第2バース供用 清水港新興津地区第2バースの整備	清水港新興津地区第2バースの整備			

(2) 風水害に強い基盤整備

○大雨や台風による災害の予防対策の推進

- 太田川をはじめとする各河川において河道拡幅や築堤など河川改修や遊水地など洪水調整施設の整備を進めた。
- 総合的な治水対策を推進するため公共下水道（雨水）事業及び都市下水路事業により、雨水浸水対策を実施した。石脇川などでは、地形的要因や都市型河川特有の内水氾濫などにより、浸水被害が常習化・複雑化しているため、県管理の河川改修のみならず、市町が管理する水路などの改修と連携したアクションプランに基づき、床上浸水被害の解消又は軽減させる対策に取り組んだ。
- 県内 3 箇所が多目的ダムや生活貯水池の機能が十分に発揮できるよう、維持管理マニュアルに基づいた適切な管理を実施した。
- 計画的・効果的な河川工事の実施と維持管理の強化のため、県内 2 水系で河川整備基本方針を、1 水系で河川整備計画を策定した。
- 地域住民の避難体制確立に資する洪水ハザードマップの基礎となる浸水想定区域図を県内 3 河川で作成・公表するとともに、市町のハザードマップ作成に対して技術的支援を行った。
- 水防管理団体(市町)が行う水防業務支援のため、平成 22 年度には 4 河川を水位情報周知河川に指定した。
- 地域住民や NPO との協働による川づくりを進め、平成 22 年度には新たに 35 団体とリバーフレンドシップ協定を締結した。
- 平成 22 年度には、事前通行規制区間である国道 135 号（熱海市泉門川）や国道 136 号（南伊豆町子浦）など土砂災害のおそれがある箇所において道路防災対策を実施した。
- 農地災害の未然防止や被害軽減のため農地防災事業を推進し、8 地区 667.2ha の自然災害の防止を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
河川改修事業の促進	計画	過去 10 年間で床上浸水被害を受けた戸数 (2,616 戸) のうち解消された家屋数				○
		1,468戸	1,572戸	1,682戸	1,788戸	
	実施状況等	1,334戸	1,499戸			
道路防災対策の推進	計画	事前通行規制区間の解消又は緩和（防災対策実施箇所 H21：19 区間）				○
		22区間	25区間	28区間	30区間	
	実施状況等	19区間	25区間予定			

○津波、高潮の被害軽減を目指した海岸線での施設整備推進

○ 港湾海岸における津波、高潮の被害を軽減する**海岸保全施設等の整備**は、平成 22 年度に清水港海岸、御前崎港海岸、土肥港海岸、沼津港海岸などで整備を進め、整備済延長は 47.3 km まで進捗した。海岸高潮対策事業により、妻良漁港海岸の護岸整備の推進を図った。

○ また、既存水閘門の電動化・自動化を図る津波防災ステーションの整備を、静浦漁港や田子漁港で推進を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
海岸保全施設の整備 (要対策延長 港湾:59.2km 漁港:88.1km)	計画	港湾・漁港海岸の海岸保全施設の整備延長				○
		港湾:47.3km 漁港:70.3km			港湾:51.4km 漁港:70.7km	
	実施状況等	【港湾】清水港、御前崎港、土肥港、沼津港 47.3km 【漁港】妻良漁港、網代漁港 70.3km	【港湾】清水港、御前崎港、土肥港、沼津港 47.9km 【漁港】妻良漁港、網代漁港 70.5km			

○海岸侵食対策の推進

○ 浜松篠原海岸などにおいて**離岸堤等の海岸保全施設整備や養浜を実施**し、対策完了海岸線延長を 24.9km とした。榛原港海岸では、海浜の砂利浜化対策として、突堤を暫定高さで設置してモニタリング調査による経過観察を実施し、効果を検証している。さらに、海岸侵食事業により、焼津漁港海岸において養浜工を、用宗漁港海岸において離岸堤整備の推進を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
海岸侵食対策の推進 (要対策延長 河川:53.3km 港湾:13.2km 漁港:5.2km)	計画	海岸侵食に対して対策が完了している海岸線延長				○
		河川:25.1km 港湾:12.2km 漁港:4.6km			河川:32.4km 港湾:12.7km 漁港:5.2km	
	実施状況等	河川:24.9km 港湾:12.2km 漁港:4.6km	河川:25.1km 港湾:12.2km 漁港:4.6km			

(3) 土砂災害に強い基盤整備

○土砂崩壊による災害の予防対策の推進<ハード対策>

- **土石流対策**として、砂防堰堤等の整備を推進し、4 箇所の概成を図り、保全人口が 23,370 人となった。
- **がけ崩れ対策**として、がけ崩れ防止施設の整備を推進し、20 箇所の概成を図り、保全人口が 46,690 人となった。
- **地すべり対策**として、地すべり防止施設の整備を推進し、7 箇所の概成を図り、保全人口が 17,260 人となった。
- 平成 22 年度には、土砂災害のおそれがある国道 135 号（熱海市泉門川）や国道 136 号（南伊豆町子浦）などにおいて道路防災対策を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
<ハード対策> 土石流対策施設の整備 (要対策数:2,031箇所 【保全人口 95,000人】)	計画	整備済数 435箇所 【23,100人】			整備済数 456箇所 【24,700人】	○
	実施状況等	整備済数 437箇所 【23,370人】	整備済数(予定) 495箇所 【23,700人】			
かけ崩れ防止施設の整備 (要対策数:3,354箇所 【保全人口 137,100人】)	計画	整備済数 1,076箇所 【46,700人】			整備済数 1,126箇所 【48,200人】	○
	実施状況等	整備済数 1,077箇所 【46,690人】	整備済数(予定) 1,096箇所 【47,200人】			
地すべり防止施設の整備(要対策数: 368箇所 【保全人口 31,400人】)	計画	整備済数 161箇所 【17,200人】			整備済数 174箇所 【17,700人】	○
	実施状況等	整備済数 164箇所 【17,260人】	整備済数(予定) 165箇所 【17,300人】			

○土砂崩壊による災害の予防対策の推進<ソフト対策>

- 土砂災害警戒区域等の指定を推進し、1,612 箇所の指定を行い累計 5,544 箇所が指定された。
- 避難勧告や自主避難の判断材料として役立つ土砂災害危険箇所や土砂災害警戒情報の補足情報等をホームページにより情報提供している。
- 市町と連携して「土砂災害防止講習会」を 12 市町（講習対象者 1,385 人）で開催し、土砂災害に関する防災知識等の普及に努めた。
- 土砂災害に対する防災訓練を 33 地区 2,638 名の参加により実施し、土砂災害に対する避難行動の必要性を理解させるなど、参加者の防災意識の向上を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
<ソフト対策> 土砂災害警戒区域の指定 (H21:3,932箇所)	計画				9,900箇所	○
	実施状況等	5,544箇所	7,144箇所(予定)			

○山地災害に強い森林づくり

○ 山地災害危険地区を中心に**治山事業**を計画的に実施したほか、台風や集中豪雨により発生した山地災害については、災害関連緊急治山事業等で復旧し、残る箇所についても順次計画的に復旧を進めている。

<ハード対策>

○ 治山パトロールの期間に治山セミナーや地元との意見交換会を実施したほか、**山地災害危険地区マップを配布**するなど、減災対策を一層推進した。<ソフト対策>

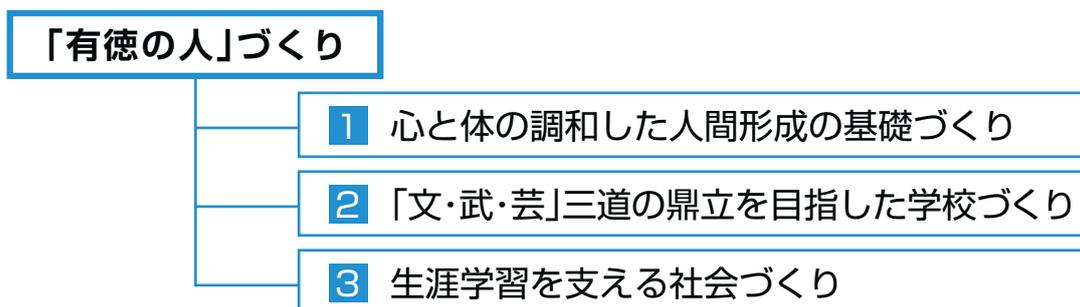
○ 未着手の山地災害危険地区を中心に治山施設を整備した結果、「山地災害危険地区治山対策着手済み地区数」は、平成 25 年度の目標値 3,857 地区に向けて進捗している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
<ハード対策> 治山事業の推進 (山地災害危険地区の新規着手箇所数 (H21:着手済3,787地区))	計画	新規着手17地区	17地区	18地区	18地区 (計70地区)	○
	実施状況等	新規着手13地区	新規着手21地区見込み			
<ソフト対策> 山地災害危険地区情報の県民への提供	計画	治山情報システムの整備		治山情報システムによる、整備情報も含めた危険地区情報の提供		○
	実施状況等	危険地区の情報の一部提供				
		治山情報システムデータ整備				
		危険地区をホームページで公表中 (H23も同様)				
		危険地区マップの配布				

2-1 「有徳の人」づくり

1 戦略の目標と体系

学校で学び、仕事や生活の現場から学び、芸術に接し、より良い生き方を学ぶ「一に勉強、二に勉強、三に勉強」という生涯を通じて学ぶ姿勢を醸成し、学校や家庭、職場や地域が連携して、「文・武・芸」三道のいずれをも尊ぶ人材の育成を目指す学校づくりをはじめ、子どもから大人まで、人生のそれぞれの段階に応じた「学びの場」を提供し、各分野で活躍する多種多様な人材が育つ環境を整える。

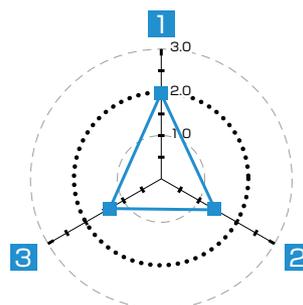


2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	評価外
1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり			1				1
2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり		1	3		6		
3 生涯学習を支える社会づくり		1	1		4		1
計		2	5		10		2

- 「困っている人がいるときは手助けをすると答える児童生徒の割合」は向上しており、「有徳の人」の育成に向けた取組の成果が表れている。
- 一方、「授業が分かると答える児童生徒の割合」は増加しているが、「学校が楽しい、信頼できる先生がいると答える児童生徒の割合」はやや横ばいの状態にあり、全国規模の学力調査においても、成果が十分表れていない状況があることから、目標の達成に向けて、「確かな学力」の育成、「頼もしい教職員」の育成、魅力ある学校づくりの推進などに、引き続き、着実に取り組む必要がある。

《戦略の柱ごとの達成状況》



3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり		1	
2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり	1	22	
3 生涯学習を支える社会づくり		4	
計	1	27	

- 主な取組については、おおむね計画どおり進捗している。
- 学校支援地域本部の設置促進、静岡式 35 人学級編制などにより、自然体験・社会体験・社会貢献活動の推進、学校・家庭・地域の連携強化、学校におけるきめ細かな指導の充実などの取組が進んでいる。
- ICT教育推進のための情報教育機器の積極的な更新整備など、「分かる授業」の実現に向けた取組を進めた。

4 進捗評価

- 家庭の教育力の向上や幼児教育の充実への取組により、児童生徒の朝食の摂取率や学校関係者評価の実施・公表率は順調に推移しており、人間形成の基礎づくりは着実に進捗している。
- 「困っている人がいるときは手助けをすると答える児童生徒の割合」は順調に推移しており、徳のある人間性の育成に向けて順調に進捗しているものの、「学校が楽しいと答える児童生徒の割合」、「新体力テストで全国平均を上回る種目の割合」、「全国規模の学力調査で平均を上回る科目の割合」などは横ばいで推移するなど、「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくりについては、より一層の推進が必要である。
- 「青少年の規範意識が高まっていると感じる県民の割合」は、順調に推移しており、青少年の健全育成は着実に進捗しているが、「余暇時間に学習した人の割合」や「地域で子どもを育てる活動に積極的に参加した人の割合」はやや減少したほか、「大学院の収容率」は横ばい、「受託研究・共同研究の金額」は減少で推移するなど、生涯学習を支える社会づくりにより一層取り組む必要がある。

5 今後の方針

- 人間形成の基礎が育まれる幼児期の教育環境を充実するためには、家庭の教育力の向上を図るとともに、幼稚園等における教育の充実に努めることが必要である。
このため、各市町や学校の実情に応じた「親学」の実施を促進するとともに、家庭教育の効果的な支援の在り方について検討を進める。また、幼稚園等において、保護者や地域の理解と参画を推進し、教育活動の改善を図っていく。
- 「文・武・芸」三道のいずれをも尊ぶ人材の育成には、徳のある、心身の調和の取れた子どもを育むため、家庭や地域と連携して、自然や社会の中での体験や本物の文化に触れる機会を創るとともに、確かな学力の育成と魅力ある学校づくりを図るため、教職員の資質向上等に努めることが必要である。
このため、自然体験活動や社会貢献活動、舞台芸術の鑑賞等、児童生徒の発達段階や地域の実態等を踏まえた活動を一層推進するほか、スクールカウンセラー等外部人材と連携して、問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、教員の授業力の向上に向けた取組やICT環境の整備・活用等により、思考力、判断力、表現力等のバランスの取れた「確かな学力」の育成を引き続き推進する。
- 頼もしい教職員を育成するため、若手教職員や経験豊かな教職員を中心に指導力等の向上を図るとともに、大学との連携や他県との人事交流等の促進に努める。
- 外国人児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒一人一人のニーズに対応した学校づくりや安全・安心な教育環境の整備も大きな課題である。
このため、外国人児童生徒への指導・支援の充実や、個々のニーズに応じた適切な教育の充実に努め、「交流及び共同学習」や「共生・共育」に取り組むなど、特別支援教育の充実に努めるとともに、老朽化している特別支援学校の改築等、教育環境の整備を推進する。
また、学校施設の耐震化を引き続き進めるとともに、東日本大震災の検証も踏まえ、地域等と連携しながら、防災教育の一層の推進を図るなど、災害や事故等から子どもを守る安全・安心な教育環境の確保を図る。
- 県民が生涯を通じて学び続ける機会の充実や青少年の活動支援、健全育成を推進するほか、大学等、高等教育機能の充実に努めるため、大学間連携を一層推進するとともに、公開講座等、知的資源の地域への還元に取り組む。
- こうした取組を着実に進めることにより、「有徳の人」に対する県民の理解を深めながら、“ふじのくに”の礎となる、様々な分野で活躍できる人材が育つ環境を整える。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

人間形成の基礎が育まれる、家庭や幼児期における教育環境の充実を図る。

施策の方向 (1) 家庭の教育力の向上

目的

家庭における基本的な生活習慣や学習習慣、モラルやマナー、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性の育成を支援するとともに、家庭における子どもの食習慣の改善と栄養バランスの保持を進める。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
それぞれの家庭で「家庭の日」を設けている県民の割合	—	今後公表	50%	—

参考指標	経年変化			推移
朝食摂取率(幼稚園児・小中高校生(全日制))	(H20) 97.0%	(H21) 97.4%	(H22) 97.6%	↗

施策の方向 (2) 幼児教育の充実

目的

公立、私立ともに幼稚園の教員の指導力の向上を図るとともに、保育所、小学校との連携を推進し、人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
学校関係者評価を実施し、結果を公表している幼稚園の割合	公立(H20) 28.8%	公立(H22) 56.4%	公立 80%	B
	私立(H21) 42.0%	私立(H22) 50.9%	私立 80%	

2 進捗評価

- 親の在り方や家庭教育の重要性を啓発するため、「親学講座」を対象の全小学校で実施したほか、食育についての啓発活動により、幼稚園児・小中高校生の栄養バランスの取れた朝食摂取率は着実に向上するなど、家庭における教育環境の充実に向けた取組はおおむね順調に進んでいる。
- 幼稚園、保育所、小学校等の教職員を交えた研修を行うなど、連携を基に、就学前の教育の役割、在り方について研修を深めている。また、「学校関係者評価の実施・公表率」は向上しており、各幼稚園での取組について家庭や地域の理解を得るなど、幼児教育の充実に取り組んでいる。

3 今後の施策展開

- 人間形成の基礎が育まれる、家庭や幼児期における教育環境の充実を図るためには、まず、家庭における基本的な生活習慣や豊かな人間性の育成、食育の推進等の重要性について、保護者の理解を深め、実践に結び付ける必要がある。

このため、家庭の在り方を見つめ直し、親子が触れ合う機会となる「**家庭の日**」が、それぞれの家庭の状況に合わせて、全ての家庭で設定されるような取組を検討する。

また、「**親学講座**」については、これまでの成果を踏まえ、各市町や学校が実情に応じた内容で実施するよう働き掛けるとともに、父親の家庭教育参加や地域での家庭教育支援が効果的に推進できる手法・内容について検討を進める。

児童生徒の栄養バランスの取れた朝食の摂取率の向上を目指すため、**食育についての啓発を進め、保護者の取組を高めていく。**

- 幼児教育の充実を図るためには、引き続き、幼稚園等における教員の指導力の向上を図るとともに、保育所、小学校等との連携を一層推進しながら、県民の多様な教育ニーズに幅広く対応していく必要がある。

このため、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域が連携・協力した学校づくりを進めることが重要であり、**学校関係者評価の実施、並びにその結果の公表**について一層の推進を図っていく。

4 取組の実績

(1) 家庭の教育力の向上

○家族のふれあいの推進

○ 家庭の在り方を見つめ直すことや親子で触れ合うことの大切さを啓発するため、「家庭の日」について、「家庭の日優待制度」と併せて、ポスターの掲示や広報紙・モバイルサイト・ホームページ等による広報を行い、保護者や教職員への啓発を進めた。また、「親学講座」を、新入学生全ての保護者を対象に実施したことにより、家庭教育に対する親の意識向上の啓発を進めることができた。

○家庭教育の支援体制の確立

○ 地域における家庭教育支援を促進するため、各小学校が選定した地域の方々を中心とした講師による「親学講座」を、小学校 513 校で実施し、保護者と地域の家庭教育支援者とのネットワークを築くことができた。

○ 家庭や地域における人づくり実践活動の促進を図るため、人づくり推進員が、しつけや子育ての助言等を行う「人づくり地域懇談会」を小学校や幼稚園等で 288 回開催した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
家庭教育支援の充実	計画	親学講座等の実施	家庭教育支援に関する調査・検討	新たな家庭教育支援の取組	→	○
	実施状況等	講師運営会議を県内3か所で実施 親学講座を対象の513校で実施	家庭教育実態調査約2000人に実施 検討委員会を7回実施予定			

○父親の家庭教育参加の促進

○ 父親の家庭教育参加を促進するため、「お父さんの子育て手帳」を母子健康手帳受取者と親学講座受講者に配布するとともに、手帳活用促進のために、幼稚園・保育所、子育て支援拠点等の教職員を対象として、手帳の活用方法の出前説明会を 21 か所で実施し、父親の家庭教育参加の啓発を進めた。

○家庭における食育の支援

○ 「親子でつくる学校給食メニューコンクール」の入賞作品をホームページで紹介するなど、学校給食への興味・関心並びに理解の向上を図った。

○ 朝食摂取率は、平成 21 年度と比較して幼稚園・小中学校・高校のいずれの年代においても上昇した。全体で 97.6% となり、昨年度に比べて 0.2 ポイント上昇し、目標値 (100%) に近づいた。

○ 「食育啓発リーフレット」の活用により家庭への啓発効果が表れ、平成 22 年度第 2 期 (11 月) は、第 1 期 (6 月) に比べ、栄養バランスがとれた朝食を摂取している子どもが、小学 5 年生で 5 ポイント上昇し 72.0% に、中学 1 年生では 2.7 ポイント上昇し 67.3% となった。

○ 学校給食メニューコンクールへの応募数は、平成 21 年度 (79 点) に比べ、平成 22 年度は 2 倍以上 (172 点) であった。入賞作品の中には、学校給食で提供されたものや、製品化を検討しているものもあり、児童生徒はもちろん、保護者等の学校給食に対する興味関心を高めることができた。

○ 本県の食育推進の第 2 次計画である「ふじのくに食育推進計画」を策定するとともに、望ましい食生活を身に付けるため、「食育教室」「食育体験ツアー」など実践型プログラムを実施した。

(2) 幼児教育の充実

○教員の指導力の向上及び幼稚園・保育所・小学校との連携の推進

- 幼稚園の初任者教員の指導力向上に資するため、初任者研修に際して、平成 22 年 4 月当初には指導員連絡会を、5 月・9 月には研修運営協議会を、それぞれ開催し、幼稚園教員の指導力の向上に取り組んだ。さらに、幼稚園と保育所等との情報を共有する機会を持ち、連携を深めた。

○私立幼稚園における幼児教育の支援

- 県民の多様な教育ニーズに応えるため、私立幼稚園が一クラスを複数の教員で担うチーム保育や学校関係者の評価を実施するなど、自主性、独自性を生かした魅力ある幼稚園づくりを支援した。
- 園児に対する教育条件の維持・向上を図るため、私学団体が実施している幼稚園教職員への研修事業を支援した。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

子どもの将来における可能性を培う基礎となる、徳のある人間性の育成を図り、勉強、スポーツ、芸術の各方面での子どもの能力の向上を目指す。

施策の方向	(1) 徳のある人間性の育成			
目的	学校・家庭・地域の連携のもと、自然や社会の中での体験活動や、芸術や文化、読書等に親しむ機会の充実を図り、心身の調和のとれた「徳のある人」を育てる。			
	数値目標	基準値	現状値	H25目標
	「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合	(H21) 小80.9% 中77.9% 高72.8%	(H22) 小82.6% 中78.3% 高76.6%	小 85% 中 83% 高 80%
				B

参考指標	経年変化			推移
社会貢献(奉仕)活動を学校行事や総合的な学習の時間、学年設定科目などで実施した学校の割合	(H20) 小72.8% 中71.2%	(H21) 小71.4% 中77.5%	(H22) 小76.4% 中71.1%	→
静岡県子ども読書アドバイザー認定者数	(H20) 39人	(H21) 43人	(H22) 39人	→
人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合	—	(H21) 63.7%	(H22) 86.5%	↗

施策の方向 (2) 健やかで、たくましい心身の育成

生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための、「生きる力」の基礎になる健康でたくましい心身の育成を図るとともに、学校における食育を推進する。

	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合	(H21) 小89.9% 中84.2% 高82.2%	(H22) 小89.4% 中84.8% 高81.5%	小93% 中90% 高87%	C
	新体力テストで全国平均を上回る種目の割合	(H21) 小93.8% 中94.4% 高94.4%	(H22) 小88.5% 中98.1% 高92.6%	小100% 中100% 高100%	C

参考指標	経年変化			推移
いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法 ・アンケート調査の実施	(H20) 小 76% 中 87% 高 23%	(H21) 小 77% 中 86% 高 20%	(H22) 小 100% 中 100% 高 76%	↗
・個別面談の実施	(H20) 小 68% 中 85% 高 78%	(H21) 小 69% 中 84% 高 72%	(H22) 小 73% 中 95% 高 73%	→
いじめの解消率	(H20) 小84.4% 中77.1% 高77.4%	(H21) 小82.7% 中72.3% 高80.2%	(H22) 小61.3% 中60.2% 高71.7%	↘
不登校児童生徒数	(H20) 小 869人 中3147人 高1007人	(H21) 小 850人 中3061人 高 898人	(H22) 小 855人 中2879人 高1028人	→
学校における食に関する全体指導計画の作成	(H20) 45.5%	(H21) 63.9%	(H22) 78.8%	↗

施策の方向		(3)「確かな学力」の育成			
目的	主体的に学習に取り組む態度を育成し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	「授業が分かる」と答える児童生徒の割合	(H21) 小87.7% 中69.2% 高61.6%	(H22) 小88.5% 中75.1% 高65.5%	小90% 中75% 高67%	B ⁺
	全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合	(H21) 75.0%	(H22) 62.5%	100%	C

参考指標	経年変化			推移
「研修を役立てた」と答える教員の割合	(H20) 小90.3% 中79.0% 高57.3% 特82.0%	(H21) 小89.3% 中85.8% 高69.1% 特79.7%	(H22) 小88.5% 中76.8% 高62.1% 特76.2%	↘
ICTを活用した授業ができる教員の割合	(H20) 50.8%	(H21) 54.9%	(H22) 57.6%	↗

※ICT:情報通信技術

施策の方向		(4)特別支援教育の充実			
目的	特別支援学校の教育環境の整備等を推進するとともに、地域との連携を図りながら、すべての学校において特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導と支援の充実を図り、「共生・共育」を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校の割合	(H21) 幼 71.7% 小中87.7% 高 13.3%	(H22) 幼 70.7% 小中89.1% 高 16.5%	幼 85% 小中93% 高 50%	C

参考指標	経年変化			推移
特別支援学校における交流及び共同学習の実施数 ①学校地域の校・園数 ②幼児児童生徒の居住地校・園数 ③交流団体数	(H20) ①115校・園 ②211校・園 ③117団体	(H21) ①111校・園 ②230校・園 ③172団体	(H22) ①116校・園 ②243校・園 ③152団体	→
個別の教育支援計画に基づく進路目標の実現率	(H20) 74.1%	(H21) 78.8%	(H22) 83.7%	↗

施策の方向		(5)魅力ある学校づくりの推進			
目的	児童生徒をはじめ保護者や地域から信頼される魅力ある学校づくりとともに、教員の教科指導力・生徒指導力等の向上を図り、頼もしい教職員を養成する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	「学校生活に満足している」と答える児童生徒の割合	(H21) 公立小85.8% 公立中72.6% 公立高63.9% 私立高56.2%	(H22) 公立小86.3% 公立中74.1% 公立高65.6% 私立高63.7%	公立小90% 公立中80% 公立高70% 私立高70%	B
	「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合	(H21) 公立小84.7% 公立中67.2% 公立高57.6%	(H22) 公立小85.4% 公立中66.4% 公立高60.1%	公立小90% 公立中90% 公立高90%	C

2-1-2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

参考指標	経年変化			推移
学校関係者評価を行っている学校の割合	(H20) 小86.8% 中89.4%	(H21) 小86.8% 中89.4%	(H22) 小96.4% 中94.8%	↗
「研修を役立てた」と答える教員の割合	(H20) 小90.3% 中79.0% 高57.3% 特82.0%	(H21) 小89.3% 中85.8% 高69.1% 特79.7%	(H22) 小88.5% 中76.8% 高62.1% 特76.2%	↘
ICTを活用した授業ができる教員の割合	(H20) 50.8%	(H21) 54.9%	(H22) 57.6%	↗

施策の方向 (6) 安全・安心な教育環境の確保

目的	家庭、学校、地域等の連携のもと、危機管理のための教育を推進し、災害や事故、犯罪等から子どもを守る安全・安心な教育環境を確保する。			
数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
学校施設の耐震化率	(H21) 市町立小中 94.2% 県立高94.2% 私立高82.4%	(H22) 市町立小中 98.2% 県立高95.4% 私立高84.7%	市町立小中 100% 県立高100% 私立高100%	B
児童生徒の年間交通事故死傷者数	(H21) 3,803人	(H22) 4,191人	3,400人以下	C

参考指標	経年変化			推移
中学生・高校生の地域防災訓練参加率	(H20) 53%	(H21) 49%	(H22) 57%	↗
防犯教室・訓練等を実施した学校	(H18) 77.3%	(H19) 75.0%	(H21) 72.5%	↘
交通安全教室実施率	(H20) 公立小99.8% 公立中83.0% 公立高 — 私立高 —	(H21) 公立小 — 公立中 — 公立高99.1% 私立高86.0%	(H22) 公立小100% 公立中91.3% 公立高97.5% 私立高88.4%	↗

2 進捗評価

- 地域との連携による子どもの発達段階に応じた体験活動の定着等により、「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合は向上しており、徳のある人間性の育成はおおむね順調に進んでいる。
- 「学校が楽しいと答える児童生徒の割合」や「新体力テストで全国平均を上回る種目の割合」は、横ばいの状態である。また、「授業が分かると答える児童生徒の割合」は増加しているが、全国規模の学力調査において、その成果が十分表れていない状況にある。勉強、スポーツ、芸術の各分野における子どもの能力の向上を図るためには、より一層の取組を要する。
- 特別支援学校だけでなく、小・中・高等学校において、個別の指導計画の作成を一層促進し、特別支援教育の充実を図る必要がある。
- 「学校生活に満足していると答える児童生徒の割合」は向上しているが、「信頼できる先生がいると答える児童生徒の割合」は、横ばいの状況にあり、「研修を役立てた」と答える教員の割合がやや低下していることから、教職員研修の充実に努め、教職員の資質能力の一層の向上を図るなど、魅力ある学校づくりを進めていく必要がある。

- 「学校施設の耐震化率」はおおむね順調に推移しているが、安全管理体制の整備と交通安全教育が「児童生徒の年間交通事故死傷者数」の減少には結び付いていない状況にあり、安全・安心な教育環境の確保により一層努める必要がある。

3 今後の施策展開

- 徳のある人間性と健やかでたくましい心身の育成を図るためには、子どもが様々な体験活動を経験する機会の充実や、きめ細かな指導を一層推進するとともに、教職員の指導力の更なる向上に努める必要がある。また、安全・安心な教育環境の整備も重要な課題である。
このため、地域との連携のもと、**自然体験活動や社会貢献活動、舞台芸術の鑑賞などの多様な体験活動を一層推進**するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して、**問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応**に努めていく。
さらに、**静岡式 35 人学級編制によりきめ細かな指導を充実**するとともに、「分かる授業」を実現することにより「**確かな学力**」の育成を図る。
これらの取組を体系的に推進することにより、「**文・武・芸**」**三道の鼎立**を目指す。
- 教育環境の整備については、「静岡県立高等学校第二次長期計画」や「静岡県立特別支援学校施設整備計画」に基づく**県立学校の施設整備**のほか、**学科改善などの一層の充実**を図るとともに、特に、**高等学校段階における特別な教育的支援を必要とする生徒について、支援の在り方の研究を進める**。
- 多様な教育ニーズに応えるため、**きめ細かな学習指導や生徒指導の実現**に向けた取組を進めるなど、児童生徒、保護者や地域から信頼される**魅力ある学校づくりを推進**する。
また、新たな「静岡県教職員研修指針」に基づき、若手教職員や経験豊かな教職員に対する研修の充実
に努めるとともに、教職員の指導に当たる**指導主事の育成**を図るほか、**大学との連携や他県との人事交流等の促進**に努める。
- **学校施設の耐震化のほか、「“ふじのくに”危機管理」教育基本方針（仮称）の策定**、東日本大震災の被害状況等を踏まえた**防災訓練の推進、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」の見直し**等、子どもを守る安全・安心な教育環境の確保を図るための取組を推進する。

4 取組の実績

(1) 徳のある人間性の育成

○自然体験・社会体験・社会貢献活動の推進

- 児童生徒が生活している地域への関心を高めるため、小・中学校においては、地域の「ひと・こと・もの」との関わりを通じた探究学習や体験学習の必要性について、教育課程説明会等で共通理解を図った。県立高等学校においては、総合学科7校中6校で、地域に関する学校設定科目や総合的な学習の時間を実施した。
- 小・中学校での自然体験や社会体験等を推進するため、「大地に学ぶ」農業体験推進事業のほか、一校一農園推進事業の紹介や、体験活動に関する実態調査等を実施し、自然体験学習や社会貢献活動の推進に取り組んだ。**自然体験学習**については、小学校 85.5%、中学校 56.0%で実施し、**社会貢献活動**については、小学校 76.4%、中学校 71.1%で実施するなど、教育課程への位置付けが進んでいる。高等学校においては、部活動、ホームルーム活動、生徒会等、小集団を単位とした社会貢献活動を推進しており、教育委員会では各高等学校の活動予定や参加可能な活動を取りまとめ、学校教育課ホームページに掲載して一層の推進を図ることとした。
- 全ての県立高等学校において保育・介護体験実習を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域の歴史・文化・産業など、特色を生かした地域学習の推進	計画	特色ある地域学習への取組についての現状の把握	地域学習の広報及び導入校の拡大	→		○
	実施状況等	総合的な学習の時間等で全小中学校で取組済み	特色ある取組についての広報			
環境保全活動や自然保護活動など、地域の自然を生かした活動の推進	計画	地域の自然を生かした活動の現状の把握	地域の自然を生かした活動の広報及び実施校の拡大	→		○
	実施状況等	自然体験学習等は全小中学校で実施済み	特色ある取組についての広報			

○本物の芸術・文化に触れる機会の充実

- 生涯にわたって芸術や文化に親しむ態度を育むため、43校の公立中学校で延べ5,574人、12校の県立高等学校で延べ2,649人の児童生徒に、SPAC（(財団法人)静岡県舞台芸術センター）において、本格的な舞台芸術を鑑賞する機会を設けた。

○「読書県しずおか」づくりの推進

- 読み聞かせボランティアと学校や公立図書館等とのコーディネーター役を果たす「子ども読書アドバイザー」の養成のため、平成22年度、23年度の2年間をかけ、計8回の養成講座を開催しており、市町から推薦を受けた41名が受講中である。
- 児童生徒が良書にめぐり合える機会を広げるため、司書教諭の悉皆研修や、校長会における周知徹底等を通じて、**読書ガイドブックの有効活用を促進**した。平成22年度には、新たに中学生向け読書ガイドブックを作成し、新1年生の入学時に配布し、具体的に授業で活用できるよう、教員用の手引きを作成し、教員に配布した。

- 平成 23 年 3 月に有識者の意見も踏まえ「静岡県子ども読書活動推進計画—第二次計画—」を策定し、県内各学校に配布するとともに、市町へ周知した。
- 予約が殺到しているベストセラー書籍について、市民に寄付を呼び掛ける浜松市の取組を事例集にまとめ、本の寄付制度のモデルとして、県内市町立図書館に紹介した。また、寄付制度に関する市町の実態調査を行い、先進事例を図書館職員向け研修会で発表したり、事例集（モデル事業集）を作成し県内の図書館等に配布したりするなどして制度の周知を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
子ども読書アドバイザーの養成	計画	2年間で40人養成 →		2年間で40人養成 →		○
	実施状況等	年4回の養成講座を実施(市町の推薦を受けた41名が受講)	累計122人 年4回の養成講座を実施(一定の成績を修めた受講者を子ども読書アドバイザーとして認定)		累計162人	
子ども読書アドバイザーの活用促進	計画	県及び市町の子ども読書推進事業で活用 →				○
	実施状況等	・子ども読書アドバイザー養成講座を講師として活用 ・市町での活用を啓発	・子ども読書アドバイザー養成講座の講師として活用 ・市町での活用を啓発			
読書ガイドブックの作成、活用促進	計画	中学生向けの作成・配布 →				○
	実施状況等	乳幼児向けの検討・作成 →	乳幼児向けの検討・作成 →	乳幼児向けの作成・配布 →	乳幼児向けの作成・配布 →	
静岡県子ども読書活動推進計画の策定、市町への周知	計画	新計画策定	市町への説明会開催、見直し呼び掛け			○
	実施状況等	・担当者会(12名)を組織し、県読書活動推進会議(14名、年3回実施)と連携して新計画を策定	・新計画を市町教委や学校等に配布(4-5月) ・各種研修会での周知、市町計画の見直しの啓発			
本の寄付制度	計画	事例集作成	県内図書館への広報・啓発	→		○
	実施状況等	事例集を作成し、県内の市町立図書館に配布	市町立図書館職員を対象とした研修会などでの周知			

○学校・家庭・地域の連携強化

- 学校・地域連携推進研修会として、市町の教育委員会の社会教育、学校教育各課職員や教員、地域のコーディネーターやボランティアリーダー、計 147 名を集めた研修会を県内5会場で開催し、連携の重要性の啓発を図った。学校支援地域本部については、24 市町 25 か所で設置された。
- 市町、全公立学校等で利用可能な退職教員、芸術家、スポーツ指導者などの**地域の人材情報検索ができるインターネットサイト**を開設し、人材データベースの情報のメンテナンスを実施した。活用推進モデル事業を県内4地域の学校支援地域本部で実施し、具体的な活用事例や効果等を市町、公民館、公立学校等に広報した。
- 「地域の青少年声掛け運動」を広く県民に広報啓発するため、各市町に協力を依頼するとともに、県内全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(計 1,503 校)を通じて保護者及び教職員に参加協力を依頼し、運動の拡大を図った結果、運動参加者が目標の 30 万人を達成した。広報啓発のため、リーフレット、実践事例集、ポスターを作成し、各市町、学校、青少年育成団体等に配布した。また、地域の青少年に対し、周りの大人が積極的に関わることの重要性についての機運の醸成を図るため、「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」(7月)、「静岡県子ども若者育成支援強調月間」(11月)に合わせ、街頭キャンペーンを県内4箇所で行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
学校支援地域本部設置の推進	計画	1市町1本部のモデル事業実施(6月現在22市町)	1市町1本部の設置促進	本部数の拡大促進		○
	実施状況等	24市町25箇所で行われ、平成23年度より国の委託から補助事業に変更	国、県補助の有無に関わらず、同様の機能を有する本部数を平成26年度までに250か所設置			
学びの「宝箱」の有効活用	計画	インターネットサイト開設		活用の推進		○
	実施状況等	モデル事業の実施インターネットサイト開設ID、パスワード配布	活用事例の広報モデル事業実施ワンストップ窓口の設置			

○人権教育の推進

- 各学校における人権教育の推進体制を充実し、組織的・計画的に推進するため、人権教育実施状況調査を実施するとともに、小・中・高・特別支援学校の人権教育担当者の研修では、担当者の資質の向上・指導力の強化を図る実践的な研修の機会を提供し、実践化へ向けた意欲を高めた。また、管理職の人権感覚の高揚と人権尊重の学校づくりに向けて、小・中・高・特別支援学校の管理職の研修会において講義を行い、管理職の人権教育推進に果たす役割の重要性について認識を深めた。
- 各市町における人権教育推進体制の充実を図るために、人権同和对策室との連携による研修会の開催、公民館新任職員に対する人権講座の開催、人権教育地域指導者研修会への支援、市町人権教育連絡協議会への助成等を行い、各地域の取組の充実につながった。

- 指導的な立場にある人の人権感覚を高めるために、主催する全ての研修会のプログラムの中に、参加体験型人権学習を取り入れたことにより、参加者がその効果を実感し、実践化への意欲につながった。
- 人権教育の正しい理解と認識を深めるために、指導資料検討委員会を年3回開催し、人権教育指導資料の発行に向けた研究及び資料の活用方法の検討を行った。学校教育の場で積極的に活用される指導資料となるよう、学校における指導の在り方について、参加体験型人権学習の学習例を取り上げた。
- 学校における人権教育の推進とその普及のために、小学校1校、中学校1校の研究指定をし、人権教育の指導方法を研究するとともに、研究発表会を開催し、研究の成果を他校での実践につなげるきっかけとなった。

(2) 健やかで、たくましい心身の育成

○子どもの心の健康問題やいじめ・不登校等へのきめ細かな指導の充実

- いじめ・不登校問題等に対応するため、小・中学校においては、スクールカウンセラーの配置を、平成18年度までに全公立中学校で、平成22年度までに全公立小学校で、それぞれ完了しており、各学校での活用が進んでいる。地域の実情に応じて活用することができるように、同一中学校区内で配置時間数を調整できるような仕組みを実施した。高等学校においては、スクールカウンセラーを拠点校10校に配置し、不登校生徒をはじめ、悩みを持つ高校生や教職員、保護者の相談等、カウンセリングを必要とする学校に派遣するとともに、生徒指導主事研修会等において個々の生徒への丁寧な対応等について教員に指導した。

○学校体育、スポーツ・文化活動の充実

- 武道必修化に向けた安全対策を推進するため、小・中・高の各体育教員向け研修会を開催し、武道必修化に向けた事故等の対処法を含めた安全対策について周知した。また、部活動の効果的な指導方法や、運営管理面での適切な対応等をまとめた部活動指導手引き書を作成することとし、部活動指導手引き作成委員会を立ち上げた。
- 新体力テストの成績向上を図るため、小学校のソフトボール投げ、中・高等学校の男子持久走等に課題について、体育主任者会等で報告するとともに重点種目への対策、体力向上に向けたより一層の取組を図るよう周知した。その結果、中・高等学校では向上したが、小学校のソフトボール投げは全国平均及び前年度県平均と比較して、ともに下回った。高等学校においては、全国平均を上回る種目の割合は、92.6%であった。
- 県立学校の部活動指導に外部指導者の活用を図ることにより、部活動と地域との連携を促進するため、**スポーツエキスパート活用事業**では67人、「**文化の匠**」高校派遣事業では28人の外部指導者を、また、大学生等による部活動支援ボランティア事業では10人を派遣した。
- 全国中学校体育大会において、団体優勝4、個人優勝4、入賞37の成績を収めた。また、中学校総合文化祭においても中学生らしい充実した発表がみられた。県大会等の開催や全国大会、ブロック大会等への派遣については、中学校及び高等学校の文化・体育の振興や生徒の負担軽減を図るため、経費の一部を助成している。さらに、しずおか重点競技強化支援として陸上競技・水泳・サッカー・野球を重点競技とし、全国トップを目指すため、全国で活躍が期待される運動部活動に対し、高等学校体育連盟・高等学校野球連盟を通して強化支援した。また、全国大会入賞強化支援として、全国大会における入賞を目指し、全国大会で活躍が期待される運動部活動に対し、高等学校体育連盟・中学校体育連盟を通して強化支援した。

2-1-2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
しずおか型部活動の推進	計画	試行 在り方検討		実施		○
	実施状況等	試行 在り方検討委員会 (3回開催)	在り方検討委員会 (3回開催)			

○学校における食育の推進

- 学校における食育の継続的な取組のため、各種研修会での啓発や栄養教諭、学校栄養職員、給食担当者等との連携により、**食に関する指導の全体計画**の作成率が小中学校では78.8%（H21 63.9%）、特別支援学校では76.0%（H21 55.0%）と上昇した。
- 学校給食において地場産物や地域の食文化を生かした献立の採用を推進するため、ふるさと給食週間を設定・周知しており、ふるさと給食週間では、**地場産物**の平均活用率が、小・中学校及び特別支援学校ともに静岡県食育推進計画の目標値（30%）を大きく上回った。（小・中学校：39.2%、特別支援学校：51.0%）
- 栄養教諭の配置校を中心に、教科等における指導及び給食時間における訪問指導が計画的・継続的に実施されている。また、**親子でつくる学校給食メニューコンクール**には、多くの応募（172点）があり、入賞した献立を給食に提供した学校もあった。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
食に関する全体指導計画の作成	計画	作成率70%以上	作成率80%以上	作成率90%以上	作成率100%以上	○
	実施状況等	作成率78.8%	計画作成の推進			
地場産物の活用	計画	活用率30%	活用率35%	活用率40%	活用率45%	○
	実施状況等	活用率23.7%	地場産物の活用推進			
親子でつくる学校給食メニューコンクールの開催	計画	応募100件	応募150件	応募200件	応募250件	○
	実施状況等	応募172件	応募236件			

(3) 「確かな学力」の育成

○教員の授業力の向上

- 教員の授業力の向上を図るため、教師用指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅡ」を平成23年3月に発行し、公立幼稚園、小・中学校（政令市を除く）及び県立特別支援学校（小学部・中学部）の全ての教員のほか、県立高等学校、市町教育委員会、関係機関等に配布し、活用を働き掛けた。また、指導主事による学校訪問や教科等指導リーダー研修会で、「よりよい自分をつくっていくために」を扱い、魅力ある授業づくりについて指導を行った。「静岡県の授業づくり指針」については、小学校分の全教科を作成し、総合教育センターのホームページに掲載し、周知を図った。全国学力・学習状況調査については、「静岡県学校改善支援プラン」を政令市を除く公立小中学校及び県立特別支援学校（小学部・中学部）の全ての教員に配布し、授業改善のポイント6項目について、意識化を図るためのアンケート調査を実施した。高等学校においては、授業づくり支援課指導主事による学校訪問の充実と「授業づくり規準」の周知、授業力向上実践研修として行っているアドバイザーティーチャーによる若手教員への助言等が効果を上げている。
- 授業力向上実践研修として、県立高校では、教科指導力に優れた現職教員30人がアドバイザーティーチャーとして、若手教員を対象に、公開授業を延べ216回、研究授業の参観を延べ304回行った。また、小・中学校においては、退職校長等11人がアドバイザーとして2・4年目の教員に対し支援し、授業力の向上を図っている。助言対象者へのアンケートでは、小学校は80.0%、中学校は85.7%、高校では97.4%が教科指導力向上に役立ったと回答している。
- 理想の学校教育具現化委員会の提言を踏まえ、県立学校の教職員1人1台の校務用コンピュータを導入し、教職員が子どもと向き合う時間の拡充と教育の質の向上及び事務の効率化を図るとともに、ICT授業に対応した学習空間の整備を促進した。また、教育総合ネットワークシステムの保守・運用、県立学校のICTに関する技術・相談支援のためヘルプデスクを設置した。さらに、校務用コンピュータの操作方法の習得と情報セキュリティ意識やリテラシーの定着に必要な研修を実施した。

○学校におけるきめ細かな指導の充実

- 静岡式35人学級編制を、すでに実施済の中学校1、2年生に加え、平成22年度は、小学校6年生と中学校3年生に拡充した。
- 外国人児童生徒への相談員等による適応指導や学習支援、指導担当者への指導、助言等を総合的に行った。また、プレクラス（初期指導教室）検討委員会を立ち上げ、市町におけるプレクラスの導入についての情報交換を図るとともに、初期日本語指導カリキュラムを暫定版として開発を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
静岡式35人学級編制の拡充	計画	35人学級編制を小6、中3に拡充 小学校低学年支援小2に拡充	35人学級編制を段階的に拡充	→	静岡式35人学級編制を全学年で実施	○
	実施状況等	35人学級編制を小6、中3に拡充 小学校低学年支援小2に拡充	小5に拡充 小学校低学年支援小1・2継続			
外国人児童生徒への指導・支援体制の充実	計画	プレクラス検討委員会の設置 カリキュラムの開発	→	プレクラス連絡協議会の開催 カリキュラムの学校への普及・啓発	→	○
	実施状況等	プレクラス検討委員会4回実施 カリキュラム(暫定版)の開発・配布	プレクラス検討委員会2回実施 カリキュラム(完成版)をHP掲載予定			

○教育内容の充実

- 国際的に活躍できる科学技術者や研究者の育成を目指すため、高校生が大学の研究室で本格的な研究を体験するニュートン・チャレンジには県立高等学校2年生 34 人、若手科学者との交流や先端施設の見学を行うニュートン・キャンプには県立高等学校1年生 58 人が参加した。小・中学生向け科学教室は、理数科設置校で合計 24 回実施し、延べ 762 人の小・中学生が参加した。
- 県内小学校で平成 23 年度から外国語活動を実施する条件整備を推進するため、「小学校外国語活動条件整備推進事業」として、小学校2校を実践研究校に指定し、研究成果等を紹介した。また、県内全小学校 326 校（政令市は除く）及び関係特別支援学校 12 校において、外国語活動に関する校内研修等を指導するための中核教員を養成することをねらいとした「中核教員研修」を年4回実施した。
- 小学校における英語教育の指導に資するため、県総合教育センター等で実施した「中核教員研修」において、「英語ノート」の活用方法を紹介する演習等を行うとともに、「小学校外国語活動条件整備推進事業」の実践研究校を訪問することにより、教材を効果的に活用した授業の実践や学級担任等の指導力向上のための取組を支援した。また、高等学校及び県立中学校における語学教育の充実、国際理解教育の推進を図るため、アメリカ・イギリス・カナダ等 10 か国から外国語指導講師 103 人を招致し、学校教育課に1人、総合教育センターに3人、高等学校に 99 人を配置した。
- 環境教育・環境学習を全学年または学年単位で計画・実施した学校は、小学校で 89.2%、中学校で 46.8% であった。また、平成 16 年度に作成したリーフレット「『環境教育・環境学習の実践に向けて』～学校・地域・行政～」を、学習指導要領の改訂に伴い、再編集し、配布するとともに、「環境」や「自然」をテーマにした教科学習や総合的な学習の時間に活用したい教材や人材に関する問い合わせ先をまとめたリーフレットを配布した。
- 学校におけるICT教育の基盤整備のため、パソコン教室に設置されたパソコンの更新期間を8年から7年に短縮した。この変更に伴う、平成 23 年度以降のパソコン教室整備予定校の見直しと、平成 23 年度のパソコン教室整備に係る導入機器等の仕様を決定した。
- 児童生徒に望ましい勤労観や職業観を育む教育を、94.2%の小学校、全ての中学校、97.5%の高等学校で実施した。小・中学校においては、職業講話を 35.3%の小学校、79.8%の中学校で、職場見学を 48.8%の小学校、47.4%の中学校で、職場体験を 12.3%の小学校、97.7%の中学校で、それぞれ実施した。高等学校においては、全日制の 67.7%、定時制の 12.5%の学校がインターンシップを実施したほか、職業意識の啓発・形成を目的に、静岡労働局と連携し、県立高等学校での職業講話等を行った。
- 専門学科等における情報教育を充実するため、情報基礎実習装置と情報応用実習装置（各2校）及びメカトロニクス実習装置（1校）を更新するとともに、溶接機や旋盤、トラクターなど、各学科等における基本的な実習を行うための設備を整備した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ICT教育推進のための情報教育機器の整備	計画	PC教室におけるPC更新期間の短縮の決定		LAN 設備更新 (8校)	(4校)	◎
			(5校)	PC 教室更新 (15校)	(15校)	
		(12校)		普通教室 PC 導入 (139台)	(227台)	
	実施状況等	PC教室の更新期間短縮に基づいた更新整備校の決定及び導入機器等の仕様決定	LAN設備更新(5校) PC教室更新(23校)			

○家庭学習の習慣づくりや授業外学習の支援充実

- 地域に在住する退職教員・大学生等の人材を活用し、放課後等に学校の実情に応じた学習支援を行う多様な人材活用学習支援事業を、90校で実施した。
- 県民に対して、学びたいときに学べる機会を提供するため、「あすなる学習室」の情報を、平成22年度は、国語、算数・数学、英語については2回、社会、理科については1回、それぞれ更新した。また、平成17年度に「あすなる学習室カード」を学校に配布してから、利用者が増加しており、平成22年度は、年間アクセス数151,594回（1日平均415回）であった。

（４）特別支援教育の充実

○個々の教育的ニーズに応じた校内支援体制の推進

- 個々の支援が必要となる児童生徒等に対応するために、各学校において指導計画の作成を求めているが、計画の作成率は、平成22年度、県全体で76.4%であった。特別支援学校では、進路先への移行支援として個別の支援計画が活用されている。今後、中学校から高等学校への進学等に際しても活用が期待され、一貫した継続的な支援が期待される。
- 小・中学校において、LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒をサポートするための非常勤講師を、平成22年度、県内小・中学校に238人配置した。平成23年度は、216人を配置する予定である。
- 特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の理解と、支援の方法等に関する教員の知見を高めるため、県総合教育センターにおいて、「特別支援教育研修」を15講座（総定員950人）開講し、幼稚園から高等学校まで広く研修の機会を提供した。また、学校内や地域研究会等においても積極的に研修が行われ、特別支援学校の教員が、センター的機能の一環として研修会の講師やアドバイザーとして支援した。
- 高等学校において、教職員との有機的な関係の下、学校支援心理アドバイザーにより、適切な支援を行うための指導・助言が行われた。また、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等や関係機関との連携による支援体制の充実に努めた。
- 発達障害等のある生徒への支援の充実を図るため、「発達障害等の生徒支援検討委員会」を設け、高等学校段階における特別な教育的支援を必要とする生徒数および年度末の状況などの実態調査結果を基に、今後の支援策について検討した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
発達障害等のある生徒に対する高等学校段階での支援教育	計画		発達障害等のある生徒の調査 モデル事業実施	→		○
	実施状況等	検討委員会の設置	発達障害等のある生徒の調査 モデル事業実施			

○「地域の支援システム」構築の推進

- 国の研究指定（特別支援教育総合推進事業）を受けた3市町において、関係部局が連携した協議会を開催し、地域の支援体制を構築するとともに、顔の見える支援単位として中学校区でネットワークを構築し、ケース会議や教職員の研修を実施した。

- 中学校区で核になるチーフ・コーディネーターを養成するための「特別支援学校チーフ・コーディネーター養成研修」を3年計画で実施し、地域をマネジメントする有望な人材として年4期に区分した研修を実施した。
- 国の研究指定を受けた3市町における、関係部局が連携した協議会の開催、中学校区における支援のネットワークづくり、相談支援ファイル等の実践研究を進め、その成果を広く市町に伝えることで、支援体制の構築に努めた。
- 国の研究指定を受けた3市町において、市町の状況に応じた相談支援ファイルを作成し、該当する保護者等に配布した。健康福祉部と連携し、平成24年度までに、全県的に導入し、活用できることを目指していく。
- 各学校において、地域の自立支援協議会や就労支援チーム会議などの連携会議の中で情報の共有化と支援協力を行い、進路実現のための有機的な関係を活用し進路指導を行うことができた。
- 各特別支援学校が、地域のセンター的役割として教育相談を実施し、延べ5,285件（内389件は出張相談）に対応した。また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の研修会の講師として、延べ214件の派遣要請があり、対応した。

○特別支援学校の受入れ体制の整備

- 「特別支援教育を推進するための盲学校、聾学校及び養護学校基本計画(平成18年10月策定)」に基づき、平成23年4月に、東部特別支援学校伊豆松崎分校、浜松特別支援学校城北分校を整備するとともに、その他の地域についても大規模化・施設狭隘化の解消や通学負担の軽減を図るため、富士特別支援学校富士宮分校を整備した。
- 平成23年3月、新たに「静岡県立特別支援学校施設整備計画」を策定し、早急に対策が必要な5地区について、具体的な計画を立てた。平成25年度を目途に知的障害高等部分校2校、平成27年度までに知的障害・肢体不自由併置の特別支援学校の本校2校を設置するほか、老朽化している肢体不自由の特別支援学校の改築を行うこととした。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
特別支援学校の整備	計画	本校1校(清水)、分校1校(磐田)の整備 掛川、志太榛原地域での学校新設の検討 基本計画(H18)に続く新たな施設整備計画策定	分校3校(賀茂、富士宮、浜松地域)	新たな施設整備計画に基づく学校整備 →		○
	実施状況等	本校1校(清水)、分校1校(磐田)の開校 掛川、志太榛原地域での学校新設の検討 静岡県立特別支援学校施設整備計画の策定	分校3校(賀茂、富士宮、浜松地域)の開校 静岡県立特別支援学校施設整備計画に基づく学校整備			

○「共生・共育」の推進

- 「共生・共育」を推進するため、各学校において、計画的な「交流及び共同学習」を実施しており、平成22年度は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校113校と福祉施設等151団体と交流を行った。また、特別支援学校に在籍する288人の児童生徒が、自分の居住地にある学校228校において「交流及び共同学習」を実施した。
- 平成23年4月に、松崎高等学校内に東部特別支援学校伊豆松崎分校、富士宮北高等学校隣接地に富士特別支援学校富士宮分校、浜松城北工業高等学校内に浜松特別支援学校城北分校が開校したことにより、既に整備済の分校と合わせて、県内に10の分校を設置した。さらに、平成23年3月に新たに策定した「静岡県立特別支援学校施設整備計画」に基づき、平成25年4月の開校を目途に、沼津城北高等学校及び焼津水産高等学校に新たな高等部分校の設置を計画している。

- 平成22年度は、3つの部署で、3人の生徒が県庁内職場実習を行った。実習を行った生徒は、高等部1年生及び2年生であり、障害の状況は知的障害、聴覚障害、肢体不自由である。生徒は、職場体験により社会参加への意識を高めると同時に、実習を受けた部署では、障害のある生徒の職域の拡大について検討するよい機会となった。

○特別支援学校における職業教育と進路指導の充実

- 小・中・高と一貫したキャリア教育推進のため、各学校において、講師を招聘して研修会を実施し、キャリア教育の考え方を校内研究の柱とした研修を進めた。
- 生徒の就労促進のため、商工会議所や事業主団体等と連携し、障害者雇用をしている事業主も参画する各地区の就業促進協議会での障害者雇用に関する研修会や、企業を対象とした特別支援学校や障害者雇用事業所の見学会を実施した。
- 「障害者働く幸せ創出センター」と定期的に会合を開き、連携を図ったほか、センター内に特別支援学校の児童生徒が製作した作業製品等を展示するなどして、障害者の就労促進に努めた。

(5) 魅力ある学校づくりの推進

【魅力ある学校づくり】

○教育委員会の活性化

- 教育行政に対する県民のニーズや課題等を把握するため、授業等教育活動の参観とともに、住民・保護者等と教育委員が意見交換を行う移動教育委員会を、年5回開催した。また、特定の教育課題への認識を深めるため、テーマを絞り、その関係者から意見を伺う教育関係者懇談会を年2回実施した。
- 教育委員会の施策に対する理解を促進し、参画を促すため、教育現場における様々な教育活動や教育委員会の取組などを、年間22回発行する教育広報紙「Eジャーナルしずおか」を通して情報発信した。県内公立学校教職員の全てに配布するとともに、図書館、文化センター、公民館等を通じ地域住民等にも広く配布した。また、ホームページ、テレビ・ラジオ・県民だよりなどの各種媒体を通して情報提供を行った。

○学校評価システムの充実

- 小・中学校においては、学校関係者評価は、平成22年度に、小学校96.4%、中学校94.8%と高い割合で実施されており、結果を公表している学校の割合は、小学校75.5%、中学校65.3%となっている。信頼される魅力ある学校づくりのため、結果の公表については、今後も促進していく必要がある。高等学校においては、全ての県立高等学校において学校関係者評価を実施するとともに、学校ホームページ等により結果を公表している。特別支援学校においても、全ての学校において学校関係者評価委員会を設置し、ホームページ等で公開しており、より良い学校運営、地域に開かれた学校づくりに積極的な提言を受け、学校改善に生かした。

○特色ある県立学校づくりの推進

- 「静岡県立高等学校第二次長期計画(平成17年3月策定)」に基づき、高等学校の再編整備を推進した。各地区においては、設置準備委員会を設け、教育目標・教育方針や教育内容等について検討を進め、特に静岡地区新構想高等学校(仮称)については、平成25年4月の開校を目指し設計等を行い、天竜地区新構想高等学校(仮称)については、平成26年4月の開校を目指し設計に着手した。
- 発達障害等のある生徒への支援の充実を図るため、「発達障害等の生徒支援検討委員会」を設け、高等学校段階における特別な教育的支援を必要とする生徒数および年度末の状況などの実態調査結果を基に、今後の支援策について検討した。

- 静岡地区新構想高等学校（仮称）及び天竜地区新構想高等学校（仮称）において、総合学科に設置する系列及び教育内容等についての検討を行った。
- これまでの各地区における中高一貫教育の成果を踏まえ、中高一貫教育の制度を生かした魅力のある教育課程の編成や、学校行事・部活動等の一層の充実について検討を進めた。
- 伊豆総合高等学校の開校及び袋井商業高等学校における学科改善を実施した。

○私立学校における魅力ある学校づくりの支援

- 私立学校における魅力ある学校づくりや教育条件の維持・向上を図るため、生徒指導カウンセラーの配置や保育体験、介護体験など体験学習の推進、教員能力の開発に向けた研修参加などの取組を実施する学校を支援した。

○公立学校と私立学校の連携等の一層の推進

- 公立学校と私立学校の所管については、私立学校の自主性・独自性に配慮した検討を行ったほか、公私連携を図るため、静岡県公立高等学校連絡会に加え、静岡県公立高等学校協議会にワーキンググループを設置し、課題の共有化を図るとともに、研修等における連携について協議・検討を行うなど、公立間の連携に向けた課題や今後の方向性等を検討した。

【頼もしい教職員の養成】

○教員の国際体験等の拡充

- 青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティアの新規派遣人数は、平成 21 年度の 3 人から、平成 22 年度は 5 人となり、2 人増加した。

- 他県との教職員の人事交流について、推進体制の検討を行い、平成 23 年度からの鹿児島県との人事交流を決定した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
教員の青年海外協力隊・日系社会青年ボランティアへの参加奨励	計画	青年海外協力隊へ教員派遣				○
		5人派遣 (うち新規3人) 帰国報告会の開催	10人派遣 (うち新規7人) 参加支援策の充実	30人派遣 (うち新規20人)	50人派遣 (うち新規30人)	
	実施状況等	5人派遣 (うち新規3人) 帰国報告会の開催	10人派遣 (うち新規7人) 参加支援策の充実			
他県との教職員の人事交流の推進	計画	推進体制の検討	人事交流の開始	人事交流の拡大		○
	実施状況等	推進体制の検討	人事交流の開始			

○教員の授業力の向上

- 「授業が分かる」と答える生徒の割合が年々上昇している。授業づくり支援課指導主事による学校訪問の充実と「授業づくり規準」の周知、授業力向上実践研修として行っているアドバイザーティーチャーによる若手教員への助言等が効果を上げていると考える。

- 授業力向上実践研修として、県立高校では、教科指導力に優れた現職教員 30 人がアドバイザーティーチャーとして、若手教員を対象に、公開授業を延べ 216 回、研究授業の参観を延べ 304 回行った。また、小・中学校においては、退職校長等 11 人がアドバイザーとして2・4年目の教員に対し支援し、授業力の向上を図っている。助言対象者へのアンケートでは、小学校は 80.0%、中学校は 85.7%、高校では 97.4%が教科指導力向上に役立ったと回答している。
- 理想の学校教育具現化委員会の提言を踏まえ、県立学校の教職員1人1台の校務用コンピュータを導入し、教職員が子どもと向き合う時間の拡充と教育の質の向上及び事務の効率化を図るとともに、ICT授業に対応した学習空間の整備を促進した。また、教育総合ネットワークシステムの保守・運用、県立学校のICTに関する技術・相談支援のためヘルプデスクを設置した。さらに、校務用コンピュータの操作方法の習得と情報セキュリティ意識やリテラシーの定着に必要な研修を実施した。

○子どもの心の健康問題への教職員の対応能力の向上

- いじめや不登校児童生徒の問題行動等に対応するため、小・中学校については、全校へのスクールカウンセラーの配置を完了しており、地域の実情や、小・中学校の連携を考慮し、同一中学校区で配置時間数を調整できるような仕組みを実施し、より充実した体制づくりに備えた。高等学校では、スクールカウンセラーを拠点校 10 校に配置し、生徒や教職員、保護者の相談等、カウンセリングを必要とする学校に派遣するとともに、生徒指導主事研修会等において個々の生徒への丁寧な対応等について教員に指導した。

○教職員の子どもと向き合う時間の拡充と指導準備時間等の確保

- 「学校マネジメント向上プロジェクト—学校運営改善事例集—」を踏まえ、各学校において、定時退勤日を週一回設けてワーク・ライフ・バランスの改善や会議の精選及び会議時間の削減に積極的に取り組むよう働き掛けるとともに、事務処理の簡素化や教職員間での情報の共有化を図ることを推進した。小・中学校においては、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省調査）」で、「コンピュータを使って教科指導等ができない」と回答した教員等を対象に、平成 19～23 年度の4年間で計画的に、市町ごとに「ICT活用指導力向上研修」を実施している。また、教職員の健康保持、増進を推進するため、健康情報の提供や健康教育を実施するとともに、精神疾患による長期療養者等の円滑な職務復帰と再発防止を図るため、事務局の保健師が、所属長や主治医と連携し、教職員個々の状況に合わせた支援や相談業務を実施した。さらに、教職員のストレス解消や健康保持増進を図るため、公立学校共済組合と連携し、各学校が開催するメンタルヘルス講習会等への講師派遣や費用助成による支援を実施した。

○教職員の評価制度の運用と改善

- 公正・公平な評価のため、全ての評価者を対象に評価者研修を継続実施するとともに、評価の客観性を高めるため、評価基準である段階評価表を修正した。
- 評価結果の人事管理への活用については、要綱や内規の整備を進め、平成 22 年度の評価結果から活用を開始している。給与への活用については、国、知事部局、他県の動向を踏まえつつ研究を継続している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
評価結果の活用についての検討	計画	評価結果を人事管理の基礎資料の一部として活用 給与への反映について研究				○
	実施状況等	教職員への周知要綱等の準備 給与への反映について研究	評価結果を人事管理の基礎資料の一部として活用 給与への反映について研究			

○教員の人材の確保

- 平成23年度教員採用選考試験において、多文化共生社会を支える人づくりを目的に、**国際貢献活動経験者を対象とした選考**を実施し、23人が受験し、9人が合格した。
- 大学との連携・協力を推進**するため、県内では、静岡大学、常葉学園大学、東海大学、静岡産業大学、静岡県立大学、静岡理工科大学で教職ガイダンスを実施した。また、県外では、都留文科大学、名古屋大学、山梨大学で教職ガイダンスを実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
選考試験の改善	計画	国際貢献活動経験者を対象とした選考		選考区分の改善		○
	実施状況等	国際貢献活動経験者を対象とした選考	教職大学院の特例			
大学との連携・協力	計画	県内大学での教職ガイダンスの実施	県外大学でのガイダンス参加(東海地区)	県外大学でのガイダンス参加(東海地区)	県外大学でのガイダンス参加(東海地区、関東地区)	○
	実施状況等	県内大学での教職ガイダンスの実施	県内外大学へのガイダンス中・高校生対象の教職セミナーの実施			

(6) 安全・安心な教育環境の確保

○危機管理のための教育の推進

- 「“ふじのくに”危機管理」教育基本方針(仮称)策定のため、兵庫県教育委員会や神戸市教育委員会が推進する防災教育及び東北大学が推進する津波防災教育について聞き取り調査を行い、防災教育の在り方などに資する情報の収集に努めた。

○学校における防災対策の推進

- 学校防災推進協力校4校(小・中・高・特別支援学校)を指定し、地域の実態を踏まえ、学校の特色を生かした防災教育推進のための実践研究に取り組んだ。また、静岡県防災教育推進委員会を開催し、教育委員会、危機管理部、私学関係者等との連携を強化するとともに、次年度の「防災教育推進のための連絡会議」における重点目標を決定した。
- 12月の第一日曜日を中心として各地域で行われる地域防災訓練において、園児児童生徒の参加率は42%であり、平成21年度32%から大幅に向上した。中学生の参加率は61%、高校生の参加率は53%であり、中学生・高校生の参加率も向上した。

○学校の耐震化の推進

- 県立高校については、御殿場高校など29校の実習棟及び渡り廊下などの耐震補強工事を実施した結果、平成22年度末の耐震化率は95.4%となった。また、市町立学校については、市町に対し学校施設の耐震化の前倒し実施について要請等を行った結果、平成22年度末の耐震化率は98.2%となった。

- 私立学校の安全・安心な教育環境を確保するため、耐震化に係る国庫補助、県単独補助の積極的な活用などを指導し、耐震化の早期完了の取組を進めた。

○学校における防犯、事故対策の推進

- 平成 21 年度から2年間にわたり、県内全ての公立中学校の学校安全担当教員を対象に防犯教室研修会を開催し、地域安全マップ協会の協力のもと、マップ作りの検証のための通学路の安全点検や地域安全マップ作りを実施した。
- 学校健康教育指導者講習会や高等学校交通安全教育指導者研修会を開催し、各学校の安全担当教員を対象に交通事故防止対策を含めた安全教育の研修を行い、危機管理意識を高めた。県内公立学校の「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」の作成率は 100%である。
- 学校警察連携制度において各高校に自転車指導カード交付状況を送付し、生徒の交通安全教育に活用した。また、自転車通学率 60%以上の県立高校 77 校を対象に交通指導員を配置し、自転車通学者に対する登下校時の交通指導等を行った。私立学校においては、38 校（全体の 88.4%）で交通安全教室が開催された。
- 本県では、パソコン普及率、携帯電話普及率、ブロードバンド普及率が、全国平均を上回っている。小・中学校においては、所持率が上がる小学校高学年から中学生までの親子に対して、利用における危険性についての意識啓発やフィルタリングサービス利用の促進を図っている。高等学校においては、生徒指導主事研修会や県下 10 地区で開催する生徒指導地区研究協議会において、携帯電話の使用ルール等について研究したほか、79.8%の高等学校が、携帯電話・情報モラルの指導を行った。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

子どもから大人まで生涯にわたり学び続けられる環境づくりに努め、県内に学びの意欲が満ち溢れた「学びの王国しずおか」を現出する。

施策の方向 (1) 生涯にわたり学び続ける環境づくり

目的 「生涯学習社会」の実現に向け、生涯学習を支える教育施設や拠点機能の整備・充実を推進するとともに、生涯にわたる学習機会の充実を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
余暇時間に学習した人の割合	(H21) 46.9%	(H22) 45.8%	50%	C

参考指標	経年変化			推移
ふじのくにゆうゆうnetで情報提供した団体数	(H20) 451団体	(H21) 496団体	(H22) 513団体	↗

施策の方向 (2) 地域の教育力の向上

目的 「地域の子どもは地域で育てる」という県民の意識を醸成し、家庭、学校、地域など、関係者が一体となって地域における教育活動を推進し、地域の教育力の向上を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
地域で子どもをはぐくむ活動に積極的に参加した人の割合	(H21) 12.7%	(H23県政世論調査) 11.8%	20%	C

参考指標	経年変化			推移
地域コーディネーター養成講座受講者数	(H20) 73人	(H21) 68人	(H22) 94人	↗
通学合宿実施箇所数	(H20) 132箇所	(H21) 134箇所	(H22) 162箇所	↗
静岡県子ども読書アドバイザー認定者数	(H20) 39人	(H21) 43人	(H22) 39人	→

施策の方向 (3) 青少年の健全育成

目的 豊かな人間性と高い規範意識を持つ青少年の育成を図り、その活動を支援するとともに、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努める。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
「自分が日常接する青少年の規範意識が高まっている」と感じる県民の割合	(H21) 9.7%	(H23県政世論調査) 12.5%	10%	B+

参考指標	経年変化			推移
青少年指導者上・中級位認定者数	(H20) 80人	(H21) 47人	(H22) 47人	→
県主催の青少年活動参加者数	(H20) 6,992人	(H21) 9,006人	(H22) 9,651人	↗

施策の方向		(4)高等教育機能の充実と学術の振興			
目的	大学間の連携を推進し強化することにより高等教育機関の教育・研究機能の充実を図るとともに、地域との連携を進め、優れた教育・研究成果の地域への還元を図り、高等教育機関が持つ学術資源を県民が身近に感じ、学ぶことができる環境づくりを進める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	「大学の教育内容に満足している」と答える大学生の割合	—	今後公表	70%	—
	県内大学院収容率	(H21) 8.5%	(H22) 8.6%	10%	C
	県内の高等教育機関が行った受託研究・共同研究の件数と金額	(H21) 675件 27億円	(H22) 679件 24億円	720件 30億円	C
	県内の高等教育機関が開催した公開講座・シンポジウムの参加人数	(H21) 19,478人	(H22) 20,081人	22,000人	B

2 進捗評価

- ふじのくにゆうゆう net で情報提供した団体数は着実に増加しているものの、「余暇時間に学習した人の割合」はやや減少しており、市町やNPO、大学等の連携の推進などにより、生涯にわたり学び続ける環境の整備に向け一層の取組を進める必要がある。
- また、通学合宿や学校支援地域本部等の取組は進んでいるが、「地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合」はやや減少傾向にあり、地域の教育力の向上に向けた取組をより一層進める必要がある。
- 「青少年の規範意識が高まっていると感じる県民の割合」は順調に推移しているほか、県主催の青少年活動参加者数が着実に増加するなど地域の教育力や青少年の健全育成への取組は着実に進んでいる。さらに、青少年を取り巻く様々な問題に対応するため、平成 23 年3月、「“ふじのくに”子ども・若者プラン」を策定した。「県内大学等による公開講座やシンポジウムの参加人数」は増加したものの、「大学院収容率」は微増に止まったほか、「受託研究・共同研究の金額」は減少しており、高等教育機能の充実と学術の振興に向けた取組をより一層進める必要がある。

3 今後の施策展開

- 生涯を通じて学び続ける社会づくりを推進するために、生涯学習を支える教育施設や拠点機能の整備を推進し、学習機会の一層の充実を図るとともに、地域の教育力の向上に向けて、学校、家庭、地域等が一体となった取組を一層推進する必要がある。
このため、子どもから大人まで広く**読書に親しむ機会の充実**のほか、図書館等の社会教育施設をより積極的に利活用するための取組や安全確保に向けた取組等を継続するとともに、**本県の豊かな自然史資料を活用するための拠点整備**に向けた検討を行う。
また、地域人材の新たな開拓や活動場所の開発等、活動が更に活性化するよう取り組むとともに、長期的には、学校支援地域本部等の活動が、**学校を核とした地域のコミュニティづくり**につながるよう取組を進める。

- 青少年の健全育成については、青少年教育施設での活動を支援するとともに、指導者養成の推進ならびに青少年を取り巻く良好な環境づくりに努める必要がある。
このため、子ども・若者支援、青少年の健全育成に取り組むなど、「**“ふじのくに”子ども・若者プラン**」を**着実に推進**し、こうした取組の市町や地域への普及を図る。
また、**本県と中国浙江省との青年リーダーの新たな交流**を実施し、将来へ向けて経済や教育・文化交流などへの展開を図る。
- 高等教育機能の充実や学術の振興を図るためには、各大学それぞれの特色を活かした取組に加え、高等教育機関が連携した共同講義や施設の共同利用、知的資源の地域への還元等を推進していく必要がある。
このため、**大学ネットワーク静岡の機能・体制を強化・充実**させるための支援を積極的に行うとともに、**大学コンソーシアムの設立に向けた検討**等を行うなど、大学間連携のより一層の推進を図る。

4 取組の実績

(1) 生涯にわたり学び続ける環境づくり

○多様な学習機会の充実

- 静岡県生涯学習情報検索ホームページ「マナビット21」により、しずおか県民カレッジに登録している連携講座や静岡県教育センター主催による生涯学習関連講座の情報を発信し、学習機会の提供に努めた。
- 県内の小学校1年生の全保護者及び情報提供団体に対して、「ふじのくにゆうゆう net」を紹介するとともに、会員登録用リーフレットを配布し、広報啓発に努めた。利便性の向上に努めた結果、400件を超えるポイント対象講座を提供し、平成21年度に運用を開始したモバイルサイトへも3,000件を超えるアクセスがあった。

○社会教育施設の充実・学校施設の開放

- 県立青少年教育施設において、安全・安心を保障するために、マニュアルの見直しや整備を行い、安全体制を向上させた。また、指定管理者による施設の管理運営業務について、利用者の意見・要望をより取り入れることができるよう、利用者アンケートや意見交換会を実施し、サービスの向上等を図った。
- 地域社会における生涯学習の拠点づくりのため、地域住民を対象とした学習講座などを公立学校647校中164校を会場として開設した。また、647校中427校が教室の開放を行い、627校で体育施設の開放が行われた。

○図書館の整備・充実

- 県立中央図書館を中心とする県内の図書館の電算システム（おうだんくんシステム）をリニューアルすることにより、操作の迅速化・安定化が図られ、県内図書館活動の充実に寄与することができた。また、ホームページの全面リニューアルにより、資料検索、資料予約等の操作性が向上した。
- 施設・設備の老朽化への対策、県内市町立図書館の充実、電子書籍の普及など、環境の変化や新たな課題への対応のため、県立中央図書館の在り方を検討するための体制を整備した。
- 県内図書館職員の資質の向上、利用者へのサービス向上を図るため、県立中央図書館において、公立図書館職員向けの研修会を19回開催し、延べ775人の参加があった。また、県立中央図書館が主催する「子ども図書研究室講演会」を年1回開催しており、子どもと本をつなぐ活動を実施している人を中心に158人が参加し、静岡県の子どもの読書活動の推進に寄与した。

○生涯学習を支える新たな拠点機能の整備

- 県内の自然に関する貴重な標本・資料の散逸・消失を防止するため、自然史資料の収集保存事業を継続して実施した。また、収集した自然史資料の利活用を図るため、ミニ博物館及び出前博物館を実施することにより本県の自然を身近に感じてもらい、自然の大切さへの理解を深めた。さらに、新たな活動拠点の整備を目指して、庁内関係各課による庁内検討委員会を設置して検討を始めた。
- 県内の貴重な文化資料の散逸を防ぎ、良好に保管するとともに、県民の生涯学習に役立てるため、平成23年度からの埋蔵文化財センター設置に向けた準備を進めるとともに、県内の博物館の収容能力を調査した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
自然史資料を活用した新たな拠点機能の検討	計画		自然史資料に関する活動拠点の検討 (関係機関との調整、拠点機能の整備等)			○
	実施状況等	ミニ博物館等の実施による収集資料の活用 庁内検討会の設置・検討	収集資料の活用(継続) 庁内検討会での検討(継続)			

(2) 地域の教育力の向上

○地域の教育力の向上のための支援の充実

- 地域で子どもを育てるシステムづくりを支援するため、活動に取り組んでいる個人や団体を支援する地域コーディネーター養成講座及び地域教育推進事業交流会を東部地区と中部地区で各3日間開催した。
- 家庭や地域における人づくり実践活動の促進を図るため、人づくり推進員がしつけや子育ての助言等を行う「人づくり地域懇談会」を小学校や幼稚園等で288回開催した。

○授業外学習の支援の充実

- 異年齢集団による宿泊を伴う共同生活を行う通学合宿は、合計162箇所（短期159箇所、長期3箇所）で実施され、年々開催箇所数が増加している。また、実施団体間の情報交換を兼ねて有識者の講演会を実施し、生活体験の重要性を再認識する機会を設けた。
- 地域人材を活用し自然体験、世代間交流などの青少年育成事業を広域に実施している13団体に対し助成を行い、各活動の活性化、各事業の充実が図られた。

○地域における子どもの読書活動の推進

- 市町からの推薦による読書ボランティアリーダー等41人が、2年間をかけて8回開催される「静岡県子ども読書アドバイザー養成講座」を受講しており、リーダーとしての資質を高めている。
- 本の寄付制度に関する市町の実態調査を行い、先進事例を図書館職員向け研修会で発表して、制度の周知を図るとともに、事例集（モデル事業集）を作成して、県内の図書館等に配布し、市町訪問等を通じて担当者に制度の周知を図った。

(3) 青少年の健全育成

○青少年を取り巻く諸問題への対応

- 現代社会において青少年を取り巻く様々な問題に対応するため、平成23年3月、「“ふじのくに”子ども・若者プラン」を策定し、「全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援」「ニート・ひきこもり・不登校等の困難を有する子ども・若者やその家族への支援」「子ども・若者と共に育ち合う地域づくりの推進」「推進体制の整備・充実」の4つを柱として、施策を体系的に位置付けた。

○青年リーダーの養成

- 国際感覚を身に付けた地域の活性化に寄与する青年リーダーを育成するため「ふじの翼グローバルリーダー養成講座」を実施した。講座には、教職員・市町職員・会社員・学生等 27 名が参加し、同数の中国青年リーダーと交流を行った。これを契機として、交流した中国青年と新たな企画を立ち上げようとする参加者も見られた。
- 地域で活躍する中核的な青少年指導者を養成するため、上級 2 人・中級 45 人・初級 2,754 人を指導者として級位認定した。認定された指導者の多くは、県内各地で開催されている体験活動等で指導者やスタッフとして活躍している。
- 将来の社会的リーダーとしての資質を備えた高校生を養成するため、「日本の次世代リーダー養成塾」への参加について、18 人の応募があり、選考の結果、12 人の高校生（県立 10 人、私立 2 人）が参加した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
青少年リーダーの養成	計画	50人	青少年指導者中級・上級級位認定			○
	実施状況等	47名 上級認定者2名、 中級認定者45名	50人 (累計100人)	50人 (累計150人)	50人 (累計200人)	

○青少年活動の促進

- 青少年教育施設の安全・安心で効率的な管理・運営を図るため、施設の所長会議等で、定期的な情報収集に努め、平成 22 年度中に安全対策マニュアルを整備徹底した。（三ヶ日青年の家については、平成 23 年度も継続的に検討する。）さらに、指定管理制度の成果及び課題を検証するために、「朝霧野外活動センター」外部評価委員会を設け、指定管理者による管理・運営及び事業が県の施設として健全に行われているか、事業計画に従って計画的に行われているかなど 5 項目について評価を行っている。平成 22 年度は、全てにおいて「十分満足できる」という評価結果であった。また、多様化する利用者のニーズに、より効果的に対応する事業の工夫もあり、県直営時と比較して利用者数は年間 4,000 人程度増加した。

○青少年への声掛け運動の推進

- 声掛け運動の拡大を図るため、リーフレット、実践事例集、ポスターを作成し、各市町、青少年育成団体等に配布し、協力を依頼するとともに、県内全ての幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校を通じて保護者及び教職員に参加協力を依頼し、広報・啓発した結果、運動参加者が目標の 30 万人を達成した。また、地域の青少年に対し大人が積極的に関わることの重要性についての気運の醸成を図るため、「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」（7 月）、「静岡県子ども若者育成支援強調月間」（11 月）に合わせ、街頭キャンペーンを県内 4 箇所で開催した。あわせて、広報啓発活動を充実させるため、各市町声掛け運動担当者に対して「地域の青少年声掛け運動推進研修会」を開催し、先行事例の研究や意見交換を行った。さらに、運動参加者の意識や活動内容を把握し、広報啓発用資料に活用するため、アンケート調査を実施した。

○青少年のひきこもりへの対応と相談体制づくり

- 不登校やひきこもりがちな児童生徒への対応のため、教育支援センターの機能を拡充するとともに、教育相談活動や学習指導、農業体験や自然体験などの体験活動、仲間とふれあうことを目的としたスポーツ活動などを行うことにより、コミュニケーション能力の育成や成功体験の積み上げを図り、自己肯定感を高め、早期の学校復帰を促進した。さらに、不登校でひきこもりがちな児童生徒に、自然体験や生活体験等の機会を提供する「富士山あさぎり de キャンプ」を実施し、小・中学生 21 人が参加した。参加者や保護者に対するアンケート調査によれば、キャンプ参加後、積極性の向上や自己肯定感の高まり、学校への抵抗感の減少等の効果が見られた。
- 「社会的ひきこもり」傾向にある青少年及びその家族を支援するため、青少年交流スペース「アンダンテ」を設置・運営した。年間の利用件数は、面談 1,015 件、電話 1,631 件、フリースペース来所 862 件に上り、利用後、進学や就職ができた、外出が可能になった、病院を受診した、意欲が向上したなどの効果が見られた。

(4) 高等教育機能の充実と学術の振興

○大学間連携の推進による高等教育機能の充実

- 大学間連携を推進するため、本県の大学間連携組織である大学ネットワーク静岡が実施した留学情報海外広報事業への支援等を行ったほか、大学コンソーシアムの設立に向け、大学ネットワーク静岡との調整等を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
大学コンソーシアムの設立の支援	計画	機能・あり方の検討、関係機関との調整等	設立に向けた支援	設立 → コンソーシアム運営への支援 コンソーシアムを活用した各種事業の実施		○
	実施状況等	機能・あり方の検討、関係機関との調整等	設立に向けた支援			

○教育・研究機能の充実

- 大学コンソーシアムの設立に向け、大学ネットワーク静岡との調整等を行ったほか、優れた研究成果を発表する機会を創出するため、「静岡アジア・太平洋学術フォーラム」と「静岡健康・長寿学術フォーラム」を開催し、合計 2,388 人の参加者を集めた。
- 県が設立した公立大学法人の教育・研究目標の達成を支援するため、人的、財政的支援を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
公立大学法人の教育・研究目標の達成支援 静岡県公立大学法人 公立大学法人静岡文化芸術大学	計画		第1期中期目標の実現	→ 第2期中期目標の実現 →		○
	実施状況等	人的、財政的支援を実施	人的、財政的支援を継続			

○学から産・官・民への研究成果の還元

- 静岡TTO（静岡技術移転合同会社）が特定大学技術移転事業の事業者として認定されたことにより、研究成果を民間移転する体制が整った。

○学術資源を身近に感じることのできる環境づくり

- 大学の教育・研究成果を直接学ぶことができる機会の充実を図るため、県内の大学等が連携した科学交流フォーラムや共同公開講座を開催したほか、県立大学等における社会人学習講座の開催等を支援した。

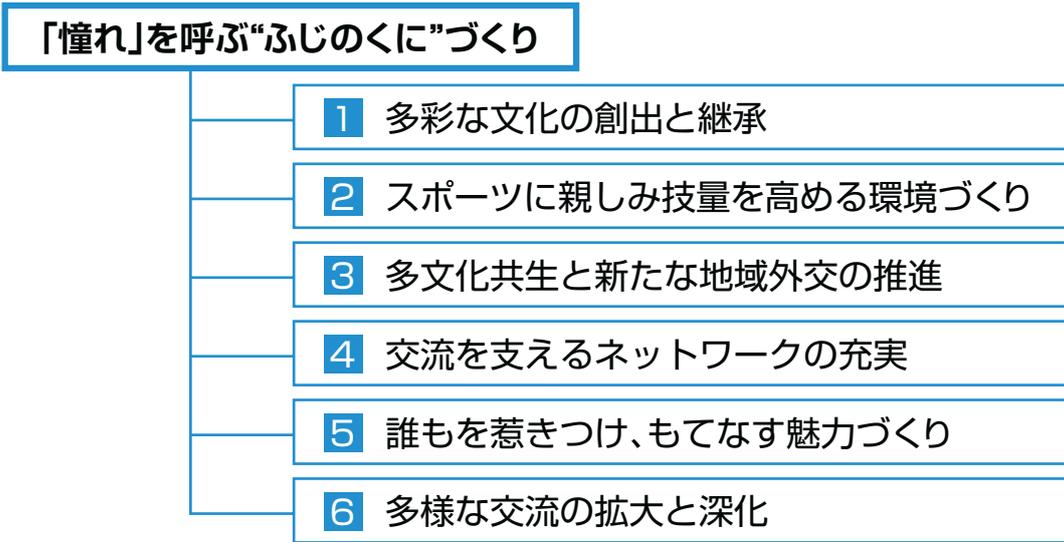
○高等教育機関の国際化の推進

- 県内の大学等の国際化を推進するため、中国（上海）における留学フェアでの情報発信や、留学生と地域住民との交流会、就職支援セミナー・企業面談会等の留学生支援事業を実施したほか、浙江省内の大学と県内の大学との短期留学生相互交流事業を行った。

2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

1 戦略の目標と体系

多彩で魅力ある文化の創出と継承や、スポーツに親しみ技量を高める環境づくり、多文化共生と地域主権の時代にふさわしい新たな地域外交の推進により、地域の魅力を高める。さらに、ヒト、モノ、情報の活発な交流を支えるネットワークを充実し、観光をはじめ内外との多様な交流を拡大、深化させていく。



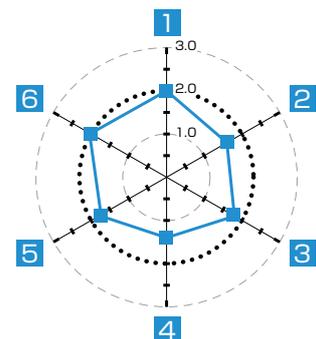
「憧れ」を呼ぶ
ふじのくにづくり

2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	評価外
1 多彩な文化の創出と継承	1		2		1		2
2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり			2		2		2
3 多文化共生と新たな地域外交の推進	1		1		2		
4 交流を支えるネットワークの充実			2	1	3		2
5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり	1		1		2		2
6 多様な交流の拡大と深化	1	2	2	1	2		1
計	4	2	10	2	12		9

- 国内外の人に静岡県の魅力を積極的にアピールした結果、「外国人延べ宿泊者数」については、前年度の37万2千人に対し、平成22年度には、目標値を超える60万1千人となり、当初目標を達成している。
- スポーツ実施率も長期的には増加傾向にあることから、競技力の向上と併せて、更に取組を推進し、スポーツに親しみ技量を高める環境づくりに向けたより一層の取組を進める。

《戦略の柱ごとの達成状況》



- 「外国人留学生数」は、ほぼ横ばいで推移しているものの、県内の「国際交流協定提携数」は平成22年度には目標である68件を達成するなど、新たな地域間交流が拡大している。
- また、富士山静岡空港において、貨物上屋を1棟増築するなど航空貨物の取扱環境の向上を図った結果、「富士山静岡空港の貨物取扱量」も前年度の86tに対し、平成22年度は201tと約2.3倍に増加したものの、全国的な航空需要の急激な減少により、モノの活発な往来を支える交流ネットワークの充実に向けた一層の取組が必要である。

3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 多彩な文化の創出と継承		9	
2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり		2	
3 多文化共生と新たな地域外交の推進	1	10	
4 交流を支えるネットワークの充実		13	2
5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり		9	
6 多様な交流の拡大と深化		6	
計	1	49	2

- 主な取組については、おおむね計画どおり実施しており、県立美術館における自主企画展等の大学生以下無料化、富士山世界文化遺産登録の着実な推進や文化財保護に関する専門人材の養成などを進めるとともに、市町における地域スポーツクラブの設置促進や東アジアを中心とした地域間交流の促進を図るなど地域の魅力を高める取組を着実に進めた。
- 空港と鉄道駅のアクセスやひかりの停車本数の増加への取組はやや遅れているが、海外航空会社への積極的なトップセールスを展開し、富士山静岡空港の路線の充実に努めるなど、交流を支えるネットワークの充実に向けて着実に取り組んだ。
- また、観光交流人口を拡大するため、海外プロモーションや現地エージェンツ等の招聘などに積極的に取り組むとともに、伊豆半島ジオパーク構想を推進する「伊豆半島ジオパーク推進協議会」の設立を支援したほか、富士山静岡空港の魅力を最大限に高める「空港ティーガーデンシティ構想」の策定などの観光魅力づくりに貢献した。
- さらに、学住一体のまちづくりを進めるための学生の意見集約を行うとともに滞在型グリーン・ツーリズムの促進を図る「静岡県農林漁家民宿基準」の策定や移住・定住を促進し地域の活性化を図るための「ふじのくに移住・定住促進戦略」を策定し、交流の拡大と深化へつながる取組を進めた。

4 進捗評価

- 多彩で魅力ある文化の創出と継承や多文化共生と新たな地域外交の推進により、「県内で活動するアートNPO団体数」は着実に増加するとともに、「国際交流協定提携数」の目標値を上方修正するほか、富士山世界文化遺産の登録に向けた取組も着実に進捗している。

- 「成人のスポーツ実施率」や「国民体育大会の総合成績」については、より一層の推進が必要であるが、「地域スポーツクラブの設置数」は順調に推移しており、地域の光を磨き、魅力を高める取組は、おおむね順調に進んでいる。
- また、ヒト・モノ・情報の活発な往来を支える交流ネットワークの充実に向け、富士山静岡空港におけるチャーター便運航数や「貨物取扱量」も着実に増加しているものの、東日本大震災以降の航空需要は急激に減少している。
- これら地域の魅力づくりと交流ネットワークの融合を図るとともに、海外メディア等への積極的な働きかけなど観光交流人口を拡大する取組を進めた結果、「外国人延べ宿泊者数」は、平成22年度には、目標（55万8千人）を超える60万1千人に拡大し、目標値を上方修正するなど、誰もを惹きつけ、もてなす魅力づくりに貢献した。
- しかし、東日本大震災の影響により、「観光交流客数」や「宿泊客数」は減少しており、平成22年度末から厳しい状況になっている。
- さらに、MICE開催候補地としての本県の魅力をPRするほか、「静岡県農林漁家民宿基準」を策定し、滞在型グリーン・ツーリズムの促進を図るなど、多様な交流の拡大と深化に努めた。

5 今後の方針

- 東日本大震災の影響により、県内観光産業は大きな打撃を受けたことから、各種の緊急誘客対策を実施した。この結果、本県への宿泊客数は徐々に回復しているものの、外国人観光客数は未だ回復が遅れている。このため、国内外から本県を訪れる観光交流客数が本格的な回復軌道に乗るよう、国内においては**首都圏等における商談会の開催や、しずおかツーリズムコーディネーター等による商品造成、送客促進に取り組む**とともに、海外においては**インターネットによる情報発信や海外観光展への出展、観光関係者の招へい等を実施**していく。
- 国内外から人々を惹きつけ憧れを呼ぶ地域づくりを進めるためには、磨かれた地域の魅力とヒト・モノ・情報のネットワークとの融合を図り、交流を支えるネットワークを充実し、観光交流の拡大につなげるとともに、観光に留まらない多様な交流と深化を進める必要がある。
このため、**ふじのくに芸術回廊の実現や富士山世界文化遺産登録の早期実現、文化財の価値の継承などに向けて取り組む**とともに、地域スポーツクラブの整備や**30周年を迎える浙江省友好提携の充実をはじめとする地域間交流の拡大**に努めるなど、地域の魅力を磨いていく。
また、**富士山静岡空港の路線の充実**など、ヒト、モノ、情報の活発な**交流を支えるネットワークの充実**を図り、磨き上げた地域の魅力との融合を進めていく。
- 伊豆半島全域のジオパーク構想の推進など世界に誇れる観光ブランドの創出**や「空港ティーガーデンシティ構想」に基づく**空港を活かした地域の魅力づくり**を進めるとともに、**東アジア等重点セールスなど海外誘客の推進**を図り、観光交流人口の拡大に努める。
- MICEの誘致や農山漁村と都市との交流など多様な交流を推進**するとともに、**学住一体のまちづくりや「家・庭一体」の考え方を取り入れた移住・定住の促進**による、更なる交流の拡大と深化を図る。
- これらの取組を着実に進めることにより、国内外から人々を惹きつけ『「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり』の実現を目指す。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

伝統と歴史に培われた文化力を再認識し、個性豊かで多様な文化の資源の新たな価値の発見と継承に努めるとともに、魅力ある創造活動が継続して展開できる仕組みづくりを進める。

施策の方向 (1) 地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信

目的 県内で、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、県内外から憧れられる“ふじのくに芸術回廊”の実現に取り組む。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合	(H21) 61.8%	今後公表	90%	—
1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合	(H21) 19.6%	今後公表	50%	—
県内で活動するアートNPOの団体数	(H21) 219団体	(H22) 236団体	現状よりも 向上	A

参考指標	経年変化			推移
グランシップの来館者数	(H20) 667,442人	(H21) 704,748人	(H22) 709,567人	↗
ふじのくに芸術祭の参加者数	(H20) 3,620人	(H21) 6,088人	(H22) 4,287人	→
文化ボランティアに参加したことのある人の割合	—	(H18) 5.1%	(H21) 5.9%	↗

施策の方向 (2) 富士山の後世への継承

目的 世界に誇るべき国民の財産である富士山を後世に継承する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
富士山世界文化遺産登録の早期実現	—	(H22) 着実な推進	早期	B
富士山に関心のある人の割合	—	(H23県政世論 調査) 79.9%	100%	B

参考指標	経年変化			推移
富士山の日関連協賛事業の数	—	(H21) 137件	(H22) 277件	↗
富士山総合案内(富士山静岡ナビ)相談件数	—	(H21) 588件	(H22) 655件	↗

施策の方向 (3) 伝統・歴史に培われた文化の継承

目的 文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を育て、文化創造の源泉である文化財の価値を未来へ確実につなげていく。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
遺跡や富士山等の名勝地、歴史のある神社仏閣、歴史的町並み、美術工芸品などの文化財に関心のある人の割合	(H21) 70.0%	(H22) 68.9%	75%	C

参考指標	経年変化			推移
県指定文化財件数	(H20) 557件	(H21) 558件	(H22) 560件	↗
しずおか文化財ウィーク参加人数	(H20) 84,659人	(H21) 140,105人	(H22) 141,832人	↗

2 進捗評価

- アートマネジメント人材の養成、文化資源の再認識と活用、SPACの舞台芸術の創造への取組、衣食住を考えるミーティングの開始など、文化を創造し、魅力を高める新たな展開により、“ふじのくに”の文化力を高める取組が進んでいる。
- 富士山の顕著な普遍的価値の物証である構成資産に係る保存管理計画の策定など、富士山の世界文化遺産登録実現に向けた取組を着実に進めるとともに、「富士山の日」県民運動と連携を図り、県民意識の高揚に努めた。
- 「富士山に関心のある人の割合」は、初めて静岡県政世論調査により調査した結果であり、目標達成に向けて順調にスタートしたと考える。
- 「文化財に関心のある人の割合」はやや低下したが、文化財ウィークなど県民が文化財と気軽にふれあえる場への参加者は増加している。文化財保護の担い手となる人材の育成を進めるなど、文化財の価値を未来に継承する取組を進めることで、目標の達成は可能である。

3 今後の施策展開

- 文化資源の新たな価値を発見し、魅力ある創作活動を継続するためには、地域の創作活動を行う団体を育てるとともに、団体と団体の活動をささえる環境づくりを進めていく必要がある。
そこで、県内の文化活動が広く県民の理解と協力を得て継続していくために、**文化活動を支えるマネジメント能力を持つ人材の育成**を引き続き進め、アートマネージャー養成講座を平成 23 年度は中部地域で行うとともに、人材の県内定着にも取り組む。
また、衣食住を考える県民とのミーティングを平成 23 年度は東部地域で行い、**文化資源を生かし、今後の発展が期待できる他分野との連携**を図るなど、“**ふじのくに芸術回廊**”の実現に向けた取組を一層進める。
- **富士山の世界文化遺産登録の実現**のためには、国民的気運の醸成や登録後を見据えた保存管理体制の整備等が必要であり、富士山に対する国民的関心を喚起するとともに、富士山の保存管理や自然、歴史・文化、観光等の情報提供を行うなど、富士山を訪れる多くの人々のニーズに対応する拠点としての「**富士山世界遺産センター（仮称）**」の整備を着実に進めていく。
- 富士山を後世に継承していくためには、県民の富士山についての理解と関心が不可欠であることから、県民参加の取組や富士山に関する情報発信などを強化し、「**富士山の日県民運動**」の拡大を図っていく。
- 伝統・歴史に培われた文化の継承に向け、県内文化財の調査を継続し、保護を図るとともに、文化財に誇りと愛着を持つ意識の醸成や防災意識の涵養が必要である。
このため、**文化財の活用・公開事業**等を継続するほか、東日本大震災を踏まえ、県文化財防災マニュアル（平成 19 年策定）の見直しを行うとともに、予備基礎診断の担い手である**静岡県文化財建造物監理士の育成・活用**を図る。

4 取組の実績

(1) 地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信

○ “ふじのくに”の文化を創造する環境づくり

- 文化を創造する(“つくる”)活動を推進するため、伊豆文学フェスティバルに文学の入門編のメッセージ部門を新設した結果、応募数が前年から169件増加した。
- また、海外との文化交流を進めるため、静岡県舞台芸術センター (SPAC) による舞台芸術の創造と公演では、11か国から作品を招聘するなど113公演を実施した。
- 県民誰もが生涯を通じて文化活動に参加できる場の充実を目指し、静岡県芸術祭の50回目を記念して、学生・生徒が参加する記念展覧会など10の記念事業を実施し、さらに、第51回からは、芸術祭を核に共催事業、協賛事業を新設した県民芸術祭「ふじのくに芸術祭」を富士山の日から通年で展開する。
- 文化資源の発掘と活用を進め、身近な文化資源の存在や価値を改めて認識してもらうため、県民から応募のあった1,254件の文化資源と文化的景観をホームページ等で情報発信を行った。
- また、四季折々の文化芸術の催し、祭り、食など多様な資源を組み合わせ、ひと足早く発信する情報誌「アトリエ・ふじのくに」を発刊した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
文化を創造する活動の推進	計画		SPACの舞台芸術の創作活動支援			○
			伊豆文学フェスティバルの開催			
	実施状況等	SPACの舞台芸術の創作活動支援 伊豆文学フェスティバルの開催 (メッセージ部門の新設)	SPACの舞台芸術の創作活動支援 第6回静岡国際オペラコンクールの開催 伊豆文学フェスティバルの開催			
文化活動の場の充実	計画		県芸術祭など発表の場の充実			○
	実施状況等	第50回記念県芸術祭の開催 県芸術祭を核としたふじのくに芸術祭の開始	ふじのくに芸術祭の開催 (高校生文芸コンクールの開始)			
文化資源の発掘と活用	計画	文化資源と文化的景観の募集、PR等活用 ↓ 多様な資源と組み合わせた情報発信				○
	実施状況等	文化資源と文化的景観の募集・公開 情報誌「アトリエ・ふじのくに」の発行	文化資源と文化的景観の発掘・活用 情報誌「アトリエ・ふじのくに」の発行			

※SPAC:静岡県舞台芸術センター

○文化に触れる機会の充実

- 文化に触れる機会を充実し、本物の文化を見分ける(“みる”)人を育てるため、県内の中学生6,814人に県立美術館の鑑賞機会を提供したほか、大学生以下の常設展示等の観覧料の無料化の拡大を行い、観覧者数の全体に占める学生の割合が20.3%から35.8%に増加した。

- 多様な文化に触れる機会を提供するため、県立美術館の出張美術講座による美術作品の鑑賞普及をはじめ、グランシップでの体験型音楽や伝統芸能のワークショップなどを実施した。
- 誰もが容易に文化活動などの情報を得ることができるウェブサイト「しずおかの文化情報」の運営とともに、舞台芸術の公演情報を紹介する情報誌「静岡県舞台芸術公演情報」を発行し、多様な情報を発信した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
文化に触れる機会の充実	計画	こどもたちの文化芸術鑑賞機会の提供 県立美術館の常設展及び自主企画展で大学生以下を無料	ふじのくに子供芸術大学の発足			○
	実施状況等	こどもたちの文化芸術鑑賞機会の提供 県立美術館の常設展及び自主企画展で大学生以下を無料	新たに創造体験型のふじのくに子ども芸術大学の開講			

○文化活動をささえる人の育成と仕組みづくり

- 新たに県民芸術祭「ふじのくに芸術祭」を開催するなど、文化活動の発表と体験の場を充実するとともに、舞台芸術作品を11か国から招聘するなど、国際的な文化交流を行った。
- “ささえる”人と機能を充実するため、文化・芸術と社会のつなぎ手、地域における文化支援のつなぎ手として、地域の文化活動が活発化するようにマネジメントする「アートマネージャー」4人を東部地域で養成した。
- 文化をささえる活動を行うNPO団体等の連携を図るとともに、知名度や認知度を高め、広く県民に理解してもらうための紹介誌を発行した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ささえる人と機能の充実	計画	アートマネージャーの養成(東部)	他地区での展開、第2期の養成 アートマネージャー活動の支援、連絡会の開催			○
	実施状況等	アートマネージャーの養成(東部) 計4人	アートマネージャーの養成(中部)			

(2) 富士山の後世への継承

○ 富士山の世界文化遺産への登録の実現

- 平成25年度の世界文化遺産登録を目指し、平成23年7月の文化庁への推薦書原案提出に向け、関係省庁等との調整を図るとともに、推薦書原案の作成作業を進めた。
- 富士山への理解と関心を深め、県民運動から国民運動への展開を図るため、富士山の日である2月23日から、民間団体等により、登録への賛同と富士山への想いを込めたメッセージの募集活動が開始され、この活動を積極的に支援した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
富士山の世界文化遺産登録の実現	計画	登録推薦書の作成、提出、ユネスコ審査				○
	実施状況等	推薦書原案の作成作業 メッセージ募集活動への支援	文化庁への原案提出 ユネスコへの推薦書提出		世界文化遺産登録	

○ 富士山世界文化遺産の適正な保護管理と活用

- 富士山の顕著な普遍的価値の物証である構成資産を保護・活用するため、保存管理計画を策定した。
- 富士山の保存管理や自然、歴史・文化、観光等の情報提供を行うなど、富士山を訪れる多くの人々のニーズに対応する拠点としての「富士山世界遺産センター(仮称)」の整備に向け、庁内関係課による検討を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「富士山世界遺産センター(仮称)」の整備	計画	来訪者のニーズ等を踏まえて整備方針を決定し具体化				○
	実施状況等	個別保存管理計画の策定	有識者会議による基本構想検討			

○ 富士山の日運動の推進

- 「富士山の日」を契機として、県民が、富士山について理解と関心を深め、富士山憲章の理念に基づき、富士山を後世に引き継いでいくため、富士山県民講座の開催等を通じ、「富士山の日」の制定趣旨の啓発に努めた。
- 富士山に因む百人一首の作成や見立て富士の写真コンテストを開催するほか、富士山の日前後には、本県に縁のある国内外の関係者を招き、関係各課と連携して「富士見の祭典」を開催するなど、“ふじのくに”の取組を国内外に発信した。
- 県、市町、民間団体等による「富士山の日」関連事業は、前年度の2倍となる277事業が実施された。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「富士山の日」の県民運動の促進	計画	「富士山の日」の意義の周知(広報・啓発)				○
		富士山県民講座の開催による学ぶ機会の提供				
		県・市町・民間協賛事業等による参加型活動の促進				
実施状況等	・富士見の祭典 ・富士山百人一首 ・第1回ふるさと富士山の日関連協賛事業277事業	・富士山百人一首 ・富士山百人一首フォーラム ・ふじのくに百人一首 ・ふるさと富士巡回写真展 など 富士山の日関連協賛事業の募集			世界文化遺産登録 活動の場の周知(広報・啓発) 取組の拡大	

(3) 伝統・歴史に培われた文化の継承

○県民の歴史的・文化的資産である文化財の保護

- 県内の文化財の適切な保護を図るため、江川文庫調査、伊豆の民俗調査を継続実施したほか、新たに県指定文化財3件を指定した。
- 東海地震等の発生に備え、文化財建造物の耐震診断指針（予備基礎診断）の普及を図るため、静岡県文化財建造物監理士を養成し、所有者及び市町の依頼により派遣できる体制を整備した。

○文化財に誇りと愛着を持つ県民意識の醸成

- 文化財クローズアップ（藤枝市）、静岡県民俗芸能フェスティバル（沼津市）、文化財展（県立美術館）を開催し、文化財の活用・公開を通じた情報発信と学びの場の提供を行った。
- 県民の文化財への関心を深めるため、「しずおか文化財ウィーク」を実施し、県教委主催事業をはじめ、29市町で52事業が実施された。

○文化財の価値の未来への継承

- 地域の歴史、文化に関する教育活動の充実を図るため、教職員等を対象とした研修「文化財体験講座」を実施した。
- 県内各地で引き継がれる民俗芸能の担い手を支援するため、静岡県民俗芸能フェスティバル（沼津市）を開催するとともに、静岡県無形民俗文化財団体等連絡会を開催し、保存会相互の情報交換や支援情報の提供を行った。
- 文化財建造物の調査や耐震診断の担い手育成のため、建築士を対象に「静岡県文化財建造物監理士養成講習会」を実施し、20人の監理士を育成した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
文化財建造物監理士等文化財保護に関する専門性を持った人材の育成	計画	講習会の実施 20人	累計40人	累計60人	累計80人	○
	実施状況等	講習会の実施20人 6/19から12/18 計10回開催 監理士20人登録	講習会の実施20人 6/18から12/17 計10回開催			

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

「[ふじのくに]生涯スポーツ社会の実現」を目指し、県民それぞれがライフステージに応じて、様々なスポーツ活動に親しみることができる環境づくりを進め、競技力の向上を図るとともに、スポーツを通じた交流を拡大する。

施策の方向		(1) スポーツに親しむ環境づくり			
目的	県民の多様化するスポーツニーズに応え、県民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる、健康で豊かな、スポーツが身近にある環境を実現する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
成人の週1回以上のスポーツ実施率		(H21) 44.5%	(H22) 40.1%	50%	C
市町における地域スポーツクラブの設置数		(H21) 19市町 44クラブ	(H22) 24市町 53クラブ	全市町に 1つ以上	B
スポーツ施設利用者数 (水泳場、武道館それぞれの利用者数)		(H21) 水泳場 265,671人 武道館 263,395人	(H22) 水泳場 261,766人 武道館 260,199人	年間27万人	C

施策の方向		(2) 競技力の向上			
目的	国内外での活躍が県民に夢と希望と感動を与えるとともに、人々のスポーツへの関心を高め、明るく豊かな活力に満ちた社会生活の形成にも寄与するトップアスリートを育成する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
国民体育大会における総合成績		(H21) 21位	(H22) 17位	8位	B
オリンピック出場本県関係選手数		(H20) 夏季14人 (H22) 冬季2人	今後公表	20人	—

参考指標	経年変化			推移
トップアスリート(JOC指定強化選手)の人数	(H20) 28人	(H21) 20人	(H22) 10人	↘
国体本大会出場人数	(H20) 428人	(H21) 382人	(H22) 404人	→
公認コーチ(日体協登録)の人数	(H20) 528人	(H21) 566人	(H22) 596人	↗

施策の方向		(3) スポーツを活用した交流促進			
目的	スポーツ活動やスポーツイベントを活用し、様々な人や文化、国や地域、産業等との出会いや交流・連携の機会をつくり、心身の健康の増進、地域の一体感や活力の向上、産業の振興などを図る。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
「スポーツを通じた交流が行われている」と答える県民の割合		(H22) 37.7%	今後公表	50%	—

参考指標	経年変化			推移
県民スポーツ・レクリエーション祭参加者数 しずおかスポーツフェスティバル参加者数	(H20) 14,496人 78,272人	(H21) 13,310人 83,915人	(H22) 11,790人 87,934人	↗

2 進捗評価

- 市町への働き掛けにより、「地域スポーツクラブ数」は着実に増加しているが、「県民のスポーツ実施率」は伸び悩んでいる。また、水泳場等の利用者数もやや減少しており、スポーツに親しむ環境づくりに向けた一層の取組が必要である。
- 「国民体育大会の総合成績」は、平成 22 年度には、3 年ぶりに前年の順位を上回ったものの、平成 23 年度の本大会出場が厳しい状況にあり、選手の育成強化に一層取り組む必要がある。
- スポーツを活用した交流促進については、体力レベルに応じて参加できる各種スポーツイベントを開催し、参加者数が全体として着実に増加しているほか、台湾との新たなスポーツ交流の協定を締結するなど、スポーツを通じた交流は着実に広がりつつある。
- また、指定管理者を通じた県営公園の適切な管理・運営及び利用の促進の取組等により、県民の利用者満足度等はおおむね良好であり、スポーツに親しみ、交流を促進する基盤づくりが進んでいる。

3 今後の施策展開

- スポーツに親しむ環境づくりを進めるためには、スポーツに親しむ場の整備を進めるだけでなく、スポーツに親しむ気運を醸成し、スポーツに消極的な県民各世代のスポーツ実践を促すとともに高い競技力を持つ選手層を形成し、長期的に維持する必要がある。
地域スポーツクラブの整備を促進するため、市町への働き掛けをより一層行うとともに、スポーツ施設の管理運営について、外部評価委員会を設置し、各**指定管理者の管理運営に関する評価を実施**することで一層の県民サービスの向上を図る。
また、**スポーツに親しむ気運の醸成に向けた新たな月間を創設**し、スポーツに消極的な県民各世代の**スポーツ実践を促すための実態調査及び分析を検討**していく。
引き続き国体強化事業を推進するとともに、ジュニアのトップ選手の育成や運動部活動の活性化を図るなど、選手の成長を見据え、**優秀な指導者による一貫した指導が行われる体制づくり**を継続する。
- スポーツを通じた交流を拡大するためには、県内の様々な世代、グループが交流できる場の提供や国内外とのスポーツ交流を促進する必要がある。
このため、**誰もが参加できるスポーツイベントの拡充**を図るとともに、本県と台湾の高校間の交流親善試合の相互開催など、**青少年のスポーツ交流の拡充**を図る。

4 取組の実績

(1) スポーツに親しむ環境づくり

○ライフステージに応じたスポーツの振興

- 生涯にわたって運動に親しむ子どもを育てるため、歩き始めから3歳児までを対象とした親子運動遊びプログラム「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」の策定と普及啓発を行うとともに4歳から6歳児を対象とした「ファミリー・チャレンジ・プログラム」の指導者を県内の幼稚園・保育園合わせて500園へ派遣した。
- また、幅広い年代や年齢や障害の有無に関係なくスポーツの普及を図るため、「しずおかスポーツフェスティバル」や「ニュースポーツふれあいフェスタ」等を開催し、参加者は年々増加している。

○生涯スポーツを支える環境づくり

- 各市町に幅広くスポーツを普及するため、スポーツ指導者の養成を目指し、ニュースポーツの実技指導や高齢者の健康・体力づくりに関する講話等を取り入れながら、スポーツ指導者講習会を行い、60名が受講した。また、市町のスポーツ施設やスポーツイベントの情報を収集するとともに、ホームページ等で県民に向けた情報発信を行った。

○生涯スポーツ拠点の形成

- 地域スポーツクラブの整備を促進するため、設置を検討する市町を対象に「地域スポーツクラブ啓発フォーラム」を開催するとともに、安定したクラブ運営に資するため「地域スポーツクラブ連絡協議会」を通じて、活動状況等について情報交換を行った。
- 生涯にわたってスポーツを楽しめる環境を創出するため、指定管理者を通じて、県営の7都市公園のサービス向上及び利用促進を図った結果、利用者満足度等はおおむね良好となっている。
- 県内随一の生涯スポーツの拠点である草薙総合運動場の機能を向上するため、硬式野球場において、内野スタンドの改修を完了し、外野スタンドの設計を進めるとともに、体育館の建替えのための設計に着手した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
市町における地域スポーツ拠点の整備促進	計画		地域スポーツクラブの整備促進			○
		地域スポーツクラブ設置 20市町	地域スポーツクラブ設置 25市町	地域スポーツクラブ設置 30市町	地域スポーツクラブ設置 35市町	
	実施状況等	24市町	24市町(12月31日現在)			

「ふじのくに」の未来を創る

(2) 競技力の向上

○選手の育成・強化

- 国体強化事業、ジュニア育成・強化事業、トップアスリート特別強化事業、優秀指導者特別強化事業を実施し、競技団体を通じて国体選手、指導者、小中高校生、本県から国体に出場するトップアスリート等を支援した。
- また、しずおか重点競技強化支援として陸上競技・水泳・サッカー・野球を重点競技とし、全国トップを目指すため、全国で活躍が期待される運動部活動に対し、高等学校体育連盟・高等学校野球連盟を通じて強化の支援を行った。
- さらに、全国大会入賞強化支援として、全国大会における入賞を目指し、全国大会で活躍が期待される運動部活動に対し、高等学校体育連盟・中学校体育連盟を通じて強化の支援を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
選手の育成・強化 (ジュニアスポーツの育成)	計画		中学校・高等学校の運動部活動の活性化			○
	実施状況等		<ul style="list-style-type: none"> ・しずおか重点競技強化支援 ・全国大会入賞強化支援 ・トップアスリート等派遣事業 			

○競技力を支える人材の養成

- 本県の競技力を高いレベルで維持し、更に向上させていくため、国体に監督として参加するために必要な上級コーチ等の資格取得講習会や、国体スタッフのレベルアップにつながる講習会の受講に対する支援を91人に行い、長期的に活躍できる優秀指導者を養成した。
- 平成22年度から、優秀指導者の育成を図るため、県内トップレベルの選手の指導を行う指導法等実地研修会への参加や外部優秀指導者の招聘に対する新たな支援を行った。

○競技力向上のための環境整備

- 国体の出場候補選手が科学的理論に基づきながら競技力向上を図るため、スポーツドクター等によるトレーニング指導やメンタルトレーニング及び体力・運動能力等のフィジカルチェックを実施した。

(3) スポーツを活用した交流促進

○スポーツを通じた交流

- 平成21年度に台湾4市縣と締結した「青少年の相互交流推進に関する協定」に基づき、本県高校野球選抜チームを台湾に派遣し、4市縣代表の高校野球チームと交流親善試合や現地研修などのスポーツ交流を行った。また、平成23年3月には、新たに台中市、台東縣、彰化縣の3市縣と協定を締結した。
- 様々な世代、グループによるスポーツ大会への参加を促進するため、体力レベルに応じて参加できる「しずおかスポーツフェスティバル」や障害の有無に関係なく参加できる「ニュースポーツふれあいフェスタ」を開催し、参加者は年々増加している。

○スポーツ観戦機会の充実

- 「第64回全国レクリエーション大会 in 静岡」が県内全域を会場に開催され、全国から参加した延べ30,239人とのレクリエーションを通じた交流を支援した。
- 小笠山総合運動公園の適切な管理運営を行い、Jリーグの試合をはじめ、サッカー天皇杯準決勝、静岡国際陸上大会など、トップレベルの競技大会を毎年実施している。

○スポーツを活用した産業振興

- 県中東遠地域及び西部地域における地域資源を活かしたスポーツ産業の振興を図るため、スポーツ産業関連企業、プロスポーツクラブ、大学等を訪問し、基礎調査を行った。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

多文化共生社会の形成を推進するとともに、国際的な協力や貢献に積極的に関わり、政府間外交によらない自治体や民間による交流を促進するなど、地域主権の時代にふさわしい新しい地域外交を推進していく。

施策の方向		(1) 多文化共生社会の形成			
目的	外国人県民の地域社会への参画や日本人県民と外国人県民との交流、相互理解を図り、安心して快適に暮らせる多文化共生の地域づくりを進める。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
外国語ボランティアバンク登録者数		(H21) 876人	(H22) 812人	1,000人	C

参考指標	経年変化			推移
「多文化共生」という言葉の認知度	—	(H21) 23%	(H22) 33%	↗
ふじのくに留学生親善大使委嘱者数(累計)	(H20) 327人	(H21) 347人	(H22) 367人	↗

施策の方向		(2) 留学生支援の推進			
目的	産・学・官・地域が連携・協働した留学生を支援する体制を構築し、留学前から滞在中、卒業後までのいわゆる「入り口から出口まで」の支援を行い、留学生が憧れを持つ地域となるよう環境づくりを進める。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
外国人留学生数		(H21.5月) 1,601人	(H22.5月) 1,576人	2,500人	C

施策の方向		(3) 国際協力の推進			
目的	国際協力ボランティアへの参加促進や開発途上国の人材育成の支援など、国際協力、国際貢献を地域レベルで実施することにより、新しい地域外交を展開する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
青年海外協力隊累積派遣者数		(H21) 1,172人	(H22) 1,224人	1,350人	B

参考指標	経年変化			推移
海外技術研修員受入者数	(H20) 5人	(H21) 4人	(H22) 5人	→

施策の方向		(4) 国際交流の促進			
目的	東アジアを中心とした海外と友好的互惠を基本姿勢とする地域間交流を行うなど、新しい地域外交を展開する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
県及び県内市町の国際交流協定提携数		(H21) 63件	(H22) 68件	68件	A

2 進捗評価

- 外国人県民との積極的な関わり度を示す日本人県民の「外国語ボランティア登録者数」は、若干減少したものの、多文化共生社会の形成の推進や県民機運の醸成により目標達成は十分に可能であり、参考指標である「多文化共生」という言葉の認知度やふじのくに留学生親善大使委嘱者数は増加しており、多文化共生社会の形成に向けて順調に推移している。
- また、「外国人留学生数」はほぼ横ばいであり、留学生支援のより一層の推進が必要であるが、「青年海外協力隊累積派遣者数」は順調に推移しているほか、県内の「国際交流協定提携数」は既に、平成 25 年度目標を達成した。
- これは、東アジアを中心とする地域との友好的互惠・互助関係による交流の推進、本県の優れた技術力を生かした国際協力の推進、多文化共生推進基本計画の具体化を柱に、地域外交の展開を図った結果である。
- 特に、浙江省との友好提携 30 周年に向けた交流を進めるとともに、富士山静岡空港の国際便就航先である東アジアを中心に、相互にメリットが期待できる新たな地域間交流を展開したことに加え、国際協力ボランティアへの参加促進や海外技術研修員などの受入を積極的に進めるなど、地域レベルでの国際協力、国際貢献を進めた。

3 今後の施策展開

- 本県と海外との関係について、これまでの「国際交流」を一步進め、産業、文化、環境、自然景観など、本県の場合の力を生かし、経済や教育など様々な分野において、友好的互惠・互助の精神に基づき、相互にメリットのある「地域外交」に発展させる必要がある。
このため、地域外交の展開に当たっては、富士山静岡空港の就航先である**東アジアを中心とする地域との交流、本県の優れた技術力を生かした国際協力の推進**等を戦略の柱として、個々の施策を進める。
- 平成 24 年の**浙江省との友好提携 30 周年に向け、観光や文化等の具体的な分野での交流の深化**を図るため、重点的に取組を進めるほか、**東アジアをはじめ、米国との新たな地域間交流を推進**する。
- また、**多文化共生社会の形成**を図るとともに、産・学・官・地域が連携・協働した**留学生支援や国際協力ボランティアへの参加促進**に引き続き取り組み、地域レベルで国際協力や貢献に取り組んでいく。

4 取組の実績

(1) 多文化共生社会の形成

○誰もが理解しあえる地域づくりの推進

- 日本と外国の相互の文化や生活習慣の違いを認識し理解を深めるため、外国人が多い4市での多文化共生フォーラム、国際交流員の公立小中学校など41校への出前教室、外国人留学生20名をふじのくに留学生親善大使として委嘱し、県内各地で地域交流活動を行い、**外国人県民と日本人県民双方に国際理解や異文化理解促進の意識啓発**を図った。
- 外国人県民のコミュニケーション環境を充実**するため、インターネットラジオでの週4回のポルトガル語放送及びFMラジオでの週1回の英語放送による県政情報の提供、日本語教室を6地域で開催するなど、外国人県民の日本語能力向上を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
外国人県民と日本人県民双方に対する意識啓発	計画	フォーラムの開催 国際交流員出前講座の開催 ふじのくに留学生親善大使活動		広報啓発、交流活動等の充実		○
	実施状況等	フォーラム4回 出前講座41校 親善大使20名	フォーラム5回 出前講座40校 親善大使20名			
外国人県民のコミュニケーション支援	計画	インターネットラジオ、FM、外国人支援アドバイザー相談 外国語ボランティア登録の推進 日本語教室、外国人学校日本語指導等		多言語情報体制の充実、日本語学習支援等		○
	実施状況等	インターネットラジオ週4回、FM週1回、アドバイザー相談355件、日本語教室6地域、外国人学校日本語指導3校	インターネットラジオ週4回、FM週1回、アドバイザー相談355件、日本語教室6地域、外国人学校日本語指導3校			

○誰もが快適に暮らせる地域づくりの推進

- 外国人県民の雇用・就労及び医療環境の充実を図るため、外国人労働者の雇用適正化憲章の制定や医療通訳者の派遣等について、本県を含む7県1市で組織する多文化共生推進協議会で協議を開始した。
- 民間主体の多文化共生や国際交流・協力活動の推進を図るため、地域の核となる浜松国際交流協会の公益財団法人移行を支援するなど、**民間国際交流団体の育成支援**を行った。
- 県内の多文化共生関係者、活動団体のネットワーク化や連携を促進するため、各種情報を県国際交流協会に一元化しワンストップ情報提供体制を構築するとともに、外国人窓口相談員連絡会議・研修会を4回開催した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
民間国際交流団体育成・支援	計画	研修会等団体ネットワーク化推進	研修会等団体ネットワーク化推進	団体ネットワーク化推進		○
	実施状況等	浜松国際交流協会の公益財団法人移行(H22.12) 外国人窓口相談員連絡会議・研修	静岡県国際交流協会の新公益法人制度対応指導 外国人窓口相談員連絡会議・研修			

○誰もが安全・安心を実感できる地域づくりの推進

- 外国人県民の防災対策を推進するため、278人の外国人県民を対象に防災研修を開催し、災害に対する情報や知識の普及啓発を行った。
- 外国人県民の危機管理対策を推進し、緊急時サポート体制の構築を図るため、外国語ボランティアバンク登録者を外国人防災セミナー研修会（全3回）に派遣した。

○国際化に対応したサービスの提供

- 住民に身近なところで円滑な旅券発給を行うため、申請受付、交付を行う全市町との連携を図るとともに、研修会の実施等の支援を行った。

(2) 留学生支援の推進

○「入り口（留学前）から出口（就職時、帰国後）まで」の体系的な支援の実施

- 留学生の入り口から出口までを支援するため、中国（上海）における留学フェアでの情報発信や、留学生と地域住民との交流会、就職支援セミナー・企業面談会等を実施した。
- 産・学・官・地域によるネットワークを形成し、留学生支援体制を構築するため、関係機関による連絡会を開催し、連携・協働による支援事業や体制等について検討を行うとともに、大学等への参加依頼を行うなど、留学生支援ネットワークの設立準備に取り組んだ。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
留学生支援体制の構築	計画	関係機関による連絡会等の開催	留学生支援連携組織の設立	サポート窓口の開設・運営		○
		留学生サポート窓口開設準備	大学・企業等への参画呼びかけ			
	実施状況等	関係機関による留学生支援ネットワーク連絡会の開催	静岡県留学生支援ネットワークの設立	支援ネットワークの運営（サポート事業実施）		
		留学生支援連携組織の設立準備	大学・企業等への参画呼びかけ			

○学と住を一体化した賑わいのあるまちづくり

- 交流の核となる拠点施設のあり方を検討するため、ワーキンググループを設置し、大学関係者との意見交換、学生ミーティング開催等による学生との意見交換等を行いながら、ランドデザイン案、県有地の土地利用計画案、大学コンソーシアム機能案について検討を行った。

(3) 国際協力の推進

○県民による国際協力ボランティアへの参加促進

- 国際ボランティアへの参加を促進するため、募集広報を行い、平成22年度には、青年海外協力隊募集参加説明会へ242人の参加、青年海外協力隊へ50人の派遣を実現した。
- JICAグローバル大学院の設立に向けて、有識者の意見を聴取するとともに、県内立地の可能性についての情報収集を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等国際協力ボランティアへの参加促進と経験者の活用	計画		現職参加制度導入への働きかけ 募集説明会の開催 帰国者報告会の開催			○
	実施状況等	経験者活用方策の検討	地域人材バンクへの登録・活用			
JICAグローバル大学院設立に向けた取組	計画	関係情報の収集・国等関係機関への働きかけ		国等関係機関への働きかけ		○
	実施状況等	・県の広報媒体を使ったJICAボランティア募集の広報	・県の広報媒体を使ったJICAボランティア募集の広報 ・JICA経験者活用方法検討のための企業訪問調査			

○開発途上国の人材育成の支援

- 海外の人材養成に資するため、海外技術研修員受入事業として、中国から5人の技術研修員を受け入れ、県機関・県内研究機関において研修を実施した。

(4) 国際交流の促進

○中国との交流

- 平成24年度の本県と浙江省との友好提携30周年に向けて、観光や文化等の具体的な分野で記念事業の開催や協定調印の実現に向け、互惠・互助関係を強化し、一層の交流を図るため、各分野における調整等を実施した。
- また、浙江省との友好交流の一層の促進等を図るため、3,776人規模の県民が訪中するふじのくに3776友好訪中事業を実施したところ、計画を大幅に上回る6,042人が参加し、**様々な分野での交流を促進**した。こうした本県と浙江省との友好交流が日中間の優れた交流のひとつであると認められ、中国国際友好都市大会において、「対中国友好都市交流提携賞」を受賞した。
また、富士山と泰山との友好山提携に基づく泰安市への友好訪問を実施するなど、民間団体による**地域間交流を促進**した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
浙江省との相互協力関係の強化	計画	各分野における交流の推進 3776訪中事業	農業、教育、医療、防災分野等交流	友好提携30周年		○
	実施状況等	・3776訪中事業に6,042人の県民参加 ・産業、観光、文化等の9分野で具体的な交流を進めることで合意	・9分野の交流を中心に、友好提携30周年に向けた取組			
上海市等との将来を見据えた地域間交流	計画	上海万博出展 泰安市への友好訪問	泰安市からの友好訪問	泰安市への友好訪問	泰安市からの友好訪問	○
	実施状況等	上海万博日本産業館への映像及びステージ出展 ・泰安市への友好訪問	・上海旅遊節での本県の観光PR 泰安市からの友好訪問団を受入れ			

○韓国との交流

○ 富士山静岡空港と仁川国際空港を結ぶ航空路線の利用客の増加、本県への観光客の増加が期待される**忠清南道との友好協定締結を前提に交流を推進**することで相互に合意した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
韓国との交流 (韓国内の道またはそれに相当する広域市との交流)	計画	仁川市、忠清南道等との交流検討				○
	実施状況等	忠清南道との友好提携に向けた合意	忠清南道との友好協力覚書締結			

○その他国・地域との交流

○ **アメリカとの交流**では、平成 23 年度にニューポート市へ訪問団を派遣し、ロードアイランド州との経済、教育、文化等の分野での交流を進めている。

○ **台湾との交流**では、台中市ほか6市・縣との間で「青少年の相互交流推進に関する協定」を締結し、教育・スポーツ・文化等の幅広い分野における青少年の相互交流を進めている。

○ **モンゴルとの交流**では、ドルノゴビ県との友好協定の覚書を締結し、経済、農業分野等での交流を進めている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
アメリカとの交流	計画	州と県における地域間交流	教育、医療、防災分野等交流			○
	実施状況等	・ノースカロライナ州立大学とスタンフォード大学(カリフォルニア州)への県職員派遣を通じた交流を実施	・お茶、観光、教育などの分野交流を実施			
台湾、モンゴル等との交流	計画	スポーツ交流等の促進				◎
	実施状況等	・県高校野球選抜チームが台湾に遠征し、交流親善試合を実施 ・モンゴルドルノゴビ県と友好協力の覚書を締結	・台湾から高校野球チームが来静し、交流親善試合を実施 ・バスケットボールの県高校選抜男女各1チームが台湾遠征し、交流試合を実施 ・モンゴルドルノゴビ県と友好協定を締結			

2-2-4 交流を支えるネットワークの充実

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

ヒトやモノが円滑に行き交い、多様な交流を実現させるため、陸・海・空が一体となった交通体系の整備、活用とともに、情報通信技術を生かしたネットワークの充実を進める。

施策の方向		(1) 広域交通ネットワークの充実			
目的	本県と海外や国内遠隔地を結ぶ航空ネットワークや鉄道、道路、海上交通ネットワークなど、広域交通ネットワークの充実を図る。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
国内旅客輸送人員		(H20) 26億7,900万人	今後公表	27億人	—
富士山静岡空港の就航地域数等		(H21) 定期便8地域、 チャーター便 16地域・158便、 小型機402機	(H22) 定期便9地域、 チャーター便 26地域・226便、 小型機370機	定期便 10地域、 チャーター便 20地域・200便、 小型機500機	C
富士山静岡空港の利用者数		(H21) 53万人	(H22) 55.5万人	70万人	C
富士山静岡空港の貨物取扱量		(H21) 86 t	(H22) 201 t	3,000 t	C
輸出・輸入コンテナ取扱個数		(H21) 34.1万TEU	(H22) 40.4万TEU	78.7万TEU	B ⁻

参考指標	経年変化			推移
国内鉄道旅客輸送人員(静岡県分)	(H19) 197,843千人	(H20) 196,539千人	(H21) 187,952千人	↘
高規格幹線道路の供用率	(H20) 42.4%	(H21) 44.6%	(H22) 44.6%	→
富士山静岡空港団体利用モニター助成人数	—	(H21) 1,012人	(H22) 2,054人	↗
富士山静岡空港教育旅行助成校数	—	(H21) 20校	(H22) 35校	↗
港湾コンテナ取扱個数(内港経由外貿分)	(H20) 12.0万TEU	(H21) 8.3万TEU	(H22) 9.1万TEU	↘

施策の方向		(2) 地域交通ネットワークの充実			
目的	地域住民の生活を支える鉄道・バス等の公共交通機関の維持・活性化や幹線道路整備など、地域の交流のための交通ネットワークの充実を図る。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
国内旅客輸送人員		(H20) 26億7,900万人	今後公表	27億人	—
中心都市等への30分行動圏人口カバー率		(H21) 87.2%	(H22) 88.4%	92.8%	B

参考指標	経年変化			推移
国内鉄道旅客輸送人員(静岡県分)	(H19) 197,843千人	(H20) 196,539千人	(H21) 187,952千人	↘
主要駅のエレベータ、エスカレータ設置整備率	(H20) 76.9%	(H21) 82.1%	(H22) 84.6%	↗
県内バス輸送人員	(H19) 90,906千人	(H20) 89,281千人	(H21) 83,891千人	↘
県内乗合バスのノンステップ車両導入率	(H20) 29.7%	(H21) 30.9%	(H22) 32.2%	↗
高規格幹線道路の供用率	(H20) 42.4%	(H21) 44.6%	(H22) 44.6%	→
地域の中心的医療施設への30分到達圏人口カバー率	(H20) 94.4%	(H21) 94.4%	(H22) 94.6%	→

施策の方向		(3) 情報通信ネットワークの充実			
目的	時間や距離の制約を越えた多様な交流や迅速な対応が行えるよう、光ファイバ網などの情報通信基盤の整備を促進し、県内の情報格差を是正するとともに、防災・医療・教育などの暮らしや産業、行政における情報通信技術の利活用を推進し、豊かな県民生活の実現を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	光ファイバ網世帯カバー率	(H21年度末) 83.4%	(H22年度末) 84.4%	86%	B

参考指標	経年変化			推移
地域情報化コーディネータ派遣回数	(H20) 8回	(H21) 6回	(H22) 18回	↗
行政手続のオンライン利用促進対象手続のオンライン利用率	(H20) 42%	(H21) 47%	(H22) 54%	↗
地上デジタル放送中継局の整備状況(累計)	(H20) 21局	(H21) 36局	(H22) 67局	↗

2 進捗評価

- 富士山静岡空港においては、定期便が9地域に、チャーター便は26地域に 226 便が運航され、約 55 万人の利用者を確保するなど、「富士山静岡空港の就航地域数」や「利用者数」はおおむね順調に推移しており、広域交通ネットワークに向けた取組はおおむね順調に進んでいるが、東日本大震災以降、航空需要が全国的に急激に減少し、平成 22 年度末から厳しい状況となっているほか、港湾貨物量への影響も大きく、一層の取組が必要となっている。
- 道路整備の推進により、地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに 30 分以内で到達できる道路網（静岡 30「サーティー」構想）の実現に向けた着実な推進が図られているほか、主要駅のエレベータ、エスカレータ設置整備率等は順調に進捗しており、地域交通ネットワークの充実に向けた取組はおおむね順調に進んでいる。
- ICTの利活用を支える基盤である光ファイバ網等の整備は、市町や事業者との協働により、平成 22 年度末の「光ファイバ網世帯カバー率」は 84.4%となり、目標とする 86%達成に向けて着実に進んでいる。

3 今後の施策展開

- ヒトやモノが円滑に行き交い、多様な交流を実現するためには、富士山静岡空港をはじめとする陸・海・空が一体となった交通ネットワークの充実が必要である。
特に、富士山静岡空港については、東日本大震災以降、航空需要が全国的に激減していることから、平成23年度は厳しい状況である。
このため、**航空需要の低下から一刻も早い回復**を図るとともに、**開港後2年間の利用実績を分析のうえ、対象や地域別等の特性に対応**した施策を進めていく。
一方、チャーター便の実績を積み重ねてきた台北線が、平成24年3月25日から、開港後初の国際定期便として就航するほか、上海線の延伸により、武漢線も同日から新たに運行を開始する。今後も**中国各地や東南アジア等への航空ネットワークの拡大**を目指し、航空会社への働きかけを行っていく。
また、**新東名高速道路**の御殿場JCTから三ヶ日JCTまでの162km区間について、一度に供用される延長としては過去最大のものとなり本県に極めて大きなインパクトを与えるものであることから、**一日も早い供用に向け国や中日本高速道路株式会社に働きかけ**ていく。
さらに、**地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる道路網（静岡30「サーティー」構想）の実現**に向けて、国道、県道などの幹線道路の整備を推進していく。
- 地域公共交通を維持・確保するためには、鉄道の安全運行のための施設・設備整備やバス路線維持のための事業者や市町への支援が不可欠である。
このため、**鉄道の安全設備整備や老朽化施設の改良に対する支援**や、**バス路線維持のための支援**を行うとともに、地域の実情に応じた新たな運行形態の導入を推進していく。
- また、**ICTの利活用を支える基盤となる光ファイバ網**等については、整備に多額の費用を要することが課題であるが、地域の実情に応じた柔軟な手法の活用などにより、**着実な整備を図り、情報通信技術を生かしたネットワークの充実**を進める。

4 取組の実績

(1) 広域交通ネットワークの充実

○ヒトの交流を促す交通ネットワークの充実

- 整備が進む新東名高速道路や、富士山静岡空港、清水港や御前崎港等の港湾など、着実に整備されつつある陸・海・空の交通ネットワークの利活用の可能性と方向性を検討するため、「ふじのくに交通ネットワーク・セミナー」を開催した。
- 新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道を早期に完成させるため、国等へ整備促進の要望活動を行い、事業の推進を働きかけた。
- 「ひかり」号等の県内駅への停車本数を増加させるため、JR東海へ働きかけを行った。
- 金谷御前崎連絡道路（国道473号相良バイパス）について、平成23年1月に東名相良牧之原ICから西萩間IC間の約4kmを供用するとともに、空港をより利用しやすくするため、県道細江金谷線や県道島田吉田線など、空港アクセス道路や空港周辺道路の整備を推進した。
- 空港と鉄道駅を結ぶアクセスの利便性向上と運行の効率化を図るため、一部の路線において大型バスの運行を見直し、小型車両によるデマンド運行を開始した。
- 中央新幹線の整備や東海道新幹線の富士山静岡空港新駅について検討するため、県及び静岡市で組織する「中央新幹線整備推進本部」を設置し、検討を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
空港と鉄道駅等とのアクセスの充実	計画	バス、タクシーによるアクセスの充実	(常に取組内容を見直し)			●
	実施状況等	航空機に合わせた運行の見直し	新たなアクセス手法の研究・開発			
ひかり号の停車本数の増加等の働きかけ	計画	地元市町、経済団体等と協力しての働きかけ				●
	実施状況等	JR東海への働きかけの実施	JR東海への働きかけの実施			
富士山静岡空港への新幹線空港新駅の働きかけ	計画	リニア中央新幹線計画を考慮した新駅設置の働きかけ				○
	実施状況等	富士山空港新幹線駅検討PTでの検討	中央新幹線整備推進本部での検討			

○産業を興す物流ネットワークの充実

- 整備が進む高規格幹線道路や富士山静岡空港、港湾、高速鉄道を生かし、本県産業の競争力向上に寄与する、陸・海・空の物流ネットワーク化を推進するため、静岡県交通ネットワークビジョン策定に取り組んだ。
- 清水、田子の浦、御前崎の3港について、機能分担・相互補完を図りつつ、各港の果たすべき役割を明確化し、具体的方策を取りまとめた「駿河湾港アクションプラン」を平成23年3月に策定した。
- **富士山静岡空港の航空貨物の利用促進**を図るため、富士山静岡空港航空貨物利用促進協議会を開催し、国内貨物の取扱量増加や国際貨物の取り扱いに向けた対応策を検討するとともに、取扱環境の向上のため、貨物上屋の1棟増築や、Air-NACCS(エアナックス、輸出入・港湾関連情報処理システム)の導入、通関事業者の常駐化を図った。
- 新東名高速道路の供用開始により、空港、港湾と合わせた本県の物流産業の立地に係る優位性は飛躍的に高まることから、**有識者を招いての勉強会と物流シンポジウムを開催**し、物流産業の発展の可能性について検討した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「駿河湾港」としての一体的利活用	計画	将来像や目標の明確化 具体策の検討		一体的利活用		○
	実施状況等	将来像の明確化 (駿河湾港アクションプランの策定)	一体的利用(港湾物流促進戦略、港湾計画の見直し作業実施)			
航空貨物利用の促進	計画	就航機材のベリ一部を利用した実績の着実な積上げ 航空貨物利活用促進協議会での検討 CIQ(税関、検疫等)との連携			(就航機材の大型化)	○
	実施状況等	協議会の開催 国機関との協議 貨物上屋の増築等	航空貨物説明会の開催 荷主企業、フォワーダー 訪問			

○富士山静岡空港の路線の充実

- **航空路線の充実**を図るため、台湾、タイ、モンゴルの航空会社に対して、トップセールスを実施し、チャーター便及び定期便の運航を働きかけるとともに、アジアナ航空、大韓航空、中国東方航空に対しては、就航の継続を要請した。
この結果、平成22年度には、国際チャーター便が合計174便運航され、特に台湾へのチャーター便は、平成22年度の73便を含み、開港以来183便が運航されているほか、武漢、西安など中国各地をはじめ、スイス、マカオ、釜山などにもチャーター便が運航された。
- 富士山静岡空港を活用して、**広範な分野にわたる就航先との交流拡大・促進**を図るため、民間との協働による「ふじのくに交流団」等を編成して沖縄、北海道、石川を訪問し、主として経済分野における交流を深めるとともに、就航先からの使節団、キャンペーン等の招聘、受け入れ支援等を行い、相互交流の促進・定着化を図った。
- 海外就航地との交流を図るため、平成22年4月のタイへのチャーター便運航に合わせて、県民交流団を派遣したほか、9月には、2010世界大百済典の開幕式に合わせて、韓国(忠清南道)への県民交流団の派遣を行った。

- **空港の利用促進**を図るため、航空会社や関係団体等との連携の下、キャンペーン事業やイベントへのブース出展、教育旅行調査団の派遣等を行うとともに、旅行会社、団体等の需要喚起を図るため、旅行商品広報やチャーター便運航支援などの利用促進支援を行った。

特に、ビジネス需要による利用促進を図るため、就航先への出張等が見込まれる県内企業に対し、富士山静岡空港の優先的な利用を働きかけた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
路線の充実 国際線充実	計画	海外航空会社への積極的なトップセールスの展開 台湾チャーター便の定期路線化 中国各地、タイ、スイス等に繋がる多様なチャーター便の誘致				○
	実施状況等	トップセールス(台湾、韓国、中国) 県民交流団(タイ、韓国) 台湾チャーター73便 チャーター便26地域 226便が運航	トップセールス(韓国、台湾等) 台湾チャーター10便 チャーター便16地域54 便が運航(12/31現在)			
国内線充実	計画	沖縄、北海道や新規就航予定先等へのふじのくに交流団等の派遣				○
	実施状況等	ふじのくに交流団派遣(沖縄、北海道、石川) 使節団受入れ(鹿児島、熊本、沖縄)	ふじのくに交流団派遣(鹿児島) 県民交流団派遣(熊本)			
空港利用推進	計画	3776訪中国 上海万博等での路線PR	県民交流団、産業交流団の派遣 就航先でのイベント出展による路線認知度の拡大 各種利用支援策の戦略的实施			○
	実施状況等	6,042人の送客達成 日本産業館ステージにて 静岡県及び路線のPR実施	産業交流セッション(帯広) 札幌夏まつり出展			

(2) 地域交通ネットワークの充実

○鉄道交通の利便性向上

- 観光交流の活性化も含めて地域鉄道の利用を促進するため、県、事業者、沿線市町等との連携を強化し、特に、天竜浜名湖鉄道については、**事業者、県、沿線市町等が連携して**乗継ぎの利便性向上や、共通フリー切符の開発等、**利用拡大の取組**を実施した。

- **地域鉄道施設の安全性の確保**を図るため、事業者が実施する線路設備等の更新や老朽化施設の改修について、国と協調して支援した。

- 高齢者や障害者等の日常生活等における移動上の円滑化を図るため、平成22年度は、JR六合駅への障害者対応型エレベーター等の設置を支援し、この結果、1日の乗降客5,000人以上で5m以上の高低差のある39駅中33駅の**ユニバーサルデザイン化**が図られた。

- 新たな交通システムであるDMVについては、開発を進めているJR北海道から、技術的な課題等についての情報収集等を行った。

2-2-4 交流を支えるネットワークの充実

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
沿線地域の連携による利用者増への取組を促進	計画	地域資源を活用した鉄道利用拡大支援				○
	実施状況等	天竜浜名湖線市町会議を核とした天浜線の利用拡大 観光部門と連携した地域鉄道の利用拡大に参加	天竜浜名湖線市町会議を核とした天浜線の利用拡大 観光部門と連携した地域鉄道の利用拡大に参加			
鉄道施設の安全対策への支援	計画	トンネル改修、レール・枕木交換等施設設備整備支援				○
	実施状況等	伊豆急行外6事業者が実施する安全対策事業を支援	伊豆急行外6事業者が実施する安全対策事業を支援			
鉄道駅のユニバーサルデザイン化の促進	計画	障害者対応型エレベーター、多機能トイレ等の整備支援				○
	実施状況等	JR六合駅へのエレベーター等の設置	国のバリアフリー基本方針の改正に合わせた支援の見直し			

○バス交通等の生活交通の維持と活性化

- 生活交通路線として不可欠な**バス路線の維持・確保**を図るため、広域幹線路線51系統、過疎地域等の路線10系統、市町自主運行路線229系統の運行に対して支援した。
- **地域特性に応じて利便性と効率性を兼ね備えた生活交通の導入を促進**するため、市町自主運行バス事業での**デマンド型運行事業等**に対して支援した。
- バス車両のユニバーサルデザイン化を促進するため、市町を跨る広域的・幹線の路線や市町自主運行バス事業における低床型車両の導入経費に対して支援した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
バス路線維持・確保	計画	民間バス路線、市町運行バスへの支援				○
	実施状況等	広域幹線路線51系統、過疎地域等の路線10系統、市町自主運行路線229系統の維持確保を支援	広域幹線路線、過疎地域等の路線、市町自主運行路線の維持確保を支援			
地域に適した新たな生活交通導入支援	計画	新たな生活交通導入検討	デマンド運行、乗合タクシー等の導入支援	→ 取組手法、効果等の検証・改善		○
	実施状況等	市町自主運行により実施されるデマンド運行等を支援	市町自主運行により実施されるデマンド運行等を支援			

○海上交通ネットワークの維持と活性化

- 駿河湾を東西に結ぶ海上交通の維持・活性化を図るため、事業者、関係市町等と連携して、駿河湾フェリーの新たな情報発信事業や観光キャンペーンを実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
駿河湾内を結ぶ海上交通ネットワークの維持と活性化	計画	清水港と伊豆半島を結ぶ海上ルートの充実				○
	実施状況等	駿河湾フェリー活性化のための事業の実施	駿河湾海上交通活性化サミットの開催、市町・事業者と連携した利活用促進策の推進			

○県内を結ぶ道路ネットワークの構築

- 地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる道路網(静岡30「サーティ」構想)の実現に向けて、国道473号や県道大岡元長窪線などの整備を実施した。
- 誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、東駿河湾環状道路をはじめ、救急医療機関へ迅速に搬送できる道路網の整備を推進した。

(3) 情報通信ネットワークの充実

○ICT利活用による安心・安全・快適社会の実現

- 災害対策におけるICTの活用を推進するため、防災情報システム及び地図情報システムの開発・整備を進めた。
- 医療情報の標準化を推進するため、電子カルテシステムの標準保存形式の普及を進めた。
- 情報化社会に対応できる教育の提供や教育に係る事務の効率化を図るため、県立学校の校内LANの整備や教職員1人1台の校務用コンピュータの導入など、学校における情報化を推進した。
- ICTを活用した情報発信を行い、産業や地域の活性化を図るため、県産品紹介ホームページ「静岡こだわりの逸品ガイド」を運営し、本県の特産品などの情報を提供したほか、ソーシャルメディアを活用し、商店街関係者などとの双方向の情報発信・収集に取り組むとともに富士山の動画映像番組のインターネット配信、歴史をテーマとしたサイトの開設など、観光情報の発信に取り組んだ。
- 地域の住民、団体、企業等におけるICTの利活用を促進するため、市町、団体等が行う検討会や研修会等に対し、地域情報化コーディネータの派遣を18回実施した。

○ICT利活用による電子自治体化の推進

- 県税に関わる電子申請・届出を法人設置届など4つの手続きで新たに可能としたほか、県共同利用電子入札システムへの参加市町を4団体増やすなど、電子自治体化を進めた。
- 知事記者会見や県政ニュースなど県の動きを動画で配信するとともに、民間動画サイト内に公式チャンネルを開設した。

2-2-4 交流を支えるネットワークの充実

○ 行政運営の効率化と行政コストの削減を図りながら市内情報システムの最適化を進めるため、特定業者の技術に依存した大型汎用コンピュータを利用した全てのシステムを、業界標準のサーバ機を利用したシステムへ移行した。

○光ファイバ網等の整備促進による情報格差の是正

○ 県内の情報格差を是正するため、市町等と連携し、**光ファイバ網の利用環境の整備**に取り組んだ結果、平成 22 年度は3市9地域において光ファイバ網が整備された。

○ 市町等と連携し、携帯電話の不通話地域の解消に取り組んだ結果、3地域で基地局整備が行われた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
光ファイバ網の整備促進	計画	市町、事業者等への支援			誘導目標86%	○
	実施状況等	世帯カバー率 83.4% (H21年度末)				
		市町、事業者等への支援				
		世帯カバー率 84.4% (H22年度末)	世帯カバー率 85.0% (H23年度末)			

○地上デジタル放送への円滑な移行と利活用の促進

○ 地上デジタル放送への円滑な移行を図るため、県民だよりやホームページ等による周知広報を実施するとともに、伊豆半島地デジ総合対策関係者連絡会への参画など、県内の難視聴地域解消の促進に努めた。

○ 「地上デジタル放送用行政情報収集・提供システム」を活用して、地上デジタル放送のデータ放送による県民への行政情報の提供を行った。

2-2-5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

富士山をはじめとする世界に誇れる自然や文化、芸術、産業といった地域資源を磨き、新たな視点でふじのくにの魅力創造し、もてなしのこころがあふれる体制を整え、国内外の人々誰をも惹きつけ、何度でも訪れたいとなる観光ブランドを構築する。

施策の方向	(1)おもてなし日本一の基盤づくり				
目的	人材の育成、案内所や情報提供手法の充実を図ることなどにより、旅行者の満足度を高める静岡ならではのおもてなしを提供できる観光地づくりを行う。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	静岡県へ再び訪れたいと強く感じる旅行者の割合	(H21) 56%	今後公表	60%	—

参考指標	経年変化			推移
ニューツーリズム商品企画研修受講者数	(H20) 延べ121人	(H21) 延べ158人	(H22) 延べ218人	↗
広報研修受講者数	(H20) 延べ177人	(H21) 延べ248人	(H22) 延べ304人	↗
観光ボランティアガイド数	(H20) 897人	(H21) 879人	(H22) 916人	↗

施策の方向	(2)空港を活かした地域の魅力づくり				
目的	広大な魅力溢れる自然空間と空港等の都市機能や都市空間が調和する「ガーデンシティ」として一体感のある地域づくりを促進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	富士山静岡空港の見学者等	(H21) 約105万人	(H22) 84.4万人	100万人以上	B

施策の方向	(3)世界に誇れる観光ブランドの創出				
目的	静岡県の様々な魅力の創出と発信などにより、静岡県のブランド化を進め、多くの人々が憧れを持って訪れる観光地づくりを行う。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	観光交流客数	(H21) 1億4,075万人	(H22) 1億3,843万人	1億5千万人	C
	宿泊客数	(H21) 1,723万人	(H22) 1,694万人	1,900万人	C

参考指標	経年変化			推移
旅行者の満足度（旅行全体について大変満足）	—	(H18) 40.5%	(H21) 33.5%	↘

施策の方向	(4)国際観光地の形成				
目的	「ふじのくにしずおか」の魅力を発信し、誘客を促進するとともに、外国人観光客を積極的に受け入れる意識の醸成と態勢強化を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	外国人延べ宿泊者数	(H21) 37.2万人	(H22) 60.1万人	55.8万人	A

参考指標	経年変化			推移
外国人観光客受入宿泊施設割合	—	(H20) 55%	(H22) 57%	↗
道路標識の多言語化の推進	(H20) 延べ791枚	(H21) 延べ1,001枚	(H22) 延べ1,312枚	↗

2-2-5 誰もを惹きつけ、もてなす魅力づくり

施策の方向		(5)新しいツーリズムの推進			
目的	大きく変化した旅行者のニーズに対応するため、健康、歴史、環境、産業といったテーマ性を備えた多彩な地域資源の新結合による新しいツーリズムを推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	ニューツーリズム旅行商品を造成した事業主体数	(H22.3月) 255社	今後公表	300社	—

参考指標	経年変化			推移
ニューツーリズム商品企画研修受講者数	(H20) 延べ121人	(H21) 延べ158人	(H22) 延べ218人	↗
フィルムコミッション支援件数	(H19) 177件	(H20) 226件	(H21) 377件	↗

2 進捗評価

- ニューツーリズム商品企画研修や広報研修の実施により、観光協会や観光施設、地域で観光振興を担う団体等の職員、合わせて116人のスキルアップを図るとともに、案内所やインターネット等を活用した情報発信により、観光客のニーズに対応し、ハード面、ソフト面において、おもてなしを提供できる環境の充実を図るなど、おもてなし日本一の基盤づくりはおおむね順調に進んでいる。
- 「富士山静岡空港の見学者数」は順調に推移しており、この目標を達成するため、魅力を最大限に高め、空港周辺の賑わい空間を創出するための「空港ティーガーデンシティ構想」を策定し、地元等と協働した空港周辺の賑わい創出づくりを着実に推進した。
- 県内3地域での観光圏の形成や伊豆半島ジオパーク構想など、地域の資源を活用して様々な魅力の創出と発信の動きが広がっており、観光ブランドの創出への取組は進んでいるものの、東日本大震災の影響により、「観光交流客数」や「宿泊客数」は減少している。
- 国際観光地の形成に向け、海外におけるプロモーション等を実施した結果、富士山静岡空港就航先からの宿泊者数の大幅な増加により「外国人延べ宿泊者数」は当初目標を達成したが、東日本大震災の影響により、平成22年度末から外国人観光客の減少が見られるなど、厳しい状況となっている。
- ニューツーリズム商品企画研修の受講者は着実に増加しているほか、ジオパークに対する意識の高揚など、新しいツーリズムの推進はおおむね順調に進んでいる。

3 今後の施策展開

- 県内の宿泊客数は回復傾向にあるなど、東日本大震災の影響から脱しつつあるものの、未だ本格回復には至っておらず、国内外からの観光誘客を一層促進する必要がある。
このため、海外においては、韓国や中国等の東アジアを中心とした海外プロモーションや観光関係者の招へい等を実施するとともに、国内では首都圏・中京圏等を対象とした観光プロモーションを展開するなど、**各種の観光誘客対策を機動的に実施**していく。
- 何度でも訪れたい観光ブランドの創出を図るためには、富士山をはじめとする地域資源を磨くとともに新たな視点でふじのくにの魅力を創造する必要がある。
このため、**観光圏の形成などの観光ブランドの創出を支援**するとともに、ジオパーク構想の推進をはじめとする**地域資源を活かした新しいツーリズムの商品化の支援**等を行う。
- 「空港ティーガーデンシティ構想」の具体化を図り、空港を活かした地域の魅力づくりを進めることが必要である。
このため、空港を訪れる方が飛行機の離発着を眺めながら憩える施設として、**石雲院の隣接地に展望デッキを最優先で整備**するとともに、エアポート楽座や、**空港周辺の「空・茶・風・海の4つの道」の観光資源等を活かした賑わい創出による空港利用促進策**を地元等と協働して進めていく。
- 何度でも訪れたいと感じる地域とするためには、人材の育成をはじめ、地域の資源を磨き、魅力を創出し、発信する取組を一層促進するなど、おもてなしのこころがあふれる体制を整える必要がある。
このため、**観光振興アドバイザーによる意識啓発**や訴求力の高い「富士山」と「食」を統一テーマとして最大マーケットである**首都圏等での観光キャンペーンの展開**を図るとともに、リニューアルを行った東京観光案内所の**情報発信機能の強化**を図るほか、近隣県との**広域連携による観光誘客を推進**する。
また、**国内就航先でのメディアを活用した情報発信を強化**するほか、海外誘客では、富士山静岡空港を利用しても本県を通過するツアーが少なくないため、**自然、温泉などの本県の魅力を活かした滞在型、周遊型観光への移行を働きかける**。
さらに、国内外からの来訪者のために、主要な観光拠点や駅・バスターミナルなどの**交通結節点における多言語表記観光案内看板等を整備**するとともに、沿岸部においては、**津波避難誘導看板等の充実による安全対策を支援**していく。

4 取組の実績

(1) おもてなし日本一の基盤づくり

○人材の育成と観光施設の充実

- 着地型旅行商品を造成できる人材を育成するため、ワークショップを中心とした実践的な研修や、伊豆観光圏への支援策として、伊豆地域に特化した研修を実施した。
メディアを活用した観光情報をPRする人材を養成するため、県内3会場で60人の観光従事者を対象とした研修会を実施するとともに、宿泊施設を対象とした「おもてなし」や安全対策、生産性向上のための研修会を開催し、経営意識の向上を図った。
- 情報提供手法の充実を図るため、県内外の5か所の観光案内所において、観光案内及び観光魅力の情報発信を行うとともに、観光誘客の素材として注目されている、戦国武将ゆかりの地や城を紹介するホームページやガイドブック等を作成した。
- 地域が取り組む観光振興施策を支援するため、派遣要請があった団体に商品造成や広報などに精通した「観光振興アドバイザー」30名を派遣した。
- 誰もが旅行を楽しむことができる環境を創出するため、多機能型公衆トイレ建設を支援したほか、7駅、1港に多言語観光案内看板を整備するなど、観光施設のユニバーサルデザイン化を促進した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
観光人材の育成 (商品企画・広報研修)	計画	各種研修会等の実施	成果を検証 担い手のネットワーク化	検証結果を反映し実施 → 地域コーディネーターの発掘		○
	実施状況等	・商品企画研修受講者60人 ・広報スキルアップ研修延べ受講者299人 ・担い手のネットワーク化に一部着手	・商品企画販売研修受講者65人 ・広報スキルアップ研修延べ受講者350人の予定			

(2) 空港を活かした地域の魅力づくり

○静岡空港を活かした地域の魅力づくりの推進

- 空港及び空港周辺の賑わい空間を創出するため、「富士山静岡空港の魅力を高める有識者会議」を6回、地元の代表で構成する「地元検討会」を3回開催し、1年余を掛けて、有識者と地元代表の意見を幅広く伺い、「空港ティーガーデンシティ構想」を策定した。
- 構想の内容は、空港及びその周辺の賑わい創出と空港の利活用促進を図るため、「ティー(お茶、茶畑)」をキーコンセプトに空港周辺地域に既にある素晴らしい景観、観光資源を活かすことを基本とし、空港を取り巻くように広がる「空・茶・風・海」の4つの道の振興のための取組例などに加え、集客や周辺施設との経済的な相乗効果を踏まえた施設の整備計画と、将来の新幹線新駅の誘致などを踏まえた幅広いものとなった。
- 「空港ティーガーデンシティ構想」の短期プランに位置付けた石雲院展望デッキ等の具体化に向けた検討を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
空港ティーガーデンシティ構想の策定と具体化	計画	構想策定	空港利用者の状況、社会経済情勢等を考慮し、効果の高いものから順次具体化			○
	実施状況等	平成22年12月構想策定	石雲院展望デッキ(基本計画、設計、施工) 空・茶・風・海の4つの道の振興策推進 2市1町構想推進会議の開催	石雲院展望デッキ(施工、完成)		

○ターミナルビルと連結したエアポート楽座等の整備

○ 富士山静岡空港の利活用促進を図るため、地場製品の展示・販売等を行う「エアポート楽座」を「空港ティーガーデンシティ構想」に位置付け、一層の賑わいを創出する取組を進めることとした。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
エアポート楽座の整備	計画	有識者会議の開催 基本方針の策定	空港利用者の状況や社会経済情勢等を踏まえた取組を進める			○
	実施状況等	有識者会議 2回開催 地元検討会 3回開催 平成22年12月構想策定(構想に位置付け)	有識者会議の開催 エアポート楽座マーケティング調査(楽座試行「朝市」の開催)			

(3) 世界に誇れる観光ブランドの創出

○魅力ある観光地づくりの推進

(伊豆半島地域)

○ 推進組織の充実と着地型・体験型旅行商品の造成・販売を主眼とした国際的な観光圏の形成を目指す伊豆観光圏の整備に着手するとともに、伊豆半島地域7市6町を構成員とする伊豆半島ジオパーク推進協議会が発足し、伊豆地域が一体となって平成24年度の日本ジオパークネットワークの認定を目指すための取組を進めた。

(東部地域)

○ 観光まちづくりセミナーや産業観光施設の視察・フォーラムを開催するなど、新しい観光スタイルの振興を進めるとともに、神奈川県、山梨県と連携し、富士山ライジングプロジェクトとしてモデルコースの提案やPR活動を実施した。

○ また、東部コンベンションセンターの設置を踏まえて、MICEの誘致に取り組む地域の観光関連団体の勉強会に講師を派遣するなどの支援を行った。

(中部地域)

○ 静岡ホビーショーの開催を契機に、地域ならではの産業を活かした誘客を推進するとともに、国宝に指定された久能山東照宮、お城や戦国武将といった歴史的な素材を活用し、歴史ブームに対応した情報発信を行った。

2-2-5 誰をも惹きつけ、もてなす魅力づくり

(志太榛原・中東遠地域)

- お茶と富士山静岡空港を核としたインバウンド誘致に加えて、静岡遠州観光ネットワークなどが行ったB級グルメスタジアムや袋井の三日坊さんの旅など、地域の素材を活用した情報発信や着地型旅行商品の開発を行った。

(西部地域)

- 2年目を迎えた「浜名湖観光圏」の整備を進めるため、浜名湖周辺の食や歴史・文化を活かした着地型・体験型旅行商品の造成・販売の支援や効果的な広報活動などを実施し、滞在型観光圏を形成する取組を進めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
観光圏整備の支援	計画	各観光圏における取組の支援と圏域の拡大促進				○
	実施状況等	浜名湖観光圏・伊豆観光圏への支援	プラットフォーム設立準備支援			

○ブランド創出のための商品化、販路拡大

- 着地型観光商品の造成を行う地域団体を支援するため、県観光協会に配置した「しずおかツーリズムコーディネーター」3名が、旅行業の経験や人的ネットワーク等を活かした活動を行い、56件の助言等の支援を実施した。
- 富士山静岡空港の就航先における静岡県向け旅行商品の造成・販売を促進するため、「しずおかツーリズムコーディネーター」による空港就航先の旅行会社等への営業活動を積極的に行うとともに、旅行会社が行うツアー募集パンフレットの作成や広報、富士山静岡空港を利用して県内に宿泊する団体の貸切バス利用に対する支援等を行った。
- また、本県観光の主要マーケットである首都圏、中京圏、関西圏等の旅行会社等に対しても、ツーリズムコーディネーターや東京・名古屋・大阪観光案内所による営業活動や情報発信を行い、旅行商品の造成等の促進を図った。
- さらに、全国各地の信用金庫が行っている年金受給者を対象とした団体旅行を、県内信用金庫や全信連と連携して積極的に誘致した。

○観光魅力の発信

- 富士山静岡空港の就航先からの観光誘客を促進するため、全就航先において、旅行会社やメディア、住民等を対象とした観光説明会や商談会、観光交流会、キャンペーン等を実施するとともに、他団体が主催するイベント等にも積極的に出展し、静岡県向け旅行商品の造成・販売の促進や本県観光魅力の認知度向上を図った。
- 国内外からの観光誘客を戦略的に行うため、認知度の高い「富士山」や、本県の優れた「食」を全県統一のテーマとした各種キャンペーンを、メディアの活用など、より効果の高い内容となるよう配慮しながら、県内観光関係者と連携し、富士山静岡空港就航先や首都圏、中京圏、関西圏等で展開した。

(4) 国際観光地の形成

○東アジア等重点セールス

- 静岡県への誘客を図るため、韓国や中国の観光展に出展し、静岡県のPRを行うとともに、現地エージェント等を訪問してのセールスや商談会を開催した。
- 静岡県の観光魅力の発信と「ふじのくに静岡県」の認知度の向上を図るため、**現地エージェントやメディアを招聘**し、県内の視察や取材の受入を行った。
- また、現地での情報発信やエージェント等への働きかけを行うため、県ソウル事務所に観光専門員、台湾に県観光協会台湾連絡員を設置し、積極的にセールスを行った。
- **訪日教育旅行、インセンティブ旅行等誘致を促進**するため、関係者の招聘や現地での商談会等に参加し、誘客に取り組んだ。
- 本県が海外で注目される環境を創出するため、県観光サイトにブログによるタイムリーな情報発信を行なうとともに、海外メディア等の取材を積極的に受け入れ、**情報露出の拡大**を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
海外プロモーション	計画	海外観光展出展 セールス活動	就航先に加え、 台湾・香港等	東南アジア市場へも拡大	市場拡大充実	○
	実施 状況等	海外観光展出展5回 セールス活動13回	観光展6回、 セールス活動7回、 民間活動支援補助			
現地エージェント等 招聘	計画	ファムトリップ等	プロモーションに あわせ実施			○
	実施 状況等	エージェント、 メディア等 ファムトリップ18回	エージェント、 メディア等 ファムトリップ10回 民間活動支援補助			
訪日教育旅行の誘致	計画	誘致活動・受入	韓国・中国重点誘致	東南アジア等拡大	受入の充実	○
	実施 状況等	関係者ファム1回 学校交流受入27団体 視察受入れ3団体 海外商談会1回 国内商談会2回	震災後の市場回復を図る ため情報発信と誘致活動 を実施 海外商談会1回、 ファム1回			
海外に向けた情報 発信	計画	インターネット、 メディア取材等	テーマ、ターゲットの 絞込み	テーマ別情報発信	メディアミックス での発信	○
	実施 状況等	メディア取材受入れ2回 インターネット、ブログ、 メールでの情報発信	震災による風評被害の払 拭のための情報発信 メディア受入れ4回予定			

○外国人客へのおもてなし意識の醸成と受入態勢整備

- 外国語での確かな案内が出来る人材の充実を図るため、地域限定通訳案内士試験を実施するとともに、通訳士、通訳案内士のスキルアップのための研修会を開催し、人材養成に努めた。
- 訪問客のニーズに応じた案内と受入態勢を整備するため、外国人観光客案内所（V案内所：12箇所）や県内観光施設と連携して、割引クーポンやノベルティの提供を行う外国人観光客受入れキャンペーンを実施した。
- 外国人の受入態勢の整備を促進するため、宿泊施設の受入れ状況調査の結果に基づき、現状把握と分析した課題を踏まえた外国人受入れ研修会を開催するとともに、講師派遣やおもてなしツールの提供など、市町団体の受入れ研修会等の開催支援を行った。

○近隣県等との広域連携による情報発信の充実と新たなルート開発

- 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区、東海地区外国人観光客誘致促進協議会の2つのテーマ地区と中部広域観光推進協議会等の広域協議会を通じて、海外観光展への出展や招聘事業、広告掲出などの情報発信を行った。
- 石川、富山、長野、山梨、静岡県との5県で連携し、韓国市場を対象に本州縦断ルートの商品開発とエージェンツ招聘等を行った。

(5) 新しいツーリズムの推進

○多彩な地域資源の結合によるニューツーリズムの推進

- 着地型旅行商品が造成できる人材を育成するため、ワークショップを中心とした実践的な内容の商品企画研修を3会場で開催し、60人が参加した。
- ニューツーリズムの普及を図るため、ニューツーリズム、体験プログラムを造成した事業者・個人を対象に先進地における取組を紹介した講演会や関係者が連携して取り組むための意見交換会などを実施した。
- 販路経路の拡大、商品化の促進を図るため、県内で体験プログラムに取り組む事業者・個人と旅行業者を対象に、県内で初めてとなる商談会を開催した。

○伊豆半島全域のジオパーク構想の推進

- ジオパーク構想の意識啓発を図るため、伊豆半島の各地域で勉強会と現地見学会を開催するなどの取組を進めた結果、伊豆半島の7市6町の自治体、観光・商工関係者、交通事業者、教育関係者、市民団体が構成する「伊豆半島ジオパーク推進協議会」が3月に発足した。
- ジオパーク構想の根幹となるテーマとストーリー、ジオサイト候補、運営組織、研究・普及体制、想定事業費などを内容とする指針書を地元と協働して作成した。
- 平成24年度の日本ジオパーク、その後の世界ジオパークの認定に向けた取組を加速するため、事務局への人的支援のための準備を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ジオパーク構想の推進	計画	気運の醸成 協議会設立	日本ジオパーク準会員 ジオツアー開催 ガイド養成 ビジターセンター等整備	日本ジオパークへ加盟 → → →	世界ジオパークへ加盟準備 → →	○
	実施状況等	地域勉強会を8箇所で開催、延べ800人参加 7市6町の自治体、観光・商工関係者等で3月28日に協議会設立	準会員として加盟 ガイド養成51人、ジオツアー等加盟申請に必要な事業を展開			

○フィルムコミッションの推進

- 県内へのロケ誘致やロケ支援を行う地域のフィルムコミッションや市町担当課と連携した研修会を開催することでネットワークづくりなどの広域連携を推進するとともに、フィルムコミッション活動による映像文化の振興方策の検討を行った。
- ロケ地の現地調査、各市町に保存されている物件調査、企業へのアンケート等を行い、情報のデータベース化を図った。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

MICE(マيس)の誘致拡大や農山村における都市との交流促進により、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るとともに、学生や留学生が集い賑うまちづくりや移住・定住戦略を推進するなど、多様な交流の拡大と深化に取り組む。

施策の方向 (1) MICEの誘致促進

目的 国際会議、企業の行う会議や報奨・研修旅行、イベント、展示会等を含むMICE(マيس)の誘致を促進し、本県の交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
県が支援した国際会議及びインセンティブ旅行の誘致件数	(H21) 3件	(H22) 8件	年間20件	B

※MICE：企業等の会議（Meeting）、企業の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際会議（Convention）、イベント、展示会・見本市（Event/Exhibition）の頭文字

参考指標	経年変化			推移
MICE専門研修受講者数	—	(H21) 延べ18人	(H22) 延べ31人	↗
各コンベンションビューローによるコンベンション開催支援件数	(H20) 350件	(H21) 356件	(H22) 332件	↘
国際コンベンションの誘致件数	(H20) 18件	(H21) 16件	(H22) 17件	→

施策の方向 (2) 農山漁村地域の魅力を活用した交流促進

目的 農林水産物、景観、伝統文化等、農山漁村地域の資源を最大限に活用し、都市との交流を促進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
都市農村交流人口	(H20) 15,433千人	(H22) 15,767千人	22,000千人	B ⁻
農山村交流ビジネスによる販売額	(H20) 137億円	(H22) 146億円	165億円	B

参考指標	経年変化			推移
体験教育旅行受入学校数	—	(H21) 547校	(H22) 583校	↗

施策の方向 (3) 広域交流と連携の促進

目的 地域間の交流、連携を促進することにより、観光戦略の展開や防災協力など、広域的課題の解決に向けた取組を進め、地域の魅力を高める。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
外国人延べ宿泊者数	(H21) 37.2万人	(H22) 60.1万人	55.8万人	A
富士山静岡空港の利用者数	(H21) 53万人	(H22) 55.5万人	70万人	C
富士山静岡空港の就航地域数等	(H21) 定期便8地域、チャーター便16地域・158便、小型機402機	(H22) 定期便9地域、チャーター便26地域・226便、小型機370機	定期便10地域、チャーター便20地域・200便、小型機500機	C

参考指標	経年変化			推移
外国人観光客受入宿泊施設割合	—	(H20) 55%	(H22) 57%	↗
富士山静岡空港団体利用モニター助成人数	—	(H21) 1,012人	(H22) 2,054人	↗
富士山静岡空港教育旅行助成校数	—	(H21) 20校	(H22) 35校	↗

施策の方向		(4) 学住一体のまちづくり			
目的	大学相互の連携強化や大学と文化芸術施設、地域社会等との連携を強化し、地域で学ぶ環境の充実、学生の社会活動への参画促進、若者が集うまちづくりなど、学と住を一体化した賑わいのあるまちづくりを進める。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
まちづくりのための活動をした若者の割合		(H18) 6.3%	今後公表	15%	—

施策の方向		(5) 家・庭一体の考え方を取り入れた移住・定住の促進			
目的	多様な住まい方を前提とした、“ふじのくに”ならではの魅力を活かした県内外からの移住・定住を促進する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
移住・定住者数		(H21) 43人	(H22) 累計120人	H21～25年度 累計350人	B+
移住・定住に取り組んでいる団体数		(H21) 8団体	(H22) 14団体	18団体	B+

2 進捗評価

- MICEの誘致促進については、景気の低迷や新型インフルエンザの影響を受けながらも、コンベンションビューロー等の誘致活動の支援等により、「国際会議やインセンティブ旅行の誘致」実績は着実に伸びている。
- 滞在型グリーン・ツーリズムの促進を図るため、農林漁家民宿基準の策定等に取り組んだ結果、一部地域で開業に向けた動きが出ている。また、県グリーン・ツーリズム協会が実施するモニターツアーなどを支援した結果、「都市農村交流人口」や「農山村交流ビジネスによる販売額」は増加しており、農山漁村地域の魅力を活用した交流に向けた取組は進んでいる。
- 広域交流に向けた富士山静岡空港と小松・富山空港を結ぶルート開発の実現や、学生等の意見を反映した学住一体のまちづくりの検討を進めたほか、移住・定住促進戦略を策定し、市町等への支援や移住に関する情報発信を行った結果、「移住・定住者数」や「移住・定住に取り組んでいる団体数」が増加するなど、交流の拡大と深化はおおむね順調に進んでいる。

3 今後の施策展開

- 東日本大震災の影響による風評を払拭しながら、MICE誘致や広域的な観光戦略を進めていく必要がある。このため、正確な情報発信を行いながら、引き続き、認知度が上がりつつある**MICE開催地としての静岡をPRし、コンベンションビューロー等と連携して誘致**に取り組むとともに、富士山静岡空港と地方空港を結び、大都市にない**地方の魅力をつなぎ合わせたルート開発とプロモーション**を行っていく。
- 農山漁村における都市との交流や移住・定住施策については、地域間で取組意識に差があり、受入団体、行政等関係者の連携が十分でないことから、**全県又は広域での取組となるよう、関係者の機運の醸成や受入体制の整備を促進**するとともに、**農山漁村における都市との交流から移住・定住につなげるための施策を一体的に実施**していく。
- **学生が集まる魅力のある場づくり**には、大学や学生と地域社会・地域住民の多様な交流を促進するため、県や市をはじめとする関係する機関の連携を図り、**具体的な構想作成に取り組んでいく**。

4 取組の実績

(1) MICEの誘致促進

○MICEの誘致、開催促進

- 地域におけるMICEの開催意義を宿泊施設等の関係者に周知するため、講演会を熱海(22名参加)及び浜松(46名参加)で開催するとともに、インセンティブ旅行の誘致に焦点をあてた演習中心の研修(13名受講)を実施し、即戦力となる人材の育成を行った。
- 日本政府観光局と連携して、MICEの開催情報の収集を行うとともに、コンベンションビューロー等と連携し、東京、上海、シンガポール、ソウルでMICE見本市に出展し、開催候補地としての本県の魅力をPRするほか、コンベンションビューロー等が行うコンベンションやインセンティブ旅行の誘致活動支援を行った。

(2) 農山漁村地域の魅力を活用した交流促進

○滞在型グリーン・ツーリズムの促進等

- 農林漁家民宿の開設を促進するため、静岡県農林漁家民宿基準を策定(平成23年3月30日付)するとともに、関係法令の規制緩和内容や事務手続き等を取りまとめた「農林漁家民宿業開業の手引き」を作成した。
- グリーン・ツーリズム受入体制整備等の促進を図るため、県グリーン・ツーリズム協会が実施するモニターツアーやブログを活用した情報発信機能の強化に対して支援した結果、県グリーン・ツーリズム協会のホームページアクセス数が4倍弱に増加するなど、グリーン・ツーリズムの普及と新たな交流機会の創出につながった。
- 農山漁村での小学生の長期宿泊体験活動に取り組む「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進するため、マッチングモニターツアー等を実施する地域協議会に対して支援するとともに、受入体制整備のための研修会を開催した結果、国の受入モデル地域が1地域から5地域に拡大した。
- 農山村地域における新しいビジネスプランの策定を目指す県内5事業者に対して、専門家を派遣し、実効性の高い事業計画の策定に向けた支援を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
グリーン・ツーリズム促進のための環境整備等	計画	農林漁業体験民宿認定基準創設 市町・地域協議会等の体制整備・受入実践への支援	農家レストラン、農林漁業体験民宿のネットワーク化促進 (滞在期間、態様等に応じた支援を段階的に実施)			○
	実施状況等	・静岡県農林漁家民宿基準を策定(3月30日付) ・グリーン・ツーリズム推進団体が実施するキャンペーンやモニターツアー等支援	・農林漁家民宿基準の周知及び開業支援 ・グリーン・ツーリズム推進団体に対する活動支援			
子ども農山漁村交流プロジェクトの推進	計画	モニターツアー等への支援 旅行商品化への助言、マッチング支援		推進手法、体制等の検証、改善		○
	実施状況等	・体験メニュー検証ツアー:4地域 ・マッチングモニターツアー:1地域 ・受入地域協議会を対象とした研修会:2回	・マッチングモニターツアーの開催支援 ・研修会、意見交換会の開催 ・修学旅行等の誘致推進			

(3) 広域交流と連携の促進

○ 県域を越えた交流と連携の促進

- 石川、富山、長野、山梨、静岡県の5県が連携し、小松又は富山空港と富士山静岡空港を結ぶ本州縦断ルートを開発し、平成21年度の中国市場に引き続き、平成22年度は韓国のエージェンツへモデルコースの提案、ファミトリップを実施し、商品造成の働きかけを行った。
- 富士山静岡空港を活用して、広範な分野にわたる**就航先との交流拡大・促進**を図るため、民間との協働による「ふじのくに交流団」を編成して沖縄県、北海道及び石川県を訪問し、主として経済分野における交流を深めるとともに、トップセールスにより静岡の魅力を発信した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
国内就航先との交流の促進	計画	国内就航先、新規就航予定先への ふじのくに交流団、産業交流団の派遣				○
	実施状況等	ふじのくに交流団派遣 (沖縄、北海道、石川) 使節団受入れ(鹿児島、熊本、沖縄)	ふじのくに交流団派遣 (鹿児島) 県民ツアー(熊本)			

○ 県際交流と連携の促進

- 「富士箱根伊豆交流圏構想」に基づく観光振興や防災対策等を山梨県、神奈川県及び関係市町村と連携して進めたほか、山梨・静岡・神奈川三県知事によるサミットを開催し、EVタウンプロジェクトやニホンジカ等捕獲の担い手対策等に三県連携して取り組むことで合意した。

- 県際地域の交流を促進するため、「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議」や「三遠南信ビジョン推進会議」への支援等を行った。

(4) 学住一体のまちづくり

○「学生をはじめとして若者が集い賑わうまち」づくり

- **交流の核となる拠点施設のあり方を検討**するため、ワーキンググループを設置し、大学関係者との意見交換、学生ミーティング開催等による学生との意見交換等を行いながら、ランドデザイン案、県有地の土地利用計画案、大学コンソーシアム機能案について検討を行った。
- 地域で学ぶ環境の充実を図るため、**大学コンソーシアムの設立**に向け、大学ネットワーク静岡との調整等を行ったほか、県内大学等が連携した科学交流フォーラムや共同公開講座の開催、県立大学等における社会人学習講座開催の支援を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
交流の核となる拠点施設のあり方検討	計画	大学相互、大学と地域社会をつなぐネットワーク、若者相互をつなぐネットワークづくり		多様な交流企画の実施		○
	実施状況等	庁内ワーキングを設置し、有識者・大学生の意見聴取を踏まえた検討	関係機関との協議を進め、構想を検討			
大学コンソーシアムの設立の支援	計画	機能・あり方の検討 関係機関との調整等	設立に向けた支援	設立 コンソーシアム運営への支援 コンソーシアムを活用した各種事業の実施		○
	実施状況等	機能・あり方の検討 関係機関との調整等	設立に向けた支援			

○魅力ある学術研究の振興

- 優れた研究成果を発表する機会を創出するため、「静岡アジア・太平洋学術フォーラム」と「静岡健康・長寿学術フォーラム」を開催し、合計 2,388 人の参加者を集めた。

(5) 家・庭一体の考え方を取り入れた移住・定住の促進

○移住・定住促進戦略の策定と体制整備、情報発信

- 県内外からの移住者・定住者の拡大による地域社会の活性化に向けて、総合的かつ体系的に施策を展開するため、県や市町等が協働して取り組むべき具体的内容等について、「**ふじのくに移住・定住促進戦略**」を策定した。
- 市町担当職員を対象に、有識者による講演や先進地域の事例紹介などを内容とした「ふじのくに暮らし応援道場～移住・定住促進セミナー～」を開催し、受入体制の質的向上を図った。

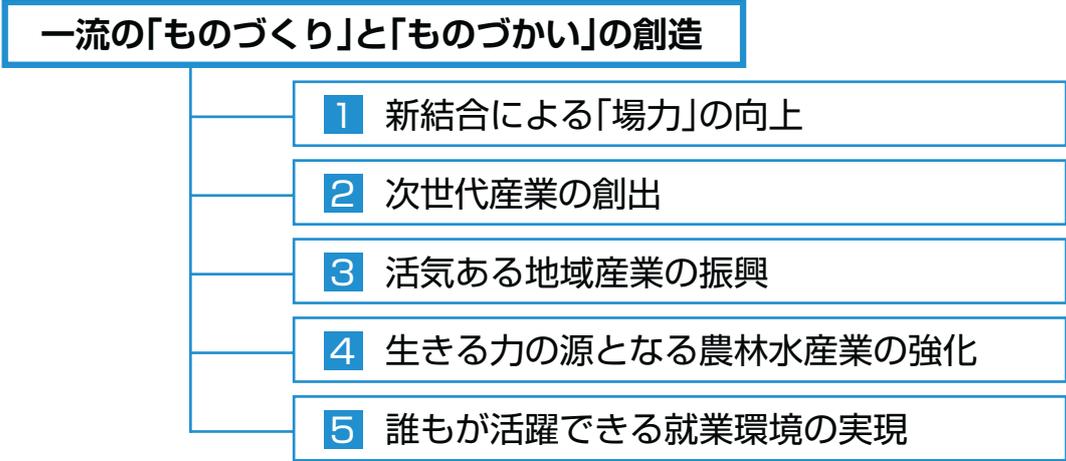
○ 静岡県への移住・定住を促進するため、首都圏等における各種フェアでのPRや、県ホームページ、移住・定住ガイドブックなどにより、静岡県の魅力や県内市町の多様な情報を戦略的に発信した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
移住・定住促進戦略の策定とそれに基づく体制整備、情報発信	計画	移住・定住促進戦略策定 首都圏でのPR、HP再構築、ガイドブック作成など戦略的情報発信	移住・定住促進戦略に基づく施策展開(例:ワンストップ窓口、不動産関係団体との連携等) 市町の受入協議会設置に対する支援			○
	実施状況等	・市町、NPO、学識経験者等の意見を踏まえた移住・定住促進戦略を22年度末に策定 ・市町と4回の首都圏フェア参加、HP改修、雑誌へPR	・移住希望者からの相談に対応する相談窓口の開設 ・県空き家バンクによる全県的空き家情報の一元化 ・県内4地域で移住・定住に取り組む関係者と意見交換 ・フェア、HP等による情報発信を実施及び移住実践者100人ネットワークの構築			

③-① 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

1 戦略の目標と体系

一流のモノを使い一流のモノを作る産業を興し、モノを大切に使うことにより、豊かさへとつなげていく。あわせて、健康、環境など、今後の経済成長を担う次世代産業の育成、活気ある地域産業の振興を図るとともに、生きる力の源となる農林水産業を強化するため、新規参入の促進や経営体の強化による活力ある生産構造への転換、豊かな農山村づくりなどに取り組む。さらに、新たな雇用の創出をはじめ、誰もが能力を発揮し、活躍できる就業環境の充実、本県産業を支える人材の育成を進めていく。

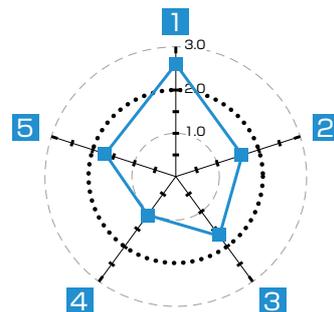


2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						評価外
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	
1 新結合による「場力」の向上		3					
2 次世代産業の創出			1	1	1		
3 活気ある地域産業の振興		1	2	1	2		
4 生きる力の源となる農林水産業の強化					1		3
5 誰もが活躍できる就業環境の実現		1	2		2		2
計		5	5	2	6		5

- 6次産業化や食の都づくりなど新結合による「場力」の向上に向け取り組んだ結果、食に関連する新ビジネスを83件創出するなど、一定の成果が見られる。
- しかし、長引くデフレや円高などによる経済の低迷により、数値目標が順調に推移しているとは言い難い状況である。特に、「企業立地件数」や「新規卒業者の就職内定率」などについては、目標達成に向けてより一層の推進を要する。

《戦略の柱ごとの達成状況》



3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 新結合による「場力」の向上		10	
2 次世代産業の創出		11	
3 活気ある地域産業の振興		11	
4 生きる力の源となる農林水産業の強化	1	23	1
5 誰もが活躍できる就業環境の実現		3	
計	1	58	1

- 主な取組については、全体としては、おおむね計画どおり実施している。
- 耕作放棄地の再生利用については、計画を前倒して実施中であるが、中山間地域の農業生産活動の維持に向けた取組については、高齢化の進行などから遅れが見られ、集落内のリーダーの育成など、より一層の推進を要する。

4 進捗評価

- 次世代産業の創出については、3つの産業集積プロジェクトの推進により多くの製品が生み出されているほか、中小企業の成長産業分野への参入に必要な支援を講じた結果、「成長産業分野における経営革新承認件数」が順調に推移する一方、「企業立地件数」は大幅に減少し、企業誘致を取り巻く環境は厳しさを増している。
- 活気ある地域産業の振興については、「経営革新計画の承認数」の大幅増や下請企業の受注拡大などの成果が上がっている。
- 農業分野においては、ビジネス経営体を核とした構造への転換に取り組んでいるが、ビジネス経営体の増加は鈍化傾向にある。
- 林業分野においては、効率的な木材生産に向けた機械・施設の整備や技術者の育成とともに、「しずおか優良木材」の利用拡大に取り組み、県産材の供給と需要の一体的な創造を図ったものの、目標とする「木材生産量」の増加には至っていない。
- 水産分野においては、6次産業化の促進により、漁協等による直販など新たな取組が始まるなどの成果が出てきている。
- 緊急的な雇用創出などにより緩やかながら回復基調にあった本県の有効求人倍率は、東日本大震災の影響により、平成23年4月、5月と2か月連続で前月を下回った。平成23年6月からは回復に転じ、8月以降は、大震災前の水準を上回っているが、先行きは歴史的な円高や海外経済に対する不確実性の高まりなど、雇用情勢を取り巻く環境は予断を許さない厳しい状況にある。

5 今後の方針

- 地域が自立的に発展し豊かになるためには、地域の優れた資源を新しい視点で組み合わせて活用する「新結合」によって新しい産業を育成し、成長が期待される新たな基幹産業が並び立つ、**多極的な産業構造を構築**していく必要がある。

このため、「ふじのくにニューディール」と「ふじのくに新産業創出プロジェクト」を施策の柱とし、**農林漁業の6次産業化や新産業集積プロジェクトの推進、地域企業の成長分野への参入促進**などに引き続き取り組んでいく。

特に、新産業集積プロジェクトにおけるクラスター間の連携の強化による医療・健康、食品分野などの「人」をキーワードとした**新産業の創出や、新東名など次世代交通インフラを活かした大規模物流拠点の誘致、新エネルギー関連をはじめとする成長分野の企業の誘致や地域企業の投資の促進**に重点的に取り組んでいく。

また、これらの取組を進めていくためには、**地域企業や農林水産業の担い手の経営力を強化**していく必要があることから、地域企業については、**経営革新のための相談窓口の拡大や計画のフォローアップなど、きめ細かい支援**を講じることとし、構造改革が遅れている農林水産業の分野については、**規模拡大や生産性の向上、低コスト化、新たな流通体制の構築**などに取り組んでいく。

- これらの取組を進めることにより、「一流のものづくり」と「一流のものづかい」ができる**人材を育て、本県の「場の力」を持続的に高め、産業の発展と雇用の拡大**につなげることを目指す。
- 東日本大震災の影響への対応として、福島第一原子力発電所の事故により**深刻な風評被害を受けた本県の農林水産物の信頼回復のための対策**を講じることとする。
- 厳しい雇用情勢への対応として、平成24年1月に策定した「**静岡県雇用創造アクションプラン**」に基づき、**全県を挙げて雇用創造の取組を推進するとともに、離職者や学生の就職支援の強化**を図っていく。

3-1-1 新結合による「場力」の向上

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

本県の「場力」であるヒト、モノ、大地の資源を新たな視点で組み合わせて活用する「ものづかい」の考え方を基本に、6次産業化の促進や「食の都」づくりなど、「食と農」を軸とした新しい産業と雇用を創出する「ふじのくにグリーンニューディール」を推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
6次産業化等の新規取組件数	—	(H22) 83件	H22～25累計 250件	B ⁺
地産地消率(量販店等での県産青果物のシェア)	(H21) 21%	(H22) 27%	30%	B ⁺
農林水産業の新規就業者数	(H21) 327人	(H22) 395人	450人/年	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
県産品を選んで購入する県民の割合	(H20) 77%	(H21) 83%	(H22) 74%	→
世界お茶まつり出展数	(H16) 167件 うち海外 23件	(H19) 211件 うち海外 31件	(H22) 220件 うち海外 39件	↗

2 進捗評価

- 農林漁業者等のための相談窓口の設置など、6次産業化を推進する体制の確立や農商工連携の推進等により、計 83 件の新たな取組が創出されたほか、県民の日や富士山の日にちなんだ地産地消フェアの開催を量販店等に呼び掛け、重点的に支援したことなどにより、「地産地消率」が 27%に上昇した。
- 「農林水産業の新規就業者数」は、農業法人における研修や非農家出身者を対象とした就農研修、森林技術者を育成するための研修などの人材育成により着実に増加しており、食と農を軸とした新しい産業と雇用の創出を図る「ふじのくにグリーンニューディール」の取組は、おおむね順調に進んでいる。

3 今後の施策展開

- 本県の豊かな資源を新たな視点で組み合わせて活用し、新しい産業や事業を生み出すため、平成 22 年度から本格的に始めた6次産業化、「食の都」づくり、県産品のブランド化などの取組の推進を更に加速していく必要がある。
このため、6次産業化の更なる推進に向け、売れる商品づくりを進めるため、消費者やバイヤーによる試作品の評価会を開催するとともに、平成 23 年3月に施行された6次産業化法に基づく総合化事業計画の策定を支援していく。
また、表彰制度の拡充や、地域における「ふじのくに食の都づくり仕事人」と生産者との連携を図ることにより、ふじのくに「食の都」を支える体制を強化するほか、「食の都 仕事人ウィーク」の開催や首都圏でのPR（トップセールス）を通じ、ふじのくに「食の都」を積極的に情報発信する。
- 地産地消運動の啓発と地産地消率向上を図るため、「ふじのくに地産地消の日（毎月 23 日）」を活用し、広く地産地消活動に取り組む団体や企業を支援するとともに、県産食材を取り扱う量販店等における地産地消フェアを奨励する。
- 本県の多彩で優れた農林水産物等を「しずおか食セレクション」として継続的にブランド認定し、カタログ、雑誌、メディアの活用などにより戦略的にプロモーション活動を展開し、認知度向上と販路開拓を支援する。

- 国外での県産農林水産物の販路開拓は、これまで、アジアや欧米で着実に販路が定着・拡大してきた。アジアについては、シンガポール、香港を中心に全域で取組を進めてきたが、今後は、**市場拡大が最も見込める中国及び就航先である韓国に重点化**して事業を進めていく。
- 福島第一原子力発電所の事故により、各国で輸入規制が強化され、現在、県が輸出証明書を発行することで輸出が可能となっているが、風評被害からの需要回復や信頼回復を図る必要があることから、現地量販店等と連携した**県産品フェア等を実施**する。
- また、農林業への新規就業を推進するために、市町や農業委員会、JAなどと連携して、更に研修場所や農地の確保に努める必要がある。
このため、規模拡大を志向する農業者や新たに農業を開始しようとする非農家、農業参入に関心の高い企業など多様な担い手に対し、**農地の利用調整や情報提供**を行っていく。

4 取組の実績

○6次産業化の推進

- 農林漁業者や地域企業等の6次産業化を推進するため、農林事務所や水産技術研究所への**相談窓口の設置や専門家の派遣**、啓発セミナーや**展示商談会の開催**など事業化への支援を実施し、76件（農商工等連携事業計画認定4件、農商工連携基金事業採択7件、経営革新計画承認56件ほか）の**新ビジネスを創出した**ほか、**フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト等の研究開発の成果を活用**して新商品等の事業化を促進し、7件が事業化された。
- 主な事例としては、鰻残渣抽出エキスを使った飼料の給与により、一般の卵に比べて機能成分を多く含んだ「浜松の卵」が開発・商品化されたほか、県産無農薬茶を原料とする入浴剤の開発といった飲用以外の新たな商品開発の取組も始まった。
- また、水産分野では、農商工連携基金事業を活用して、地元企業と漁協の連携による新鮮な魚の首都圏での直接販売や未利用魚の学校給食への提供など新たな取組が見られた。
- 新しい茶の需要創出のため、生産者と茶商等の連携により、ティーバッグの品質向上やドリップ茶、マイボトルの普及等に取り組んだ。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
農林漁業者、地域企業等の6次産業化への支援	計画	農林事務所等の相談窓口の設置 専門家派遣による事業化支援 農商工等連携事業計画の策定支援 農商工連携基金等による支援 展示商談会の開催			新ビジネス創出件数200件	○
	実施状況等	相談窓口の設置(8カ所) 専門家派遣(延べ96回) 展示商談会の開催(1回) 新ビジネス創出件数(76件) うち農商工等連携事業計画認定(4件) うち農商工連携基金事業採択(7件)他	専門家派遣による事業化支援 試作品評価会・展示商談会の開催 新ビジネス創出件数(50件以上) 総合化事業計画の策定支援			
フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト等の研究開発の成果を活用した新商品等の事業化の促進	計画		事業化促進		フーズ・サイエンスヒルズ事業化件数 50件(H26)	○
	実施状況等	関係機関のコーディネーターによる事業化件数 7件	関係機関のコーディネーターや高付加価値型食品等開発推進助成事業など県・国等の助成事業等の活用などにより事業化を推進			

○ふじのくに「食の都」づくり

- 「食材の王国」である本県の「場の力」を活かした「食の都」づくりを進めるため、本県農林水産業の振興や食文化の創造に貢献している料理人等を「ふじのくに食の都づくり仕事人」として200人を表彰し、**仕事人を紹介するガイドブックを作成**するとともに、仕事人が県産食材を使い創作した料理や菓子を提供する「**食の都仕事人ウィーク**」を開催した。

- 静岡ならではの食文化への理解と関心を深めるために、著名な料理人等を講師とした「**ふじのくに食文化創造講座**」を県内各地で7回開催した。
- 魅力ある茶文化を創造するため、静岡市のグランシップを中心会場として「**第4回世界お茶まつり**」を開催し、これまでで最も多い28の国・地域が参加、8万9千人が来場した。開催を通じ、静岡から世界に向けた茶の産業・文化・学術の情報発信を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくに食の都づくり仕事人の育成・活用	計画	農林水産業の振興や食文化の創造に貢献している料理人の表彰 200人 受章者を紹介するガイドブック作成 食の都シンボルマークの募集・活用	仕事人表彰分野の拡大(食器、装飾等) 総計 377人 県内外の本県食材PRイベントに仕事人を活用			○
	実施状況等	「ふじのくに食の都づくり仕事人」の表彰(200人) 仕事人を紹介するガイドブック作成 食の都シンボルマークを決定 食の都 仕事人ウィークの開催	ふじのくに食の都づくり仕事人」の表彰(63人) 「The 仕事人 of the year」の表彰(13人) 地域における仕事人と生産者の連携強化 食の都 仕事人ウィークの開催			
「ふじのくにの食文化」の発信	計画	県産食材を使った料理や食材にまつわる講座の開催 5回	毎年、講座を県内各地で開催 講座により食文化を支える人材を育成 講師に「食の都づくり仕事人」を活用			○
	実施状況等	ふじのくに食文化創造講座の開催(7回)	仕事人等を活用したふじのくに食文化創造講座の開催			
魅力ある茶文化の創造	計画	世界お茶まつり2010の開催	次回開催について検討 (財)世界緑茶協会への支援			○
	実施状況等	世界お茶まつり2010の開催 10/28~31 28の国・地域参加 来場者89千人	次回開催に向けた検討・企画 (財)世界緑茶協会への支援 実行委員会立上げ 基本計画作成 開催承認		世界お茶まつり2013	

○地産地消の推進

- 豊富な県産食材の情報発信のため、県民の日(8月21日)、富士山の日(2月23日)にちなみ、**地産地消フェアの開催**を呼び掛け、重点的に支援した結果、472の量販店等がフェアを実施した。
- 県産農林水産物に対する県民の理解を深め、これらの購入促進を図るため、「食と農の改革フォーラム(県民や生産者など約200人が参加)」や「生産・販売戦略フォーラム(2回開催、生産者など約300人が参加)」を開催し、県や産地の取組を広く県民に情報発信した。
- 地場野菜等の**新たな産地を育成**するため、県内4産地において加工用のキャベツ、サトイモのほか、サラダゴボウ、コメ新品種「あいちのかおりSBL」の生産と県内流通の拡大に取り組んだ。

3-1-1 新結合による「場力」の向上

- 安全、安心な農産物を県民に供給するため、第9次静岡県卸売市場整備計画の策定に向けて関係機関と検討を行った。
- 命をはぐくむ「食」とそれを生み出す農業・農山漁村への理解を深める教育ファームの取組を促進するため、新たに18市町で策定された「教育ファーム推進計画」の取組を支援するとともに、「教育ファーム推進セミナー（約100人が参加）」や「次世代食農体験学習指導者育成講座（指導者を23人養成）」を開催した。
- 学校給食における県産農林水産物の利用拡大を図るため、新たに8市町で設立された農林漁業者、学校給食関係者、行政、関係団体等を構成員とする協議会の取組を促進し、学校給食畑の設置と児童生徒による収穫体験、水掛菜や白ナスなど学校給食用農産物の導入を図った。
- また、県産農産物を利用した学校給食用加工食品として県産米を使用した米粉パンを開発し、学校給食パン組合員への実技研修を実施した。
- 花文化の浸透と県産花きの消費拡大を図るため、静岡市中心市街地を会場に様々な花の利用方法を提案する「花・緑タウンフェア」を開催した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地産地消県民運動の展開	計画	シンボルマークの活用促進及び地産地消週間等のイベントPR ホームページの開設	地産地消に取り組む団体・企業等の活動支援 ホームページによる情報発信			○
	実施状況等	地産地消週間等での地産地消フェアの実施(8月、2月の参加店舗数 472) ホームページの開設	地産地消週間等での地産地消フェアの実施(8月、2月の参加店舗数 480以上) ホームページによる情報発信			
県内供給型の新産地育成と流通改革	計画	野菜等の新規産地育成4産地	新品目等の域内流通の促進	加工等の新たな需要の拡大		○
	実施状況等	野菜等の新規産地育成4産地 加工用キャベツ、サトイモ、サラダゴボウ、コメ「あいちのかおりSBL」の新規産地の育成	新品目等の域内流通の促進 学校給食での利用 域内加工業者での利用促進 域内の飲食店、ホテルとの連携			
学校給食における県産農林水産物の利用拡大	計画	県産農林水産物導入を推進する協議会の設立(H21:14市町) 7市町	7市町	7市町	協議会等のある市町の割合 100%(35市町)	○
	実施状況等	県産農林水産物導入を推進する協議会の設立 8市町 県産米を使用した米粉パンの開発	県産農林水産物導入を推進する協議会の設立 米粉パンの学校給食への導入推進			

○県産品のブランド化の推進

- 国内外における県産品の販売力を強化するため、多彩で高品質な本県の農林水産物や加工品の中から、全国ひいては海外に誇りうる価値や特徴等を備えた商品を「しずおか食セレクション」として、20品認定した。

- 韓国、中国、欧米を、県が重点的に取り組む市場として位置付け、事業者を取りまとめて、販売促進や商談機会の確保に努めた結果、7件の輸出契約が成立した。
- 国内外における静岡茶の販売力を強化するため、「ふじのくに山のお茶 100 選」、「静岡八十八夜新茶」、「静岡型発酵茶」などを中心とする、**新たな「静岡茶ブランド」戦略**を含む県茶業振興基本計画を策定した。
- 静岡茶の新たな需要を創出するため、色、形状、香り、味などに特徴のある中山間地の銘茶を選ぶ「**ふじのくに山のお茶100選**」により46銘茶を選定するとともに、ブランド化に向けて、「第4回世界お茶まつり」の会場や県内、県外各地でプロモーションを実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
県産品の販路拡大	計画	静岡ブランド戦略の策定 ブランド品の認定 県外・海外での販路拡大プロモーション			認定品 100	○
	実施状況等	静岡ブランド戦略の策定 しずおか食レクショの認定(20品) 新規海外市場開拓対象国における輸出成約(7件)	しずおか食レクショの認定(26品) 新規海外市場開拓対象国における輸出成約(20件以上) 県外でのプロモーション機会の創出			
静岡茶のブランド構築	計画	新たな「静岡茶ブランド」戦略の検討 米国等海外向け戦略策定と茶文化発信	ブランド化推進 輸出促進活動	他国に向けた活動の展開	新「静岡茶」ブランド定着 緑茶輸出量 3,000トン	○
	実施状況等	新たな「静岡茶ブランド」戦略策定 「ふじのくに山のお茶100選」ブランド化開始 46銘茶選定	「静岡八十八夜新茶」「静岡型発酵茶」ブランド化開始 「ふじのくに山のお茶100選」ブランド化開始 77銘茶選定(累計) アメリカでの茶輸出促進活動の展開			

○農芸品を生む人材の育成と農地の有効利用

- 緊急雇用事業を活用した農業法人における研修事業や、非農家出身者を対象とした就農研修事業の実施等により、80人が農業法人等へ就職し、142人が新たに農業経営を開始した。
- 林業への新規就業を促進する講習会や森林技術者を育成するための研修等の開催の支援により、新たに63人が林業に就業するとともに、県産材の安定供給に必要な技術を持った森林技術者を14人、育成、確保した。
- 市町や農業委員会など関係団体と連携して、担い手への農地集積や耕作放棄地の再生に取り組み、地域の担い手の規模拡大や企業の農業参入などによる露地野菜等の作付拡大のほか、市民農園の開設等により638haの耕作放棄地を解消した。
- 再生した耕作放棄地を活用し、志太榛原地区において、担い手育成を行うための大区画(1区画当たり300㎡)モデル農園51a(17区画)が開園した。また、学童生徒が農業体験等を行う1校1農園の取組を支援し、県内4地区で開設された。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

次世代のリーディング産業を創出する静岡新産業集積クラスターの推進や、環境産業等の新たな成長分野への地域企業の参入支援、内外の新たな需要に対応した産業の振興などに取り組む。

施策の方向	(1)ふじのくに新産業創出プロジェクトの推進				
目的	「静岡新産業集積クラスター」を推進するとともに、新たな成長分野へ進出する地域企業の産業支援、創業者やベンチャー企業の育成、県試験研究機関における研究開発などを推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	静岡新産業集積クラスターにおける事業化件数	—	(H22) 19件	累計210件	B ⁻
	新成長分野の取組件数 (新成長分野の経営革新計画の新規承認件数)	—	(H22) 78件	平成22~25 累計400件	B

参考指標	経年変化			推移
静岡県の県内総生産(名目)	(H20) 169,733億円	(H21) 162,862億円	(H22) (速報値) 154,176億円	→
静岡県の経済成長率(名目)	(H20) △4.0%	(H21) △7.2%	(H22) (速報値) +1.8%	→
静岡県の医療機器の出荷額	(H19) 1,877億円	(H20) 1,818億円	(H21) 1,956億円	↗
静岡県の医薬品の出荷額	(H19) 6,096億円	(H20) 5,600億円	(H21) 5,576億円	↘

施策の方向	(2)企業立地の促進				
目的	国内外からの優良企業の立地や既存企業の県内での投資を促進し、次世代産業の育成、集積につなげるとともに、地域経済の基盤の強化を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	企業立地件数	(H21) 44件	(H22) 41件	100件/年	C

2 進捗評価

- 「静岡新産業集積クラスター」については、3つのプロジェクトが連携し、大型研究開発事業の実施による研究開発の成果や各推進機関に配置されている事業化コーディネータなどによる研究成果と地域企業の技術力のマッチングなどにより、多くの製品が生み出されており、次世代のリーディング産業の創出と育成は、おおむね順調に進んでいる。
- 県内の中小企業が成長産業分野に参入する上で必要な、業界ニーズや最新の技術動向に関する情報提供、技術力の向上、製品化に向けた研究開発費の支援、製品等の販路開拓の支援を総合的、一体的に実施したことにより、「成長産業分野における経営革新承認件数」もおおむね順調に推移しており、着実に成長産業分野への中小企業の参入が進んでいる。
- 3つの産業集積プロジェクト以外についても、新エネルギー、環境をはじめ、航空宇宙、ロボットなどの分野への中小企業の参入支援を図っており、特にEV（電気自動車）については、地元産業界と連携しながら進めている。
- 企業の立地については、全国的にも立地件数が減少している中、企業誘致に係る優遇制度の活用や、市町、東京・大阪事務所等と連携した積極的な誘致活動を実施してきたことなどから、平成22年は全国第4位（平成21年は全国第5位）と、順位を上げているが、次世代産業の集積に向け、誘致活動の一層の強化を図る必要がある。

3 今後の施策展開

- 「静岡新産業集積クラスターの推進」については、これまで以上に3クラスターの連携を強化し、相乗効果を高める必要がある。
このため、**3クラスター連携による合同成果発表会や研究成果の事業化を促進するための大型の助成制度の実施**などの取組を進める。また、これらの取組により生み出された製品等について、**国際的な展示会への出展などにより積極的な販路の確保と拡大を支援**するほか、**新産業集積クラスターとして戦略的に広報**を行い、国内外のクラスターとの交流を推進する。
- 経済情勢の変化の影響を受けにくい産業構造の形成を目指して、環境産業、健康産業など幅広い分野を対象に中小企業の参入支援に取り組んでいるが、今後は企業の参入状況や社会ニーズを見極め、重点分野を絞り込む必要がある。
このため、これまでの情報提供などの啓発を中心とした支援から、**研究開発などの成長産業分野への参入のための条件整備や、参入後の製品等の販路開拓などの支援**に重点化するとともに、**次世代自動車関連や太陽エネルギー関連の研究開発や中国への販路開拓**などの的を絞った支援に取り組んでいく。
また、**創業者の創出やベンチャー企業支援、及びスポーツ、情報通信技術（ICT）、コンテンツ産業を支援**することにより、新しいビジネスの創出を図る。
- 防災ビジネスの振興については、東日本大震災の発生を受け県内企業・県民の防災意識が高まっていることから、静岡県の地域特性を踏まえたビジネスとして、企業等と連携を図りながら進めていく。
- 企業の立地については、昨今の経済情勢により企業の設備投資意欲が減退しており、今後の立地動向が危惧されることから、誘致活動の一層の強化を図る必要がある。
このため、**新東名など次世代交通インフラを活かした大規模物流拠点の誘致、新エネルギー関連をはじめとする成長分野の企業の誘致や、地域企業の投資の促進**に取り組むとともに、**企業立地支援の拡充等**を行い、本県への立地に繋げていく。

4 取組の実績

(1) ふじのくに新産業創出プロジェクトの推進

- ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレーの3つのプロジェクトを、静岡新産業集積クラスターとして推進し、3つのプロジェクトの着実な進捗と連携を図り、研究成果の事業化や販路開拓などに取り組むとともに、各プロジェクトの中核推進機関の活動を支援した。
- 県内の中小企業が成長産業分野に参入する上で必要な、業界ニーズや最新の技術動向に関する情報提供、技術力の向上、製品化に向けた研究開発費の支援、製品等の販路開拓の支援を総合的、一体的に実施した。

○静岡新産業集積クラスターの推進

- 3つのプロジェクトの連携により、世界レベルの研究開発とその成果を活かした産業化をより一層進め、県内企業による新たな事業や製品を創出する取組を支援し、多くの製品が生み出されてきており、現計画の目標に対しては19件が事業化されている。
- 具体的には、静岡新産業集積クラスター事業化推進事業費助成により、3つのプロジェクトの研究成果を事業化する取組を支援するため、平成21～22年度継続案件2件、23年度新規案件2件に対し、助成した。平成20年度から開始した本助成事業により、医療現場のニーズに基づく製品が発売されたほか、貧血改善のためのサプリメント等に利用できる鉄分補給素材など3件が販売に向けて調整中である。
- また、クラスターに参画する企業の販路拡大のため、首都圏で開催された国際的な展示会4件に、合わせて12社の企業とともに出展し、本県産業のポテンシャルや企業が持つ製品や技術をPRしたところ、110件の商談が実施された。

<ファルマバレープロジェクトの推進>

- 事業の中核支援機関である(財)しずおか産業創造機構ファルマバレーセンターの管理運営費や活動費に対し助成し、医学、看護学、工学の連携による診断・治療法等の研究開発に対する支援のほか、医療・健康関連産業人材の育成やセミナー・交流会の開催、企業、大学、研究機関等への訪問活動、企業等からの相談・問合せへの対応、プロジェクトに関する広報など、各種支援を実施したことにより、「ファルマバレープロジェクト第2次戦略計画」の期間中である平成18年度から22年度までの5年間で、共同研究を85件コーディネートしたほか、特許件数77件、製品化43件などの成果を創出した。
- ファルマバレープロジェクトでは、静岡県立大学や静岡がんセンターからなる創薬プラットフォームを活用し、静岡発の創薬を目指している。
ファルマバレーセンターは、企業、大学から化合物を収集し、静岡県立大学創薬探索センターにおいて、医薬品の候補となる化合物の創出に向けたスクリーニングを行うとともに、環境衛生科学研究所において化合物ライブラリーとしてデータベース化しており、その結果、21年度末に7万個であった化合物ライブラリーが、平成22年度末には9万3千個と充実された。
- 富士山麓地域の12市町と協働し、産学官連携により創出される研究開発の成果と地域企業の技術とのマッチングを行うファルマバレーセンターを支援した。

<フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの推進>

- プロジェクトに参画する静岡市、藤枝市、焼津市とともに、中核支援機関である(財)しずおか産業創造機構フーズ・サイエンスセンターの運営や活動を支援した。
- 平成 22 年3月に策定した「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト戦略計画」を関係者に周知するとともに、企業や、関係大学、研究機関等のプロジェクトへの参画を促すため「フーズ・サイエンスフォーラム」を開催し、フォーラムに 319 名、個別相談会に 26 社の参加を得た。
- フーズ・サイエンスセンターのコーディネータが中心となり、食品関連企業で構成する研究会を新たに立ち上げ、異業種の企業間連携を促進することにより、付加価値の高い製品開発を目指している。
- 企業において新製品や機能性食品の開発を担う中核人材を養成する「総合食品学講座」を実施し、修了者が自発的に集まり、うなぎ、まぐろ、かつおの残滓を活用したふりかけを開発するなどの成果も表れている。
- 富士山静岡空港の就航地である北海道との連携を目指して、道・県の食品分野のコーディネータによる連携会議を相互に開催し、双方の食品素材や加工技術の連携による新製品の開発を進めている。
- 本県食品関連産業の販路拡大を図るため、平成 23 年1月21日に「総合食品開発展」をふじのくに食と農健康づくりフェア2011の中で開催し、県内に拠点を持つ食品関連企業などのほか、北海道の企業10社が参加し、計206社・団体が出展した。
- 同時開催したイトーヨーカ堂とのマッチング会には、99 社が参加し、59 件の商談が行われた結果、5 社の38 製品が新たに取引を開始、5社が既存の取引を拡大した。

<フotonバレープロジェクトの推進>

- 浜松・東三河地域の産学官連携により、国の地域イノベーションクラスタープログラム(グローバル型)(第Ⅱ期)に取り組み、地域の大学等が持つ技術シーズを基に地域の産学官が連携して、新産業創出を図るための研究開発等を実施した。
- (独) 科学技術振興機構が整備する地域産学官共同研究拠点を活用し、浜松地域の高い技術力・開発力と医療現場ニーズ・医学シーズとの融合により、地域企業の健康医療産業分野における事業化支援等を行うため、浜松医科大学に「PET/CT 装置」等を、県浜松工業技術支援センターに「レーザー装置」を設置し、平成 23 年度からの研究開発における利用の基盤づくりを支援した。
- レーザー加工に関する知識・技術を総合的に身に付け、レーザー加工装置の開発やレーザーによる新たな加工製品を開発する人材を育成するため、国の委託事業を活用し、「レーザーによるものづくり中核人材育成講座」のカリキュラムを整備した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
静岡新産業集積クラスターにおける事業化の促進	計画	ファルマ第3次戦略計画策定	フotonバレー 120件	事業化促進 →		○
	実施状況等	ファルマ第3次戦略計画策定 ファルマ 9件 フーズ 7件 フoton 3件	関係機関のコーディネータや県・国などの助成事業等の活用などにより事業化を推進		ファルマバレー 40件 フーズ・サイエンスヒルズ 50件(H26)	

○高度産業人材の育成

○「高度産業人材の育成」については、企業経営者や管理者向けの技術経営講座、富士山麓医用機器開発エンジニア養成プログラム、総合食品学講座、レーザー人材養成講座など、推進機関等が実施する企業において製品開発の中核となる高度人材を育成する講座などの人材養成を支援し、累計 322 人の人材が養成された。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
産学官連携による人材育成	計画	各プロジェクトによる人材育成				○
					ファルマバレー 357人 フーズ・サイエンスヒルズ 145人 フォトンバレー 107人 合計 609人	
	実施状況等	ファルマ 213人 フーズ 59人 フォトン 50人 合計(累計) 322人	推進機関等が実施する各種人材養成講座を支援			

○環境産業など成長産業分野への地域企業の参入促進

- 中小企業成長基盤強化事業及び環境産業創出事業の実施により、環境産業、健康産業をはじめ、ロボット、航空宇宙、光技術などの成長産業分野への中小企業の参入支援に取り組んだ。具体的には、業界ニーズや最新の技術動向に関するセミナー等を計 38 回、技術相談アドバイザーの派遣を計 13 社・33 回、試作品開発費等への助成を計 10 件・1,265 万円、販路開拓のための出展支援を計 6 回実施した。
- 環境分野については、環境分野への中小企業の参入を支援する「はままつ環境技術展」を平成22年7月に開催し、計 25 件の商談があった。
- 次世代自動車の技術開発分野については、技術動向等を紹介する「次世代環境車フォーラム」を平成 22 年 9 月に開催し、計 322 名の参加者を得るとともに、首都圏で開催された「次世代自動車産業展」及び「電気自動車開発技術展」に県内企業計 12 社の出展を支援し、計 89 件の商談があった。
- 医療機器分野については、現場ニーズを商品開発につなげるため、「現場医師との情報交換会」を平成 22 年9月に実施し、計 63 名の参加者を得るとともに、医療機器産業の実態を紹介する「医療機器業界参入支援セミナー」を平成 22 年 9 月に開催し、計 56 名の参加者を得た。
- 福祉機器分野については、ユニバーサルデザインをテーマとした「福祉機器業界参入支援セミナー」を平成 22 年 6 月に開催し、計 70 名の参加者を得た。
- 産業用ロボット分野については、導入方法や種類、活用事例を紹介する「ロボット活用セミナー」を平成 23 年 3 月に開催し、計 38 名の参加者を得た。また、ロボットを有効に活用している県内企業の好事例を取りまとめ、ホームページを通じて広く県内企業に紹介した。
- 航空宇宙分野については、参入するために必要な認証規格 JISQ9100 取得に向けた相談会を平成 22 年 10 月に開催し、計 12 社の相談に対応した。
- 医療機器分野については、応用可能なオプトロニクスクラスターでの研究成果を紹介する「イメージングセミナー」を平成 23 年2月に開催し、計 28 名の参加者を得た。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
成長産業分野への地域企業の参入促進	計画	県環境技術展の開催	セミナーの開催、国内外の展示会出展 相談会、技術アドバイザー派遣		成長産業分野における経営革新承認件数 100件/年以上	○
	実施状況等	はままつ環境技術展開催 (7/21~22)				

○スポーツ産業の振興

○ 県中東遠地域及び西部地域における地域資源を活かしたスポーツ産業の振興を図るため、スポーツ産業関連企業、プロスポーツクラブ、大学等を訪問し、基礎調査を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
スポーツ産業の振興	計画	スポーツ産業振興に係る基礎調査	スポーツ産業の振興に向けた体制整備及び事業内容の検討・決定	事業開始	事業の拡大	○
	実施状況等	スポーツ関連企業等訪問調査	体制整備に向けたスポーツ関連企業等をメンバーに意見交換会実施			

○コンテンツ、デザイン産業、ICT産業の振興

○ **地域型コンテンツビジネス創出**の基礎調査の一環として、コンテンツ関係企業や大学等をメンバーとするしずおかコンテンツバレー推進コンソーシアムに参加した。

○ 情報通信技術(ICT)産業の振興の基礎調査の一環として、ICTベンダー企業とユーザー企業とのマッチングの可能性調査を実施した。

○ ICT大手企業と共同によるICTベンチャー支援プログラムにより、県内ICTベンチャー企業5社を選定し、企業が開発する新製品やサービスの事業化に向けた支援を実施した。

○ **産業デザインを活用した高付加価値のものづくりを推進**するため、企業等からのデザイン相談やデザイン開発を支援するための設備利用に対応した件数は、1,862件と、前年度に比べ2.4%増加した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域型コンテンツビジネスの創出支援	計画	静岡発の地域型コンテンツビジネス創出の基礎調査	静岡発の地域型コンテンツビジネス創出に向けた体制整備及び事業内容の検討・決定	事業開始	事業の拡大	○
	実施状況等	しずおかコンテンツバレー推進コンソーシアムへの参加	体制整備に向けた基礎調査及び関係者による意見交換会実施			
デザイン力強化支援	計画	デザイン活用の総合相談			デザイン相談、設備利用件数 2,000件/年	○
	実施状況等	技術相談、設備利用などの活用支援件数1,862件	相談窓口の一元化により企業が利用しやすい体制を目指す			

○空港、新東名、港湾等を活かした物流産業の振興

○新東名高速道路の供用開始により、空港、港湾と合わせた本県の物流産業の立地に係る優位性は飛躍的に高まることから、有識者を招いての勉強会と物流シンポジウムを開催し、物流産業の発展の可能性について検討した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
物流ハブ機能の集積	計画	庁内ワーキング 有識者意見聴取 市町の土地利用計画、立地適地や 企業ニーズ等の調査、集積プランの策定		物流ハブ機能の集積促進		○
	実施状況等	有識者を招いての物流勉強会とシンポジウムを開催	物流を総合的に推進するためのビジョン策定の研究会を立ち上げ 県内製造業社等に対し、物流に関するアンケートを実施			

○創業者やベンチャー企業等の育成

- 創業者やベンチャー企業等の育成を一貫して支援する総合的な支援体制の中核的支援機関である（財）しずおか産業創造機構と連携するとともに、機構が実施する新事業創出支援事業が円滑に実施できるように、しずおか未来型産業創出支援事業により助成した。
- ものづくり系のベンチャー企業の立ち上がりを支援する目的に県内3箇所を設置しているインキュベートセンター入居率（利用率）については、平成22年度は89.2%に達した。
- ベンチャー企業等の新技術・新製品の紹介と販路開拓の支援、異業種交流の場の創出を目的として、「ふじのくに販路開拓支援展」を開催した。

○知的財産を活用した産業の振興

- 知的財産に関する県の果たすべき役割や具体的取組等を取りまとめた「静岡県知的財産創造・保護・活用指針」を平成23年3月に策定した。
- また、同指針に基づき、知的財産に関するワンストップサービスを提供する「知財総合窓口」を静岡県発明協会内に設置した。

○産業を牽引する課題解決型の研究開発の推進

- 政策目標の実現を技術面から支援するための「試験研究の戦略基本指針」を平成23年3月に策定し、本県試験研究機関の機能強化策と研究課題の方向性を明確化した。
- 本県の新たな成長に貢献することを目的とした「新成長戦略研究」を平成23年度から、産学民官の連携によって実施することとした。
- 地域の知力を結集させるため、静岡大、県立大との連携推進協議会で、産業界への技術支援のためのコーディネート窓口を明確化するなど連携支援体制を整備するとともに、合同技術相談会を3回実施した。

「しずおか」の価値を高める

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
社会のニーズに対応し豊かな地域資源を総合的に活かす研究への転換	計画	試験研究の戦略基本指針の策定	ふじのくにグリーンニューディールと新産業創出プロジェクトに貢献する課題解決型の研究の推進			○
	実施状況等	研究所で今後実施する研究の方向性を示す指針を策定	指針に従い、社会ニーズに対応し場力を活かす新成長戦略研究を開始			
トータルな産業支援機能の強化	計画		産業支援を促進するための研究・普及体制の強化			○
	実施状況等	研究所の機能強化策を示す指針を策定	課題決定から成果の社会還元までを効果的に行う体制づくり、連携を促進するための研究所のオープンラボラトリー化、機器の効率的な整備の促進、知的財産権の効果的な取得・活用等について検討を開始			
大学等との連携拡大とネットワーク化	計画		静岡大学、県立大学との連携事業の推進			○
	実施状況等	静岡大、県立大との連携推進協議会でコーディネート体制を整備	静岡大・県立大以外の大学等との連携を打診し、協定内容を検討	県内大学との連携の拡大・ネットワーク化		

(2) 企業立地の促進

○国内外からの企業誘致の推進・県内既存企業の投資促進

- 成長が見込まれる分野等の企業を対象に、東京事務所や大阪事務所と連携し、企業訪問の実施や東京都内での「しずおか新産業立地セミナー」の開催（出席者：47社 65名）などにより、本県の立地優位性のPRに努めた。
- 国内外からの企業立地及び県内既存企業の定着を促進するため、企業が工場等を設置する経費に対して、市町と連携して助成した。（新規産業立地事業費助成 30件、地域産業立地事業費助成 42件）
- 空港、新東名などを活用した工業用地等の整備に向け、市町と連携して開発候補地6箇所の調査を行うとともに、オーダーメイド方式による2箇所の工業用地等の引渡しに向けた整備を進めた。
また、産業活動に必要な不可欠な工業用水の安定供給のため、県管理工業用水道の計画的な管路の更新、耐震化を進め、良質な工業用水を供給した。

3-1-2 次世代産業の創出

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
国内外からの企業誘致の推進	計画	新たな成長産業等をターゲットにした企業誘致活動		企業立地促進法に基づく基本計画の再策定の検討	企業立地件数 100件/年	○
	実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> 成長産業等の企業に対し、東京・大阪事務所と連携して企業訪問を実施 成長産業等の企業を対象に東京でセミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー関連など成長産業の企業に対し、東京・大阪事務所と連携して企業訪問を実施 新エネルギー関連企業を対象に、東京でセミナーを開催 	(静岡市地域、浜松市地域)	(県東部地域、富士山静岡空港周辺地域、湖西市地域)	

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

商工団体や産業支援機関と連携して、中小企業の経営基盤強化を図るとともに、新興国を中心とした新たな需要の獲得に向けた地域企業の海外販路の開拓を支援する。

施策の方向	(1) 中小企業の経営力強化				
目的	経営革新制度の推進を通じた中小企業の活性化、円滑な資金調達の支援、販路開拓など、経営力向上と経営基盤強化に向けた支援を充実する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	中小企業の経営革新計画承認件数(累計)	(H21年度末) 2,172件	(H22年度末) 2,678件	3,500件	B ⁺

	参考指標	経年変化			推移
	静岡県の製造品出荷額等	(H20) 191,777億円	(H21) 150,510億円	(H22) 156,700億円	→
	県内卸売業・小売業の年間商品販売額	(H16) 107,572億円	(H19) 110,546億円	—	↗

施策の方向	(2) 県内産業の国際化支援				
目的	県内産業の国際化を図るため、地域企業の海外展開を支援するとともに、海外との経済交流を促進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	県内本社企業の海外展開事業所数	(H21.4.1) 952事業所	(H23.4.1) 1,006事業所	年間30事業所の増	B

施策の方向	(3) 地域を支える魅力あるサービス産業と商業の振興				
目的	コミュニティビジネスの創出を支援するとともに、サービス産業の生産性の向上や、商業環境の整備を促進し、地域を支えるサービス産業や商業の振興を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	コミュニティビジネスに新たに取り組む事業者数	—	(H22) 累計8者	平成22~25年度累計100者	B ⁻
	良質な商品、環境、サービスを提供する魅力ある個店の登録件数	—	(H23.6月) 累計121件	平成22~25年度累計400件	B

	参考指標	経年変化			推移
	サービス業の県内総生産額	(H19) 30,999億円	(H20) 30,975億円	(H21) 30,980億円	→
	県内卸売業・小売業の年間商品販売額	(H16) 107,572億円	(H19) 110,546億円	—	↗

施策の方向	(4) ものづくりを支える技能の継承				
目的	若年層のものづくりの魅力と技能の大切さに対する理解促進、技能者の社会的評価の向上、ものづくりの技能継承の促進・次世代技能者の育成などを推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	若年者ものづくり競技大会の出場者数、入賞率	(H21) 11人 9.1%	(H22) 9人 0%	12人 50%	C
	技能五輪全国大会の出場者数、入賞率	(H21) 44人 27.3%	(H22) 31人 25.8%	45人 50%	C

	参考指標	経年変化			推移
	高校生ものづくりコンテスト静岡県大会の参加者数	(H20) 85人	(H21) 102人	(H22) 99人	↗
	技能五輪全国大会県予選の参加者数	(H20) 55人	(H21) 61人	(H22) 68人	↗

2 進捗評価

- 商工団体や産業支援機関と連携し、中小企業経営革新計画への積極的な取組や下請企業の受注拡大など、中小企業の経営基盤強化が図られている。
- セミナーや相談会の開催のほか、海外ビジネスミッションの派遣、海外派遣人材育成事業の新設により、地域企業の海外展開に対する系統立てた支援体制がとられている。
- コミュニティビジネスの創出支援や魅力ある個店づくりの促進により、「コミュニティビジネスに新たに取り組む事業者数」や「魅力ある個店の登録件数」は着実に増えており、地域を支える魅力あるサービス産業と商業の振興が図られている。
- 技能競技大会への参加は若干減少しているが、これは平成 19 年に本県で開催した「ユニバーサル技能五輪国際大会」で盛り上がった競技大会への興味・関心がやや薄れてきている可能性があり、次世代技能者の育成のため、より一層の取組が必要である。

3 今後の施策展開

- 中小企業の経営基盤のより一層の強化を図るため、中小企業の経営革新への意欲を醸成するとともに、産業支援機関のスキルアップを図る必要がある。
このため、**経営革新支援の窓口を拡大するなどきめ細かく支援し、経営革新の一層の推進を図るとともに、専門化・多様化する中小企業の支援ニーズに対応**できるよう、商工団体職員の資質向上の取組を支援する。
- 企業の人材育成や若年技能者の目標としての技能競技大会の意義や有効性をアピールする事業を実施し、大会への参加意欲の醸成に努めていく必要がある。
このため、平成 23 年 12 月に本県を主会場として開催された「技能五輪全国大会」を契機に、改めて**技能競技大会の意義を広くPRし、技能に対する県民の興味関心の醸成と、技能者の大会への参加意欲を喚起し、ものづくり技能の継承**を図る。

4 取組の実績

(1) 中小企業の経営力強化

○経営革新等を通じた中小企業の活性化

- 中小企業者の**経営革新の取組を推進**するため、県内計 10 箇所の窓口で計画作成支援を行うとともに、県内各地域において積極的に個別相談会や説明会を開催したことなどにより、経営革新計画承認件数は、前年度を上回り、506 件（全国第 2 位）と過去最高を達成した。
- 中小企業が生産性向上のため共同で工業団地等を整備する高度化事業については、工業団地や共同施設等計 3 件の整備を支援した。
- 小規模事業者の経営基盤強化を図るため、小規模事業者等に対する効果的な**経営指導を実施**し、商工会・商工会議所経営指導員一人当たりの年間巡回指導件数が商工会では 370 件、商工会議所では 232 件であった。また、中小企業の経営資源の効果的な利用を目的とした事業協同組合等の設立（**中小企業の組織化**）の件数は 12 件であった。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
経営革新の取組促進	計画	経営革新計画作成支援				○
	実施状況等	累計 2,678件	中小企業者の経営革新計画をよりきめ細かく支援するため、経営革新支援の窓口を10箇所から17箇所へ拡大		累計承認件数 3,500件	
経営指導の実施	計画	経営指導員による巡回指導の充実				○
	実施状況等	経営指導員等の資質向上の検討	経営指導員1人当たりの巡回指導件数 商工会 370件 商工会議所 232件	商工会等の円滑な合併に向けた取組支援 経営改善普及事業の効果的・効率的な事業実施を支援 商工団体職員の資質向上の取組支援	研修内容の充実 経営指導員1人当たりの巡回指導件数350件/年(商工会)270件/年(商工会議所)	
中小企業の組織化	計画	組織化の支援				○
	実施状況等	組合設立12件	組合設立11件の見込み 中小企業連携組織対策事業の効果的・効率的な実施	組合設立15件	組合設立15件	

○円滑な資金調達の支援

- 信用力の弱い中小企業を対象に必要な資金調達の円滑化を支援するため、融資枠内での利用促進に努めた結果、融資枠 2,000 億円に対し、保証承諾ベースで 2,002 億円、融資実行ベースで 1,914 億円の利用があった。

3-1-3 活気ある地域産業の振興

- 信用力・担保力の弱い中小企業者にとって有益な制度融資の有効利用を更に促進するため、広く情報発信を行うとともに、中小企業者のニーズの変化を敏感に捉えるため、中小企業者や金融機関等からの情報収集を行った。
- 平成 22 年秋から冬にかけての円高の進行により、厳しい経営状況にあった中小企業の年末・年度末の資金繰りを支援するため、経済変動対策貸付の融資限度額を 5,000 万円から 8,000 万円に拡大した「緊急円高対応枠」を創設し、551 件 124 億 1 千万円の利用があった。
- 東日本大震災の影響を受ける中小企業の資金繰りを支援するため、「中小企業災害対策資金」を発動し、平成 22 年度中に 94 件 9 億 4 千万円の利用があった。

○下請企業の受注拡大と取引の適正化

- 下請企業の取引拡大のため、下請企業から受注希望申出に対し、232 件の取引あっせん紹介を行ったほか、延べ 293 社が出展、参加した商談会を開催し、前年を上回る 22 件の成約に結びつけた。
- 適正な下請取引の確保のため、発注企業の外注担当者向けに下請関係法令に関する講習会を県内 3 箇所で開催し、459 人の参加者に下請企業保護の周知を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
下請企業の取引拡大	計画		ニーズに応じた取引あっせん等			○
			下請取引 成約件数30件	下請取引 成約件数40件	下請取引 成約件数50件	
	実施状況等	取引あっせんや商談会開催による営業機会を提供 成約件数22件	受発注企業のニーズを把握し、的確なマッチング機会を提供			

○地場産業の振興

- 高付加価値のものづくりを支援するため、繊維、家具、紙・パルプなど地場産業関連の業界 13 団体が実施した新製品開発や展示会への出展等による販路開拓などの事業に対し助成し、製造品出荷額全国シェアの向上を目指した。
- 伝統工芸品のブランド力強化を図るため、東京六本木での1か月間の展示販売をはじめとした県内外での展示会出展や、インターネットを活用し手軽に製品に接することのできるデジタルパンフレットにより工芸品の魅力を全国に発信した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地場産業の振興	計画		新製品開発や見本市開催等の支援			○
					主要な地場産業の全国シェアの向上 繊維 3.0% 家具 5.0% 紙パルプ 13.5%	
	実施状況等	業界団体が行う新商品開発、販路開拓の取組を支援	支援を継続するとともに、繊維産業について遠州織物のブランド発信を重点実施			

○良質な社会資本整備を支える産業の育成

- 建設業の経営者や技能者を対象とする研修（経営者研修 47 人、技能者研修延べ 1,603 人参加）を開催するとともに、元請・下請関係の適正化のための構造改善実態調査（100 件）や請負契約をめぐる紛争処理、相談業務等を実施し、技術と経営に優れた建設業者の育成を支援した。
- 公共事業の発注者として、技術力を重視した発注方式の拡充や適正価格による契約を推進するため、総合評価方式の実施拡大やダンピング対策の強化に取り組んだ。
- ホームページ「建設業のひろば」で、県等の融資制度や新分野進出成功事例の提供を行うなど、新分野や他産業への進出を図る建設業者の支援に努めた。

（2）県内産業の国際化支援

○県内産業の海外展開支援

- 地域企業の海外展開を支援するため、常時相談や専門家相談会を実施する（社）静岡県国際経済振興会への助成や、講座の開催、中小企業の海外販路開拓経費への支援を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
海外展開を図る地域企業の支援	計画	地域企業の海外展開に関する相談等				○
	実施状況等	相談会、コンサルティングなどを実施 海外展開事業所数 (H23.4.1) 1,006事業所	相談会、コンサルティングなどを実施		海外展開新規事業所数 年間30事業所の増	

○地域企業と海外企業の経済交流の促進

- 平成 22 年 9 月に中国、10 月にベトナム、平成 23 年 1 月にタイにミッションを派遣し、現地で展示会の視察や外国企業との意見交換会等を実施することにより、ビジネスマッチングや海外取引の促進を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域企業と海外企業の経済交流の促進	計画	海外経済ミッションの派遣				○
	実施状況等	中国、ベトナム、タイで実施	インドネシア、インドで実施	南アジア・中国	中国・ロシア	

（3）地域を支える魅力あるサービス産業と商業の振興

○コミュニティビジネスの創出とサービス産業の生産性の向上

- 地域における課題をビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネスへの自治体（市町）の関心を高めることを目的としたセミナーを平成 22 年 7 月沼津市で開催するとともに、コミュニティビジネス事業者の創業段階を支援し、平成 22 年度には 8 者が新たに事業を実施した。

3-1-3 活気ある地域産業の振興

○平成21年度に作成したサービス産業生産性向上の手引き書に新たな支援ツールを追加するとともに、県東部地域を中心に中小企業等を訪問し、サービス産業生産性向上の手引きの普及啓発を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
コミュニティビジネスの創出支援	計画	コミュニティビジネス創出支援についての中間支援機関等体制及び取組について検討	モデル地域の選定及び支援内容の検討	モデル地域における中間支援機関設置及びコミュニティビジネス創出支援の実施	県内他地域への普及啓発	○
	実施状況等	自治体を対象にしたコミュニティビジネス普及啓発研修会開催及び助成事業によるコミュニティビジネス創出支援	東部地域をモデル地域にコミュニティビジネス人材育成及び普及啓発フォーラム開催			

○地域を支える商業の振興

○商店街の活性化を図るとともに、利便性の高い買い物環境を整えるため、助成事業のほか、商店街同士の交流の機会、商業者との意見交換などにより、魅力ある商店や商店街づくりを支援した。

○地域商業や商店街の活性化を促進するため、良質な商品、環境、サービスを提供する個店の登録制度を平成23年3月に創設した。

○次世代の商業を担う後継者と新規参入者の育成に取り組むためのカリキュラムについて、他県の事例などを参考に検討を行った。

○大規模小売店舗の立地に際し、周辺地域の生活環境を保持するため、法令に基づく適正な立地指導に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
買い物弱者に配慮した商店や商店街の支援	計画	買い物弱者への支援策の検討	買い物弱者対策支援の実施		実施5件	○
	実施状況等	買い物弱者への支援策を検討し、助成事業を構築	助成事業の周知を図るとともに、助成事業以外にも各地の動きを支援			
魅力ある個店づくりの促進	計画	登録制度の創設		登録促進	H22~H25 累計400件	○
	実施状況等	登録制度の創設	登録促進 単年度目標200件			
次世代商業者と新規参入事業者の育成	計画	養成講座カリキュラム及び参入フォローの仕組み検討	養成講座カリキュラムの作成及び模擬講座の実施	養成講座実施、参入モデル 試行 20名育成/年		○
	実施状況等	カリキュラムについて他の事例などにより内部検討	カリキュラムの作成及び模擬講座を緊急雇用創出事業を活用して実施			

(4) ものづくりを支える技能の継承

○ものづくりの技能継承の促進

- ものづくり技術・技能と継承の大切さへの理解を促進するため、「WAZAチャレンジ教室」を小学校等 33 校で開催し、延べ 613 人の技能士を派遣するとともに、「WAZAフェスタ 2010」などを通じて、若者や子どもに対してものづくりや技能に触れる機会を提供した。
- 技能者の社会的評価の向上を図るため、技能マイスター 2 名を新たに認定（合計 32 名）し、小学校等 10 校で技能マイスター出前講座を開催するなど技能マイスターを積極的に活用したほか、優れた技能者の表彰や技能検定を実施するなど、技能士の技能水準・社会的地位の向上支援に努めた。
- ものづくり技能の後継者づくりを進めるため、技能競技大会に取り組む若年・青年技能の育成を支援したほか、第 26 回技能グランプリの旋盤職種の会場として沼津技術専門校が会場となり、大会の運営に協力した。さらに、平成 23 年度の技能五輪全国大会が本県を中心に開催されたことから、実施団体に対して会場選定への協力等を行った。

3-1-4 生きる力の源となる農林水産業の強化

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

県民が、健康で豊かな暮らしを将来にわたって享受し、また、農林漁業者が誇りを持って安定的で効率的な生産活動を行っていくために、農林水産業の活力ある生産構造への転換を推進する。

施策の方向 (1) 安全で良質・多彩な農産物の生産力の向上と魅力ある農山村づくり

目的 安全で良質・多彩な農産物の安定供給のため、農業生産を構成する「人材」、「基盤」、「技術」の3つの視点から対策を講じることにより、農産物の生産力を高めるとともに、豊かで美しい景観と多様な食をはぐくむ農山村の魅力向上を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
農ビジネス販売額(農業者(法人を含む)の農産物産出額と加工・販売金額等の合計)	(H20) 2,600億円	今後公表	3,200億円	—
農ビジネス販売額に占めるビジネス経営体販売額シェア	(H20) 23.9%	今後公表	35%	—

参考指標	経年変化			推移
農業産出額	(H19) 2,308億円	(H20) 2,281億円	(H21) 2,086億円	↘
ビジネス経営体数	(H20) 331経営体	(H21) 333経営体	(H22) 328経営体	→
ビジネス経営体販売額	(H20) 621億円	(H21) 643億円	(H22) 649億円	↗

施策の方向 (2) 県産材の需要と供給の一体的な創造

目的 県産材の安定供給能力の向上や県産材の需要拡大など、県産材の供給と需要を一体的に創造する総合的なシステムを構築する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
木材生産量	(H21) 265,000㎡	(H22) 251,000㎡	450,000㎡	C

参考指標	経年変化			推移
適正な森林管理を担う森林技術者数	(H20) 291人	(H21) 302人	(H22) 316人	↗
しずおか優良木材認定工場数	(H20) 22工場	(H21) 24工場	(H22) 29工場	↗
公共部門での県産材利用量	(H20) 13,569㎡	(H21) 12,595㎡	(H22) 6,282㎡	↘

施策の方向 (3) 魚食文化をはぐくむ水産業の構築

目的 食の都を支える水産物づくり、場力を活かした漁業地域の活性化、海の恵みの持続的利用の確保などにより、魚食文化をはぐくむ水産業を構築する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
漁業生産量全国シェア	(H20) 3.6%	今後公表	4.0%	—

参考指標	経年変化			推移
漁業生産量	(H20) 209,463トﾝ	(H21) 193,618トﾝ	(H22) 209,285トﾝ	→
漁業就業者数	—	(H15) 6,425人	(H20) 6,505人	↗
漁船登録総トン数	(H20) 59,209トﾝ	(H21) 57,165トﾝ	(H22) 55,721トﾝ	→

2 進捗評価

- 農林業者が誇りを持って、安定的で効率的な生産活動を行っていくために、農林業の活力ある生産構造への転換に向けて、「人材」、「基盤」、「技術」の3つの視点から対策を講じた結果、農業の分野においては、産業として持続する農業を支えるビジネス経営体の取組が拡大するなど、競争力のある農業構造への転換は進んでいるが、ビジネス経営体の増加は近年鈍化傾向にある。
- 林業分野においては、効率的な木材生産に向けた機械・施設の整備や専門的な知識を有する森林技術者の育成とともに、「しずおか優良木材」など品質の確かな製材品の出荷体制を強化するなど、着実に取り組んでいる。しかし、県産材と外国産材の価格差が依然としてあることから、外国産材から県産材への転換が進まず、「木材生産量」が前年より落ち込んでおり、より一層の取組を推進する必要がある。
- 水産業の6次産業化の促進により、漁協等による直販など新たな取組が始まるなど、魚食文化をはぐくむ水産業の構築に着実に取り組んでいる。

3 今後の施策展開

- 農作物の販売単価の低迷や高齢化等により、規模拡大や販路拡大に取り組むことに躊躇する生産者もみられることから、今後は、ビジネス経営体を核とした競争力のある農業構造への転換を更に加速化させるために、加工や直販、観光農園など**6次産業化の推進による農ビジネスの拡大**に向けた農業者の取組や**規模拡大と生産性の向上を可能とする省力化、低コスト化の取組を支援**し、ビジネス経営体を育成していく必要がある。
- 林業分野においては、民間部門の住宅着工数の増加が見込まれない状況にある中、外国産材から県産材への転換を更に促すため、「しずおか優良木材」等を使用した**木造住宅への助成事業を拡充して実施**していく。また、「**“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン**」の**着実な実施**により、公共部門での県産材の利用を推進していく。
さらに、県産材の安定供給能力を高めていく必要があるため、生産に適した人工林において、**低コストで計画的に生産するビジネス林業の展開を支援**していく。あわせて、**県産材の需給をコーディネートする体制の確立と、量産・低コスト型の大規模木材加工工場の整備について検討**をしていく。
- 豊かな魚介類や水産加工品に恵まれた本県の水産物の供給力を向上させ、消費者と産地、都市と漁業地域との結びつきを強めていくことが必要であるため、経済産業ビジョン（水産編）に基づき、**6次産業化の推進や新たな流通体制の構築**などの事業の着実な実施を図っていく。

4 取組の実績

(1) 安全で良質・多彩な農産物の生産力の向上と魅力ある農山村づくり

○新農業人材の確保と育成

- 産業として持続する農業を支えるビジネス経営体を育成するため、マーケティングや商品開発、生産管理の合理化など、新たな事業展開につながる実践的な**アグリビジネススクールを開催**し、15人の認定農業者が参加した。
- 農業法人等に就業する人材の確保・育成を進めるため、緊急雇用促進事業やふるさと雇用再生特別事業の雇用事業を活用して実施した**農業体験や研修、農業教育などの研修事業**に218人が参加し、農業法人等へ新たに80人が就職した。
- 非農家出身者の就農を支援するため、「**がんばる新農業人支援事業**」や「**めざせ農業実践農場サポート事業**」の**研修を実施**し、県内7地区で19人を受け入れ、前年に研修を修了した研修生13人が就農した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ビジネス経営体の育成	計画	アグリビジネススクール等の実施	6次産業化に向けた講座等の実施 ビジネス経営体累計400経営体	ビジネス経営体累計440経営体	ビジネス経営体累計480経営体	○
	実施状況等	アグリビジネススクールの開催(8日間)参加者15経営体 ビジネス経営体累計330経営体	6次産業化に向けた講座等の実施 アグリビジネス実践スクールの開催 商品開発、販路開拓等の支援			
農業法人等における人材の確保・育成	計画	農業体験、研修 農業教育の実施			農業法人等への新規就職者数150人/年	○
	実施状況等	農業体験、研修、農業教育の実施 農業体験44人 研修事業174人 農業法人等への新規就職者数80人/年	農業体験、研修、農業教育の実施			
新たな農業経営開始者の確保、支援	計画	研修、個別相談 農業教育の実施			新たに農業経営を開始する人(法人含む)150人/年	○
	実施状況等	就農相談件数319件 研修事業参加19人 新たに農業経営を開始する人(法人含む)142人/年	研修、個別相談 農業教育の実施			

○農地の確保と有効利用

- 担い手への農地集積を進めるため、農地利用集積円滑化団体である県下11のJAに14人の**農地集積推進員を設置**し、現地で農地集積を推進した。
- 市町や農業委員会など関係団体と連携して、担い手への農地集積や耕作放棄地の再生に取り組み**地域の担い手の規模拡大や企業の農業参入などによる露地野菜等の作付拡大**のほか、**市民農園の開設**(計5箇所)等により計画を上回る638haの**耕作放棄地を解消**した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
担い手への農地の集積	計画	推進員の設置、研修	農地の集積の推進		農地集積 1,150ha/年	○
	実施状況等	推進員の設置 11JA・14人 研修会開催 6回	農地の集積の推進			
耕作放棄地の再生利用の促進	計画	担い手確保など 再生利用の促進 再生500ha	再生500ha	再生500ha	再生面積累計 2,000ha	◎
	実施状況等	地域の担い手農家や農業 参入企業等による再生利用 の拡大 再生面積638ha	関係機関との連携による 耕作放棄地の再生利用の 促進 耕作放棄地を再生・利用 体験 実践事業 県内3箇所			
サラリーマン等による楽しむ農業の推進	計画	市民農園の利用促進 参加400人	参加400人	参加400人	参加400人 延べ1,600人	○
	実施状況等	耕作放棄地を活用した市民農園の開設 5箇所	耕作放棄地を活用した市民農園の開設支援			

○生産体制の強化

- 産地目標の共有化や産地の中心となる担い手の明確化、生産流通施設の計画的な整備等を図るための**産地構造改革計画の策定を推進**し、策定した産地に対しては、重点的に普及指導を行った。
- また、産地構造改革計画の実現に向けて、農業制度資金 29 億円を融資するとともに、補助事業を活用して県内7地区で**管理機械や加工施設を整備**し、4地区で**茶や柑橘の改植**を実施した。
- また、野菜や果樹、花きの産地が抱える課題の解決に向けた講演会や研修会、セミナーを計6回開催し、延べ約 500 人が参加した。
- 低コストで効率的な畜産経営を実現するため、TMR センター（飼料混合施設）や家畜共同育成場の利用拡大に取り組んだ結果、利用農家数、受託延べ頭数ともに前年を上回った。
- また、経営に大きな損失を与える家畜伝染病の発生・まん延防止のため、定期検査を実施したほか、愛知県東部地域の高病原性鳥インフルエンザ発生時には、家きん及び卵の移動制限、県内一斉消毒等の防疫措置を的確に講じた結果、県内へのまん延を防止できた。
- 消費者ニーズに対応した県産銘柄畜産物を供給するため、県畜産技術研究所中小家畜研究センターが開発した合成豚「フジキンカ」の生産と普及拡大に向けた推進協議会を立ち上げ、生産流通を本格的に開始するとともに、新たな流通拠点の整備に向けた「静岡県食肉流通合理化計画」を策定した。

3-1-4 生きる力の源となる農林水産業の強化

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
産地構造改革計画の実現支援	計画	産地の取組支援			支援対象計画数 合計 164計画	○
	実施状況等	産地の取組支援 産地構造改革計画 174計画	産地の取組支援 産地改革計画の策定推進 と実現に向けた取組支援			
生産流通施設など 生産基盤の整備促進	計画	12地区	12地区	12地区	12地区 実施地区数 延べ48地区	○
	実施状況等	管理機械等の整備 4地区 加工施設の整備 3地区 茶・柑橘の改植 4地区	4地区			

○技術の開発と普及

- ビジネス経営体の規模拡大と生産性の向上を支援するため、機械化技術等の現地実証試験を県内8地区で実施した。
- さらに、**高品質化、省力化、低コスト化を実現する栽培技術の開発、普及**に取り組み、柑橘の優良品種2系統を新たに品種登録するとともに、温室メロンにおけるヒートポンプ利用に向けた研究会の開催、ブロッコリー、紅心大根の現地適応試験の実施、マーガレットの新品種栽培実証展示の設置、苗づくりの作業が不要となる水稲直播栽培や苗の使用量を半分に抑える水稲疎植栽培の現地実証試験を実施した。
- 効率的な家畜改良増殖を推進するため、養豚農家5経営体が立ち上げた法人による家畜改良増殖施設（母豚 200 頭規模・富士宮市）の整備を支援した結果、優秀な種豚を地域に供給する体制が確立した。
- 中国浙江省との技術交流では、本県から5名の農業調査員を派遣して野菜・果物の品種開発に関する技術交流を行うとともに、浙江省から14人の交流団や農業調査員を受け入れた。
- 環境に配慮した農業を推進するため、エコファーマーの認定を進めた結果、認定件数は173件増加して2,292件となった。また、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の技術指導者養成研修会を5回開催し、延べ282人が参加するとともに、環境保全型農業の普及開発のために「しずおか環境・森林フェア」に出展した。
- 適正で高度な**家畜排せつ物の利用を推進**するため、畜産堆肥共励会や高機能堆肥に関する講演会を開催するとともに、家畜排せつ物高度利用施設の状況について調査を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
高品質・省力化・低コスト化栽培技術の開発及び普及	計画				ビジネス経営体の生産性 5,000万円/人	○
	実施状況等	現地実証試験実施 8協議会	普及指導員の調査研究 114課題			
家畜排せつ物利用施設 の整備の促進	計画	高度利用施設の整備の促進			鶏糞等の高度利用率 20%	○
	実施状況等	県内家畜排泄物高度利用 施設の状況調査の実施 鶏糞等の高度利用率 10%	養鶏農家に対する高度利用 施設の新設、拡充に向 けた啓発			

○豊かな農山村づくり

- 中山間地域等の農業生産活動を維持し農業の多面的機能を確保するため、**中山間地域等直接支払事業の推進**を図ったが、第2期から第3期対策への移行に当たって、集落内のリーダー不在や高齢化の進行による離脱により、協定締結面積率は74.6%に留まった。
- 農作物に対する**鳥獣被害を軽減する地域の取組を支援**した結果、17市町で鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画が策定された。また、新たに鳥獣被害対策総合アドバイザー42人を養成し、地域の被害状況に即した対策を進めたことなどにより、農林産物被害金額は6億4,221万円と前年より約8%減少した。
- 再生した耕作放棄地を活用し、志太榛原地区において、担い手育成を行うための大区画(1区画当たり300㎡)モデル農園51a(17区画)が開園した。また、学童生徒が農業体験等を行う**1校1農園の取組を支援**し、4地区で開設された。
- 県民の市民農園に対する多様なニーズに対応するため、農園の開設者や開設を希望する企業、個人を対象に農園の管理や運営方法の知識・技術を習得するための**実践講座を2回開催**し、延べ70人・事業体が参加した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
中山間地域等直接支払事業の推進	計画	集落協定締結の推進 協定締結面積率 83.3%	協定締結面積率 83.7%	協定締結面積率 84.1%	協定締結面積率 85%	●
	実施状況等	集落協定締結の推進 協定締結面積率 74.6%	集落協定締結に向けた市町巡回指導			
鳥獣被害の軽減に向けた取組の支援	計画	モデル集落の設置 市町計画策定		市町の活動支援	農林産物被害金額 460百万円以下	○
	実施状況等	市町計画策定数 17市町 農林産物被害金額 642百万円	計画未策定市町の指導 市町被害防止計画の実践 に向けた支援 農業者自らの捕獲推進			
1校1農園の設置	計画	4地区	10地区	10地区	学校農園 合計24地区	○
	実施状況等	実施地区 4地区	NPO等が取り組む1校1農園に向けた取組を支援			
市民農園の開設支援	計画	開設のための講座・研修会の開催			市民農園區画数 合計10,000区画	○
	実施状況等	実践講座開催 2回	実践講座開催 2回			

(2) 県産材の需要と供給の一体的な創造

○県産材の安定供給能力の向上

- 県産材の安定供給体制を整備するため、森林組合や林業事業者による効率的な木材生産計画の作成を指導したほか、5台の高性能林業機械の導入を支援した。
- 間伐材の有効活用を図るため、林業事業者が実施した6万㎡の間伐材の計画的な搬出を支援した。
- 効率的な木材生産計画を作成するプランナー、路網開設と林業機械のオペレーターなどを育成するための講習会、研修等の開催を支援し、県産材の安定供給に必要な技術を持った森林技術者を14人、育成、確保した。
- 県産材の流通改革を推進するため、プレカットメーカーや住宅メーカーに対して県産材の品質などの需要に関する調査を行い、その結果を県内の製材・木材加工関係者にフィードバックするとともに、県森林組合連合会による木材選別機械の導入支援により、原木市場の機能向上を進めた。
- 県産材の製材・加工体制を拡充するため、田方地区と静岡市清水地区の製材工場間のネットワーク化を促進し、しずおか優良木材などの出荷体制を強化した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
安定供給体制の整備	計画	効率的な木材生産計画の作成促進 低コスト生産システムの確立	生産面積 3,000ha	生産面積 3,500ha 低コスト生産システムの普及	生産面積 4,500ha 全県	○
	実施状況等	効率的な木材生産計画の作成のための指導 低コスト生産システムの確立 高性能林業機械などの導入支援 5件	低コスト生産システムの確立 高性能林業機械などの導入支援 5件 ビジネス林業の展開支援 8件			
県産材の流通改革	計画	品質などの需要調査(プレカットなど) 木材選別機能強化	需給コーディネート体制の確立	新たな流通による木材供給(直送) 10万㎡/年	15万㎡/年	○
	実施状況等	品質などの需要調査 製材関係者へのフィードバック 木材選別機能強化(県森連富士木材センター)	需給コーディネート体制の確立(県森連)			
製材・加工体制の拡充	計画		製材工場間のネットワーク化	大型製材・集成材工場の整備の促進	集成材5万㎡/年 4地域	○
	実施状況等	製材工場間のネットワーク化(田方地区⇄清水地区)	大規模木材加工工場の県内への進出に向けた調整 製材工場間のネットワーク化(天竜地域)			

○県産材の需要拡大

- 品質が確かな「しずおか優良木材」の利用を拡大するため、県内300棟の新築住宅に対する取得支援を行うとともに、公共部門での県産材利用拡大に向け、年間県産材使用量17,000㎡を目標とした「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」を策定した。
- また、需要側が望む品質の高い製品を供給していくため、「しずおか優良木材認定工場」の認定を推進した結果、5工場増加し、29工場となった。

- 住宅産業のニーズを捉えた新たな製品として、県産材を使ったJAS製品の合板等2品目を開発し、県産材証明制度の適用製品として認定した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
品質が確かな製材品の利用拡大	計画		「しずおか優良木材」の一層の利用拡大 しずおか優良木材認定工場 合計26工場 2品目(合板、集成材)	しずおか優良木材認定工場 合計28工場 公共部門での利用拡大	しずおか優良木材認定工場 合計30工場 公共部門での県産材利用量 17,000㎡/年	○
	実施状況等	「しずおか優良木材」の一層の利用拡大 しずおか優良木材認定工場 29工場 JAS製品の県産材証明の適用拡大 2品目 公共部門での利用拡大 “ふじのくに”公共建築物等木使い推進プランの策定	「住んでよししずおか木の家推進事業」の実施 公共部門での更なる利用拡大			

(3) 魚食文化をはぐくむ水産業の構築

○食の都を支える水産物づくり

- 漁協と地元の流通・加工業者の連携による販路開拓（清水漁協）と新商品開発（浜名漁協）の取組2件が農商工連携基金事業としてスタートした。
- 衛生管理及び食品表示制度についての研修会を県内各地で5回実施し、生産者、流通業者及び加工業者の衛生管理徹底を図った。また、静岡市由比地区の由比港漁協が行う高度衛生管理が可能な荷捌き施設整備に対する支援を行った。
- 戸田漁協が県の水産業振興補助金を使い移動販売車による水産物の直販を始め、**いとう漁協**が県や専門家の助言を受けて**魚食レストラン「波魚波(はとば)」の営業を開始**した。
- 水産物の消費拡大を図るため、「静岡お魚アドバイザー」に10名を認定し、魚食普及活動を実施したほか、水産物をPRするための説明員を県内スーパーマーケット等延べ664店に派遣し、消費者に調理方法等を伝える取組を行った。
- また、漁業者と小売事業者との連携を働きかけた結果、平成23年3月から熱海市の漁業会社と首都圏のスーパーマーケットとの間で、定置網で水揚げした鮮魚及び加工品の直接販売が始まり、週1回実施された。
- ブランド力向上を図るため、県内外に誇りうる県産農林水産物を認定する「しずおか食セレクション」に水産物5件を認定した。
- 駿河湾深層水商品の差別化とイメージアップのために商標登録したブランドマークを使用し販売している商品は、平成22年度新規が2件で、累計では368件となった。また、駿河湾深層水フェアなどを開催し、深層水関連商品のPRに取り組んだ。
- 新たな需要を喚起する水産加工品の開発として、カツオの未利用部位を積極的に食用化するための研究では、“けずり粉”と呼ばれている冷凍カツオの加工時に発生する部位を利用する技術を開発し、このすり身を使った“カツオにぎり”を商品化するなどの成果があった。

3-1-4 生きる力の源となる農林水産業の強化

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
6次産業化の促進	計画	漁協による魚食レストランの立上げ 地元水産物の学校給食への活用検討	経営の安定化 試作品の利用開始、改善等	他漁協への普及 本格的な利用促進	立上げ件数 合計3件 地元水産物の利用件数 累計9件	○
	実施状況等	平成22年9月、いとう漁協直営の「波魚波」営業開始 浜名漁協による未利用魚種の活用	伊豆漁協で水産新ビジネスチャレンジ事業実施			
衛生管理の徹底	計画	高度な衛生基準に対応した施設の計画策定	施設整備の支援			○
	実施状況等	静岡市由比地区において、高度衛生管理が可能な荷捌き施設建設着手	由比の荷捌き施設が平成24年2月完成 静岡市清水地区において荷捌き施設を建設			

○場力を活かした漁業地域の活性化

- 漁業者が中心となり、県民の参加を呼びかけ、漁場環境の保全のためのモデル活動としてアマモ場観察会やアオサ駆除活動が開催されたほか、海岸環境の保全のため、海岸清掃を6団体で延べ18回開催するなど、都市と漁業地域の交流が促進された。
- 企業の社会貢献活動の一環として漁業者などの協力を得て、浜名湖、伊豆西岸において、種苗放流活動が実施された。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
都市と漁業地域の交流の促進	計画	交流イベント・漁業体験学習の推進	漁業交流体験の取組の促進		漁業交流体験の取組件数 400件/年	○
	実施状況等	漁場環境保全のモデル活動として、アマモ場観察会やアオサ駆除活動を開催	漁業交流体験の取組の促進			

○海の恵みの持続的利用の確保

- 国レベルで適正な漁獲量管理(TAC制度)により資源の安定的・持続的な利用を図ることが求められている魚種について、関係漁業団体・漁協・市場などと連携し、県として適切迅速な資源管理を実施しており、平成22年漁期においては、設定された漁獲可能量範囲内となるよう管理できた。
- 漁業者による自主的な管理を促進するため、漁業者団体等が策定した**資源管理計画の実践及び内容の充実について指導**した。
- 漁場生産力の確保・向上のため、舞阪沖において海域の生産性を上げるための**マウンド礁の造成事業の実施**や、磯焼けの著しい**榛南海域での大規模な藻場の復元**、アユなどへの食害防止のためカワウの駆除などを行った。
- 第6次静岡県栽培漁業基本計画に基づき、マダイ、ヒラメ、トラフグ、クルマエビ及びアワビ類について、効率的な種苗生産及び放流を推進し、水産資源の維持・増大に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
漁業者による自主的な資源管理の促進	計画	資源管理の内容拡充 休漁期間の延長		制限体長の引き上げ	内容拡充数 合計4件	○
	実施状況等	資源管理計画策定指導 4件の計画策定	資源管理計画策定指導			
沿岸域の漁場・増殖場の整備	計画	榛南海域での増殖場の整備 累計12箇所	天竜川沖での魚礁漁場の整備		漁場増殖場整備数 累計13箇所	○
	実施状況等	舞阪沖マウンド礁造成事業の完了 榛南海域増殖場整備の完了	福田工区の測量試験と魚礁の設置			

○次世代を担う人・組織づくり

- 漁業就業者の確保のため、漁業就業者確保育成センターを水産振興課に置き**漁業就業に関する情報の収集・発信**のほか、**県ウェブサイトによる求人活動**を行った。また、若年者等就職面接会及び新卒者就職面接会への漁業就業相談コーナーの設置、東京で開催された漁業就業支援フェアで静岡県への漁業就業相談の受付を行った。
- 魅力ある漁業を営む経営体の育成を図るため、地域漁業の指導的な担い手を育成する指導漁業士2人を認定するとともに、制度資金の活用を促進し、漁業経営の不振や漁業者の高齢化により投資意欲が減退している中、融資実績約30億円と高い水準を維持した。
- 県内沿海地区漁業協同組合の再編は、各地区で段階的に実施することとなり、伊豆地区では、平成22年4月に2漁協が合併した「いとう漁協」が発足した。また、駿河湾地区では、榛原地域4漁協が平成24年1月の合併を目指すことで合意した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
漁業就業者の確保育成	計画	各種就業支援制度の利用促進 若手リーダーの掘り起こし		指導的漁業者の掘り起こし	新規就業者数 100人/年 漁業士認定者数 3名/年	○
	実施状況等	各漁協へ国庫補助制度の利用PR ウェブサイトを活用した漁業従事者求人活動の支援 2名の漁業士を認定	各漁協へ国庫補助制度の利用PR ウェブサイトを活用した漁業従事者求人活動の支援 5名の漁業士認定			
漁協の再編整備の促進	計画	合併協議 いとう漁協発足 漁協数21	榛原地域4漁協での合併 漁協数18	他地区での合併協議促進 漁協数18	漁協数18	○
	実施状況等	H22.4.1伊東市漁協と網代港漁協が合併し、「いとう漁協」発足	H25.1の合併目標時期に向けての合併推進協議会での協議			

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

働く意欲のある誰もが、雇用・就業の機会が得られるよう、雇用創出や就業支援に取り組むとともに、産業を支える人材の育成を図るほか、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた就業環境の実現を図る。

施策の方向 (1) 産業施策と連動した雇用の創出と様々なニーズに応じた就業支援

雇用の創出を図るとともに、成長分野へ求職者を誘導するなど、雇用のマッチングを促進する。また、仕事をしたい誰もが就業できる環境づくりに取り組むとともに、労使関係の安定と適正な労働条件の確保に努める。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
県内高校・大学新規卒業者の就職内定率	(H21) 高校 99.1% 大学 89.2%	(H22) 高校 99.4% 大学 86.9%	高校100% 大学100%	C
障害者雇用率	(H21) 1.65%	(H22) 1.68%	1.8%	B

参考指標	経年変化			推移
完全失業率	(H20) 2.9%	(H21) 4.1%	(H22) 4.0%	↗
ヤングジョブステーション就職等進路決定率	(H20) 22.2%	(H21) 35.2%	(H22) 38.4%	↗
シルバー人材センター就業延人員	(H20) 2,403,427 人日	(H21) 2,285,923 人日	(H22) 2,277,411 人日	↘

施策の方向 (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

県民一人ひとりが仕事と家庭に充実感を持って生活ができるよう、働き方の見直しへの理解や就業環境の整備を促進するなど、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に取り組む。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
年間所定外労働時間	(H20) 173時間	今後公表	134時間 以内	—
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	(H20) 84.3%	今後公表	100%	—

参考指標	経年変化			推移
ファミリー・サポート・センター会員数	(H20) 15,245人	(H21) 14,127人	(H22) 15,224人	→
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数	(H20) 405社	(H21) 555社	(H22) 1,387社	↗

施策の方向 (3) 「ものづくり」と「ものづかい」を支える人材の育成

能力や適性、雇用や産業の動向、技術の進歩などのニーズに合った教育や訓練により、技能・技術を身に付けた人材の育成を進める。また、今後の成長が見込まれる新たな事業分野に対応できる産業人材の育成に取り組む。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
技能検定合格者数	(H21) 3,756人	(H22) 3,495人	4,700人	C
県立担い手養成施設の卒業生等の就業率	(H21) 87.8%	(H22) 94.1%	100%	B ⁺
県実施の離転職者訓練受講者の就職率[訓練修了3か月後]	(H21) 60.0%	(H22) 65.7%	80%	B

参考指標	経年変化			推移
	(H20)	(H21)	(H22)	
技能検定受検者数	(H20) 8,321人	(H21) 7,973人	(H22) 7,569人	↘
県立担い手養成施設の定員充足率	(H20) 67.2%	(H21) 73.1%	(H22) 72.5%	→
県実施の離転職者訓練の定員充足率	(H20) 87.6%	(H21) 94.4%	(H22) 93.8%	→

2 進捗評価

- 緊急雇用創出事業など雇用対策の効果により、平成 21 年 8 月以降、緩やかながら回復基調にあった本県の有効求人倍率は、東日本大震災後、4 月、5 月と 2 か月連続で前月を下回った。平成 23 年 6 月からは回復に転じ、8 月以降は、大震災前の水準を上回っているが、先行きは、歴史的な円高や海外経済に対する不確実性の高まりなど、雇用情勢を取り巻く環境は予断を許さない厳しい状況にある。
- 新卒者の就職環境も過去最低レベルに厳しくなったことから、就職面接会の拡充や求人開拓の強化、ヤングジョブステーションにおける就職支援等様々な対策を緊急に行ったが、雇用情勢は厳しく、「大学生の就職内定率」は昨年度を下回る結果となっており、働く意欲のある誰もが雇用・就業の機会が得られるためには、より一層の取組が必要である。
- 厳しい雇用情勢が続く中でも、「技術専門校等の就業率」は前年より上昇し、順調に推移しているが、技能検定合格者数は、前年より下がり、産業人材の育成に向けてより一層の推進を要する状況である。

3 今後の施策展開

- 平成 24 年 1 月に策定した、平成 25 年度までに 3 万人の新たな雇用創造を目標とする「**静岡県雇用創造アクションプラン**」に基づき、全県を挙げて雇用対策を迅速かつ強力に実施していく。
- 平成 22 年度春に卒業した大学生の就職率は 86.9% で、就職氷河期の再来と言われた平成 21 年度を 2.3 ポイント下回る結果となったが、東日本大震災の影響を受け、平成 23 年度の就職戦線も厳しい状況にあることから、**就職支援の一層の強化**が必要である。
また、失業率が高止まり、有効求人倍率も全国平均を下回っていることから、**離職者の再就職支援**にも引き続き努めていく。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に当たっては、企業がワーク・ライフ・バランスを前向きに実践するような動機づけ、ファミリー・サポート・センターの一層の拡充などが必要である。
このため、**ワーク・ライフ・バランスが企業経営に有益なものとの視点を強調して、普及・啓発の内容を工夫**するとともに、**人口規模の小さな市町においてもセンターの設置が進むよう引き続き働きかけていく。**

4 取組の実績

(1) 産業施策と連動した雇用の創出と様々なニーズに応じた就業支援

○産業施策と連動した雇用・就業機会の創出

- 失業者や地域求職者等の雇用機会の創出を図るため、民間アイデアの活用や市町との連携により、**緊急雇用創出事業**及びふるさと雇用再生特別対策事業を実施し、合計で10,203人の雇用を創出した。
- 介護、医療、及び農林水産など人材が不足する分野における人材を育成するため、人材育成事業に取り組み、県及び市町事業合わせて966人の人材を育成した。
- 求人の掘り起こしとインターンシップ受入企業や就職面接会参加企業の確保を図るため、23人の求人開拓員が49,214件の企業訪問を実施し、2,707人の求人を得た。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
雇用創出の推進	計画	緊急雇用創出事業等の実施	→ 産業施策と連動した雇用の促進、求職者の誘導			○
	実施状況等	緊急雇用創出事業等の実施 雇用創出 10,203人	雇用創出計画人数 8,109人			

○雇用のマッチング促進

- 新規学校卒業者や未就職卒業者、U・Iターン就職を希望する学生等と企業のマッチングを促進するため、大卒等就職面接会を計4回開催し、高校生についても就職面接会を計3回開催した。また、求職者と企業とのマッチングを促進するため、若年者等就職面接会を計6回、離職者等就職面接会を計3回開催した。
- 学生の県内企業に対する関心を高めるため、企業見学会「ワークラリーしずおか」を開催するとともに、静岡県公式ホームページ内の情報サイト「しずおか就職情報」やメールマガジンなどを活用し、地域企業の企業概要や採用情報、就職面接会をはじめとする各種就職支援策の情報を広く発信した。
- 学生に公的機関が行っている就職支援策の活用を促すため、若年者就職支援リーフレットを40,000部作成し、大学、高校、専門学校等に配布した。

○仕事をしたい誰もが就業できる環境づくり

- 就職相談センター及び求職者総合支援センターにおいて、求職者の就職や生活に関する相談・支援を行うほか、ヤングジョブステーションにおいて、若年者を対象としたキャリアカウンセリングや就職のための基礎能力を習得するセミナー、高校生の模擬面接指導による就職活動のスキルの向上などハローワーク等の関係機関と連携して、きめ細かな就職活動の支援を行った。
- ニートをはじめとする就労が困難な若者の就労を促進するため、ジョブトレーニングコーチの下で社会人としての基礎能力の研修や実際の就労体験を行うジョブトレーニング事業を実施するとともに、ニートや家族を対象にした、ニート等自立支援セミナーを3回開催した。
- 障害のある人の就労を支援するため、賀茂地域に障害者就業・生活支援ミニセンターを設置し、県内全域で生活面及び就業面での支援を行うとともに、ジョブコーチ派遣、職場実習及び職場適応訓練の実施、「障害者働く幸せ創出センター」の活用など、きめ細やかな就労支援を行った。

- 企業における障害者雇用の促進を図るため、20人の求人開拓員による求人開拓、障害者雇用企業見学会の開催、先進事例集や障害者雇用マニュアルの企業への配布、障害者雇用促進セミナーを開催するなどし、企業に対し障害者雇用の働き掛けを行った。
- 高齢者の知識と経験を活かし、生きがいとしての就業機会を提供する「シルバー人材センター」の健全な運営の確保を図るため、シルバー人材センターに補助する32市町に助成するとともに、シルバー人材センター連合会を通じ、「シルバー人材センター」における子育て支援など地域課題に対応した新規事業など自立に向けた取組を促進した。
- 外国人の就労を支援するため、求職者総合支援センター及び就職相談センター・ヤングジョブステーションに外国語通訳者を配置し、外国人求職者の相談に対応した。

○労使関係の安定と適正な労働条件の確保

- 労使関係の安定とその定着を図るため、県内4か所に設置した中小企業労働相談所等において労使双方からの相談に応じ（面談、電話、メールによる相談、弁護士相談）、適切に対応した。
- 個々の労働者と使用者との間に生じた紛争が自主的に解決されるよう支援するため、個別的労使紛争のあっせんを行った。
- 労使関係の安定とその定着を図るため、労働組合、賃上げ・一時金、労働争議等の実態調査を実施し、調査結果を労働関係団体、事業所等に情報提供した。
- 適正な労働条件の確保を図るため、労使双方に対して、労働法セミナーの開催などにより、労働法制、労働災害等の教育、知識の提供を行った。
- 勤労者福祉の向上を図るため、勤労者福祉共済事業連絡会議を開催し、中小企業勤労者福祉共済会相互の情報の共有化を図るとともに、各共済会の自立化への働きかけを行った。

（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた気運の醸成

- ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性等の理解の促進のため、広報パンフレットを100万部作成・配布するとともにシンポジウムを開催して、企業、労働者や広く県民の意識の醸成を図った。
- 情報誌や県ホームページにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善を意識した情報提供を行った。
- 経済界、労働界、行政の一体となった取組を促進するため、「しずおか仕事と生活の調和連携推進協議会」（静岡労働局主催）に参画し、情報の共有や取組事例集などによる啓発を行った。

○男女がともに働きやすい環境づくりの推進

- 中小企業における次世代育成の取組を促進するため、従業員100人以下の企業70社に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するためのアドバイザーを派遣するとともに、関係する法制度を周知した。

3-1-5 誰もが活躍できる就業環境の実現

- 市町が運営するファミリー・サポート・センターの設置や機能拡充を促進するため、センター利用世代のニーズ等の実態調査を行うとともに、センターのアドバイザーに対する講習会を実施した。
- 職場において男女が十分に能力を発揮できるよう、民間企業の女性役職者を育成するためのセミナーを開催するとともに、働く女性のネットワークづくりのための交流会を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ファミリー・サポート・センターの設置促進、サービスの拡充促進	計画		運営費助成、未設置市町等への働き掛け			○
	実施状況等	センター会員数 15,224人 アドバイザー講習会実施 利用等実態調査実施	センター会員数 16,000人以上 アドバイザー講習会実施 広報リーフレット作成 運営費助成	センター会員数 17,000人以上	センター会員数 18,000人以上	

○積極的に取り組む事業所への支援の充実

- ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の社会的評価を高めることにより更なる取組を促進するため、県ホームページへ一般事業主行動計画の策定企業を子育て応援中小企業として掲載した。

(3) 「ものづくり」と「ものづかい」を支える人材の育成

○次世代人材の育成

- 技術専門校、あしたか職業訓練校、農林大学校、漁業高等学園の各担い手養成施設において、1次産業、2次産業、3次産業、さらには、6次産業化を担う人材の育成に取り組んだ。
- 技術専門校では、ものづくりに必要な基礎的技術を身に付けるための実践的な職業訓練を実施し、98人の修了者（進学等を除く）のうち91人（92.9%）が就業した。
- 農林大学校では、講義と実習のバランスの取れたカリキュラムにより、54人の卒業者（研修・進学を除く）のうち51人（94.4%）が就業し、うち45人（83.3%）が農林業や農林業関係企業へ就業した。
- 漁業高等学園では、漁業に従事するために必要な技術、知識を習得するための実践的な教育により、卒業者10人すべてが、即戦力として遠洋・近海・沿岸漁業に就業した。
- 「技能検定」の合格者数の増加を図るため、実施団体である静岡県職業能力開発協会と協力して、制度の広報等に努めた結果、技能検定受験者数は7,569人であった。
- 第9次静岡県職業能力開発計画の策定に向け、外部有識者からなるあり方検討会を開催し、技術専門校で実施している教育訓練の内容等について検討した。
- 各技術専門校にキャリアカウンセラーを配置し、訓練生に対する就職支援を強化した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
次世代人材の育成	計画	次代を担う産業人材を育成するための訓練内容の充実 次代の農林漁業を担う人材育成のための教育の充実			技術専門学校等若年者コース訓練修了者の就業率 100% 農林大学校卒業者の就業率 100% 漁業高等学園卒業者の就業率 100%	→ →
	実施状況等	技術専門学校修了者就業率 92.9% あしたか職業訓練校修了者就業率 96.0% 農林大学校卒業生就業率 94.4% 漁業高等学園卒業生就業率 100% キャリアカウンセラーの配置 あり方検討会及び技監・課長会議等での教育訓練内容の検討	キャリアカウンセラー及び求人開拓員の配置 第9次職業能力開発計画の策定 ワーキンググループ等での教育訓練内容及びカリキュラムの検討			○

○再チャレンジ、スキルアップへの支援

- 離職者の再就職を支援するため、2,969 人の離職者を対象に、雇用が期待される介護・医療分野、ICT分野などを中心とした職業訓練を技術専門校の施設内のほか、民間教育機関等を活用し機動的に実施した。
- 働く人のスキルアップを図るため、技術専門学校において、延べ 2,157 人の在職者に対し技術・技能や知識を習得するための職業訓練を実施した。
- あしたか職業訓練校では、訓練生に各人の能力や適性に応じたきめ細かな訓練を実施し、25 人の修了者（進学等を除く）のうち 24 人（96.0%）が就業した。また、多様なニーズに対応するため、技術専門学校において、施設内訓練及び民間教育機関を活用した委託訓練により、231 人に訓練を実施した。
- 民間における職業訓練が効果的に行われるよう、認定職業訓練を行う事業主等に対して運営費等の助成を行い、その事業を支援した。

③-② 「和」を尊重する暮らしの形成

1 戦略の目標と体系

住まいに自然とのふれあいを取り入れた暮らし空間倍増の実現をはじめ、安全で安心できる心豊かな消費生活の推進、環境に負荷の少ない低炭素・循環型社会の構築、美しい景観や自然の継承により、暮らしの質の向上を図るとともに、暮らしを支える多様な主体が活躍する暮らしやすい社会の仕組みづくりを進める。

「和」を尊重する暮らしの形成

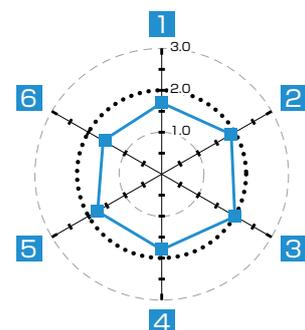
- 1 快適な暮らし空間の実現
- 2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進
- 3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築
- 4 自然と調和する美しい景観の創造と保全
- 5 自然との共生と次世代への継承
- 6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	評価外
1 快適な暮らし空間の実現		1	1	1	2		2
2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進		1	1		1		
3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築			2				3
4 自然と調和する美しい景観の創造と保全		1			1		
5 自然との共生と次世代への継承			1	1			
6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり		1			2		2
計		4	5	2	6		7

- ヒト、モノ、社会の調和を尊重する暮らしの形成に向けた取組を進めた結果、数値目標は、おおむね順調に推移しているが、誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくりの成果となる「県民の地域活動への参加状況」や「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」の現状値に低下がみられる。
- 住宅用太陽光発電導入の重点的な支援を反映し、「新エネルギー等の導入率」は順調に増進している。

《戦略の柱ごとの達成状況》



3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 快適な暮らし空間の実現	1	11	
2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進		6	
3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築		4	
4 自然と調和する美しい景観の創造と保全	1	1	
5 自然との共生と次世代への継承		6	
6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり	3	10	
計	5	38	

- 生活と自然が調和する「家・庭一体の住まいづくり」の考え方を普及・実践していく取組をスタートさせ、住宅の耐震化支援などの、豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりを推進し、暮らしに必要な生活環境や水循環を確保するなどの、快適な暮らし空間実現に向けた取組を推進するとともに、悪質な取引等が顕在化している消費生活において、相談体制を強化するなど、安全で安心できる消費生活の推進に努めた。
- 低炭素・循環型社会の構築に向け、電気自動車等の次世代自動車の普及、温泉発電等の新エネルギーの導入検討、「ふじのくにエコショップ制度」の普及等を進めるとともに、富士山や富士山静岡空港周辺における美しい景観創造を目指し、県内の希少野生動植物の保護や企業等による森づくりを促進する「一社一山運動」の展開などにより自然との共生と次世代への豊かな自然環境の継承を推進した。
- 県土の保全や美しい景観の形成等、農業・農村の持つ多面的機能の持続的な発揮を確保するため、「ふじのくに美農里プロジェクト」や「一社一村しずおか運動」など、多様な主体による協働の取組を進めることにより、基盤となる農地の適切な保全管理に努めた。
- このような誰もが暮らしやすい社会を構築する仕組みづくりとして、地域における協働の主な担い手となるNPOの活動を支援する「ふじのくにNPO活動基金」を創設するとともに、ユニバーサルデザインや男女共同参画等の、個性や人権を尊重する県民意識の醸成と社会環境の整備を進めた。

4 進捗評価

- 快適な暮らし空間の実現に向け、豊かさを実感できる魅力的な住まいづくり、良好な生活環境や水循環の確保に関連する数値目標は、おおむね順調に推移しているが、「動物に関する苦情相談件数」が依然多い状態にある動物愛護の推進については、一層の取組の推進が必要である。
- 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進に関連する数値目標は、おおむね順調に推移しており、自立する消費者の育成、安全な商品、サービスによる安心の確保の取組を引き続き推進する。
- 「新エネルギー等の導入率」など、地球を守る低炭素・循環型社会の形成に係る数値目標は、おおむね順調に進捗しているが、東日本大震災を踏まえ、エネルギーの安定供給等の観点から、新エネルギー等の導入倍増を図り、分散自立型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産地消を目指し、取組の前倒しも含めた一層の推進が必要である。

「和」を尊重する暮らしの形成

- 自然と調和する美しい景観の創造と保全、自然との共生と豊かな自然環境の次世代への継承の数値目標は、おおむね順調に推移しているが、世界的に重要性が高まりつつある生物多様性の確保について、新たな対応が必要である。
- 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくりの取組は順調に進捗しているものの、成果となる「県民の地域活動への参加状況」や「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」の現状値が低下していることから、一層の取組を推進していく必要がある。

5 今後の方針

- 東日本大震災の発生により、改めて既存木造住宅の耐震化、高齢者向け住宅の供給など、安全で安心な住環境や生活環境の確保に加え、エネルギーの安定供給や、地域を支える多様な主体による協働と地域コミュニティの重要性が認識されたところである。
このため、引き続き、**木造住宅の耐震化の支援**等の取組を進め、分散自立型のエネルギー体系への転換を図るため、太陽光発電をはじめとする**新エネルギー等の導入を加速**させる。また、**地域コミュニティの機能強化**を図るとともに、「ふじのくにNPO活動基金」の活用などにより**NPOを支援**していく。
- 快適な暮らし空間の実現に向け取組をスタートさせた「家・庭一体の住まいづくり」については、県民を対象とした**アイデアコンペやシンポジウムの実施**により、県民への具体的提案に繋がる取組を進めていく。
- 快適な暮らし空間の実現のうち、動物愛護の推進については、飼い主責任の徹底等の取組により殺処分頭数は減少しているが、苦情相談件数の多くを占める**飼い主のいないねこを増やさない対策**等具体的取組の一層の推進を図る。
- 消費生活については、不当表示や悪質な取引が社会問題化する中、身近に相談できる窓口の設置や消費者が自ら学ぶ環境が整っていくことが必要である。
このため、市町の実情に応じた支援により**消費生活センターの設置を促進**するとともに、消費者が自ら学び自ら選ぶことのできる**消費教育の充実や啓発**に今後も取り組んでいく。
- 生物多様性の確保の重要性が社会的に認知される中、南アルプスなどの希少野生動植物保護や、顕在化しているニホンジカの採食被害への対応が必要である。
このため、希少野生動植物については、生育実態調査に基づき**希少種を選定し保護対策を進めていく**とともに、ニホンジカ採食被害については、**新たな特定鳥獣保護管理計画を策定**し、計画的に捕獲管理を強化していく。

3-2-1 快適な暮らし空間の実現

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

多様なライフスタイルに対応する、真に豊かさを実感できるふじのくにの住まい方を提示するとともに、すべての人が安心して生活できるよう、住宅の安定確保と水・大気等の生活環境の保全を図る。

施策の方向 (1) 豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進

目的 「家・庭一体の住まいづくり」に取り組むとともに、安心して生活できる良質な住宅の供給・支援や、高齢者や子育て世帯などの居住の安定化等、住まいのセーフティーネット機能の向上を図るための施策を推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
世帯人数に応じた望ましい住宅面積水準の達成率	(H20) 60%	今後公表	66%	—
住宅及び住環境に対して満足している人の割合	(H15) 70.6%	今後公表	75%	—

参考指標	経年変化			推移
県営住宅の再生整備戸数(平成18年度からの累計)	(H20) 493戸	(H21) 811戸	(H22) 965戸	↗
住宅耐震補強助成戸数(平成14年度からの累計)	(H20) 9,340戸	(H21) 10,922戸	(H22) 13,621戸	↗

施策の方向 (2) 良好な生活環境の確保

目的 水質や大気、土壌、騒音などの環境基準の県内全域での達成を目指すとともに、環境汚染の未然防止に努め、県民の健康を守り、良好な生活環境の保全を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
河川等の水質に係る環境基準(BOD、COD)の達成率	(H21) 95.8%	(H22) 95.0%	100%	C
大気に係る環境基準(SO ₂ 、NO ₂ 、CO、SPM)の達成率	(H21) 100%	(H22) 100%	100%	B ⁺
汚水処理人口普及率	(H21) 71.5%	(H22) 72.9%	79%	B

参考指標	経年変化			推移
事業場水質立入検査適合率	(H20) 95.2%	(H21) 95.2%	(H22) 93.0%	→
事業所大気立入検査適合率	(H20) 100%	(H21) 99.6%	(H22) 99.4%	→
PRTR法指定化学物質排出量	—	(H20) 19,191トン/年	(H21) 14,716トン/年	↘

※ PRTR 法：特定物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律

施策の方向 (3) 水循環の確保

目的 水源かん養機能を有する森林の整備と保全を進めるとともに、水資源の適正な管理、利用及び供給を推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
水道水の安定供給日数	(H21) 359日	(H22) 329日	365日	B ⁻

参考指標	経年変化			推移
喝水時の給水制限日数	(H20) 29日	(H21) 0日	(H22) 29日	→
自然災害、老朽管破断事故等による断減水日数	(H20) 6日	(H21) 6日	(H22) 7日	→
地下水適正揚水量達成地域数	(H20) 4地域/5地域	(H21) 4地域/5地域	(H22) 4地域/5地域	→

施策の方向	(4) 動物愛護の推進				
目的	動物が家族の一員やパートナーとして、動物の命が尊重され、また、動物が適切に飼育管理された「人と動物とが共生する社会」を目指す。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	動物に関する苦情相談件数	(H21) 12,190件	(H22) 12,438件	10,000件 以下	C

参考指標	経年変化			推移
犬・ねこの殺処分頭数	(H20) 9,141頭	(H21) 6,725頭	(H22) 5,974頭	↗
動物適正管理地区数	(H21) 80地区	(H22) 80地区	(H23) 80地区	→
狂犬病予防注射実施率	(H20) 79.9%	(H21) 79.6%	(H22) 79.4%	→
動物愛護推進登録ボランティア数	(H21) 61グループ	(H22) 167グループ	(H23) 167グループ	↗

2 進捗評価

- 暮らし空間倍増戦略案を作成し、「家・庭一体の住まいづくり」の考え方を取り入れた県営住宅の建て替え事業に着手する等、「家・庭一体の住まいづくり」を着実に推進したほか、県営住宅の再生整備戸数や木造住宅の耐震補強助成戸数はほぼ計画どおり増加し、真に豊かさを実感できるふじのくにの住まいづくりの進展が図られている。
- 水質に係る環境基準は、閉鎖性水域での未達成等を理由に若干低下傾向にあるものの、大気環境基準と併せ高い達成率で推移しており、良好な生活環境の確保が図られている。
- 事業場等の水質及び大気立入検査適合率は、年度で若干の変動があるもののほぼ横ばい状態で推移しており、事業者の自主管理等により排出基準が遵守されている。
- PRTR 法指定化学物質の排出量は、県内の事業者からの届出件数は変わらないが、毎年着実に減少し環境負荷の低減が図られている。
- 「水道水の安定供給日数」は、天候の影響を大きく受ける側面があるが、水利調整や水道施設の耐震化の働き掛け等を行ったことにより、おおむね安定供給が図られている。
- 公共下水道事業、集落排水施設整備事業等による汚水処理施設の整備により、「汚水処理人口普及率」は着実に向上しており生活環境の保全が図られている。
- 犬・ねこの殺処分頭数は順調に減少しているが、「動物に関する苦情相談件数」は過去5年連続で12,000件を超え、依然として多くの件数が寄せられており、この内、ねこを原因とするものが増加傾向にあることから、引き続き飼い主のいないねこを増やさない具体的な対策が必要である。

3 今後の施策展開

- 快適な暮らし空間を実現するためには、「家・庭一体の住まいづくり」を民間等に普及し、県民の住まい方の選択肢を広げていく必要がある。
このため、「家・庭一体の住まいづくり」の考え方を取り入れたアイデアコンペやシンポジウムの実施、県民向けのセミナーの開催等に取り組んでいく。
- 良好な生活環境と水循環の確保には、社会環境や自然環境の変化による新たな環境基準や、気候変動等への対策が求められている。
このため、大気や化学物質など新たな環境基準や排出基準に即した事業場等への指導の徹底と監視の強化を図るとともに、近年の降水量の変動に対応した水利調整を図り、また水道施設の耐震化を進め、良好な生活環境と水循環の確保を維持する。
- 飼い主のいないねこ対策を実施しているボランティアを支援するとともに、動物の飼い主に対する終生飼育、不妊・去勢手術の普及・啓発、適正管理指導、また、広報媒体を活用した効果的な情報提供などの具体的対策を引き続き推進する。

4 取組の実績

(1) 豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進

○暮らし空間倍増と質の高い住宅ストックの形成

- 自然との触れ合いや家族の団欒、近所付き合いを大切にした暮らし空間倍増を推進するための「暮らし空間倍増計画」の策定に向け、暮らし空間倍増戦略案を作成し推進戦略の基本的方向性を示した。
- 生活と自然が調和する「家・庭一体の住まいづくり」の考え方やイメージを県民に広く普及させるため、平成23年度の実施に向けたアイデアコンペやシンポジウムの企画・立案を行った。
- 子育て世代などのニーズに即した住宅供給を促すため住み替えに関する情報提供・相談体制に関する先進地の事例を調査し、体制づくりに向けたノウハウの蓄積が図られた。
- 「家・庭一体の住まいづくり」の具体化に向け、県営住宅東部団地建替え事業に緑地スペースの確保や共同花壇・菜園などを設ける民間提案を取り入れることとし、県による牽引的取組を推進した。
- 県産材による家づくりを促進させるため、県営住宅の改善工事に県産材の使用を規定し、県による率先行動を推進した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
暮らし空間倍増の推進	計画	暮らし空間倍増計画の策定	→ 計画の推進			○
	実施状況等	暮らし空間倍増戦略案の作成	暮らし空間倍増計画の作成			
学生や子育て世帯、若手建築士等を対象としたアイデアコンペ、シンポジウムの実施	計画	イメージの醸成、提唱、啓発、広報			→	○
	実施状況等	アイデアコンペ等の企画(大学等との協議、対象候補地選定)	コンペ、シンポジウムの実施(大学等との連携、「家・庭一体の住まいづくり」のコンセプトのまとめ、検討会議)	コンペ優秀作品の具現化に向けた検討		
住み替え情報の提供	計画	情報提供の仕組みづくりの検討、情報の提供、相談の実施 〔郊外の庭付き一戸建て空き家住宅の情報等〕				○
	実施状況等	先進地事例調査を実施	郊外等の空家の実態や所有者の活用意向等の調査を実施		住み替え相談件数 200件/年	
県営住宅における緑地の確保	計画	県営住宅における緑のオープンスペース、共同の花壇等の設置				○
	実施状況等	入居者、近隣住民若者の参加による整備計画の策定	緑地整備			
	実施状況等	県営東部団地建替え事業において、緑地確保等の民間提案取入の準備	東部団地建替え事業の実設計			

3-2-1 快適な暮らし空間の実現

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
県産材による家づくりの促進	計画	県営住宅整備事業における県産材の利用促進（再生整備事業の実施） 発注工事において県産材使用の義務化 県産材の使用比率 100% 県産材の利用促進に向けた関連団体との連携 県産材を使用した整備戸数1,000戸(H22～H25)				○
	実施状況等	全面的改善工事の仕様書、設計書に県産材の使用を記載	建替え・全面的改善工事の仕様書、設計書に県産材の使用を記載 県産材使用比率100% ふじのくに緊急リフォーム支援事業の実施			

○誰もが安心して暮らせる住まいの確保と供給

- プロジェクト「TOUKAI-0」事業を実施し、市町等と連携した戸別訪問やダイレクトメールなどの取組により、専門家による無料の耐震診断助成を2,918件、木造住宅耐震補強助成を2,699件実施した。
- 高齢者の居住の安定を確保するため、高齢者円滑入居賃貸住宅及び高齢者専用賃貸住宅の登録・閲覧制度を普及し、平成22年度末現在で126団地、2,149戸と、登録住宅数の拡大が図られた。
- 住宅のセーフティーネットを確保するため県営住宅総合再生整備事業において、2団地110戸の全面的改善事業及び3団地44戸の借上げ事業に着手し、県営住宅の再生を進めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況	
木造住宅の耐震化の推進	計画	助成制度の見直しの検討	プロジェクト「TOUKAI-0」の推進 市町、関係団体等と連携した意識啓発、制度周知			住宅の耐震化率 87%	○
	実施状況等	助成制度の継続を決定 補強助成 2,699戸	補強助成 1,085戸(12月末) 高齢者世帯への周知啓発の強化 ふじのくに緊急リフォーム支援事業の実施(再掲)				
高齢者の居住安定の確保	計画	高齢者向け住宅の供給の促進 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等				高齢者円滑入居賃貸住宅の登録件数 3,000戸(～H25計)	○
	実施状況等	高齢者居住安定確保計画の策定に向けて、庁内ワーキンググループを設置 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録件数1,328戸	高齢者居住安定確保計画の策定				
県営住宅再生整備の推進	計画	再生事業の実施（既存ストック建替え・改善） 再生計画の中間見直し				再生整備戸数 1,300戸 (H22～H25)	○
	実施状況等	全面的改善 110戸 借上げ 44戸 計 154戸	建替え 100戸 全面的改善 110戸 借上げ 84戸 計 294戸 H22～累計 448戸				

「和」を尊重する暮らしの形成

○多様な居住ニーズに対応できる住宅市場の整備

- 既存住宅市場の活性化を図るため、県産材を使用した住宅リフォームに対する支援等の新たな施策の検討を関係機関等と行った。
- 多様なニーズに対応した住宅情報と相談体制を充実させるため、(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンターが設置した建築相談センター「ミーナ葵」を中心に関係機関と連携し体制の強化を図った。

(2) 良好な生活環境の確保

○水・大気・土壌環境の保全

- 水質汚濁や大気汚染の防止を図るため、1,144件の工場や事業場への立入検査等を行うとともに、県下の公共用水域180地点と地下水200地点の水質や69測定局における大気の常時監視を実施し、良好な水質及び大気環境の維持を図った。
- 県や市町における下水道事業により863.1haの地域で下水道が接続可能となり、生活排水改善対策推進事業により合併処理浄化槽を21市10町において3,950基を設置したことにより、河川や湖沼など公共用水域の保全や生活環境の改善が図られた。
- 土壌汚染対策として、土壌汚染状況調査や有害物質使用特定施設の廃止に伴う調査等により、土壌汚染の防止を図った。
- 吹付けアスベストの除去等を推進するため、年2回の建築物防災週間の機会を捉え、吹付けアスベストの使用のおそれがある建築物の所有者への戸別訪問等により、アスベストの含有調査や除去費助成を合計59件実施した。

○化学物質の適正管理

- ダイオキシン類の削減対策として、93件の工場や事業場の立入検査を行うとともに、県下182地点で水質・大気等の観測調査を実施し、ダイオキシン類による汚染防止を図った。
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)に基づき1,519事業者から化学物質の排出量等の届出を受理するとともに、事業者向けセミナーを開催し、事業者における化学物質の適正な管理を促進した。

○環境汚染の未然防止

- 多様な自然環境及び生活環境を保全するため、県環境影響評価条例等に基づく指導や、公有水面埋立法に基づく審査など、大規模開発事業に対する指導を実施した。
- 平成22年度は、光化学オキシダント注意報を3日、14地区に発令し、報道機関や市町の広報等を通じて迅速な情報提供を行い、県民の健康被害の未然防止を図った。

(3) 水循環の確保

○水資源の適正な管理と有効利用の促進

- 森林の持つ水源かん養などの機能を高度に発揮させるため、もりづくり県民税を財源に1,549haの荒廃森林の整備を行うとともに、新たに2,079haの水源かん養保安林を指定した。

3-2-1 快適な暮らし空間の実現

- 渇水傾向時の給水制限をできるだけ回避するため、特に節水対策が必要とされる天竜川や大井川水系の利水者や発電事業者との連携を進め、渇水時の適正な水利調整を行った。
- 河川の正常流量が確保されるよう、県内3箇所（奥野、青野大師、太田川）の多目的ダムの適切な管理を実施した。
- 県民の節水意識や行動の一層の定着を図るため、小学生を対象とした出前講座「水の教室(52校)」をはじめ、市町における環境関係イベントへの参加など、約39,000人に対して啓発活動を実施した。
- 水資源の有効利用を図るため、富士山における水循環の解明と持続可能な地下水利用に関する研究を行った。
- 地下水状況を適正に管理、把握するため、県地下水条例に基づき事業者への地下水管理に関する指導を行うとともに、地下水位観測や地盤沈下調査を継続して実施している。

○安全な水道水の安定供給

- 災害に強く安定的に水道水が供給されるよう、水道施設の耐震化について各市町への支援や働きかけを行い、水道施設の計画的な耐震化を促進した。
- 上水道等の水質と施設の適正な維持管理のため、水道施設について430件の監視を実施するとともに、水道技術管理者516人に対して11回の講習会を実施した。
- 水道未普及地域の解消のため、市町の簡易水道の施設整備に対する支援を行うとともに、水道事業の経営合理化のため、簡易水道4箇所の上水道への統合を進めた。
- 県企業局は、水源の不足する地域に良質な水道水を安定的に供給するため、管理施設の修繕・改良や耐震化を計画的に進め、厚生労働省おいしい水研究会による「おいしい水の要件」に基づき設定した水質基準を100%達成するなど、良質な水質維持に努めた。

(4) 動物愛護の推進

○飼い主責任の徹底

- 動物の終生飼育指導や不妊手術の実施等の普及・啓発により、平成22年度の犬・ねこの引取り頭数は6,264頭で、前年から744頭減少した。
- **飼い主のいないねこを増やさないための対策**を推進するとともに、「子犬子ねこを譲る会」の開催に成犬譲渡などの新たな取組を加えたことにより、犬・ねこの譲渡頭数が増加した。

○人と動物の安全と健康の確保

- 県民からの動物に関する苦情等を減らすため、登録取扱業者を対象に立入検査を実施し、動物の適正な取扱い等について指導した。
- 飼い主等への戸別訪問等を通じて、登録・注射の実施指導をすることにより、**狂犬病予防注射実施率の向上**を図った。

○地域活動の充実

- 動物愛護の意識や動物の正しい飼い方を普及させるため、**登録ボランティア数**を167グループに増やすとともに、動物愛護の地域活動を充実させるため、動物愛護推進員を30名に拡充した。

○ 動物愛護管理に関する情報については、ホームページ、県民だより、ラジオ放送等を通じて、情報提供に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「静岡県動物愛護管理推進計画」の推進	計画	→ 現行計画の推進		計画の見直し	→ 新計画に基づく施策の推進	○
	実施状況等	進捗管理、新規施策展開(迷い犬情報の公開等)	外部委員からなる組織による施策・進捗状況の検証			
飼い主のいないねこを増やさない対策の推進	計画	→ 飼い主のいないねこ問題地区の解消			100地区	○
	実施状況等	適正管理地区数 80地区	80地区			
狂犬病予防注射実施率の向上	計画	→ 実施率80%			90%	○
	実施状況等	79.4%	実施中			
ボランティア登録の推進	計画	→ 登録ボランティア数 61グループ(H21)			80グループ	◎
	実施状況等	167グループ	167グループ			

「和」を尊重する暮らしの形成

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

確かな目で本物を見極め、良質な衣食住の消費生活を実現する消費者、消費者を第一に考え活動する事業者、よりよい消費生活づくりを支援する地域団体等とが互いの連携を深め、活力ある豊かな地域社会を実現する。

施策の方向 (1) 自ら学び自立する消費者の育成

目的 確かな目で本物を見極め、自ら考え行動できる「自立する消費者」を育成・支援するため、消費者への情報提供や消費教育の充実を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
消費生活相談において消費者が自主的に交渉できるよう助言した割合	(H21) 84.4%	(H22) 82.8%	90%	C

参考指標	経年変化			推移
県主催啓発講座参加者	(H20) 6,801人	(H21) 6,355人	(H22) 6,869人	→
消費者団体委託啓発講座参加者	(H20) 707人	(H21) 6,736人	(H22) 5,976人	→

施策の方向 (2) 安全な商品・サービスの提供による安心の確保

目的 監視や指導体制を強化するとともに、取引や表示の適正化を進め、消費者を第一に考え、事業活動を展開する事業者の育成を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
食の安全に対する県民の信頼度	(H21) 54.7%	(H23県政世論調査) 69.5%	66%	B+

参考指標	経年変化			推移
食品表示制度研修会参加者数	(H20) 971人	(H21) 1,542人	(H22) 2,487人	↗
表示等監視・調査件数	(H20) 1,382件	(H21) 1,374件	(H22) 1,370件	→
食品衛生監視率(営業許可を要する施設)	(H20) 97.9%	(H21) 99.9%	(H22) 95.7%	→
旅館業等立入指導実施率(2年で一巡)	(H20) 87.9%	(H21) 90.8%	(H22) 85.5%	→

施策の方向 (3) 消費者被害の防止と救済

目的 消費者からの相談への対応、法令に基づく事業者指導を通じ、消費者被害の発生の防止と、被害者の救済を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
消費生活相談体制が確立された市町の割合	(H21) 48.6%	(H22) 60.0%	100%	B

参考指標	経年変化			推移
市町の消費生活相談受付件数	(H20) 16,991件	(H21) 17,264件	(H22) 17,477件	↗
相談員レベルアップ研修への延べ参加者数	(H20) 384人日	(H21) 850人日	(H22) 844人日	↗
市町消費生活相談受付のうちあっせん件数	(H20) 868件	(H21) 1,073件	(H22) 1,123件	↗
消費生活相談に占める特殊販売の割合	(H20) 57.7%	(H21) 54.8%	(H22) 54.6%	↗

「社」を尊重する
暮らしの形成

2 進捗評価

- 消費者に対する啓発や消費生活相談窓口強化に取り組んだ結果、消費生活相談において自主的に交渉できるよう助言した割合は若干減少したが、平成 21 年度から、委託啓発講座の一部を高齢者への戸別訪問等フェイス・トゥ・フェイスの啓発方法を導入するなど、啓発の充実を図っている。
- 食品表示制度研修会の参加者数の増加を反映し、食品に対する信頼度は上昇していることから、目標の達成は可能と見込まれる。
- 「消費生活相談体制が確立された市町の割合」の増加に伴い、市町の相談受付件数も増加した。あわせて、相談員の資質向上研修を充実することにより、市町相談員によるあっせん件数も増加し、消費者被害の防止と救済に向けての対応力も高まっている。また、特定商取引に関する法律や県消費生活条例に基づく事業者指導の結果、消費生活相談に占める特殊販売（訪問販売・通信販売等店舗販売以外の販売）の割合は減少している。

3 今後の施策展開

- 消費者が自主交渉できない新たな事案が増加しているため、「**自立した消費者**」の育成に向けた**消費教育の充実及び消費者に対する情報提供、啓発**等の未然防止策に関係機関と連携して取り組む。
- 東日本大震災後の福島第一原発の放射能汚染問題に関連して、**放射能の除染等の効能に関する不当な広告表示や不当な取引行為を行う事業者による被害が発生**しているため、これらの事業者に対しては、指導を行うとともに、消費者に対しては、被害に遭わないよう注意喚起を促す。
- 不当な表示や取引を行う事業者は依然として存在し、高齢者を狙った悪質な取引も顕在化しているため、市町における**消費生活センターの設置促進**や、**高齢者の見守りネットワークの充実**など、消費者被害の防止と救済のための体制を強化する。

4 取組の実績

(1) 自ら学び自立する消費者の育成

○情報提供の充実

- 消費者が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備するため、平成 23 年 10 月からメール配信を開始した。
- 消費者被害の拡大を防止するため、消費者庁等の注意喚起情報をマスコミ等を活用して県民へ広く提供するとともに、消費生活情報誌を拡充するなど、情報提供機会の充実を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
消費者が情報にアクセスし易い環境の整備	計画	メール配信システムの構築 システム設計 情報収集ルートの確保	周知・受信者募集 受信者の拡大・提供情報の充実			○
	実施状況等	システム構築準備	システム設計 10月から配信開始	情報配信		

○消費教育の推進

- 環境に配慮し、モノを大切にする生活等、社会的価値行動ができる消費者を育成するため、通信制の「消費者ホーム講座」や通所制の「くらしのサポーター養成講座」を開講し、消費者の学習機会の充実を図った。
- 消費者の年齢や生活環境に応じた消費教育の講師を養成するため、「消費者啓発講師養成講座」を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
消費教育と学習機会の提供	計画	消費教育カリキュラムの検討		カリキュラムを反映した講座の実施		○
	実施状況等	検討委員会の設置準備 ホーム講座249名受講 サポーター講座88名受講 講師養成講座41名受講	検討委員会設置 ホーム講座237名受講中 サポーター講座83名受講中 講師養成講座3月実施予定	消費教育講師養成講座の実施 講師フォローアップ研修		

(2) 安全な商品・サービスの提供による安心の確保

○安全確保のための監視・指導体制の維持強化

- 生産から流通・消費に至る総合的な食品の安全確保に取り組むため、新たな「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」を策定した。
- 大量調理施設に対する一斉監視指導や製造所段階での食品抜き取り検査及びBSE全頭検査により食品の安全確保を図るとともに、食品衛生推進員(355人委嘱)による食品関係営業施設の巡回指導を実施し自主的な衛生管理を促進した。
- 食の安全に関するタウンミーティングを県内11箇所で開催するなど、消費者、事業者及び行政間のリスクコミュニケーションを充実し相互理解を深めた。

- 消費生活用製品安全法や家庭用品品質表示法に基づく立入検査や商品テスト結果の公表などを通じ、消費者の安全確保に努めた。
- 旅館等の生活衛生関係営業施設等における健康被害を防止するため、立入指導等を通じ、入浴施設のレジオネラ症防止や温泉の成分の適正表示などの安全対策に取り組んだ。

○適正な表示と取引の確保

- **JAS法及び景品表示法**に基づき、不適正な食品表示を行っている事業者に対する指導や合同監視を行うとともに、事業者・消費者・行政関係者を対象に食品表示制度研修会の開催、ガイドブックの配布等による啓発活動を行った。
- 不当な勧誘や取引による消費者被害を防止するため、不当取引指導員を配置して不当取引を監視するとともに、悪質な事業者に対しては、法に基づき事業者名の公表など厳格な処分や指導を行った。
- 県民の広告表示に対する関心を高め、**県民自らの注視活動により広告表示の適正化**を図るため、大学生によるインターネット等の広告表示調査を企画・立案した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
景品表示法、JAS法等による表示適正化	計画	静岡県産品の食品表示ガイド作成	不審情報が多い品目の買上調査 100件	事後指導		○
	実施状況等	作成部数20,000部 県民生活センター、市町、消費者団体等に配付	3県民生活センターで品目選定 同位体検査の委託 (予定:8品目90点)指導			
県民参加の注視活動による広告表示の適正化	計画	調査準備 品目選定	大学生によるインターネット等広告表示調査	調査・指導		○
	実施状況等	実施方法等検討	調査員(26名程度) 募集、研修会開催 調査・報告 指導			

(3) 消費者被害の防止と救済

○消費者からの相談対応

- 県内どこでも消費生活相談が受けられるよう、消費生活センター未設置市町に対して設置の働きかけを行うとともに、相談員資格取得支援講座を実施し、消費生活センターの相談員候補者の育成を進め、**消費者相談体制の強化**を図った。
- 高齢者を地域で支える見守りネットワークの充実を図るため、「高齢消費者被害実態調査」により高齢者の消費者被害の実態を把握し、高齢者への重点的な消費者被害防止啓発を行った。
- 多重債務者対策として、「多重債務相談ウィーク」中に県民生活センター等において集中的に多重債務相談を受け付け、生活福祉資金や生活保護窓口などと連携した相談体制を整えた。

3-2-2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
市町消費生活相談体制の拡充・強化の促進	計画	全市町消費生活相談窓口の機能強化支援 市町相談窓口の拡充支援 相談員資格取得支援講座実施 相談員レベルアップ研修等充実				○
	実施状況等	基金活用 全市町 資格取得支援講座の受講者52名 市町相談員OJT受入5市町 相談員事例検討会14回開催 参加者260名	基金活用 全市町 資格取得支援講座の受講者30名(予定) 市町相談員OJT受入2市町(予定) 相談員事例検討会14回開催(予定)			
高齢者を地域で支える見守りネットワークの充実	計画	高齢者に対する消費生活相談窓口の周知 高齢者の見守り対策の充実 高齢者見守りネットワークの充実		高齢者見守りネットワークの充実 市町、消費者団体との連携 見守り者への研修実施 見守り者の拡大		○
	実施状況等	・高齢消費者被害実態調査実施 ・見守りネットワーク活用窓口周知実施 ・消費者団体等啓発協働事業実施(12,320人に啓発) ・ふじのくに安心地域支え合い体制づくり県民会議への参画	・見守りネットワーク活用窓口周知実施 ・消費者団体等啓発協働事業実施(11,030人予定)			

○不当な取引行為の防止

○ 特定商取引に関する法律、割賦販売法や県消費生活条例に基づき、不当な取引行為を行った15事業者に対し行政指導や業務停止命令を行い、商取引等の適正化を図った。

「社」を尊重する
暮らしの形成

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

「環境」をキーワードにライフスタイルやビジネススタイルを足下から見直していくことにより、温室効果ガスの排出削減や資源の有効活用を進め、環境にやさしい取組が評価される社会を目指す。

施策の方向 (1) 温室効果ガス排出削減の推進

目的 県民や事業者の温室効果ガス排出削減に向けた取組を促進し、低炭素型の社会づくりを進める。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
県内の温室効果ガス(二酸化炭素等6種類)排出量の削減(平成2年度比)[森林吸収量を含む]	(H20) △10.8%	今後公表	△14%	—

参考指標	経年変化			推移
地球温暖化防止の県民運動参加人数	(H20) 126,944人	(H21) 121,275人	(H22) 167,149人	↗
エコアクション21取得事業所数	(H20) 438件	(H21) 606件	(H22) 760件	↗
県庁自らの温室効果ガス排出削減量(平成2年度比)	(H20) △8.2%	(H21) △11.8%	(H22) △11.0%	→

施策の方向 (2) エネルギーの有効利用の推進

目的 新エネルギー等の導入倍増(平成32年度10%)を目指した取組を進めるとともに、従来型エネルギーの安定的供給の確保を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
新エネルギー等導入率(天然ガスコージェネレーションを含む)	(H21) 5.1%	(H22) 5.4%	7%	B

参考指標	経年変化			推移
県内の住宅用太陽光発電の導入件数	(H20) 21,814件	(H21) 25,744件	(H22) 33,187件	↗
天然ガスコージェネレーション導入量	(H20) 44.94万kW	(H21) 45.01万kW	(H22) 42.64万kW	↘

施策の方向 (3) 資源の循環利用の推進

目的 廃棄物の減量化のため、3Rを推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進し、環境への負荷の少ない循環型の社会づくりを進める。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
一般廃棄物排出量(1人1日当たり)	(H20) 1,049g	今後公表	974g以下	—
産業廃棄物排出量	(H20) 11,993千t	今後公表	11,624千t/年以下	—
下水汚泥リサイクル率	(H21) 86.4%	(H22) 87.1%	90%	B

参考指標	経年変化			推移
リサイクル認定製品認定数	(H20) 13品目	(H21) 17品目	(H22) 29品目	↗
電子マニフェスト登録事業者数	(H20) 3,794事業所	(H21) 5,487事業所	(H22) 6,222事業所	↗
産業廃棄物不法投棄発見件数	(H20) 36件/年	(H21) 22件/年	(H22) 57件/年	↘

「和」を尊重する暮らしの形成

2 進捗評価

- 県民、事業者の温室効果ガス排出削減、資源の循環利用を促進する取組や、社会資本の整備を進めた結果、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルは、着実に定着しつつある。
- 天然ガスコージェネレーションを含む新エネルギー等の導入は順調に進んでおり、県民の新エネルギー等に対する理解は深まっている。
- マイバッグの普及やリサイクル商品の購入など、県民への3R活動の定着が図られており、さらに「ふじのくにエコショップ宣言制度」は初年度に目標の48%に当たる218店舗まで登録が進み、3R活動の機会拡大が図られた。
- 産業廃棄物処理業者等を対象とした研修会の開催等により、法改正を周知する等適正処理の推進を図ったことにより、事業者の情報公開を促す電子マニフェストは順調に普及している。
- 産業廃棄物不法投棄発見件数は、平成20、21年度と連続して減少したものの、平成22年度は再び、発見件数が増加した。

3 今後の施策展開

- 温室効果ガスの排出削減に加え、東日本大震災等に伴う電力供給の減少に対応するため、節電・省エネの観点からもライフスタイル、ビジネススタイルを見直していくことが必要である。
このため、**排出削減効果の「見える化」**や、「**節電・省エネコンテスト**」の実施等により節電・省エネに関する普及啓発に努め、県民や事業者が自ら行う地球温暖化防止や節電・省エネの取組を一層促進する。
また、分散自立型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産地消を目指し、太陽光発電・太陽熱利用などの**新エネルギー等の導入を一層加速**する。
- 資源の循環利用を推進するためには、県民一人ひとりが、家庭、事業所、地域のそれぞれの場面において、3Rに取り組む県民総参加の運動を展開し、併せて、資源として利用できない廃棄物についての適正処理を更に推進する必要がある。
このため、**ふじのくにエコショップ宣言制度登録店舗の拡大、地域循環圏の構築、マイボトル・マイカップキャンペーン**などを実施する。
また、産業廃棄物の処理実績を集計し、公表することで、産業廃棄物処分業者の業務内容の透明化を図るとともに、平成23年度に新設された優良産廃処理業者認定制度の周知を図る。

4 取組の実績

(1) 温室効果ガス排出削減の推進

○温室効果ガス排出削減を着実に実行するための環境づくり

- 県内から排出される温室効果ガス排出量の削減のため、平成 32 年度に平成2年度比 25%削減を目標とした「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」を策定した。
- 市町や関係団体と幅広く連携し、地球温暖化防止に向けた自発的な行動への参加と継続を促す県民運動を展開した結果、家庭や事業所、学校などで 16 万人を超える県民が参加した。
- 家庭における省エネ行動と環境にやさしい消費行動を促進するため、家庭におけるエネルギー使用量などを把握する事業を展開し、542 世帯が環境家計簿を活用した省エネ行動に取り組んだ。
- 中小企業の低炭素化を促進するため、無料の省エネ診断「省エネパトロール隊事業」を実施し、22 件の事業所等に対し指導を行った。
- 県自らの事務事業により排出される温室効果ガス排出量の削減のため、平成 25 年度に平成 21 年度比5%削減を目標とした「しずおかエコオフィス実践プラン」を策定した。

○ふじのくにグリーン・イノベーションの推進

- 電気自動車等の次世代自動車の普及を促進するため、国の「EV・PHVタウン」の選定を受け平成 22 年 12 月、平成 25 年度までの普及目標や具体的な取組内容等を示す「ふじのくにEV・PHV推進アクションプラン」を策定した。
- 環境技術・製品の普及拡大を促進するため、省エネルギー性能の高い設備、機器を導入した事業所を支援した。
- 地域の環境負荷を限りなく低減することにより、観光地としての付加価値を高めるエコリゾートタウンの取組として考えられる温泉排湯熱を利用したヒートポンプの導入について、採算性の検討を行った。
- 経営評価や企業評価を高める環境マネジメントシステムの「エコアクション 21」制度を普及した結果、認証取得事業所数は前年に比べ 154 件増加の 760 件に達し（全国2位）、事業所における環境負荷低減の取組の促進が図られた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
電気自動車等の次世代自動車の普及促進	計画	EV・PHVタウンに選定、アクションプランの策定	アクションプランに基づく取組の実施 効果評価、プラン見直し			○
	実施状況等	EV・PHVタウンに選定、アクションプランの策定 EV・PHV・電動二輪の普及台数1,001台	アクションプランに基づく取組の実施、マスタープランの策定(効果評価)			
エコリゾートタウンの取組支援	計画	エコリゾートタウン支援のための仕組みの構築	支援体制の整備、エコリゾートタウン選定	エコリゾートタウンにおける取組支援		○
	実施状況等	温泉排湯熱を利用したヒートポンプ導入の検討	エコリゾートタウン候補地の選定及び利用資源の抽出			

○低炭素な都市空間の形成

- 渋滞対策が自動車から排出される二酸化炭素を削減するため、国や政令市等と連携し、交差点改良やバイパス整備などの渋滞対策を実施した。
- 市街地の気温抑制や温室効果ガス吸収に寄与する都市緑化を推進するため、県営の7都市公園の適切な管理や街路の緑地整備、市町による都市公園整備への支援を実施した。
- 低炭素な都市空間の形成を促進するため、都市計画区域マスタープランに低炭素都市づくりの観点を位置付けた。

○吸収源対策の推進

- 平成 22 年度は、11,044ha の間伐等の森林整備を実施するとともに、新たに 1,772ha を保安林に指定し県内森林の吸収源機能の向上を図った。

(2) エネルギーの有効利用の推進

○新エネルギー等の積極的な導入

- 本県の豊かな自然資源を活用しエネルギー分野における地域の自立を図るため、食品廃棄物等のバイオガスエネルギー利用、温泉排湯熱を利用したヒートポンプの導入や温泉発電の事業化の可能性について調査し、温泉発電については事業化に向け有望な4地点を選定した。
- 新エネルギー等の導入を促進するため、家庭における太陽光発電の導入を支援した。
- 公共施設における新エネルギーの率先導入として、県立美術館及び中遠総合庁舎に太陽光発電を設置するとともに、新エネルギー推進セミナーの開催や優秀な新エネルギー導入事例を表彰するなど、導入促進のための普及啓発を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
次世代エネルギーパークの活用	計画	計画の検討	応募等	エネルギーパークの活用による普及啓発		○
	実施状況等	認定状況等の情報収集	次世代エネルギーパーク候補地の選定、関係企業等との連絡調整			

○エネルギーの安定供給の確保

- エネルギーの安定的供給の確保を図るための条件整備として、水力発電施設や石油貯蔵施設、原子力発電所に係る各種交付金制度を活用し、電源立地地域等の振興や住民福祉の向上を図るための支援を行った。

「和」を尊重する
暮らしの形成

(3) 資源の循環利用の推進

○3Rの推進（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）

- モノを大切にするライフスタイルやビジネススタイルを促進するため、エコ活動を行う店舗を広く周知する「ふじのくにエコショップ宣言制度」を創設し運用を開始した。
- 一般廃棄物を削減するため、マイバッグ持参、簡易包装の呼びかけ、環境配慮型商品の購入を促す「環境にやさしい買い物キャンペーン」を2,840店舗の参加により実施し、環境に配慮した消費行動の実践を促進した。
- 産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを促進するため、多量排出事業者を対象とする研修会を開催した。
- 建設工事におけるリサイクル製品の利用拡大や意識の徹底を図るため、「静岡県リサイクル認定製品」を使用する17のモデル工事を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくにエコショップ宣言制度の普及	計画				25年度末までに450店登録	○
			HPによる登録店紹介、エコ特典の広報、優秀事例の紹介			
制度設計・体制整備	実施状況等					
制度周知			登録店の拡大のための参加呼び掛け、優秀店の表彰			
登録募集						
制度検証					登録店、県民への意見聴取等による制度検証	
		実施体制整備 HPによる登録店紹介、 エコ特典等の広報 登録店の拡大のための参加呼び掛け、優秀店の表彰 22年度末218店登録	HPの見易さ改善 HPによる登録店紹介、 エコ特典等の広報、優秀事例の紹介 登録店の拡大のための参加呼び掛け、優秀店の表彰			

「和」を尊重する暮らしの形成

○廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物を適正に処理するため、市町や一部事務組合に対して、一般廃棄物処理施設の整備や維持管理等の指導を行った。
- 産業廃棄物の適正処理のため、産業廃棄物処分業者に対する研修会を開催し、法改正等の周知・徹底を図った。
- 不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、職員や民間警備会社によるパトロール、県民監視員による活動や監視カメラによる不審車両等の監視を行うとともに、啓発キャンペーンを展開した。

○未利用資源の有効利用

- バイオマスの有効利用を促進するため、バイオマス活用推進基本法に基づき、市町のバイオマス活用推進計画策定に向けた支援体制を整備した。
- 下水処理に伴う下水汚泥の有効利用を図るため、静岡県下水汚泥処理総合計画に基づき、処理処分を促進した。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

富士山をはじめとする多様な自然、歴史的町並み、緑と調和する都市空間など、人々に潤いを与え、訪れる人に魅力となる美しい景観を創造・保全する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合	(H21) 68.4%	(H23県政世論調査) 77.0%	75%	B ⁺
身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思ふ県民の割合	(H22) 53%	(H23県政世論調査) 50.6%	70%	C

参考指標	経年変化			推移
都市計画区域内の1人当たりの都市公園面積	(H19) 7.97㎡	(H20) 8.11㎡	(H21) 8.12㎡	↗
幹線道路における無電柱化率	(H18) 7.3%	(H19) 7.6%	(H20) 8.1%	↗
景観法に基づく景観行政団体数	(H20) 13団体	(H21) 14団体	(H22) 15団体	↗
(財)静岡県グリーンバンクによる緑化工事累計面積	(H19) 2,726千㎡	(H20) 2,745千㎡	(H21) 2,757千㎡	↗

2 進捗評価

- 「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う人の割合」は増加傾向にあり、富士山地域等における広域景観の形成に関する取組や、市町の景観行政団体への移行など、良好な景観形成に向けた環境づくりの効果が現れている。
- 都市計画区域内の1人当たりの都市公園面積や、県が支援する緑化関係団体の緑化工事面積は着実に増加しているものの、「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思ふ県民の割合」は減少しており、公共的空間における量的、質的な緑化の充実に向け一層の取組が必要である。

3 今後の施策展開

- 富士山地域においては世界文化遺産登録に向けて、牧之原茶園・空港周辺地域においては、茶園景観の保全など、良好な広域景観の形成が求められているため、地元との協働による「屋外広告物ガイドライン」の運用などの総合的な取組を進めていく。
また、景観講習会や専門アドバイザーの派遣などを通じ、引き続き市町に対し景観行政団体への移行を働きかけていく。
- 花や緑にあふれた魅力的な生活環境を保全・創造していくには、公共的空間（公共的施設とその隣接地）の一体的な緑化とともに、自発的かつ継続的な更なる県民参加が必要である。
このため、財団法人静岡県グリーンバンク等の緑化関係団体等との連携を一層強化し、引き続きボランティア団体等への支援や人材育成を拡充していくとともに、地域一体の緑化を促す公共的空間の緑化を促進していく。

4 取組の実績

○地域の特性を活かした「しずおかの景観」形成の推進

- 良好な広域景観の形成を推進するため、関係市町等と組織する富士山地域及び牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会において、屋外広告物等を通して良好な景観形成について協議し、今後の取組方針等について合意形成を図った。
- 地域主体の良好な景観形成を推進するため、景観講習会の開催や専門アドバイザーの派遣など、市町が**景観行政団体へ移行**するための支援を行った。
- 良好な景観の形成や安全で快適な歩行空間の確保に向け、市街地の幹線道路等において電線管理者や市町との連携を図りながら、電線類の地中化などの道路の無電柱化を実施した。
- 県が施行する公共事業の景観への配慮を徹底するため、「**ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)**」を策定し、伊豆地域の一部の出先機関において先行的に運用を開始した。
- 屋外広告物については、県が所管する町の区域の違反指導や、屋外広告業者への指導・監督を行い、屋外広告物の適正化を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
市町の景観行政団体移行支援	計画				景観行政団体数 23団体	○
	実施状況等	景観行政団体数 15団体				
景観に配慮した公共事業の全庁的な取組の推進	計画	策定と試行	実施開始	全庁実施		◎
	実施状況等	・1市が景観行政団体に移行(累計15) ・景観講習会等を6回開催	・2市が景観行政団体に移行(累計17)			

○自然・歴史・文化が調和した景観の保全と創造

- 富士山と桜の景観創出のため、財団法人静岡県グリーンバンクや静岡県さくらの会等と連携し、地域住民等が進める25箇所の桜名所の整備を支援した。
- 彩り豊かな森林景観を創出するため、「静岡県森林景観ガイドライン」を踏まえ、もりづくり県民税を財源とした森の力再生事業により、荒廃した人工林の針広混交林化や、生活区域に隣接する竹林や広葉樹林を整備し里山景観の再生を図った。

○花と緑のうるおいのある魅力的なまちづくりの推進

- 花や緑にあふれた魅力的な生活環境を保全・創造するため、「ふじのくにの魅力をも高める花と緑のまちづくり計画」を策定し、今後の花と緑のまちづくりの方向性や具体的取組等について、担い手となる関係団体等との合意形成を図った。
- 緑の大切さを広く啓発し、緑化を実践する人材を育成するため、静岡県グリーンバンク等の緑化関係団体と連携し、屋上緑化や校庭芝生化など14箇所の新技術緑化の実践や緑化ボランティア養成研修の開催、ボランティア団体の支援を行った。
- 都市における緑の空間を維持・創出するため、県営の7都市公園の適切な管理と、市町による都市公園の整備を促進する指導・支援を行った。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

自然の恵みの下に、自らの社会経済活動が成り立っていることを県民一人ひとりが認識し、適正な管理と利用などにより、豊かな自然環境を次世代に継承する。

施策の方向 (1) 自然環境の保全と復元

目的 人と自然が共生した健全な生態系を次世代に継承するため、自然環境の適正な管理と利用及び生物多様性の確保を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
生物多様性の確保に寄与する自然公園面積等の維持	(H21) 90,079ha	(H22) 90,079ha	90,079ha	B

参考指標	経年変化			推移
伊豆ニホンジカの年間捕獲頭数	(H20) 4,901頭	(H21) 4,999頭	(H22) 5,846頭	↗
ふじさんネットワーク会員数	(H20) 412団体	(H21) 420団体	(H22) 438団体	↗

施策の方向 (2) 自然とのふれあいの推進

目的 自然とのふれあいを通じて、身の回りの環境や森林を大切にする心を育み、自然と共生する県民の主体的な行動を促進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
環境保全活動を実践している県民の割合	(H21) 76.7%	(H23県政世論調査) 79.5%	100%	B ⁻

参考指標	経年変化			推移
森づくり県民大作戦参加者数	(H20) 17,281人	(H21) 25,332人	(H22) 19,689人	↘
しずおか未来の森サポーター企業数	(H20) 11社	(H21) 22社	(H22) 64社	↗
自然ふれあい施設利用者数	(H20) 1,244千人	(H21) 1,214千人	(H22) 1,207千人	↘

2 進捗評価

- 自然公園や鳥獣保護区等の厳格な規制の運用、官民協働の自然保護・保全活動等から、「生物多様性の確保に寄与する自然公園面積等」は維持されており、自然環境への理解と気運の醸成が図られている。
- 伊豆地域におけるニホンジカ対策は、狩猟による捕獲数の減少を理由に計画の捕獲頭数の達成に至らず、農作物の被害も増加傾向にあり、また、富土地域など他地域における被害の拡大も見られる。
- 富士山では、環境団体やボランティア等との協働の取組を推進した結果、富士山憲章の趣旨に賛同し環境保全活動を行う団体等で組織された「ふじさんネットワーク」の会員数が438団体に増加するなど保全意識が高まっている。
- 自然ふれあい施設の充実を図り、自然体験会等の機会提供や、環境学習の支援等の取組を進めた結果、自然とのふれあい体験者数はおおむね高い水準で推移し、環境学習会等への参加者が増加するなど、県民が自然とふれあい、環境について学ぶ機会は増加している。
- 県民や企業等の森づくりへの参加を促進する取組を進めた結果、森づくり活動回数及び森づくり活動参加者はともに増加しており、また、64の企業や団体が「しずおか未来の森サポーター」制度に参画しており、県民参加の森づくりへの理解と気運の醸成が進んでいる。

3 今後の施策展開

- 希少野生動植物を絶滅から守るため、希少野生動植物保護条例に基づく種の指定に向けて、生息状況調査が完了した南アルプス地域の希少種について種の指定を行うとともに、順次、富士地域等の他地域の希少野生動植物の生息実態調査を実施していく。
- ニホンジカ対策については、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整が達成できるよう狩猟期間の延長やメスジカの捕獲規制の緩和等により捕獲強化を図るとともに、伊豆地域、富士地域と南アルプス地域を合わせた全県一本の特定鳥獣保護管理計画を新たに策定し、計画的に捕獲圧を強化していく。
- 富士山の世界文化遺産登録が進む中、富士山の保全意識を高めることや、保全活動の一層の推進が必要であることから、「富士山の日」を中心に環境保全団体等の活動を支援することにより、幅広い層を対象とした清掃活動や啓発冊子の作成配布等の取組を進める。
- 環境への県民意識が高まり、環境学習等への参加者や機会が増える中、実践的な環境学習を行うリーダーの養成が必要である。
このため、環境学習リーダーの資質向上と人材を育成するため、環境学習指導員総合学習講座やOJT研修の機会を増やし、質の高い環境学習機会の充実を図っていく。
- 企業など様々な主体が森づくり活動への参加促進を図るには、「しずおか未来の森サポーター」制度の一層の周知や活動の場となる森づくりフィールドを確保することが必要である。
このため、企業等を対象に森づくり相談会や森の案内ツアーなどを引き続き開催し「しずおか未来の森サポーター」制度への参画を促進するとともに、森林所有者への協力を求め森づくりフィールドの情報を拡充していく。

4 取組の実績

(1) 自然環境の保全と復元

○自然環境の適正な管理と利用

- 自然環境の変化等に対応した自然公園計画の見直しを行い、自然環境の保護と適正な利用を図るため、奥大井県立自然公園において公園区域の境界線や施設の状況、動植物の生息状況等に関する現地調査を実施した。
- 南アルプスの希少な高山植物の植生の回復を図るため、南アルプス高山植物等保護指導員による巡回指導等（延べ945日）や、南アルプス高山植物保護ボランティアネットワークとの協働による防鹿柵の設置等を実施した。
- 静岡悠久の森（県有林）を自然環境財としてふさわしい森林に導くため、下刈や受光伐などの森林整備（18箇所、66ha）を実施するとともに、千本悠久の森（沼津市）においては、地元自治会など3団体と協働管理協定を新たに締結し、地元の協力を得て、きめ細かな管理体制を築いた。
- 麻機遊水地における自然再生の取組など、河川工事において自然環境の保全と復元に努めた結果、自然環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」の整備延長は平成21年度から約6km増加した。
- 地域住民やNPOとの協働による河川管理（リバーフレンド）を推進した結果、平成22年度は新たに35団体と協定を締結した。

○生物多様性の確保

- 本県の希少野生動植物を保護するため、希少野生動植物保護条例を策定し、希少野生動植物に関する施策の基本姿勢を示した。
- 希少な野生動植物を保護・保全するため、南アルプス地域において、採取、捕獲等を規制する種の選定と県版レッドリストの見直しに向けた動植物の生息実態調査を実施した。
- 鳥獣保護と狩猟の適正化を図るため、112か所、144,109haの鳥獣保護区を確保し、狩猟免許等の各種法令に基づく試験や講習会を開催した。
- 伊豆地域のニホンジカは、個体数が著しく増加し農作物に甚大な被害を及ぼしているが、市町等の有害捕獲、及び県の管理捕獲を実施した結果、5,846頭を捕獲し個体数を調整した。
- 特定外来生物の防除のため、分布状況調査を実施した。
- 遠州灘海岸に上陸・産卵するアカウミガメの産卵環境の保護と調査など、NPO団体等との協働により、身近な自然環境に生息・生育している動植物の保護対策を推進した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
希少野生動植物の保護対策	計画	希少野生動植物保護条例の制定	種の選定 (南アルプス地域)	種の指定 (南アルプス地域)		○
		県民への周知・啓発		希少野生動植物保護監視員の設置		
	実施状況等	条例、規則、基本方針の制定	種の選定 (南アルプス地域)			
		南アルプス地域生息調査	富士地域生息調査			
		啓発パンフの作成、配布	関係者等への説明			
特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数管理	計画	〈伊豆地域ニホンジカ対策〉 新たな取組				○
		専任班体制によるわな捕獲 メスジカ捕獲向上マップ配布 個体数調整				
		捕獲頭数(7,000頭/年)策定		個体数調整	目標捕獲頭数(7,000頭/年)予定	
	実施状況等	〈伊豆地域ニホンジカ対策〉 専任班体制によるわな捕獲 個体数調整	調査・調整	計画策定		
		捕獲頭数(5,846頭/年) 捕獲目標(7,000頭/年)				
		〈富士地域ニホンジカ対策〉 調査・調整	第3期計画策定 ・原案作成 ・環境審議会への諮問			

○富士山の自然環境保全対策

- 多様な主体との協働による富士山の保全対策を推進するため、ボランティアやテレビ局等との協働により、清掃活動や植樹活動を実施した。
- 富士山の自然を後世に継承していく心を育むため、「富士山の日」を中心に、小学生向け富士山学習リーフレットの配布や、交流事業等への支援、留学生を対象としたマナー啓発活動等を実施した。
- 登山シーズンにおける富士山周辺の交通渋滞の解消と自然環境の保全を図るため、富士宮口と須走口で一般車両乗り入れ規制（マイカー規制）を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
自然環境の保全と活用が調和した取組の推進	計画	富士山環境保全指針の改定準備	富士山環境保全指針の改定	富士山環境保全指針に基づく取組の推進		○
	実施状況等	・富士山包括的保存管理計画案等との調整	・関係課との調整と原案作成 ・関係団体への意見照会と改定案取りまとめ ・環境審議会への報告			
「富士山の日」を中心とした自然環境保全意識の高揚	計画		県民等への周知・啓発			○
	実施状況等	・啓発冊子の作成配布 ・ふじさんネットワークの活動支援等	・啓発冊子の作成配布 ・ふじさんネットワークの活動支援等			

(2) 自然とのふれあいの推進

○自然とふれあう場と機会づくりの推進

- 「県民の森」や「県立森林公園」などの県有ふれあい施設について、施設修繕等の適正な維持管理や自然体験や観察会などの学習機会の提供に努めた結果、年間 1,207 千人の施設利用があった。
- 自然の活用と保護の大切さを体感するエコツーリズムを推進するため、地域に発足した3つのエコツーリズム活動団体の支援を行うとともに、ホームページ（奥大井・南アルプスネット）を通じて活動団体などの情報を 103 件発信し、多様な自然とふれあう機会の増進を図った。

○主体的な行動につながる環境教育・環境学習の推進

- 体験を重視した環境教育・環境学習を推進するため、地域や学校等で開催された環境学習会（182 回・8,037 人参加）へ、延べ 552 人の環境学習指導員を講師として派遣し支援した。
- 環境学習リーダーの養成と資質の向上を図るため、環境学習指導員総合学習講座を 10 回実施するとともに、県内東・中・西の3地区で3回の環境学習指導員交流会を開催した。
- 環境に関する情報提供を充実するため、県内の環境保全団体や企業等が行っている環境学習の情報を収集し、環境学習データバンク（HP）を通じて情報発信した。

○県民参加による森づくりの推進

- 地域住民や NPO との連携と協働により県民参加の森づくりを進めるため、「森づくり県民大作戦」を春と秋に開催した結果、197 行事に 19,689 人の県民が参加し、県民参加の森づくりを促進した。
- 県民参加の森づくりの主体を担う森林ボランティア団体等の知識や技術力向上のため、安全講習会やボランティア団体間の交流会を実施した。
- 企業の森づくりへの参加促進を図るため、「森林CSRフォーラム」、「企業と森をつなぐバスツアー」等の企業向け啓発行事を開催し、しずおか未来の森サポーター制度の普及を図った。

「社」を尊重する
暮らしの形成

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「一社一山」運動の展開 （「しずおか未来の森サポーター」制度の活用） 制度への加入促進	計画	環境意識の高い企業への集中的な売り込みと企業の掘り起こし				○
	実施状況等	森づくりに取り組む動機付けとなる仕掛けづくり			サポーター企業（H21）22社（目標）100社	
森づくりフィールドの確保	計画	フィールドバンクへの登録促進 HPやパンフレットによるフィールド情報の発信				○
	実施状況等	フィールド 60 箇所 フィールド情報ガイドの作成 HP での情報発信 森林情報共有システムへの登録により インターネットで位置情報の確認が可能				

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

NPOや地域コミュニティの活動を支援し、地域における協働を推進するための環境整備に努めるとともに、すべての人が個性と能力を発揮して活躍できる暮らしやすい社会づくりを進め、併せて、人権尊重意識の定着化を図る。

施策の方向		(1) 多様な主体による協働の促進			
目的	多様な主体によるサービスが提供される豊かな社会を目指し、地域を支えるNPO等への支援を行うとともに、協働を推進するための様々な環境整備を行う。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
NPO法人の事業費		(H20) 149億円	今後公表	年間 200億円	—

参考指標	経年変化			推移
NPO法人数	(H20) 871法人	(H21) 925法人	(H22) 988法人	↗
認定NPO法人数	(H20) 1法人	(H21) 1法人	(H22) 1法人	→

施策の方向		(2) 地域コミュニティの強化			
目的	住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりを支援し、地域コミュニティの強化を図り、住民自らによる地域の活力向上や地域課題の解決に向けた主体的な活動を促進する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
県民の地域活動への参加状況		(H21) 80.5%	(H23県政世論調査) 77.1%	83%	C

参考指標	経年変化			推移
コミュニティ施設整備率 (整備済地区数/整備対象地区数)	(H20) 56.3%	(H21) 57.4%	(H22) 59.5%	↗
コミュニティカレッジ修了者数	(H20) 46人	(H21) 47人	(H22) 68人	↗

施策の方向		(3) ユニバーサルデザインの推進			
目的	すべての人が自由に活動し、住む人も訪れる人も心温まる社会を実現するため、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりなどを推進する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合		(H21) 75.5%	(H23県政世論調査) 65.7%	90%	C

参考指標	経年変化			推移
福祉のまちづくり条例に定める公共的施設と同条例基準への累計適合件数	(H20) 3,149件	(H21) 3,307件	(H22) 3,517件	↗
主要な旅客施設周辺等の主な道路のバリアフリー化率	(H20) 68.7%	(H21) 83.7%	(H22) 86.3%	↗
県内乗合バスのノンステップ車両導入率	(H20) 29.7%	(H21) 30.9%	(H22) 32.2%	↗
県内企業・団体のユニバーサルデザインへの取組割合	(H18) 37.5%	(H21) 43.2%	—	↗
県民のユニバーサルデザイン認識率	(H20) 70.2%	(H21) 64.7%	(H22) 64.8%	→

「和」を尊重する暮らしの形成

3-2-6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

施策の方向		(4) 男女共同参画の推進			
目的	男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担う社会づくりを進める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	個性や能力を発揮できる機会が男女で差が無いと思う県民の割合	(H20) 18.9%	(H23.7月) 34.3%	50%	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
固定的役割分担意識にとらわれない男性の割合	—	(H20) 52.8%	(H22) 51.5%	→
女性比率が40%以上である県の審議会等の割合	(H20) 56.3%	(H21) 70.0%	(H22) 73.5%	↗
男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体数 (累計)	(H20) 345件	(H21) 505件	(H22) 658件	↗

施策の方向		(5) 人権尊重の意識が定着した人権文化の推進			
目的	県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが人間らしく、幸せに暮らしていくことができる社会の実現を目指す。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」と感じる人の割合	(H20) 30.5%	今後公表	45%	—

参考指標	経年変化			推移
人権啓発講座等参加人数	(H20) 25,296人	(H21) 25,193人	(H22) 26,603人	↗

2 進捗評価

- NPOの資金調達を容易にするため、県民、NPO、企業、行政が協力して社会を支える仕組みづくりとしての「ふじのくにNPO活動基金」を創設するなど、地域を支える団体への活動支援や、協働を推進するための環境整備が進み、NPO数は増加している。
- 「県民の地域活動への参加状況」は減少したが、震災後の県内経済の落ち込みや地域行事の自粛による県民の生活不安が影響したものと推測される。地域の絆を再認識した今後は、人材面、施設面等を側面から支援し、一層のコミュニティ強化を図っていく。
- 福祉のまちづくり条例に定める基準に適合した公共的施設の整備や、主要な駅周辺等の主な道路のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりは着実に充実が図られているものの、「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」は低下がみられることから、一層の取組を進める必要がある。
- 男女共同参画社会づくりのための環境整備は着実に進んでおり、「個性や能力を発揮できる機会が男女で差が無いと思う県民の割合」は増加傾向にある。
- 「人権啓発講座等参加人数」は、年間 26,603 人に達し、人権尊重の県民意識や、社会環境の整備が着実に図られている。

3 今後の施策展開

- 東日本大震災の発生により、NPOなどの新たな公共や、地域コミュニティの重要性が改めて認識されたところである。
- NPOが地域住民から信頼され、協働の主体的な担い手となるために、**中間支援機能の強化**を図り、**NPOの組織運営に必要なノウハウの習得支援**や**NPOの情報公開を促進**する。また、地域コミュニティの一層の強化に向け、**地域リーダーの育成**等に取り組んでいく。
- 高齢化の進行や、障害のある人の社会参加、国内外との交流の活発化等により、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるユニバーサルデザインの重要性はますます高まっている。
このため、県内各地域、各年齢層において、ユニバーサルデザインの施策効果が感じられるよう、**まちづくりや製品・サービスの提供等にユニバーサルデザインを取り入れていく企業や団体等の実践的な取組を促進**し、ユニバーサルデザインの更なる普及・浸透を図っていく。
- 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくりのため、男女共同参画や人権文化の推進の重要性は、ますます高まってきたことから、制度の実効性を高めるなど、**男女共同参画の実態面での進展に向けた取組、人権教育・人権啓発の取組を一層推進**し、県民意識の醸成や社会環境の整備を図る。

4 取組の実績

(1) 多様な主体による協働の促進

○少子・高齢化社会、核家族化等に対応できる新たな協働の仕組みづくり

- NPOや企業等の多様な主体が協働して、富士山等において環境保全活動を推進し、また、経済的理由等により所有者による整備が困難な荒廃した森林を、NPO等の森づくり団体（8団体）が所有者に代わり整備した。
- 長寿者の見守りや子育てサロンなど身近な地域で住民が主体的に行う福祉活動を促進するため、このような活動を直接支援する市町社会福祉協議会及び活動の担い手を養成する県社会福祉協議会に対し、事業費を助成した。
- 老人クラブにおける、長寿者自らの生きがいがづくり、健康づくり及びボランティア活動等を促進するため、各地域において老人クラブによる友愛訪問事業をはじめ、次世代育成事業、健康体操教室などに取り組み、社会参加促進、地域における絆づくりを図った。
- 長寿者が子ども達に、地域の伝統や文化などを実体験により伝える機会として、「わくわく体験!ふるさとふれあいフェスタ」を開催し、長寿者の知恵や力を地域の子育て支援に役立てた。（参加者は約 6,000 人）
- 認知症を理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を 33,632 人養成した。（累計 91,072 人うち子どもサポーター 8,978 人）
- 地域防災力を充実・強化するため、地域防災力強化人材育成研修を開催し地域における防災リーダーを育成するとともに、児童生徒を対象に次世代防災リーダー育成研修を開催し、学校や地域において防災リーダーとなりうる「ふじのくにジュニア防災士」を育成した。
- 学生をはじめとする若者が集い賑わう「学住一体」のまちづくりの検討において、大学と地域社会をつなぎ、大学や学生と地域住民等の多様な交流のあり方について検討を行った。
- ふじのくにNPO活動センターにおいて、企業やNPOのニーズに応じ、様々なマッチングを実施し、特に企業からの寄贈プログラムでは、2社から提供の申し出のあった物品を76のNPOに提供するなど、地域の協働の推進に努めた。
- 地域における協働を推進するため、協働推進人材育成講座を伊豆市及び川根本町で開催し、延べ75人が受講した。また、地域課題に対応するための人材育成を行うとともに、中間支援団体に委託することにより、その機能の充実を図った。

○社会資本整備のための協働の仕組みづくりの推進

- 社会資本整備に当たって行政と地域住民やNPO等との相互理解と協働ネットワークの構築・拡大を図るため、意見交換会「くるまぎ会」を東部・中部・西部の3地域で開催した。
- 社会資本整備に係る協働の普及・啓発のために、事例発表会の開催や協働のノウハウ等をまとめた「協働の底力。虎の巻」を作成し、併せて県のホームページにより情報発信した。

○新たな農村協働力の形成支援

- 農村コミュニティの再生・維持を図るため、多面的機能を有する農地や農業用施設等の地域資源を、多様な主体により適切に保全管理していく「ふじのくに美農里プロジェクト」を推進した結果、169組織が9,434haの保全活動を実施した。

- 農山村と企業等が双方の資源や人材、ネットワーク等を活かしたパートナーシップにより農村環境保全等の協働活動に取り組む「一社一村しずおか運動」を推進し、新たに4件のパートナーシップを認定した。
- 全国棚田（千枚田）サミットを松崎町石部の棚田で開催し、「しずおか棚田・里地くらぶ」等のボランティア組織と協働し、美しい景観や豊かな生態系の保全等、多面的機能を有する棚田等の保全活動の必要性等のPRを行った。
- 農地や農業施設の継続的な維持管理体制の確立や、集落の共同体意識の醸成を促進するため、営農組織やNPO法人等の多様な主体が施工者となり、耕作放棄地解消対策や鳥獣害防止柵の設置等の身近で簡易であるが手間のかかる「直営施工」を実施し、延べ866人が参加した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくに美農里プロジェクトの推進	計画	地域協働活動の拡大				◎
		9,029ha(H21)			16,000ha以上	
	実施状況等	9,434ha				
一社一村しずおか運動の推進	計画	農山村と企業のパートナーシップの拡大				◎
		21協定(H21)			40協定以上	
	実施状況等	25協定				
しずおか棚田・里地くらぶ	計画	活動の充実・拡大				◎
		194クラブ員数(H21)			600クラブ員数以上	
	実施状況等	225クラブ員数				

ONPO活動の環境整備

- 平成23年3月に「ふじのくにNPO活動に関する基本指針」を策定し、NPO活動の効率的な支援が図れるよう県の役割と市町の役割を明確にした。
- NPOの中間支援機能を充実させるため、地域別交流会を開催し、NPO活動支援センター職員29人の参加により意見交換を行った。また、ふじのくにNPO活動センターにおいて、市民活動支援施設・中間支援団体向け研修会を2回開催し、延べ45人が受講するとともに、個別団体の支援を行い、県内NPOの中間支援機能の強化・充実に努めた。
- NPO法人の組織運営力を強化するため、ふじのくにNPO活動センター等において、会計、融資、IT、パソコン、広報など20講座を開催し、454人が受講した。
- 県民の寄附を促し、県民、NPO、企業、行政が協力して社会を支える仕組みとして、NPO活動を支援する「ふじのくにNPO活動基金(条例名:静岡県社会貢献活動促進基金条例)」を創設した。
- NPOが地域での多様な担い手による協働を推進し、NPOの地域に密着した活動を促進するため、ガイドブックの作成について、そのあり方、範囲等について検討した。

3-2-6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくにNPO活動基金の創設	計画	資金調達に係る制度等の構築	県基金造成	県民、企業等から寄付金受入 (ふるさと納税等の活用)		○
			(基金取崩しにより助成(事業費の2/3、上限設定) 事業テーマ、実施団体を県民、NPOに公募 助成先は、有識者、県民等で組織する審査会で選定 (県民意向を反映できる仕組み) 審査会運営事務等を中間支援NPOに委託			
	実施状況等	県基金の創設	基金積み増し			
			(基金取崩しにより助成(事業費の2/3、上限設定) 事業テーマ、実施団体を県民、NPOに公募 助成先は、有識者、県民等で組織する審査会で選定 (県民意向を反映できる仕組み) 審査会運営事務等を中間支援NPOに委託			

(2) 地域コミュニティの強化

○住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりの支援

- 地域コミュニティが主体的に暮らしの改善に取り組むため、地域の課題である環境美化、多文化交流の推進、公共交通のあり方検討などの活動に対して支援した。
- 住民が参加しやすい地域コミュニティの環境づくりとして、地区の活動拠点となる自治会館や区民館など16箇所(10市町)に対し、**コミュニティ施設整備**の支援を行った。
- コミュニティ活動の情報発信と意識啓発のため、県内各地の地域コミュニティ活動事例等を紹介する情報誌「コミュニティ静岡」を年4回発行し、特色ある活動団体、計32件を紹介した。
- さらに県内の活動で特に優れた16団体を表彰し、うち優秀賞を受賞した4団体については、全国のまちづくり活動賞への推薦を行った。
- コミュニティ活動の底上げを図るため、活動を牽引するリーダー等の養成講座「コミュニティカレッジ」と、これまで遠隔地で参加者が減少していた賀茂地域において「出張コミュニティカレッジ」を開催し68名が修了した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
コミュニティ施設整備	計画		第11期事業計画の検討			○
	実施状況等	16箇所(10市町)の施設整備への支援	13箇所(9市町)の施設整備への支援			
市町コミュニティ施策の充実	計画	市町コミュニティ担当職員研修 静岡県型コミュニティ施策の研究	調査・研究結果の報告			○
	実施状況等	市町コミュニティ担当職員研修会の実施	研修に加え県内先進事例視察も実施 県内コミュニティ特性調査の開始			

(3) ユニバーサルデザインの推進

○心温まるまちづくり

- ユニバーサルデザイン(UD)を取り入れた県有施設(柚野の里活性化施設、袋井警察署等)の整備や、公共的施設の設計審査等を通じて「福祉のまちづくり条例」の基準に適合するよう指導するなど、利用しやすいさと人への温かさが感じられる施設等の整備を行った。
- **車いす利用者用駐車場の適正な利用推進**を図る「ゆずりあい駐車場事業」を、平成23年1月から焼津市、藤枝市内で試験的に開始しており、駐車場を利用しやすい環境づくりを推進している。(利用証交付件数842件、協力施設数98施設:平成23年10月末現在)
- 国道135号、主要地方道三島富士線等の歩道の整備などを実施したほか、鉄道駅のユニバーサルデザイン化(東海道線六合駅)や、超低床バスの導入を支援するなど、人にやさしい歩行空間や交通機関等の整備を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
車いす利用者用駐車場の適正利用推進	計画	一部地区で実施		取組の普及拡大		○
	実施状況等	・23年1月から県ゆずりあい駐車場事業を焼津市・藤枝市で実施	・実施状況調査・評価 ・実施地域拡大に向けての準備			

○心温まる製品やサービス・情報の提供

- 人にやさしい製品づくりを促進するため、ユニバーサルデザインに配慮した製品開発を行う企業への支援(工業技術研究所によるUDに関する研究開発技術指導及び相談件数:458件)や、県内中小企業が開発又は生産したUDに配慮した製品を「グッドデザインしずおか」ユニバーサルデザイン賞として顕彰した。
- 誰もが安心してサービスを受けられるよう、大きな活字等で読みやすい県民だよりの発行や、交通結節点での公共交通機関の乗換え案内、富士山登山口の**観光案内看板の多言語化の整備**など、わかりやすい情報提供等の促進を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
観光案内看板の多言語化整備	計画	10箇所	10箇所	10箇所		○
	実施状況等	伊豆急下田駅など12箇所を整備	松崎バスターミナル等7箇所を整備中	関係機関と整備箇所について調整の上、順次整備		

○思いやりのある社会づくり

- 思いやりのある社会づくりに向け、「第3回国際ユニヴァーサルデザイン会議2010inはままつ」を開催し、国内外から延べ1万4千人を超える方々の参加があり、国内外へ本県の取組を情報発信したほか、ユニバーサルデザイン大賞や事例発表会(平成22年度:2回開催、参加者延べ120人)、ユニバーサルサービス講座(平成22年度:1回開催、参加者32人)等を実施し、県民一人ひとりの実践を促進した。

- 「障害者働く幸せ創出センター」やジョブコーチの派遣による障害のある人の就労支援や、元気高齢者づくり事業への支援、多文化共生フォーラムの開催など、高齢者、障害のある人、外国人県民等、すべての人の社会参加を促進した。

(4) 男女共同参画の推進

○男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり

- 男女の固定的な性別役割分担の意識にとらわれず、様々な分野に参画していけるように、広報誌や情報誌の発行、街頭啓発キャンペーン、県民フェスティバル、タウンミーティングなど、あらゆる機会や媒体を通じた広報・啓発活動を行い、男女共同参画の理解促進や、意識改革を推進した。
- 男女の人権尊重や男女平等の推進に関する教育を充実するため、市町や各種団体・機関との連携によりセミナーを実施するとともに、各地域、学校等に出向いての出前講座を積極的に実施した。
- DV(ドメスティックバイオレンス)やデートDV防止のためのセミナーを開催し、女性に対する暴力を根絶するため、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図るとともに、男女の相談者が、自身でより良い解決策を見出すことを支援することを目的に、電話や面接による相談事業を実施した。

○誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

- 男女が仕事と育児・介護等の家庭生活、地域活動のバランスを図り、充実した生活を送ることができるよう、しずおか男女共同参画推進会議を通じた企業・団体等のトップへの働きかけや、セミナー等を通じ、県民や職場の理解促進に努めた。
- 子育ての支援体制の充実を図るため、男女共同参画団体による、子育て経験豊富な団塊の世代等の潜在力を活かした子育て支援活動を促進した。

○元気で活力のある社会づくり

- 女性自身の意識や行動を改革し能力を高めるため、女性の参画拡大をテーマとしてセミナーを開催した。また、「さくや姫プロジェクト」において、様々な分野で活躍する女性160人をロールモデルとしてウェブサイトで紹介するとともに、男性の家庭・地域への参画を促進するため、家庭や地域等において、いきいきと活躍する男性ロールモデルの発掘を行い、合わせて223人を紹介し、積極的に情報を発信した。
- 男女共同参画社会づくり宣言推進事業の推進により、男女双方にとってのワーク・ライフ・バランスの実現や女性の参画拡大等の取組を促進し、**男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備**を図った。
- 地域活動を行う団体の拡充と連携を促進するため、男女共同参画の推進に積極的に取り組む団体や事業所等を表彰し、県ホームページによる発信や、しずおか男女共同参画推進会議の加入団体への取組事例の紹介を行った。
- 地域の課題解決のための実践的な活動を効果的に展開するため、男女共同参画に関する県、市町、民間の取組等の情報を収集し、個人や地域のニーズに応じた情報を発信するためのポータルサイトの構築に着手した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
男女がともに能力を發揮できる就業環境整備	計画	男女共同参画社会づくり宣言事業の推進				○
		宣言事業所・団体数 当初505件	宣言事業のすそ野の拡大		累計1,000件	
	男女共同参画社会づくり事業所認定制度の検討、優遇施策整備	制度スタート	職場での男女共同参画の推進 認定制度を通じた実際の取組促進			
実施状況等		・153件増加(累計658件) ・次世代育成支援企業認証制度として実施を検討	・男女共同参画団体での宣言拡大の取組 ・次世代育成支援企業認証制度(事務局:企画広報部)を10月施行			

(5) 人権尊重の意識が定着した人権文化の推進

○様々な人権問題に関する関連施策の推進

○ 県民の人権尊重意識の高揚を図り、複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権問題に関する施策を総合的に推進するとともに、今後の人権施策の方針や具体的取組を示した「ふじのくに人権文化推進プラン」を平成23年3月に策定した。

○あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

- 県民一人ひとりに、生涯の各時期にわたり、人権尊重の精神の醸成を図るため、テレビCM等によるマスメディアの効果的な活用や、民間と協働した人権ラジオ番組の放送等を行うとともに、出前人権講座、ふじのくに人権フェスティバルや人権問題講演会等の講座を計182回開催し、延べ26,603人の参加が得られた。
- 人権に関する正しい知識の普及促進や人権尊重意識の向上のため、講義や講演による人権に対する理解を深めるとともに、人権教育指導者等を対象とする研修会を開催し、参加体験型人権学習やその手法の活用方法などの普及に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進	計画	「ふじのくに人権文化推進プラン」の策定				○
	実施状況等	庁内関係部局や関係機関と連携しながら計画を策定	庁内関係部局や関係機関と連携しながら計画を推進			
人権啓発講座の開催	計画	人権啓発講座の積極的な開催				○
	実施状況等	150回	150回	150回	150回	
マスメディア等を活用した人権啓発	計画	新聞・テレビ・ラジオスポットCM・ポスター掲示等				○
	実施状況等	新聞全面広告掲載、テレビ・ラジオスポットCM、人権啓発ポスターの広範な掲出、人権ラジオ番組放送等	新聞全面広告掲載、テレビ・ラジオスポットCM、人権啓発ポスターの広範な掲出、人権ラジオ番組放送等			

3-2-6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
相談・支援体制等の充実	計画	相談機関相互や関係機関の連携による救済体制の強化				○
	実施状況等	県電話相談機関連絡協議会活動等による相談機関相互や関係機関の連携	県電話相談機関連絡協議会活動等による相談機関相互や関係機関の連携			

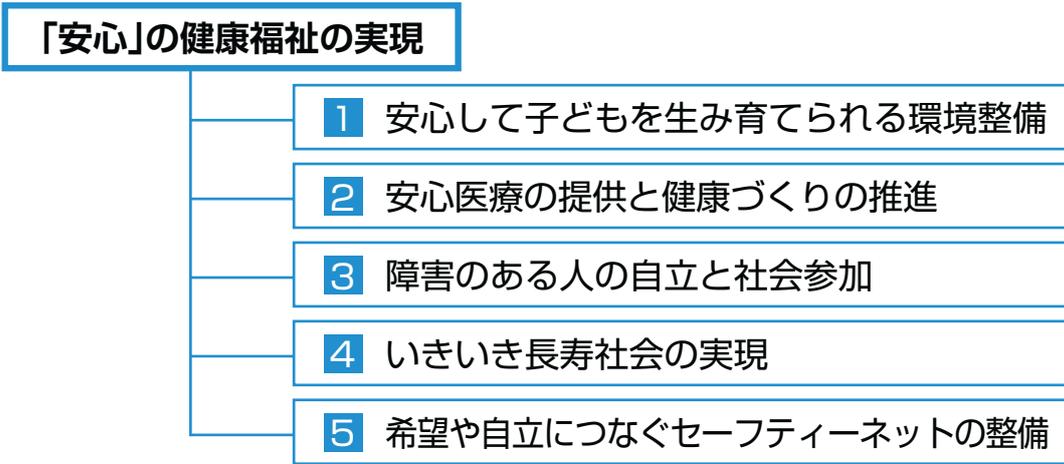
○人権を尊重する平和社会の実現

- 平成 23 年 2 月 23 日の富士山の日に実施した「富士見の式典」において、富士山のごとく美しく平和な姿の社会の建設を誓う「ふじのくに平和宣言」を行った。
- 平成 23 年 2 月 23 日を含めておおむね6週間、平和宣言都市と県とが共同し、大人から子どもまで、幅広い世代が平和について考え、恒久平和を願う気持ちが広く県民運動に発展する機会となるよう「パネル・写真リレー展」を開催した。

③-③ 「安心」の健康福祉の実現

1 戦略の目標と体系

地域社会全体で子育てを支え、子どもを願う人が安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、社会活力の維持・向上を支えるとともに、安心できる医療の提供と健康づくりの推進、障害のある人の自立と社会参加の支援、長寿者がいきいきと暮らせる環境やケア体制の充実、希望や自立につなぐセーフティーネットの整備などにより、県民だれもが生涯を通じ、健康で、生きがいを持ち社会の中で意欲と能力を発揮して暮らすことができる社会の実現を目指す。

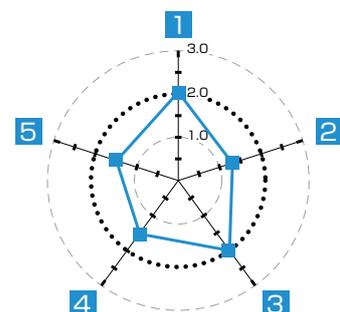


2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	評価外
1 安心して子どもを産み育てられる環境整備		1	2	1			2
2 安心医療の提供と健康づくりの推進		1	1		5		2
3 障害のある人の自立と社会参加			1				2
4 いきいき長寿社会の実現				1			1
5 希望や自立につなぐセーフティーネットの整備			1		1		
計		2	5	2	6		7

- 「自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいと感じている人の割合」については、0.9ポイントの上昇と若干の増加にとどまったことから、80%という目標の達成に向け、子育て環境の更なる充実に取り組む。
- 「壮年期（30歳～64歳）人口10万人当たり死亡数」については、60歳以上の方が占める割合の増加などの影響により前年度から5.9人増加したことから、目標の達成に向け一層の取組が必要である。

《戦略の柱ごとの達成状況》



- 「病院機能評価認定病院の割合」については、4病院が新たに認定されたものの6病院が認定を更新しなかったことにより前年度から1.1ポイント減少したものであるが、更新も含め認定病院確保への一層の推進が必要である。
- 「介護サービス利用者の満足度」については、77.4%から79.1%に改善したものの目標水準の90%とはまだ隔たりがあることから、サービスの質の向上に向けた人材確保や職員の資質向上のための取組の一層の推進が必要である。
- 現在の厳しい経済・雇用情勢も一因と推測される中、自殺者が増加し、「自殺による死亡率の都道府県順位」が、低い方より8位から21位と順位を下げたことから、目標の達成に向け、自殺の原因分析を行い、一層のきめ細かな対策が必要である。

3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 安心して子どもを産み育てられる環境整備		19	
2 安心医療の提供と健康づくりの推進		31	2
3 障害のある人の自立と社会参加		18	1
4 いきいき長寿社会の実現		19	
5 希望や自立につなぐセーフティーネットの整備		1	
計		88	3

- 主な取組については、ほぼ計画どおり実施されている。
- 特に、安心して子どもを産み育てられる環境整備として、こども医療費助成については、県内すべての市町で、入院に係る助成対象を未就学児から中学3年生まで拡大した。
- さらに、保育所の待機児童数については、保育所及び認定こども園の整備等を進めた結果、120人(25%)減少し、大きな効果を上げた。
- また、安心医療の提供と健康づくりの推進として、医師の確保に向け、「ふじのくに地域医療支援センター」を開設し、指導医の確保や研修プログラムの充実など総合的な対策を推進した。
- ただし、ドクターヘリの夜間運航については、騒音問題や環境への配慮から離着陸場の選定が大きな課題となっており、候補地の確保に向けて、地元自治体との調整を進める。
- さらに、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等、福祉人材の養成については、それぞれ700人、800人の目標に対し、191人、336人の養成に留まっており、今後一層の取組の強化が必要である。

4 進捗評価

- 「自分の住んでいるまちが子どもを産み、育てやすいと感じている人の割合」は若干の増加にとどまったものの、こども医療費助成制度の充実や保育所の待機児童数の486人から366人への大幅な減少、市町における「要保護児童対策地域協議会」の2市町での新たな設置など、安心して子どもを産み育てられる環境の整備は着実に進んでいる。これは、主体となる市町に向けた財政、事業運営の両面からの積極的な支援が寄与したものと考えられる。

- 「ふじのくに地域医療支援センター」の設置などを通じ県内45公的病院等の常勤医師数65人の増加に寄与したほか、救命救急センターの新たな指定、災害拠点病院の耐震化の着実な進捗などから、安全で質の高い医療体制の充実に一定の貢献ができたと考えられる。
- 「壮年期（30歳～64歳）人口10万人当たり死亡数」は、5.9人増加したが、これは60歳以上の方の割合の増加などによるものであり、重点的に取り組んだがんや脳血管疾患などによる死亡者数は減少したことから、質の高い医療の確保に一定の貢献はできたと考えられる。
- 「病院機能評価認定病院の割合」は1.1ポイント減少したが、医療機関立入検査における指摘事項の改善指導を徹底したことにより、立入検査で指摘を受けなかった病院の割合は増加していることから、患者本位の医療サービスの確保に向けた一定の成果が見られる。
- 地域自立支援協議会の設置市町数の増加や施設の耐震化やスプリンクラー整備の促進に加え、グループホーム14件の増設や「障害者働く幸せ創出センター」を拠点とした総合的な支援等による一人当たり工賃実績額の向上などから、障害のある人の自立と社会参加に向けた取組は、一定の成果が上がっていると考えられる。
- 県内在住の長寿者を対象にした意識調査では、これまでよりも元気に外に向かう長寿者の姿を見て取ることができ、こうした動向に、県が進めた健康でいきいきと暮らせる長寿県づくりに向けた取組が一定の効果をもたらしたと考えられる。
- 「就労支援を行った生活保護受給者の就職率」が前年度を上回ったほか、厳しい経済・雇用情勢の影響もあり自殺者数は増加したものの、自殺の主な要因であるうつ病の早期発見・早期治療を目指した「睡眠キャンペーン」を推進するとともに、「いのちの電話」の普及啓発や相談体制の整備促進により休日・夜間の相談件数が平成21年度比85.2%増となったことなどから、セーフティーネットの整備に着実に貢献したと考えられる。
- 以上5つの戦略の柱の実績から、戦略全体としておおむね順調に進んでいると考えられる。

5 今後の方針

- 子どもを生み、育てやすい環境づくりのためには、子育て家庭の不安感等の軽減、孤独感の解消を図るとともに、地域で子どもを育てる環境づくりを進めていく必要がある。加えて、家庭を形成・維持する力を育てていく必要がある。
このため、**子育て経験者等の地域の人材を活用した民間団体の子育て支援活動への支援や地域で気軽に親子が集える場の充実**に取り組むとともに、**人とつながることの大切さを身につける機会の創出や市町が行う地域の実情に応じた施策を支援**する。また、**こども医療費について、制度の拡充を検討**する。
- 女性の働き方の変化や共働き世帯の増加に対応し、多様で質の高い保育サービスを必要な家庭に提供することにより待機児童の解消に努める必要がある。
このため、保育士の資質や専門性の向上を通じて**保育の質の向上を図るとともに、保育所及び認定こども園の整備を支援**する。
- 児童虐待への対応強化のため、県全体としての相談体制の一層の充実に加え、保護を必要とする児童等に対する里親委託などの家庭的養護を推進していく必要がある。
このため、「**要保護児童対策地域協議会**」の設置促進や**児童相談体制の充実**のほか、**里親委託の推進や吉原林間学園の機能強化などにより、社会的養護体制の充実**に取り組んでいく。

- 県民に質の高い医療を提供するためには、喫緊の課題となっている医療人材の確保に取り組むとともに、救急、周産期及び小児医療を担う医療機関の減少により困難となりつつある地域の医療体制を確保・維持する必要がある。
このため、医師確保のために、まずは**研修プログラムの充実等により研修医の確保**を図るとともに、とりわけ**産科医等の確保については、専門医養成を通じて県内への定着**を図る。
看護職員についても、引き続き、新卒者の県内就業促進、潜在看護師の再就業支援、新人看護職員研修の実施等により確保対策を進める。
また、**救急医療機関等の施設・設備の高度化等による個々の機能の充実や医療機関間の役割分担と連携強化**を図っていく。
- 県民の健康課題である生活習慣病を予防するためには、県民一人ひとりが良い生活習慣を持ち、心身ともに充実した生活を送ることが必要である。
このため、**特に食育に着目し、地域における推進体制づくりを進めながら、健康増進の視点に加え、「地産地消の推進」、「ふじのくに食文化の伝承」等、幅広い知識の普及を推進**する。
- 障害のある人の地域生活を支援するためには、身体・知的・精神のほか、発達障害や高次脳機能障害など、様々な障害特性に対応できる相談支援体制の強化や福祉サービスの充実が必要である。
このため、**地域自立支援協議会の質的向上や磐田学園の機能向上のほか、発達障害者支援センターの対応力強化と市町と連携した地域の支援体制の構築**を進める。
福祉人材の養成については、**より効果的な養成研修の実施に努め、民間指定事業者による養成研修の実施と併せて、ホームヘルパー等の養成を着実に推進**していく。
- 障害のある人の施設等からの地域移行を更に進めることが必要である。
このため、地域生活の拠点となる**グループホーム等の整備を進めるとともに、障害のある人の働く場所を確保し、自立した生活をしていくために必要な環境を整備**していく。
- 高齢化が進む中、長寿者の増加と趣味の多様化などにより活動の幅が広がっていることから、その意欲と能力を活かしていくことができる環境整備が求められている。
また、長寿社会に対応した共に支えあう地域づくりを進め、災害にも対応できる、安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、地域における見守り・支え合いの体制づくりを引き続き推進する必要がある。
このため、地域の絆づくりや長寿者の力を活かした子育て支援活動などに大きく貢献する**老人クラブの支援**を引き続き行うとともに、**高齢期を迎える前からの健康の保持・増進、長寿者と子どもとの交流の場の拡大**など、元気な長寿者の社会参加を支援していく。
- 介護ニーズが一層拡大する中、災害時も含め必要な時にいつでも必要とされる質の高いサービスを受けることができる環境が求められている。
このため、**介護サービスの基盤整備や慢性的に不足している介護人材確保対策、介護職員の資質向上**を引き続き進めていく。
- 厳しい雇用情勢が依然として続いており、生活援護等を必要とする人の増加は続くものと考えられる。
このため、**社会福祉協議会の相談員を増員し相談体制を強化**するとともに、福祉事務所における就労支援員の増員及び民間の就労支援事業者との協働により**生活保護受給者等に対する就労支援を推進**していく。
- 自殺に至る原因や動機は多岐に渡り、また、その対策の効果を短期間で得ることが難しい。
このため、**世代ごとに自殺の要因を分析し、それに応じたきめ細かな対策を実施**するとともに、**市町で行う、各地域の実情を踏まえた自殺対策を中長期的に支援**していく。

3-3-1 安心して子どもを産み育てられる環境整備

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

企業、住民、NPO等との連携により、地域社会全体で子どもと子育て家庭の支援を行い、少子化の流れを変えることができる環境づくりを進める。

施策の方向 (1) 地域や職場における子育ての支援

目的

出産前や子育て中の人たちの子育てに対する不安感・負担感の軽減や孤立感の解消を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、地域における子育て環境の充実を進めるほか、働き方の見直しや仕事と子育てを両立するための基盤整備など、仕事と生活を両立できる環境の整備を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
「自分の住んでいるまちが子どもを産み、育てやすいところ」と感じている人の割合	(H21) 56.0%	(H23県政世論調査) 56.9%	80%	B ⁻
年間所定外労働時間	(H20) 173時間	今後公表	134時間以内	—
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	(H20) 84.3%	今後公表	100%	—

参考指標	経年変化			推移
地域で気軽に親子が集える場の提供	(H20) 315か所	(H21) 324か所	(H22) 325か所	↗
ファミリー・サポート・センター会員数	(H20) 15,245人	(H21) 14,127人	(H22) 15,224人	→
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数	(H20) 405社	(H21) 555社	(H22) 1,387社	↗

施策の方向 (2) 保育サービスの充実

目的

保育ニーズの拡大や働き方の多様化に応じて、質の高い保育サービスを必要とするすべての家庭に提供できる体制を整備する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
保育所の待機児童数	(H22.4.1) 486人	(H23.4.1) 366人	0人	B

参考指標	経年変化			推移
保育所の受入れ児童数	(H21.4) 49,892人	(H22.4) 50,298人	(H23.4) 50,964人	↗
延長保育の実施箇所数	(H20) 340か所	(H21) 348か所	(H22) 353か所	↗
病児・病後児保育の実施箇所数	(H20) 38か所	(H21) 34か所	(H22) 34か所	→
放課後児童クラブ実施箇所数	(H20) 457か所	(H21) 506か所	(H22) 539か所	↗

施策の方向 (3) 子どもや母親の健康の保持・増進

目的

母子保健サービスと周産期医療、小児医療の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進める。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数	(H17~21の平均) 66.3人	(H22) 55.3人	45人以下	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
周産期死亡率(妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡の合計(出産千対))	(H20) 4.8	(H21) 3.4	(H22) 4.2	→
1.6歳児健診未受診率	(H20) 3.9%	(H21) 4.5%	(H22) 4.4%	→

施策の方向		(4) 保護や支援を必要とする子どもと家庭への取組			
目的	家庭内に課題を抱え保護や支援を必要とする子どもと家庭に対する支援の充実を図ることにより、安心して生活できる環境づくりを進める。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
虐待による死亡児童数		(H21) 1人	(H22) 1人	0人	B

参考指標	経年変化			推移
児童虐待相談件数	(H20) 872件	(H21) 1,107件	(H22) 1,383件	↗
「要保護児童対策地域協議会」設置市町数	(H20) 25市町	(H21) 28市町	(H22) 30市町	↗
里親委託率16%以上の児童相談所数及び委託率	(H20) 2児相 17.8%	(H21) 4児相 19.2%	(H22) 3児相 19.6%	↗
「市町DV防止ネットワーク」設置市町数	(H20) 24市町	(H21) 27市町	(H22) 25市町	→
母子家庭就業支援件数	(H20) 1,713件	(H21) 1,763件	(H22) 2,013件	↗

2 進捗評価

- 「自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいと感じている人の割合」は、前年度から若干の増加にとどまったものの、市町やNPO法人等が取り組む子育て支援活動等への助成、地域の子育て支援団体の交流の促進、地域で気軽に親子が集える場の提供により、社会全体で子育てを応援する気運の醸成や地域における子育て環境の充実に寄与した。また、こども医療費助成については、県制度の対象が入院について中学3年生までに拡大されたことにより、子育て家庭の経済的負担の軽減につながった。
- 「保育所の待機児童数」については、保育所及び認定こども園の整備等を進めた結果、120人(25%)減少するなど、保育サービスの充実に向けて着実に推進している。また、放課後児童クラブについても設置が進んでいる。
- 「4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数」は基準値から減少しており、妊婦健康診査の公費助成回数の拡充や受診勧奨を行った結果、受診件数が増え、母子の健康管理の向上に寄与した。加えて、小児救急電話相談の時間延長をした結果、相談件数が大幅に増加し、保護者の不安解消に寄与するなど、母子の健康の保持・増進は着実に推進している。
- 児童虐待については、児童虐待相談件数が平成20年度872件が平成22年度には1,383件と毎年増加の一途をたどる中、関係機関の連携強化のための市町「要保護児童対策地域協議会」設置への働きかけや児童相談所を含めた県全体の児童相談体制の充実に向けた取組みを着実に進めたことにより、目標値「ゼロ」とはならなかったものの、目標に近づけることができた。

3 今後の施策展開

- 子どもを生み、育てやすい環境づくりのためには、地域の子育て支援活動を活発化させるなど、子育て家庭の不安感等の軽減、孤独感の解消を図るとともに、地域で子どもを育てる環境づくりを進めていく必要がある。このため、**子育て経験者等の地域の人材を活用した民間団体の子育て支援活動の支援や地域で気軽に親子が集える場の設置促進**や職員の質の向上に取り組む。また、**こども医療費について、制度の拡充を検討**する。
- ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、企業がワーク・ライフ・バランスを前向きに実践するような動機づけ、ファミリー・サポート・センターの一層の拡充などが必要である。このため、**ワーク・ライフ・バランスが企業経営に有益なものとの視点を強調して、普及・啓発の内容を工夫**するとともに、**人口規模の小さな市町においてもセンターの設置が進むよう引き続き働きかけていく**。
- 女性の働き方の変化や共働き世帯の増加に対応し、多様で質の高い保育サービスを必要な家庭に提供することにより待機児童の解消に努める必要がある。このため、**保育士の資質や専門性の向上を通じて保育の質の向上を図るとともに、保育所及び認定こども園の整備を支援**する。
- 子どもや母親の健康の保持・増進のために、母子保健サービスや小児医療等の充実を図る必要がある。このため、平成 23 年度中に、県内すべての市町が子宮頸がん等ワクチン接種助成を実施する予定であり、**正しい知識の普及啓発のため子宮頸がん予防講演会を実施**していく。あわせて、**小児救急電話相談**について引き続き、市町、関係団体等と連携した広報活動を実施していくとともに、**妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診促進**に努めていく。
- 児童虐待への対応強化のため、県全体としての相談体制の一層の充実に加え、保護を必要とする児童等に対する里親委託などの家庭的養護を推進していく必要がある。このため、**「要保護児童対策地域協議会」の全市町での設置促進**や、一時保護所の移転・機能強化など県の**児童相談体制の充実、関係機関の連携強化**に取り組んでいくとともに、**里親委託の推進や吉原林間学園の機能強化などにより、社会的養護体制の充実**に取り組んでいく。

4 取組の実績

(1) 地域や職場における子育ての支援

○地域における子育て環境の充実

- 地域で気軽に親子が集える場の充実のため、**地域子育て支援拠点の大規模修繕工事**1件（三島市）に対する助成を行ったほか、子育て支援拠点の職員に対する相談援助技術などを内容とした研修会を開催し、55名が参加した。
- 社会全体で子育てを応援する気運を醸成するため、「しずおか子育て優待カード事業」を推進するとともに、啓発キャンペーンとして、シンポジウム（2会場）、各種広報媒体を活用した意識啓発等を行った。
- 民間の子育て支援活動の活発化のため、公募により採択したNPO法人等の民間団体が取り組む57件の実践活動に対して助成した。
- 隣接する市町間で合計特殊出生率に大きな差が生じている要因等を検証するため、「**市町少子化対策に係る基礎調査**」として、**伊豆、東部、中部、西部の4地域**において各2市町計8市町の住民及び行政を対象にヒアリングを行った。また、こどもを産み育てやすいまちづくりに意欲のある市町を支援するため、地域の実情に応じた創意工夫した子育て支援策に対する助成を行った。
- 子育て支援に関る団体等の連携を深めるため、子育てサークル同士又は子育てに関する多分野の関係者が交流・連携する事業を県内3地区で取り組んだほか、県が助成した民間団体の実践活動の発表及び交流会を開催した。
- 静岡県内の子育て支援に関する情報を集めたポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」を開設し、民間団体や市町の子育て支援に関する先進的な取組事例等の情報提供をした。
- 各小学校に、子育てサポーターリーダーを紹介し、小学校との連携づくりを進めた。また、子育てサポーターリーダーだよりを年10回発行し、講座の案内、活動事例の紹介、スキルアップにつながる情報提供を行った。
- 父親の子育て参加意識の向上のため、父子が揃って楽しめるイベントを県内3箇所で開催し、1,176人が参加した。「父親の育児参加」をテーマとしたシンポジウムを開催した。
- 子育て経験者が地域の子育て支援活動で活躍できる環境づくりを行った10市町に助成したほか、孫の面倒を見る祖父母世代を対象に現在の子育てに関する知識等を学ぶ講習会を県内7箇所で開催し、114名が参加した。
13市町の老人クラブ連合会が伝承あそびや地域見守り活動等の支援活動を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域で気軽に親子が集える場の提供 (平成21年度 324箇所)	計画	地域子育て支援拠点、児童館等の整備支援・職員研修 (平成26年度目標 332箇所)				○
	実施状況等	・支援拠点整備 修繕1箇所 ・支援拠点職員等に対する研修の実施	・支援拠点整備 創設2箇所 ・児童館整備 創設1箇所 ・支援拠点職員等に対する研修の実施			
子育て支援の 気運醸成	計画	地域全体で子育てを応援する意識の普及啓発				○
	実施状況等	・「しずおか子育て優待カード事業の推進」(協賛店舗等の数:6,034) ※マクドナルドの事業への協賛 ・子育て支援HPの構築 ・シンポジウム開催 ・各種広報媒体を活用した意識啓発 ・民間の子育て支援活動等への助成 ・民間子育て支援団体の活動等紹介TV番組放映	・「しずおか子育て優待カード事業の推進」(コンビニエンスチェーンに対する事業への協賛の働きかけ) ・子育て支援キャンペーン「笑顔でギュッとパパママ応援団」の開催(平成24年3月開催予定) ・HP活用による子育て支援関係情報の発信 ・民間の子育て支援活動等への助成 ・民間子育て支援団体の活動等紹介TV番組放映			
意欲ある市町への 重点的な支援	計画	県内市町状況調査モデル市町選定		モデル市町への支援		○
	実施状況等	市町少子化対策に係る基礎調査の実施(伊豆、東・中・西部の4地域各2市町の住民及び行政を対象)(5月～7月)	子育て理想郷“ふじのくに”地域モデル事業の実施(市町事業:三島市及び河津町を事業の実施市町に選定)			
子育て経験者 (シルバー世代等) の活用	計画	老人クラブ、シルバー人材センター、男女共同参画団体による子育て支援活動の展開	各団体による子育て支援活動の拡充			○
	実施状況等	・(財)静岡県老人クラブ連合会を実施主体とし、市町老人クラブ連合会の協力を得て、13市町でモデル事業を実施(登下校時の見守り活動や伝承遊び、食文化伝承等の活動) ・民間の子育て支援活動等への助成 ・孫育て講座の開催	・県内すべての市町において地域の子育て支援に資する活動を実施予定。県下35市町老人クラブ連合会の協力を得て、地域見守り活動(登下校時見守り)や三世代交流事業(料理教室)など計画。 ・民間の子育て支援活動への助成 ・子育て経験者等による「ふじさんっ子応援隊」結成・活動支援			

○子育て家庭の経済的負担の軽減

○ 経済的負担がより大きい入院医療費について、**中学3年生まで子ども医療費の助成対象とする制度拡大**を行った。

○ 子どもの医療費負担の軽減など、子育て家庭の経済的負担の軽減について、国へ働きかけた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
子育て家庭の医療費負担の軽減	計画	こども医療費助成の対象拡大(入院について中学生まで拡大)		継続実施		○
	実施状況等	こども医療費助成の対象拡大(入院について中学生まで拡大)	こども医療費制度拡大に向け検討			

○児童の健全育成

- 児童の健全育成を推進するため、民間児童館 12 箇所に対する助成を行った。
- 地域住民の参加による地域組織活動を促進するため、地域健全育成に寄与する母親クラブの活動に対する助成を行ったほか、県子ども会連合会を通じて、食育体験やこども・乳幼児ふれあい交流事業を実施した。

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた気運の醸成

- ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性等の理解の促進のため、広報パンフレットを 100 万部作成・配布するとともにシンポジウムを開催して、企業、労働者や広く県民の意識の醸成を図った。
- 情報誌や県ホームページにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善を意識した情報提供を行った。
- 経済界、労働界、行政の一体となった取組を促進するため、「しずおか仕事と生活の調和連携推進協議会」（静岡労働局主催）に参画し、情報の共有や取組事例集などによる啓発を行った。

○男女がともに働きやすい環境づくりの推進

- 中小企業における次世代育成の取組を促進するため、従業員 100 人以下の企業 70 社に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するためのアドバイザーを派遣するとともに、関係する法制度を周知した。
- 市町が運営するファミリー・サポート・センターの設置や機能拡充を促進するため、**センター利用世代のニーズ等の実態調査を行うとともに、センターのアドバイザーに対する講習会を実施した。**
- 職場において男女が十分に能力を発揮できるよう、民間企業の女性役職者を育成するためのセミナーを開催するとともに、働く女性のネットワークづくりのための交流会を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ファミリー・サポート・センターの設置促進、サービスの拡充促進	計画		運営費助成、未設置市町等への働き掛け			○
	実施状況等	センター会員数 15,224人 アドバイザー講習会実施 利用等実態調査実施	センター会員数 16,000人以上 アドバイザー講習会実施 広報リーフレット作成 運営費助成	センター会員数 17,000人以上	センター会員数 18,000人以上	

○積極的に取り組む事業所への支援の充実

- ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の社会的評価を高めることにより更なる取組を促進するため、県ホームページへ一般事業主行動計画の策定企業を子育て応援中小企業として掲載した。

(2) 保育サービスの充実

○質の高い保育の確保

- 保育士の研修参加や職場内研修を支援するため、民間保育所保育士の研修参加に助成した。
- 福祉サービスの第三者評価等に関する情報を、保育所に対する指導監査を実施する際に提供したほか、子育て支援ポータルサイト（ふじさんっこ☆子育てナビ）においても保育所の受審情報の提供を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
県アクションプログラム作成	計画	(国のガイドライン作成)		県アクションプログラム作成		○
	実施状況等	他都道府県における作成動向の調査	保育の質向上に向けた研修体系をはじめとする現状の評価と課題の整理			

○ニーズに応じた保育サービスの提供

- 安心こども基金を活用するなどして保育所 27 施設、認定こども園4施設の創設・改築などを行うことによって定員を 944 人増加させた。
- 延長保育は 353 箇所、休日保育 26 箇所、病児・病後児保育 34 箇所、一時預かり 446 箇所の実施を支援し、多様な保育サービスの充実を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
保育所の整備促進 (平成21年度 50,298人)	計画	受入れ児童数 (平成26年度目標 51,748人)				○
	実施状況等	50,964人	51,369人			
認定こども園の 整備促進	計画	認定箇所数3箇所	4箇所	4箇所	4箇所	○
	実施状況等	4箇所	5箇所			
延長保育の充実 促進 (平成21年度 348箇所)	計画	実施箇所数 (平成26年度目標 377箇所)				○
	実施状況等	353箇所	361箇所			
病児・病後児保育の 充実促進 (平成21年度 34箇所)	計画	実施箇所数 (平成26年度目標 44箇所)				○
	実施状況等	34箇所	35箇所			

○放課後児童対策の充実

- 放課後児童クラブの設置を促進するため、放課後児童クラブ創設4箇所、既存施設改修4箇所の整備に助成するとともに、指導員等を対象とした研修会を県内3箇所です計6回開催した。また、放課後児童クラブ運営の質の向上のために策定した「静岡県における放課後児童クラブの整備・運営に係るガイドライン」には、利用児童数の適正規模についても掲載し、これを市町に周知した。児童数が71人以上の大規模クラブは前年度に比べ31箇所減少し、15箇所となった。
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携等のため、現状把握と認識の共有化を図った。
- 「放課後等デイサービス」については、児童福祉法の改正により平成24年4月から施行されるため、情報収集に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
放課後児童クラブの設置促進 (平成21年度506箇所)	計画	実施箇所数		(平成26年度目標 561箇所)		○
	実施状況等	539箇所(H23.5現在) クラブ創設助成 4箇所 既存施設改修 4箇所	クラブ創設助成 9箇所			

(3) 子どもや母親の健康の保持・増進

○母子保健サービスの充実

- 妊婦健康診査については、平成21年度から公費負担の対象を拡充するとともに、妊婦健康診査の受診勧奨ポスターを作成し、県民に向けた意識啓発を行った結果、受診延べ件数は253,843件となり、前年より約7,000件増加した。
- 不妊治療費助成については、1,819件に対して助成を行った。また、不妊専門相談センターで379件の電話や面接による相談を行ったほか、不妊治療に関する知識の普及啓発に努めた。
- 小児慢性特定疾患については、認定基準の緩和や対象疾患の拡大等、施策の充実を国に働きかけた。
- 国の交付金を活用し、市町が実施するワクチン接種に対する助成制度を創設した。また、ワクチンの正しい知識の普及啓発、情報の発信及び県民意識等の把握を行った。
- 予防接種センターにおいて、基礎疾患を有する者など予防接種要注意者151人に対する接種を行うとともに、予防接種に関する相談に対応した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
妊婦健康診査、乳幼児健康診査の受診勧奨	計画	未受診者調査	受診勧奨、疾病予防・早期治療体制の確保			○
	実施状況等	受診勧奨	未受診者調査			

○母子に向けた医療体制の充実

- 周産期母子医療センター（総合・地域）に対し運営費を助成し、運営の安定化を図ったほか、県周産期医療協議会を開催し、県周産期医療体制整備計画の策定等を行うとともに、新たな地域周産期母子医療センター認定について協議を行った。（藤枝市立総合病院を平成 23 年 4 月 1 日に認定）
- 全県を対象とした小児の救命救急医療を担う県立こども病院に対し、平成 22 年度から運営費を助成し、小児救命救急センターとしての運営を支援した。
- 平成 22 年 10 月 1 日から、**小児救急電話相談（#8000）の終了時間（23時）を翌朝8時まで**に延長し、保護者の不安の軽減を図った。時間延長に合わせテレビCM等による広報を実施したところ、1 日当たりの相談件数は従前の 34.5 件から 98.2 件に大幅に増加した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
小児救急電話相談（#8000）	計画	電話相談を翌朝8時まで延長		電話相談の実施		○
	実施状況等	平成22年10月1日から相談時間を延長 18:00～23:00 ⇒18:00～翌朝8:00	電話相談の実施			

（４）保護や支援を必要とする子どもと家庭への取組

○児童虐待防止対策の充実

- 「要保護児童対策地域協議会」の設置を積極的に働きかけ、22 年度において、御殿場市及び松崎町が新たに設置となり、30 市町において設置された。
- 「こども家庭相談センター総合支援部」に付設する診療所「あいら」において、発達障害の診療・医学的診断を延べ 857 件行い、当該診断等を基に個別支援計画を策定し、市町や地域での支援につなげるとともに、児童相談所の被虐待ケースや県立の児童福祉施設入所児童に対して、医学的助言等の支援を延べ 422 件実施した。
- 「静岡恵明学園児童家庭支援センター」において、児童や母子家庭、地域住民などからの 726 件の相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童相談所からの指導委託（1 件）を受け、施設入所までは要しないが要保護性がある児童とその家庭について指導を行った。また、施設職員や教職員等を対象にした「児童家庭支援講座」を実施した。
- 児童相談体制の強化のため、平成 22 年 4 月に、富士児童相談所を新設するとともに、西部児童相談所を管轄区域内の磐田市に移転した。また、高い専門性を持った人材の育成を図るため、職員の階層に応じた体系的な研修を実施した。
- 平成 22 年 5 月に発生した児童虐待死亡事例について、事実関係等の調査を踏まえ、県社会福祉審議会児童虐待検証部会において事例の検証を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「要保護児童対策地域協議会」の設置促進	計画	未設置町への設置促進				○
		設置市町数 30市町			全市町で設置	
	実施状況等	未設置市町に対する設置の働きかけ 設置市町数 30市町	未設置市町に対する設置の働きかけ			
児童虐待防止体制の強化	計画	県・市町が一体となった虐待防止対策の充実、児童相談所の体制強化				○
	実施状況等	富士児童相談所の新設 西部児童相談所の管轄区域内への移転	児童福祉司(2名)の増員及び児童福祉司サポート職員(6名)の配置 児童虐待緊急対策事業の実施			

○社会的養護体制の充実

- 里親月間での講演会や一日里親の実施などにより、里親制度の県民への普及を図るとともに、児童相談所に里親委託推進員等を配置し、委託中の里親に対する訪問相談等の養育支援や短期の里親家庭体験などを行った結果、県全体の委託率は19.6%となった。
- 民間の児童養護施設職員の指導力向上のため、県立吉原林間学園において、被虐待児等への対応方法などの習得を目的とした民間施設職員研修を実施（13名受講）するとともに、「静岡恵明学園児童家庭支援センター」において、「子どもを支援するために大切にしたい3つの視点」をテーマとした講座を開催（96名受講）した。
- 施設入所児童や退所者に対する就業支援セミナー等を開催（57名受講）するとともに、10名の児童を対象に職場開拓から就職後の相談支援まで一体的な支援を行い、9名を就職に結びつけた。
- 施設入所児童等への虐待に係る届出・通報等に対して、児童福祉法に基づく調査を行い、県社会福祉審議会児童処遇特別部会における検討結果を踏まえて、関係施設に対する虐待行為の再発防止に対する指導を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
家庭的養護（里親等）の推進（平成21年度4児童相談所）	計画	里親等委託率の向上				○
		里親等委託率16%以上の児童相談所数			全児童相談所	
	実施状況等	里親制度の普及促進（講演会、一日里親の開催） 里親家庭体験事業の実施 3児童相談所	里親制度の普及促進（講演会、一日里親の開催） 里親家庭体験事業の実施 里親向けリーフレットの作成			

○DV防止対策の充実

- DVの防止や早期発見のため、講演会の開催や静岡市内における街頭キャンペーンを行い、啓発リーフレットの配布などを実施した。また、医療機関におけるDV被害者への対応マニュアルを作成し、配布した。
- 相談員等の専門性の向上を図るため、女性保護担当者（県・市担当職員、婦人相談員）やDV相談担当者（県・市町・警察、一時保護委託先職員）に対する研修を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
市町DV防止ネットワークの設置促進	計画				全市町に設置	○
	実施状況等	未設置市町に対する設置の働きかけ 設置27市町	未設置市町に対する設置の働きかけ			

○ひとり親家庭の自立支援の推進

- 母子家庭等就業・自立支援センターで行っているひとり親家庭の生活・就業相談は4,472件（平成21年比1.75倍）、養育費相談は440件（平成21年比1.2倍）、職業紹介は2,013件（平成21年比1.14倍）といずれも増加し、就業支援講習会・セミナーは67人が受講した。
- 母子家庭等の医療費の一部を助成する市町に補助金を交付した。また、母子寡婦家庭の経済的自立を図るため、修学資金や就学支度金等1,425件の貸付を行った。
- 母子家庭等の生活の安定を図るために、生活援助（68件）、子育て支援（228件）等を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
母子家庭等就業・自立支援センターによる支援	計画	生活や養育費の相談、就業相談や講習会の実施				○
	実施状況等	生活・就業相談、養育費相談、巡回相談会の実施、就業支援講習会の実施	相談員の増員 巡回相談の回数増			

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

誰もが健康に暮らすことができる長寿社会の実現を目指して、必要な時に必要な地域で、安全で質の高い医療を提供できる体制を構築するとともに、生活習慣の改善などの健康づくりを推進する。

施策の方向 (1) 医師、看護師等の医療人材の確保

目的 医療技術の進歩に伴い、最先端医療の提供に多くの医師が必要とされることによる急速な医師の不足や地域間の偏在、看護師の慢性的な不足に対応するため、研修医等の確保を推進するとともに、医療従事者の養成や再就業の支援、多様な勤務形態の提供及び夜間保育などの就業支援による離職防止を図り、医療体制の充実を目指す。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数	(H21) 253.6人	(H22) 259.5人	240.0人以下	C

参考指標	経年変化			推移
人口10万人対医療施設従事医師数	(H18) 169.9人	(H20) 176.4人	(H22) 183.2人	↗
看護職員従事者数【常勤換算】 (看護職員従事届結果)	(H18) 29,707人	(H20) 30,413人	(H22) 32,473人	↗
看護師養成学校等卒業者県内就業率 (県内就業者/就業者)	(H21) 85.1%	(H22) 85.1%	(H23) 83.5%	→

施策の方向 (2) 質の高い医療の確保

目的 平常時、緊急時を問わず、全ての県民が必要な保健医療サービスを受けられる体制を構築するとともに、医療機関の施設の高度化や医療機関における医療安全対策の向上を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
病院機能評価認定病院の割合	(H21) 31.7%	(H22) 30.6%	50%	C
壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数	(H21) 253.6人	(H22) 259.5人	240.0人以下	C

参考指標	経年変化			推移
医療機関立入検査において指摘を受けなかった病院の割合	(H20) 58.4%	(H21) 63.0%	(H22) 73.5%	↗
救急搬送における医療機関収容平均所要時間	(H19) 32.3分	(H20) 32.8分	(H21) 33.6分	↘
周産期死亡率(妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡の合計(出産千対))	(H20) 4.8	(H21) 3.4	(H22) 4.2	→
治験ネットワーク病院による年間の治験実施件数	(H20) 126件	(H21) 118件	(H22) 126件	→

施策の方向 (3) 静岡県立静岡がんセンター、静岡県立病院機構による高度専門医療の提供

目的 県内の中核的病院として、他の病院では対応困難な高度専門医療等を提供し、誰もが健康に暮らすことができる長寿社会の実現の一翼を担う。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
静岡がんセンター患者満足度	(H21) 入院 97.8% 外来 96.7%	今後公表	入院95% 外来95%	—
県立3病院の各患者満足度	(H21) 入院 総合 93.2% こども91.0% 外来 総合 83.4% こころ83.5% こども90.2%	(H22) 入院 総合 92.6% こども88.9% 外来 総合 80.5% こころ85.9% こども86.7%	入院90% 外来80%	B
壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数	(H21) 253.6人	(H22) 259.5人	240.0人以下	C

参考指標	経年変化			推移
県立3病院の入院延べ患者数	(H20) 総合 204,645人 こころ 64,104人 こども 69,064人	(H21) 総合 208,226人 こころ 55,850人 こども 76,305人	(H22) 総合 221,754人 こころ 55,307人 こども 79,028人	↗
県立3病院の外来延べ患者数	(H20) 総合 376,420人 こころ 49,303人 こども 84,264人	(H21) 総合 374,166人 こころ 44,492人 こども 90,285人	(H22) 総合 393,226人 こころ 43,254人 こども 91,961人	↗
静岡がんセンターの入院延べ患者数	(H20) 177,858人	(H21) 177,488人	(H22) 183,366人	↗
静岡がんセンターの外来延べ患者数	(H20) 213,192人	(H21) 218,888人	(H22) 225,230人	↗

施策の方向 (4) 4大疾病等の対策と感染症の予防

目的	「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」及び「糖尿病」の4大疾病の対策として、生活習慣の改善による予防や医療体制を確保するとともに難病医療の推進を図る。 また、「感染症」の対策として、発生時の迅速な調査や防疫措置の適切な実施、医療体制を確保することで、まん延防止と健康被害の最小化を図る。			
----	--	--	--	--

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
壮年期(30歳～64歳)人口10万人当たり死亡数	(H21) 253.6人	(H22) 259.5人	240.0人 以下	C
結核等の感染症の集団発生件数	(H21) 1件	(H22) 0件	0件	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
難病ホームヘルパー養成者数(累計)	(H20) 2,052人	(H21) 2,221人	(H22) 2,383人	↗
地域がん診療連携拠点病院等数(累計)	(H20) 21病院	(H21) 21病院	(H22) 22病院	↗
感染症患者届出数(二・三類)※	(H20) 710件	(H21) 772件	(H22) 857件	↘

※二類：結核等の5疾病 三類：腸管出血性大腸菌感染症(O157等)等の5疾病

施策の方向 (5) 健康づくりの推進

目的	県民の誰もが健康に人生を送れるよう、「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目標に、健康を阻害する大きな要因である生活習慣病の予防対策等により、県民の健康づくりを推進する。
----	--

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数	(H20) 434,511人	今後公表	10%減少	—

参考指標	経年変化			推移
特定健診受診率	(H20) 38.4%	(H21) (速報値) 37.3%	(H22) (速報値) 39.9%	↗
特定保健指導実施率	(H20) 9.5%	(H21) (速報値) 20.8%	(H22) (速報値) 17.3%	↗

2 進捗評価

- 「壮年期（30歳～64歳）人口10万人当たり死亡数」は、がんや脳血管疾患などによる死亡者数は減少したものの、60歳以上の方が占める割合の増加や自殺による死亡数の増加の影響などにより、基準値より5.9人増加したことから、減少に向け一層の取組が必要である。
- 「ふじのくに地域医療支援センター」の設置により、医師確保を総合的に推進する体制が整備され、今後、一層の医師の増加が見込まれる。看護職員等についても、新人看護職員研修、病院内保育所の運営支援等を進め、医療人材の確保に向けて一定の成果を上げ、看護職員従事者数は順調に増加している。
- 小児を含む救急医療、周産期医療における高度な医療を提供する医療機関の新たな指定、東西2機のドクターヘリの運航、災害拠点病院等の耐震化促進等により、壮年期死亡数や周産期死亡率は減少傾向にあり、また、救急搬送における医療機関への収容平均所要時間は伸びているが、全国平均に比べ短時間となっているなど全ての県民が必要な保健医療サービスを受ける体制の構築が図られている。
- 「病院機能評価認定病院の割合」については、4病院が新たに認定されたものの6病院が認定を更新しなかったことにより前年度から1.1ポイント減少したものであるが、更新も含め認定病院確保への一層の推進が必要である。なお、医療機関立入検査における指摘事項の改善指導を徹底したことにより、各病院において適正な医療を提供するための取組が進められ、その結果、立入検査で指摘を受けなかった病院の割合は増加していることから、患者本位の医療サービスの確保に向けた一定の成果が見られる。
- 患者の視点を重視した質の高い医療の提供に努めた結果、静岡がんセンター、県立総合病院及び県立こども病院において、入院延べ患者数、手術件数、外来延べ患者数が共に増加し、また、「患者満足度」が目標水準を維持するなど、引き続き高い評価を得ている。
- 本県死亡率の1位である「がん」対策として、地域連携クリティカルパスの導入促進等を、「脳卒中」、「急性心筋梗塞」及び「糖尿病」対策として、特定健診の受診率向上に向けた取組等を進めたことにより、生活習慣の改善による予防や医療体制の確保が図られた。
- 難病医療対策としては、特定疾患医療の給付により、特定疾患に関する医療の確立、普及とともに医療費の負担軽減が、難病ホームヘルパーの養成により重症難病患者のQOL向上が図られている。また、感染症対策としては、感染症患者届出数（二・三類）は短期的には増加傾向にあるが、注意喚起や防疫措置に努めた結果、「集団発生件数」を0件とすることができた。
- 特定健診の受診率は39.9%（速報値）と昨年度から若干上昇した。また、平成22年度に策定した「ふじのくに健康増進計画」、「静岡県歯科保健計画」及び「ふじのくに食育推進計画」の各計画に基づき、市町等との連携の下、より効果的に施策を推進する体制が整うなど、健康づくりの推進についてはおおむね順調に進んでいる。

3 今後の施策展開

- 県民に質の高い医療を提供するためには、喫緊の課題となっている医療人材の確保に取り組むとともに、体系的な医療体制を確保・維持する必要がある。
このため、医師については、まずは**研修プログラムの充実等により研修医の確保を図るとともに、不足している産科医等の確保**に努める。
また、全国の医学生及び医師へのリクルート活動や情報発信の拡充を図ることにより**県内病院への就業等を促進**する。
看護職員については引き続き、**新卒者の県内就業促進、潜在看護師の再就業支援、新人看護職員研修の実施等**により確保対策を進める。
- 救急医療、周産期医療、小児医療を担う医療機関の減少により困難となりつつある地域の医療体制の確保・維持のため、**救急医療機関等の施設・設備の高度化等による個々の機能の充実や医療機関間の役割分担と連携強化**を図っていく。
加えて、救急医療体制の整備について、**ドクターヘリの夜間運航に向けて引き続き調整**を行っていく。
- 実効性の高いがん対策を推進していくためには、正確ながんの実態把握が必要であることから、がんの罹患数、罹患率、生存率等の分析を行う**地域がん登録を推進**する。
静岡がんセンターにおいては、より多くの患者に対してがんの高度専門医療を提供するため、**全床開棟を目指した医療スタッフの確保を図るなど、診療体制を強化**していく。
- 県民の健康課題である生活習慣病を予防するためには、県民一人ひとりが良い生活習慣を持ち、心身ともに充実した生活を送ることが必要である。
このため、**健康長寿につながる実践プログラムを開発**し、個人を取巻く地域、学校、団体、企業等との連携の下、その普及を図るとともに、それぞれが特徴を生かしながら健康づくりを支援していくよう取組を推進していく。
特に、食育については、**地域における食育の推進体制づくりを進めながら、健康増進の視点以外に「地産地消の推進」、「ふじのくに食文化」の伝承等、幅広い食育知識を持った人づくりを推進**していく。

4 取組の実績

(1) 医師、看護師等の医療人材の確保

○医師の確保

- 短期的に効果を発揮する医師確保策として、短時間勤務の医師を2病院で正規雇用することにより、勤務医の離職防止を図った。
- 初期臨床研修医、専門研修医の県内定着を促進するため、合同説明会等（グランシップ等4会場）においてリクルート活動を行った。
- 子育て中の医師が育児と仕事を両立できるよう、**病院内保育所を運営している36病院に対し運営費の助成**を行った。また、女性医師支援シンポジウムを開催し、医師等96名（男性55名、女性41名）が参加した。
- **県立病院の医師を公的病院7病院1診療所の13診療科に延べ236日派遣**し、医師確保の支援を行った。
- 医学生、研修医等への**医学修学研修資金を新たに95人に貸与**し、将来の県内病院への就業の促進を図った。
- **ふじのくに地域医療支援センターを設置**し、指導医の確保、研修プログラムの充実等の医師確保対策を推進した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
病院内保育所の運営支援	計画	対象施設を継続的に支援				○
	実施状況等	対象施設:35施設				
病院内保育所の運営支援	実施状況等	病院内保育所を運営する36病院に対し運営費を助成	病院内保育所運営費助成(40施設予定)の実施			
	計画	派遣対象	10 病院 10 診療科程度を継続的に支援			○
実施状況等	9病院11診療科					
県立病院医師の派遣	実施状況等	7病院1診療所13診療科	継続実施 医師不足病院等への継続的な支援を実施	10 病院 10 診療科程度の実施を計画		
	計画	新規貸与100人	修学資金貸与			○
実施状況等	新規95人貸与	新規92人貸与		累計500人		
修学資金を活用した医師の偏在解消、県内定着促進	計画	センター設置				○
	実施状況等	10/18センター設置 専門医研修ネットワークプログラムの作成等 医師確保対策を総合的に推進	専門医研修ネットワークプログラムの作成(累計40本以上)、研修医支援の実施			
ふじのくに地域医療支援センターの設置・運営	計画	国の動向把握、候補地選定、大学との協議				○
	実施状況等	大学関係者等との意見交換 候補地の情報収集 医大新設の容認	誘致に向け、活動を継続			
医科大学の誘致	計画	国の動向把握、候補地選定、大学との協議				○
	実施状況等	大学関係者等との意見交換 候補地の情報収集 医大新設の容認	誘致に向け、活動を継続			

○看護職員等の確保・資質の向上

- 静岡がんセンター及び静岡県看護協会において、4分野の認定看護師の養成講座を開講し、計 67 人が受講、65 人が認定看護師の資格を新たに取得した。また、県内の認定看護師資格取得者数が平成 22 年度末で 203 人と計画を上回っており、看護の質の向上が順調に図られている。
- 特定看護師(法制化検討中)については、静岡県立大学において関係機関を招き、勉強会を開催した。
- 単独では新人看護職員研修を実施できない中小病院等の新人看護職員延べ 359 人に対し、集合研修型の新人看護職員研修を実施した。
- 看護学生の医療機関等での実習等を担当する実習指導者を養成するため、83 人の看護職員に対し、実習指導者講習会を実施した。
- 看護職員が育児と仕事を両立できるよう、病院内保育所を運営している36病院に対し、運営費の助成を行った。
- 看護学生等に対し、県内医療機関への就業を促進するため、看護職員修学資金の貸与を行った。

- 看護資格者で現在、看護業務に従事していない**潜在看護職員**で再就業を希望する**162人**に対し、**看護技術等の実務研修**を行い、速やかな職場復帰ができるよう支援した。
- 県ナースセンターが実施する無料職業紹介・求人相談では、2,156人が求人登録し、延べ5,907人からの求職相談に応じ、734人が就業した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
専門看護師・認定看護師の養成	計画	資格取得者 161人(現状)	210人(年度末)	260人(年度末)	310人(年度末)	○
	実施状況等	がん化学療法看護等 4分野の研修を実施 (受講者計 67人) 年度末 資格取得者203人	緩和ケア等 3分野の研修を実施 (受講者計 34人)			
特定看護師 (法制化検討中) の養成	計画	国の動向把握 高度看護教育充実の検討 → 県立大学、県立病院機構 等関係機関との調整 →	法制化等の状況を勘案し、 県立大学への養成コースの設置を 視野に関係機関と協議			○
	実施状況等	県立大学において、特定 看護師に関する勉強会を 開催	県立大学看護教育充実化 計画策定委員会の開催			
新人看護職員研修 の実施(県実施分)	計画	4分野 13日間	4分野 16日間	5分野 19日間	5分野 19日間	○
	実施状況等	県内病院の新人看護師延 べ359人に対し、4分野 の研修を実施	新人看護職員多施設合同 研修の実施			
看護職員指導者等 の養成	計画	実習指導者養成	看護教員養成	実習指導者養成		○
	実施状況等	看護学生の実習等を担当 する看護職員延べ83人 に対し、40日間の講習会 を実施	看護教員養成講習会の実 施(受講者30人 8か月)			
病院内保育所の 運営支援	計画	対象施設:35施設	対象施設を継続的に支援			○
	実施状況等	病院内保育所を運営する 36病院に対し運営費を 助成	病院内保育所運営費助成 (40施設予定)の実施			
看護職員修学資金 の貸与	計画	貸与者:約250人				○
	実施状況等	看護学生等に対し修学資 金を貸与(新規及び継続 貸与者計236人)	看護職員修学資金の貸与 (189人)			
潜在看護職員 再就業支援	計画	受講者数:210人	講座及び実務研修の実施			○
	実施状況等	計162人の潜在看護職 員に対し、実務研修等 を実施	潜在看護職員再就業準備 講習会・派遣型再就業研 修の実施			

(2) 質の高い医療の確保

○救急医療体制の整備

- 県内8箇所目の救命救急センターとして聖隷浜松病院を指定した。また、救命救急センターを運営する5病院、小児救急医療を輪番で行う9地区に対し、運営費を助成したほか、聖隷三方原病院（救命救急センター）の医療機器の整備の助成などを行い、救急医療体制の整備を支援した。
- **ドクターヘリの夜間運航に向け、飛行経路新設に係る国との協議や離着陸場確保に向けた地元調整**を行った。また、ドクターヘリ運航事業を行う順天堂静岡病院と聖隷三方原病院に対し、運航に要する経費を助成したほか、順天堂静岡病院、聖隷浜松病院の新生児ドクターカー整備に要する経費を助成した。2機のドクターヘリの運航回数（平成22年度）は、965回（月平均約80回）であり、889人の患者の診療を行った。
- 県民の適切な受療行動を促す啓発活動のほか、小児救急電話相談の時間延長に合わせ、テレビCM等による集中的な広報を行い、電話相談の利用促進、救急医療機関の適正利用の啓発を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
救急搬送体制の充実	計画	ドクターヘリ夜間運航に向けた調整			条件が整い次第、できるだけ早期に運航開始	●
	実施状況等	飛行経路新設に係る航空局との協議 離着陸場設置に向けた地元調査	離着陸場候補地確保に向け、地元自治体と調整			

○災害時医療体制の整備

- **耐震化工事を行う災害拠点病院及び2次救急医療機関に対し助成**したほか、9月の国と合同で実施した総合防災訓練において、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）での航空機を使用した実動による広域搬送訓練を実施し、災害時医療体制の充実を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
災害拠点病院等の耐震化工事への支援	計画	災害拠点病院耐震化率(現状) 94.7%			災害拠点病院耐震化率(年度末) 100%	○
	実施状況等	耐震化臨時特例事業費補助金を活用し、耐震化工事に着手	耐震化工事実施		工事完了(予定)	

○周産期医療・小児医療の充実

- 平成23年3月に「静岡県周産期医療体制整備計画」の策定及び周産期医療体制構成医療機関の指定等要領の見直しを行うとともに、周産期母子医療センター（総合・地域）に対し、運営費を助成し、運営の安定化を図った。また、総合周産期母子医療センターである聖隷浜松病院を救命救急センターに指定し、周産期医療と救急医療の一層の連携を図った。
- 全県を対象とした小児の救命救急医療を担う県立こども病院に対し、平成22年度から運営費を助成し、小児救命救急センターとしての運営を支援した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
周産期医療体制の充実	計画	周産期医療体制整備計画策定		計画推進		○
	実施状況等	平成23年3月に周産期医療体制整備計画を策定	地域医療再生計画(全県域版)の重点施策に位置づけ、体制整備を推進			

○へき地医療の確保

- へき地医療従事医師の勤務条件の改善とへき地医療の空白防止のため、**県立総合病院から2病院5診療所に対して、延べ32日、代診医師を派遣した。**
- へき地医療の充実強化のため、施設・設備の整備を行った**共立湊病院、中伊豆温泉病院、本川根町及び佐久間病院に対して補助金による支援**を行った。
- へき地医療の提供体制を確保するため、自治医科大学卒業医師のうち11人をへき地病院勤務及び代診医師として派遣した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
へき地代診医師の派遣	計画		2病院5診療所へ派遣			○
	実施状況等	2病院5診療所に対して延べ32日、代診医師を派遣	2病院5診療所への代診医師の派遣を継続実施			
へき地医療を担う診療所等の施設・設備整備の支援	計画		へき地に所在する診療所等を支援			○
	実施状況等	3病院1町の施設・設備の整備に要した経費に対して補助金を交付	3病院1町に対して補助金の交付を決定			

○医療資源を有効活用した医療機関の連携促進

- 静岡市静岡医師会ほか5か所の郡市医師会に対し、地域連携クリティカルパスの策定・活用、病診連携体制整備等に関する事業を委託し、地域の医療連携体制の構築を推進した。

○患者本位の医療サービスの確保

- 県民が正確な情報に基づき適切に医療機関を選択することができるよう、県内の全医療機関に対し、県への医療機能情報の報告の徹底を要請し、各医療機関から報告された医療機能情報を、休日・夜間当番医等の救急医療情報と併せてインターネットで県民に広く提供した。
- 県が作成する「静岡県病院名簿」及び県のホームページに、第三者評価機関である公益財団法人日本医療機能評価機構から認定を受けた病院の一覧を掲載し、制度や該当する病院の周知を図った。

- 各医療機関における医療事故防止対策を推進し、安全な医療体制の確保を目的として医療事故防止対策研修会や医療安全管理シンポジウム等を開催するとともに、院内感染対策の推進を目的として感染対策支援セミナーを開催した。
- 医療安全相談窓口担当職員の接遇の向上や相談への適切な対応を目的とした医療安全支援センター研修等に担当職員を参加させ、資質の向上を図った。
- 医療安全対策を立入検査における重点項目の一つとして位置付け、県内の全ての病院及び1,209箇所診療所及び8箇所の助産所に対し立入検査を行い、医療安全対策の徹底を指導した。
- 社団法人静岡県病院協会が行う医療従事者を対象とした医療メディエーター研修の開催を支援した。

○質の高い医療サービスの提供

- 耐震化工事（建替・補強）を行う災害拠点病院及び2次救急医療機関や、施設改修を行う周産期医療機関に対し助成したほか、医療機器の整備・充実を行う救急、周産期医療機関等に助成し、医療施設の高度化を推進した。
- 医療情報を標準化するために開発した静岡県版電子カルテについて、インターネットを通じて静岡県内の中核病院や診療所で共有できるシステムの構築準備を行った。

○先進医薬の普及促進のための治験の推進

- 国内最大規模の治験ネットワークとなった「静岡県治験ネットワーク」を構成する29病院では、治験が積極的に行われるようになってきており、ネットワークでは、平成22年度末現在、70治験について、受託契約を締結し、延べ131病院で実施されている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
静岡県治験ネットワークによる治験の推進	計画	第2次戦略計画※の評価 第3次戦略計画※の策定		第3次戦略計画の推進		○
	実施状況等	第2次戦略計画※の評価を実施 第3次戦略計画※を策定	第3次戦略計画を推進			

※ファルマバレープロジェクト 第2次戦略計画(平成19年度～平成22年度)、第3次戦略計画(平成23年度～平成32年度)

○医薬品等の安全・安心の確保

- 県内の民間薬剤師86人を「薬学リーダー」として委嘱し、県民を対象に「薬とくらしの教室」を開催するなど、医薬品に関する正しい知識の普及に努めた。
- 医薬品等の製造販売業者等に対し、医薬品等の品質確保を図るため、許認可の厳格な審査、品質保証体制等の監視指導を実施した。
- 薬局、医薬品等販売業者等に対し、施設に随時立入検査を行い、医薬品等の管理状況等の指導を行うとともに、医薬品の販売時に適切な情報提供が行われているかを確認した。
- 薬局が医療提供施設として、いつ、どのようなサービスを行っているかなど機能に関する最新の情報（薬局機能情報）を「医療ネットしずおか」にて提供することにより、県民の適切な薬局の選択や医療機関との連携促進を支援した。

- 静岡県献血推進大会の開催や、献血思想の普及啓発など、市町・血液センター等と連携して献血を推進するとともに、医療機関に対する研修会や立入検査の際に血液製剤の適正使用への協力を要請した。

(3) 静岡県立静岡がんセンター、静岡県立病院機構による高度専門医療の提供

○静岡県立静岡がんセンターによるがん高度専門医療の提供

- 183,366 人の入院延べ患者、225,230 人の外来延べ患者に放射線治療、陽子線治療をはじめとする高度な専門医療を提供した。また外来治療患者の増加に伴う診療機能の強化を図るため、病院本棟改修工事を実施中であり、平成 22 年度には新たな通院治療センターをオープンした。
- よろず相談事業として年間約 12,000 件の県民のがんに関する相談に幅広く対応した。また患者、家族向けの出張がんよろず相談を県内 8 会場で開催したほか、全 7 回の公開講座を実施するなど、がん関連情報を積極的に提供した。
- 医師レジデント制度、認定看護師養成課程などを活用し、自ら育成した優秀な人材を常勤職員として積極的に採用するとともに、24 時間院内保育の実施等離職防止策の強化を図った。また麻酔業務手当を創設するなど医師確保を充実させるための取組も行った。

○静岡県立病院機構による高度・専門・特殊医療の提供

- 県立総合病院では、循環器病センター機能を活かした高度な専門的医療の提供、がん疾患患者に対して高度な集学的治療の提供等に取り組んだ。また、地域の医療機関向けに高度医療機器（CT・MRI）の検査枠を増設するとともに、診療情報共有のための基幹ネットワークシステムの構築を行っている。
- 県立こころの医療センターでは、患者の受け入れに関する機能分化を進め、効率的な病棟運営に努めるとともに、退院後の地域生活支援モデルの構築を進めた。
- 県立こども病院では、ハイリスク胎児・妊婦、新生児に対する高度な先進的治療の提供に努めるとともに、静岡県小児がん拠点病院として関係診療科の協働連携による腫瘍カンファレンスを開催し、小児がんの高度な集学的治療へ積極的に取り組んだ。

(4) 4大疾病等の対策と感染症の予防

○総合的ながん対策の推進

- 世界禁煙デーを中心としたキャンペーンや若い世代を対象とした禁煙教育などによる禁煙対策を実施した。
- 県民と直接接する機会の多い 20 の企業・団体とがん検診受診促進に関する協定を締結した。
がん診療連携拠点病院11、静岡県がん診療連携推進病院7、静岡県小児がん拠点病院1、がん相談支援センター3の計22施設の整備により、がん医療の均てん化推進を図った。
- 医療連携や在宅療養を推進するため、がん診療連携拠点病院 11 施設を中心に、地域連携クリティカルパスの導入促進を図った。
- 静岡がんセンターでは、平成 21 年度を上回る 183,366 人の入院延べ患者数、225,230 人の外来延べ患者数を数え、放射線治療、陽子線治療をはじめとする高度な専門医療を提供した。

- 県立総合病院では外来化学療法 12,436 件、手術 7,504 件、放射線治療 15,516 件とそれぞれ着実に伸びている。
- 県立こども病院では静岡県小児がん拠点病院として血液腫瘍に対して骨髄・末梢血幹細胞・臍帯血移植などの治療法で対応しており、術後5年生存率は世界標準を上回っている。
- がん予防教育指導者研修（H22:78人）、在宅ターミナルケア等研修（H22:206人）、マンモグラフィ講習会（H22:94人）など、県内医療従事者に向けたがん専門研修を実施した。
- がん診療連携拠点病院及び静岡県地域がん診療連携推進病院に設置されているがん相談支援センターに加え、これらが無い賀茂及び熱海伊東医療圏において3病院にがん相談支援センターを設置するとともに、静岡県小児がん拠点病院として新たに県立こども病院を指定し、小児がん患者に対する相談支援を行っている。
- 静岡がんセンター研究所において、大学や企業との共同研究や、新規抗がん剤等による治験の推進のほか、地元企業との協働による製品開発を推進した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
総合的ながん対策の推進 県がん対策推進計画の見直し	計画			計画の見直し	新計画に基づく対策の推進	○
	実施状況等	静岡県がん対策推進協議会による事業評価の実施	静岡県がん対策推進協議会による事業評価の実施(予定)			
がん検診の啓発及び受診率向上の取組	計画			50%以上		○
	実施状況等	・対がん協会への委託による普及啓発 ・がん検診受診率向上に向けた企業・団体との協定締結 ・特定健診との同時実施に向けた関係機関との会議の開催	・対がん協会への委託による普及啓発 ・がん検診受診率向上に向けた協定締結企業・団体と連携した普及啓発 ・特定健診との同時実施に向けた関係機関との会議の開催(予定)			
国指定の拠点病院、県指定の推進病院等の整備	計画			制度の見直し	見直しに基づく体制整備	○
	実施状況等	国指定11病院、県指定8病院	国指定11病院、県指定8病院			
全二次医療圏におけるがん相談支援センターの整備	計画		22病院	制度の見直し	見直しに基づく体制整備	○
	実施状況等	22病院	22病院			

○脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病対策の推進

- 特定健診等の受診率向上のため、6月を中心に「健診受けましょうキャンペーン」を展開したほか、医療保険者における実施状況を調査した。

- 全国で初めて、特定健診データ（約 20 万人分）を分析し、グラフ及びマップ化した「平成 20 年度特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書」を作成した。
- 県内8か所目の救命救急センターとして聖隷浜松病院を指定した。また、救命救急センターを運営する5病院、小児救急医療を輪番で行う9地区に対し、運営費を助成したほか、聖隷三方原病院（救命救急センター）の医療機器の整備の助成などを行い、救急医療体制の整備を支援した。
- **ドクターヘリの夜間運航に向け、飛行経路新設に係る国との協議や離着陸場確保に向けた地元調整**を行った。また、ドクターヘリ運航事業を行う順天堂静岡病院と聖隷三方原病院に対し、運航に要する経費を助成したほか、順天堂静岡病院、聖隷浜松病院の新生児ドクターカー整備に要する経費を助成した。2機のドクターヘリの運航回数（平成 22 年度）は、965 回（月平均約 80 回）であり、889 人の患者の診療を行った。
- 県立総合病院では、循環器病センター機能を活かした 24 時間 365 日体制での高度な専門的医療を提供し、県立こども病院においても、カテーテル治療など新しい治療方法の導入や小児循環器集中治療医の育成のための研修プログラムを実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
特定健診等の受診率向上（特定健診・特定保健指導の促進）	計画	実態調査 市町支援			制度改正を踏まえた促進	○
	実施状況等	医療保険者における特定健診・特定保健指導実施状況調査を実施	特定健診受診促進のための周知・啓発。特定健診等データの収集・分析・提供			
救急搬送体制の充実	計画	ドクターヘリ夜間運航に向けた調整			条件が整い次第、できるだけ早期に運航開始	●
	実施状況等	飛行経路新設に係る航空局との協議 離着陸場設置に向けた地元調整	離着陸場候補地確保に向け、地元自治体と調整			

○難病医療の推進

- 国指定疾患 57 疾患の患者 21,849 人、県指定疾患 2 疾患の患者 865 人の計 22,714 人に対し、**特定疾患医療を給付し、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、医療費の負担軽減**を図った。
- 在宅で人工呼吸器を使用している特定疾患患者2人に対し、計 98 回の訪問看護を実施した。
- 療養や生活の悩みと不安を解消するため、「難病相談支援センター」において、相談と必要な支援を行った。（H22：相談実績延べ 2,089 件）

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
医療費負担の軽減（特定疾患治療研究事業の推進）	計画	特定疾患医療の給付				○
	実施状況等	国指定疾患(57疾患) 県指定疾患(2疾患) 計59疾患(22,714人) に医療給付を実施	国指定疾患(57疾患) 県指定疾患(2疾患) 計59疾患の対象患者に 医療給付を実施予定			

○感染症対策の推進

- 感染症発生動向調査により収集した結核、腸管出血性大腸菌感染症（O157等）、インフルエンザ等の情報提供を行った。
- 感染症外来協力医療機関のクリーンパーティション整備に対して助成を行った。
- 抗インフルエンザウイルス薬を約5.7万人分追加備蓄し、累計 61.3 万人分を確保した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
感染症に関する情報提供や防疫措置等の実施	計画	発生動向に応じて実施				○
	実施状況等	感染症発生動向調査事業の実施 (患者発生情報の収集と関係機関への情報還元)	感染症発生動向調査事業の実施 (患者発生情報の収集と関係機関への情報還元)			
新型インフルエンザ対策の推進	計画	(仮)新型インフルエンザ対策総合行動計画の策定		計画に基づく対策の推進		○
		抗インフルエンザウイルス薬の備蓄				
		約 5.7万人分 累計 約 61.3万人分	約 13.2万人分 累計 約 74.5万人分			
	発生状況に応じて放出					
実施状況等	国の行動計画策定作業に関する情報収集 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 約 5.7万人分 累計 約 61.3万人分	国作業の進捗把握 県総合行動計画の策定 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 約 13.2万人分 累計 約 74.5万人分				

(5) 健康づくりの推進

○生活習慣病予防対策等の推進

- 県民が心身共に健康に暮らすため、健康づくりの基本方針や施策等を盛り込んだ「**ふじのくに健康増進計画**」を策定した。
- 特定健診等の受診率向上のため、「**健診受けましようキャンペーン**」を展開したほか、医療保険者における**実施状況を調査**した。
- 全国で初めて、特定健診データ（約 20 万人分）を分析し、グラフ及びマップ化した「平成 20 年度特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書」を作成した。
- 「**公共的な施設における受動喫煙防止ガイドライン**」を作成し、関係機関へ配布し、県民の受動喫煙防止の積極的な取組を促した。また、小・中学校、高等学校において薬学講座を実施し、喫煙、飲酒、薬物乱用等による健康被害を防止するための取組を実施した。
- 県民の生涯にわたる歯や口の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「**静岡県歯科保健計画**」を策定した。
- 静岡県の財産ともいえる地域資源を活用した健康づくりの取組事例について調査を行い、事例集「**地域資源を活用した健康づくりの取組**」を作成し、併せて緑茶や温泉と健康増進の関連について、専門家によるシンポジウムを開催するなど、県民に向けた情報発信を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくに健康増進計画の策定・推進	計画	計画策定		計画推進、市町支援		○
	実施状況等	「ふじのくに健康増進計画」策定	「ふじのくに健康増進計画推進協議会」及び部会の開催等による計画推進			
特定健診・特定保健指導の促進	計画	実態調査		市町支援	制度改正を踏まえた促進	○
	実施状況等	医療保険者における特定健診・特定保健指導実施状況調査を実施	特定健診受診促進のための周知・啓発。特定健診等データの収集・分析・提供			
喫煙による健康被害の防止	計画	受動喫煙防止ガイドライン策定		禁煙、受動喫煙防止の支援 青少年への教育の充実		○
	実施状況等	「公共的な施設における受動喫煙防止ガイドライン」策定、配布	県民の自主的活動の支援と顕彰。こどもサミットの開催			
静岡県歯科保健計画の策定・推進	計画	計画策定		計画推進、市町支援		○
	実施状況等	「静岡県歯科保健計画」の策定	県、市町の8020推進会議を設置し、推進体制を整備			
健康づくりプログラムの開発	計画		開発		活用促進	○
	実施状況等	事例集「地域資源を活用した健康づくりの取組」の作成、配布	地域資源(温泉等)を利用した健康づくりの検証			

○ふじのくにの食育の推進

- 食育の取組を継続して推進するため、朝食の欠食や栄養の偏り、若い世代の食の関心の低さなど、食生活と関連の深い課題や、これまでの取組の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、本県の食育推進の第2次計画である「ふじのくに食育推進計画」を策定した。
- 食育を県民運動として展開するために、住民に見近な市町の食育推進計画の作成支援を行うとともに、連携して体制を整えた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
ふじのくに食育推進計画の策定・推進	計画	計画策定		計画策定、市町支援		○
	実施状況等	「ふじのくに食育推進計画」の策定、配布	計画推進 市町食育推進計画の作成、推進支援			

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

障害のある人が、障害のない人と同じように生活し、社会参加する社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透を進め、自らが選択し、決定するという考えの下に、住み慣れた地域の中で、働き、その人らしく輝きながら自立した生活を送ることができるように支援する。

施策の方向 (1) ライフステージに応じた支援

目的 障害の種別を問わず、障害のある人が自ら選択・決定し、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らすことができるよう、相談支援体制及び福祉サービス等の充実、経済的負担の軽減などの支援を進める。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
自分の住んでいるまちが、安心して暮らせるところだと思っている障害のある人の割合	(H21) 20.7%	今後公表	60%	—

※基準値は「障害のある人が安心して暮らせるまち」だと思ふ県民の割合

参考指標	経年変化			推移
県内市町における地域自立支援協議会の設置率 (各年度3月末日現在)	(H20) 59.0%	(H21) 68.6%	(H22) 88.6%	↗
高次脳機能障害者から支援拠点機関への相談件数 (延べ件数)	(H20) 2,276件	(H21) 2,650件	(H22) 2,703件	↗
障害福祉サービス等利用者数(各年度3月実績、訪問系・日中活動系・居住系サービスの利用者数)	(H20) 10,507人	(H21) 14,406人	(H22) 16,970人	↗
精神科救急情報センターの利用件数	(H20) 1,480件	(H21) 1,840件	(H22) 1,747件	↘

施策の方向 (2) 自立と社会参加に向けた総合的支援

目的 障害のある人が住み慣れた地域の中で障害のない人と同じように生活ができるように、生活の場の確保、地域生活への移行支援、就労支援を行うとともに、情報保障の充実、芸術活動・スポーツ活動の振興により、多様な社会参加を促進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合	(H18) 20.2%	今後公表	70%	—
障害者雇用率	(H21) 1.65%	(H22) 1.68%	1.8%	B

参考指標	経年変化			推移
福祉施設入所から地域生活に移行した障害のある人の数(各年度内)	(H20) 138人	(H21) 172人	(H22) 102人	↘
福祉施設から一般就労に移行した障害のある人の数(各年度内)	(H20) 176人	(H21) 196人	(H22) 239人	↗
精神障害のある人の精神科医療機関の平均在院日数	(H20) 264.5日	(H21) 267.4日	(H22) 270.0日	↘
静岡県障害者スポーツ大会の参加選手人数 (団体競技の監督・コーチを含む)	(H20) 3,004人	(H21) 2,858人	(H22) 3,189人	↗

2 進捗評価

- 地域自立支援協議会の設置率が高まり、高次脳機能障害者からの相談件数が増加するとともに、障害福祉サービス等の利用者数が増加し、入所施設の耐震化率が92.2%となるなど、障害のある人が、住みなれた地域の中で自立して生活するために必要である、相談・支援体制の整備や、福祉サービスの充実は、おおむね順調に進んでいる。
- 「障害者働く幸せ創出センター」を拠点とした総合的な支援体制等により、「障害者雇用率」はおおむね順調に推移するとともに、盲ろう者向け通訳・介助者を新たに28人養成したほか、県障害者スポーツ大会の参加者数が増加するなど、障害のある人の多様な社会参加に向けて、着実に進んでいる。

3 今後の施策展開

- 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようになるためには、身体・知的・精神などのほか、発達障害や高次脳機能障害などの障害特性に対応できる相談支援体制を更に強化することが必要である。このため、**地域自立支援協議会について、県アドバイザーの派遣などを通じて質的な向上**を図っていく。福祉人材の養成については、より効果的な養成研修の実施に努め、民間指定事業者による養成研修の実施と併せて、**ホームヘルパー等の養成を着実に推進**していく。また、在宅重症心身障害児（者）への支援強化については、**在宅支援モデル事業の実施を、引き続き関係機関へ働き掛ける**とともに、**ケアマネジャーの養成等を着実に推進**していく。あわせて、**発達障害者支援センターにおける、困難事例等への技術的、専門的支援や、開業医等を対象とする専門的な研修等**を、引き続き着実に実施していく。
- 障害のある人が、地域の中で障害のない人と同じように生活ができるようになるためには、地域生活の場の確保、雇用機会の確保等を更に進める必要がある。このため、**地域生活の拠点となるグループホーム等について、市町ごとに整備目標を設定し、計画的な整備を進めるとともに、企業への障害者雇用の働き掛けを強化**していく。あわせて、**障害のある人のスポーツ、芸術活動の振興を引き続き図る**とともに、今後予定されている**障害者基本法をはじめとする主要な法律の改廃等に的確に対応**し、障害のある人の自立と社会参加の推進に取り組んでいく。

4 取組の実績

(1) ライフステージに応じた支援

○多様な障害に応じた相談・支援体制の充実

- 地域における相談体制を充実するため、県内 16 地域（22 市 10 町）で地域自立支援協議会の設置が完了したことから、設置率は約 91%となった。
- 高次脳機能障害のある人やその家族に対する医療相談を実施するとともに、支援拠点機関に配置した支援コーディネーターによる相談支援を行い、適切な医療機関等の紹介や就労訓練等を希望する者への助言・指導の充実を図った。
- 地域生活定着支援センターにおいて、触法行為を行った障害者等への支援を行い、平成 22 年度末までに 14 人の社会復帰等が実現した。
- 各種福祉人材の養成研修を開催し、平成 19 年度からの累計で、**ホームヘルパー191人、ガイドヘルパー336人等を養成した。**

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
相談支援体制の充実	計画	地域自立支援協議会等の設置促進				○
	実施状況等	県内 15 地域（21 市 10 町）で地域自立支援協議会設置が完了	平成23年度中に 1 市が協議会を設置し、県内では 16 地域（22 市 10 町）で設置が完了			
高次脳機能障害者への支援	計画	医療から地域生活まで切れ目のない相談支援体制の提供				○
	実施状況等	・医療相談会 22回 48人（延べ人数 52人） ・支援拠点機関の相談支援人数 283人（延べ人数 2,703人）	引き続き医療相談会や支援拠点機関による相談支援等を継続実施			
触法障害者等の社会復帰支援	計画	地域生活定着支援センターによる福祉サービス利用支援				○
	実施状況等	・支援完了者（H21.7.1～）14人 ・現在支援継続中 9人	引き続き触法障害者等の社会復帰支援を継続			
福祉人材の養成	計画	ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の養成研修の実施等				●
	実施状況等	各種福祉人材の養成研修を実施（養成者数） ・ホームヘルパー191人 ・ガイドヘルパー336人	○引き続き各種福祉人材の養成研修を実施 ・ホームヘルパー70人 ・ガイドヘルパー65人 ○次期障害福祉計画の策定	次期障害福祉計画に基づき養成		

○ニーズに応じた福祉サービスの充実

- 障害福祉サービス事業所の指定件数は、平成 23 年4月1日現在 1,177 件で昨年同時期と比べ 93 件の増加、障害者支援施設等の指定件数は 92 件で昨年同時期と比べ7件の減少となり、サービスを提供する指定事業所の数は増加した。

3-3-3 障害のある人の自立と社会参加

- 在宅支援モデル事業は、市町、事業所等の関係機関へ実施を働きかけたが実現できなかったため、引き続き調整を行う。**ケアマネジャーの養成は、研修実施に向けたカリキュラムが完成**した。東部地区中核施設については、施設、利用者の保護者等との意見交換を行い、機能充実にに向けた調整を行った。
- 県立磐田学園の改築整備に向けて、今後の担うべき機能等に係る基本的な方針案を作成した。
- 福祉サービスの充実のため、**障害福祉サービス事業所を創設した2事業所に対し助成**を行った。
- 障害者福祉施設等の安全・安心を確保するため、**耐震化に課題のある7施設の改築整備と、スプリンクラー未整備の3施設の設置整備に対し助成**を行い、平成22年度末の入所施設の耐震化率は92.2%、スプリンクラーの設置義務のある施設の整備率は90.0%となった。
- 障害者支援施設2施設、旧身体障害者療護施設1施設の計3施設が、福祉サービス第三者評価を実施し、福祉サービスの質の向上や利用者によるサービスの選択に資するための情報提供の促進を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
在宅重症心身障害児(者)への支援強化	計画	在宅支援モデル事業の実施(2箇所)		全県実施を検討		○
	実施状況等	ケアマネジャーの養成(カリキュラム作成)		研修実施		
障害者施設等整備の促進(創設、改築、大規模修繕によるサービスの充実)	計画	3箇所	2箇所	2箇所	2箇所	○
	実施状況等	2箇所	4箇所			
入所施設等の安全確保	計画	耐震化推進・スプリンクラー整備促進				○
	実施状況等	耐震化 7箇所 スプリンクラー 3箇所	耐震化 7箇所 スプリンクラー 9箇所			

○発達障害者支援の充実

- 発達障害者支援センターにおいて、市町や地域等からの困難事例898件について技術的、専門的支援を行った。
- 開業医を対象とした専門的な研修等については、3回延べ113人が参加し、前年度の3回延べ115人とおおむね同じ実施状況となった。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
発達障害者支援の充実	計画	発達障害者支援センターによる相談・助言等支援体制の充実・強化				○
		開業医等を対象にした専門講座、研修会の実施				
	実施状況等	・相談・支援の実施 ・医師研修 3回 延べ113人	・相談・支援の実施 ・医師研修 3回(予定)			

○精神疾患患者の医療保護の推進

○ 県内 10 箇所 に 休日、夜間に対応する精神科救急医療施設を設置し、迅速な医療の提供と保護に努めるとともに、**精神科救急情報センター**を設置し、**精神科医療に関する緊急的な相談に毎日24時間電話に応じ**、情報提供を行った。

○ 精神保健福祉センターにおいて、社会的ひきこもり専門外来を中心に診療事業等を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
精神疾患患者の救急医療体制の確保	計画	精神科救急医療体制の確保				○
	実施状況等	・精神科救急医療施設利用状況(外来受診者 1,369人 うち入院者 546人) ・精神科救急情報センター利用件数 1,747件	引き続き基幹病院・輪番病院による患者の受け入れや精神科救急情報センターによる24時間体制での相談業務を実施			

○障害のある人の経済的負担の軽減

○ 障害者等からの申請に基づき、補装具費、特別障害者手当、特別児童扶養手当等を給付した。支給件数は、前年度に比べおおむね増加傾向となった。(平成 22 年度末特別児童扶養手当受給児童数;6,545 人(対前年比 110.1%))

○ **重度の身体障害・知的障害のある人の医療費負担を軽減し、療育を推進するため63,105人に対して医療費を助成し**、平成 21 年度の 62,836 人に比べ微増した。

また、**重度の精神障害のある人の医療費助成制度を創設するため、他県の助成実施状況を調査するとともに、協議を進めた。**

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
医療費負担の軽減 重度の身体・知的障害のある人の医療費負担の軽減	計画	重度心身障害者(児)に対する医療費助成				○
	実施状況等	63,105人に対して助成	前年度と同様の制度により引き続き実施			
重度の精神障害のある人の医療費負担の軽減	計画	制度改正の検討				○
	実施状況等	・他県の実施状況調査 ・制度改正の財政協議	事業実施に向け、制度案の市町調整			

(2) 自立と社会参加に向けた総合的支援

○地域生活への移行の促進

- 施設入所者等の地域生活への移行を促進するため、グループホーム・ケアホームの整備を行った2箇所に助成を行い、平成23年4月1日現在、グループホーム・ケアホームの指定件数は131件となった。
- 自立訓練、就労移行支援、短期入所、児童デイサービス等の日中活動系のサービスを行う事業所の指定件数は平成23年4月1日現在、514件で前年より60件増加した。
また、居宅介護（ホームヘルプ）など訪問系のサービスを行う事業所も532件と昨年より19件増加し、ガイドヘルプも、県内全ての市町で実施された。
- 外出支援や宿泊体験等を通じ、精神科病院入院患者への退院支援や地域生活に向けた必要な支援を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
障害のある人の地域での生活の場の確保	計画	2箇所	グループホーム等の整備促進			○
	実施状況等	2箇所	新築 4箇所 改修 2箇所	5箇所	5箇所	
精神障害のある人の地域生活に向けた支援	計画	外出支援やグループホーム等への宿泊体験等				○
	実施状況等	・地域移行支援員による支援回数 483回 ・事業利用者 30人（うち退院 16人）	引き続き、地域移行支援員による地域生活に向けた支援を継続実施			

○雇用機会の確保と就労支援

- 「障害者働く幸せ創出センター」は、平成23年3月31日現在、開所日221日で4,972人の利用者を迎えたほか、680件、約5千万円の下請業務や授産製品販売等の仲介支援を行った。
- 平成22年度の1人当たりの工賃実績額は13,173円/月と前年よりも611円の上昇となり、厳しい経済状況の中においても、授産事業支援等の取組に一定の効果が現れた。
- 自立促進事業として20施設において、29名に対する職場定着支援ないし再就職支援を行ったほか、平成22年度の知的障害者ホームヘルパー2級研修会においては、24名が修了、うち17名が就労に結びついた。
- 障害のある人の就労を支援するため、県内8つの障害者保健福祉圏域に1箇所ずつ障害者就業・生活支援センターを設置し、生活面及び就業面での支援を行うとともに、ジョブコーチ派遣、職場実習及び職場適応訓練の実施など、きめ細やかな就労支援を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「障害者働く幸せ創出センター」を拠点とした働くことに関する総合的な支援	計画		総合相談窓口の設置			○
			働くことに関する情報の収集・共有・発信			
	実施状況等	・センター及び地域拠点の授産製品販売店「とも」による企業や福祉事業所からの情報収集 ・求人開拓した企業情報を就労サービス事業所等へ発信	・就労相談担当者1名の配置(経済産業部事業)	センターから行政や企業に対する共生に向けた事業提案		
工賃水準向上のための各種施策の推進	計画		複数作業所の協働による授産製品の品質向上・販売促進の推進		授産製品販売促進支援	○
	実施状況等	・協働によるものづくり、販売促進の検討 ・県及び市町機関への官公需推進の働きかけ	・授産製品Webカタログの運用開始			
障害者の離職者対策、職場定着支援の充実・強化	計画		離職者再雇用短期訓練の実施			○
			知的障害のある人の介護領域への就労支援			
	実施状況等	・知的障害者ホームヘルパー2級養成研修の実施 ・福祉作業所職員による離職防止、再就職支援	・知的障害者ホームヘルパー2級養成研修の実施 ・福祉作業所職員による離職防止、再就職支援			

○多様な社会参加の促進

- 県点字図書館内に配置した視覚障害者生活支援コーディネーター（2人）による各種相談への対応や、視覚障害に関する理解促進等の啓発活動の充実を図った。
- **盲ろう者向け通訳・介助者の養成研修を開催し、28人を養成**したほか、市町が負担することが困難な広域的な行事、イベント等へ手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣して、障害のある人とない人との相互の円滑なコミュニケーションを支援した。（手話通訳者派遣実績：141件、460時間）
- **静岡県障害者スポーツ大会を開催**するなど、障害者スポーツの振興を図るとともに、静岡県障害者芸術祭を開催することにより創作活動の振興を図り、障害のある人の社会参加を促進した。

3-3-3 障害のある人の自立と社会参加

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
円滑なコミュニケーションのための支援	計画	盲ろう者向け通訳・介助者の養成 100人(H19～H23)		次期障害福祉計画に基づき養成・派遣		○
	実施状況等	養成研修を実施(養成者数) ・盲ろう者向け通訳・介助者28人	○引き続き養成研修を実施 ・盲ろう者向け通訳・介助者20人(予定) ○次期障害福祉計画の策定			
障害のある人の創作活動等の振興	計画	静岡県障害者芸術祭の開催				○
	実施状況等	平成22年12月4～5日、葵スクエア(12月4日のみ)、静岡市民ギャラリー、働く幸せ創出センターで開催。 ・延べ来場者数 3,858人	平成23年11月19～20日、5風来館8階ホール(11月19日のみ)、静岡市民ギャラリー、働く幸せ創出センターで開催。 ・延べ来場者数1,340人			
障害者スポーツの振興	計画	県障害者スポーツ大会の開催、障害者スポーツ指導員の養成				○
	実施状況等	・第11回静岡県障害者スポーツ大会を開催(H22.9.5～10.3期間中7日間) ・初級指導員養成講習会を開催(H22.12 受講者35人)	・第12回静岡県障害者スポーツ大会を開催(H23.9.4～10.2期間中7日間) ・初級指導員養成講習会を開催(H23.12 受講者48人)			

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

家族や地域の人々と長寿を喜び、長寿者が元気に生きがいを持って、その意欲と能力を活かしながら、必要なときには質の高いサービスを受けて、自分らしくいきいきと暮らす、世界に誇れる社会の実現を目指す。

施策の方向 (1)健康でいきいきと暮らせる長寿県づくり

生きがい活動や社会参加の促進など、長寿者がいきいきと暮らすことができる環境を整える。あわせて、地域の特性に応じたケア体制の整備とともに、総合的な認知症対策の推進や長寿者とその家族に対する相談体制の充実など、長寿社会に対応した共に支えあう地域づくりを進める。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
自立高齢者の割合	(H20) 86.1%	今後公表	90%	—

参考指標	経年変化			推移
地域包括支援センターの設置数	(H20) 120箇所	(H21) 120箇所	(H22) 123箇所	↗
すこやか長寿祭(スポーツ大会・美術展)参加・応募人数割合	(H20) 高齢者 91人に1人	(H21) 高齢者 104人に1人	(H22) 高齢者 102人に1人	→
認知症サポーター養成数(累計)	(H20) 36,779人	(H21) 57,440人	(H22) 91,072人	↗

施策の方向 (2)地域に根ざした質の高い介護・福祉サービスの推進

地域に根ざした適正な介護サービスの提供を推進するとともに、介護サービスを支える人材の養成等、質の向上を図る。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
介護サービス利用者の満足度	(H19) 77.4%	(H22) 79.1%	90%	B ⁻

参考指標	経年変化			推移
特別養護老人ホーム整備定員数	(H20) 13,357人	(H21) 13,973人	(H22) 14,498人	↗
社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度の実施率	—	(H21) 99%	(H22) 100%	↗

2 進捗評価

- 県内に在住する長寿者を対象にした意識調査では、これまでよりも元気に外に向かう長寿者の姿を見て取ることができ、県が進めた健康でいきいきと暮らせる長寿県づくりに向けた取組は一定の効果を上げたと考えられる。
- 認知症サポーター養成数の累計は9万人を超え、目標（平成26年12万人）達成に向けた取組は着実に進んでおり、認知症を理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り支援する地域づくりに効果を上げている。
- 「ひとりでも安心して暮らせる地域づくり事業」を実施したモデル地域においては、地域住民が主体となって「御近所」の問題解決へ向けた取組が促進されるなどの効果があった。
- 「介護サービス利用者の満足度」については、77.4%から79.1%に改善したものの、目標水準の90%とはまだ隔たりがあることから、介護サービスの基盤整備、サービスの質の向上、人材の確保や職員の資質向上の取組など、満足度の向上に向けた施策を一層推進する必要がある。

3 今後の施策展開

- 平均寿命が延び高齢化が進む中、健康な長寿者が増加し趣味の多様化などにより活動の幅が広がっていることから、その意欲と能力を活かしていくことができる環境の整備が求められている。また、長寿社会に対応した共に支えあう地域づくりを進め、災害にも対応できる安心して暮らせる地域づくりのためには、地域での見守り・支え合いの体制づくりを、引き続き推進する必要がある。
このため、地域の人と人との絆づくりや長寿者の力を活かした子育て支援活動などのためにも重要である**老人クラブの支援**を引き続き行っていく。
あわせて、**高齢期を迎える前からの健康の保持・増進**とともに、**長寿者と子どもとの交流の場を広げる**など、元気な長寿者の社会参加活動を支援していく。
また、今後、**認知症患者の増加が予想されることから、それに対応した介護保険サービスの提供に加え、認知症の方やその家族を地域で支える体制づくりを進めていく。**
- 今後さらに介護需要が増大することから、介護サービス基盤の整備とともに、介護サービスの質の確保・向上を促進していく必要がある。
このため、**施設の整備を促進・支援**していくとともに、多様な介護ニーズに対応できる質の高い**介護福祉士の養成と確保、慢性的に不足している介護人材確保対策**を実施していく。また、適切な介護サービスが提供されるよう、**職員の専門性の向上、指導方針の統一等**をより一層進めるとともに、**介護保険事業者に対する指導監督の強化**を図っていく。

4 取組の実績

(1) 健康でいきいきと暮らせる長寿県づくり

○地域の实情にあった長寿社会対策の推進

- 第5次静岡県高齢者保健福祉計画を着実に推進するため社会福祉審議会(2回)で意見を伺うとともに、関係課や市町との連携を図った。
- 県内に数多くある長寿者の介護サービス基盤を活用し、長寿者に加え、障害者、児童など、年齢や障害の有無に関わらず、垣根なく福祉サービスを提供できるようにするため、ふじのくに型サービス研究事業検討会を開催した。
- 高齢者居住安定確保計画についてワーキンググループを設置し、策定に向けての検討を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
静岡県高齢者保健福祉計画の推進	計画	第5次計画の推進		第6次計画の推進		○
	実施状況等	現計画の進捗管理と社会福祉審議会での報告、次期計画に必要な調査の実施	現計画の進捗管理と合わせ、次期計画の有識者会議(社会福祉審議会)での審議、国・市町との連携などにより策定			
高齢者居住安定確保計画の策定	計画	計画(H24～26)策定		計画の推進		○
	実施状況等	ワーキンググループ(WG)の設置と策定に向けての検討	年度内の策定に向け、WGでの検討を続け、有識者意見を聞きながら策定			

○安心できる長寿社会の仕組みづくりの促進

- 長寿者を見守り支えあう仕組みを整えるため、「一人でも安心して暮らせる地域づくり事業」により、モデル地区4箇所(西伊豆町・富士宮市・藤枝市・磐田市)を選定して、住民啓発のための懇談会や、調査活動等を行った。
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の普及に努め、市町の虐待防止への積極的な取組や地域における権利擁護への取組を支援した。
- 長寿者の相談窓口である「地域包括支援センター」に対し、対応が困難な、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関するものについて、弁護士や社会福祉士等専門家の援助を受けられるよう権利擁護ネットワークによる支援を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
長寿者を見守り 支えあう仕組みの 整備	計画	「ひとりでも安心して暮らせる地域づくり事業」による地域づくりの推進	モデル地区を選定し、地域における見守りネットワークの構築や地域住民への普及啓発を通じて「ひとりでも安心して暮らせる地域づくり」を推進			○
	実施状況等	モデル地区4箇所(西伊豆町・富士宮市・藤枝市・磐田市)を選定し、住民啓発のための懇談会や、調査活動等を実施	引き続きモデル地区4箇所選定し、地域における見守りネットワークの構築や地域住民への普及啓発を行う。			
権利擁護 ネットワーク の活用	計画	社会福祉士会への委託により「困難事例」に対する地域包括支援センター等の活動を支援				○
	実施状況等	社会福祉士会へ委託し、地域包括支援センター等の業務の支援を実施	引き続き支援を実施			

○生きがい活動・社会参加の促進

- 長寿者の健康づくりや生きがいづくりの活動について、**老人クラブの活動への支援やしずおか健康長寿財団によるすこやか長寿祭スポーツ大会・美術展などへの支援**を行った。
- 老人クラブにおける、長寿者自らの生きがいづくり、健康づくり及びボランティア活動等を促進するため、各地域において老人クラブによる友愛訪問事業をはじめ、次世代育成事業、健康体操教室などに取り組み、社会参加促進、地域における絆づくりを図った。
- **長寿者が子ども達に、地域の伝統や文化などを実体験により伝える機会として、「わくわく体験！ふるさとふれあいフェスタ」を開催**し（参加者約 6,000 人）、長寿者の知恵や力を地域の子育て支援に役立てた。
- シルバー人材センターの健全な運営の確保を図るため 32 市町に助成するとともに、シルバー人材センターにおける長寿者の自立に向けた取組を促進した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
多様な生きがい活動ができる環境の整備促進	計画	しずおか健康長寿財団による、壮年期からの生きがい活動の支援 老人クラブ活動による、長寿者の健康づくり、生きがいづくりの支援				○
	実施状況等	しずおか健康長寿財団による、すこやか長寿祭スポーツ大会・美術展の開催(8,631人)、ねんりんピック選手団派遣(166人)及び、健康づくりや介護予防のため長寿者向けスポーツ・体操等の研修(1,200人)を支援	しずおか健康長寿財団による、すこやか長寿祭スポーツ大会・美術展の開催、ねんりんピック選手団派遣及び、健康づくりや介護予防のため長寿者向けスポーツ・体操等の研修を支援			
世代間交流による 伝統や生活文化の 伝承	計画	「次世代に語り継ぐ地域文化伝承事業」	老人クラブ活動などを通じた、地域の長寿者と世代間の交流による地域文化の伝承を促進			○
	実施状況等	県老人クラブ連合会に委託し、昔遊びなどの体験を通じた長寿者と子どもの世代交流の場として、「わくわく体験！ふるさとふれあいフェスタ」を11月に磐田市で開催。(6,000人参加)	県老人クラブ連合会に委託し、人生経験豊かな長寿者が伝統文化等の実演や体験を通じて子ども達と交流する「わくわく体験！ふるさとふれあいフェスタ」を24年3月に静岡岡市で開催予定			

○一人ひとりに合った介護予防の推進

- 市町の効果的な事業展開を支援するため、**介護予防市町支援委員会(計2回)、介護予防従事者研修(計9回)、講演会(1回)を行った**。また、県民を対象とした介護予防講演会やパンフレット「はじめていますか?介護予防」の作成などの普及啓発活動により、要支援・要介護になる可能性の高い長寿者の把握や介護予防事業を実施する市町の取組への支援を行った。
- 介護予防の中核を担う「地域包括支援センター」については、職員研修(7回計177人)や従事者研修(1回計143人)を通じた資質の向上などの機能強化を図った。このうち、職員研修では、地域包括支援センターの虐待対応強化や地域ケア会議の運営スキルの向上を目的とした「地域包括ケア推進指導者研修」(3回計142名)を実施した。なお、地域包括支援センターは、平成22年度に3か所増え、計123か所となった。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
介護予防の推進	計画	地域支援事業を実施する市町への支援				○
	実施状況等	介護予防市町支援委員会の開催 市町担当職員研修の実施	昨年に引き続き、委員会及び研修事業を行う。			
地域包括支援センターの機能強化	計画	地域包括支援センターの人材養成	センター職員等への研修を通じた資質向上			○
		センターの整備				
	センター123箇所	126箇所 静岡県高齢者保健福祉計画(第6次)の策定	第6次計画による設置推進			
実施状況等	昨年度から3箇所増加 (21年度末120箇所→22年度末123箇所)	125箇所 (23年4月1日現在)				

○総合的な認知症対策の推進

- 認知症の方やその家族が安心して生活できるよう、地域包括支援センターによる地域のネットワークづくりを通じた、医療、介護、福祉との連携を更に深め、認知症の方や家族を地域で支える体制づくりを進めた。
- 地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るとともに、認知症の早期発見、早期治療を支援する体制づくりを推進するため、平成22年10月から**NTT東日本伊豆病院(函南町)を「認知症疾患医療センター」に指定**するとともに、運営支援を行った。
- 認知症の早期発見、早期対応を図るため、日ごろから診察している身近な「かかりつけ医」に対する研修を実施した(平成22年度研修修了者18名)。また、「かかりつけ医」への助言や支援等を行う「認知症サポート医」を養成した(平成22年度養成人数3名)。
- 認知症を理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を33,632人養成した(累計91,072人うち子どもサポーター8,978人)。
- 介護家族の精神的な負担や不安の軽減を図るため、認知症の介護経験者が相談に対応する「**認知症コールセンター**」を平成22年4月から開設し、平成23年3月までに**326件の相談に対応**した。また、介護家族間の交流や助け合いの広がりを目指し、「認知症家族講座」を沼津市で開催し、35名の方が参加した。
- 医療機関や介護施設など関係機関を、インターネットを活用して検索、表示できる「高齢者あんしん窓口マップ」を運営し情報提供に努めた。

- 認知症の方を介護をしていることが周囲に分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれて困っているという介護家族からの声に応え、全国で初めて「介護マーク」を作成した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
認知症の早期発見、早期治療のための支援	計画	認知症疾患医療センターの指定、運営支援	認知症鑑別診断や専門医療相談を行い、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る			○
		1箇所	8箇所			
		認知症かかりつけ医、サポート医の養成	身近なかかりつけ医に、認知症関連の知識を習得させ、認知症の早期発見・早期治療を図る			
	実施状況等	サポート医(H22年3月末13名) かかりつけ医(H22年3月末530名)				
		・認知症疾患医療センター1箇所指定	・認知症疾患医療センター2箇所(1箇所追加指定)に向け調整中			
		・サポート医3名養成(H23年3月末16名)	・サポート医研修(3名増)			
		・かかりつけ医18名養成(H23年3月末548名)	・かかりつけ医研修(1回)			
認知症サポーターの育成	計画	認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発				○
		4.4万人(H21年9月)			12万人(H26年)うち子どもサポーター1万人	
	実施状況等	認知症サポーター累計9.1万人(33,632人養成)うちこどもサポーター(累計8,978人)	昨年に引き続き認知症サポーター養成に取り組み、H24年3月末で累計10万人を目指す。			
認知症コールセンターによる相談対応	計画	認知症コールセンターの開設(H22年4月)	認知症介護経験者が、認知症の人や家族に対し、経験に基づき親身になって電話相談に対応			○
	実施状況等	平成22年度の相談件数326件	コールセンターの広報に一層取り組む			

(2) 地域に根ざした質の高い介護・福祉サービスの推進

○地域に密着したサービスの展開

- 長寿者に必要なサービスの効率的かつ効果的な提供体制を整備するため、介護サービスの基盤整備等を推進した。
- 介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、地域密着型介護施設の整備に対して助成を行った。(小規模多機能型居宅介護事業所の整備完了数85箇所、認知症高齢者グループホームの整備完了定員数4,856人)
- 自宅での生活が困難な高齢者が安心して暮らせることができるよう、特別養護老人ホームや介護老人保健施設の整備に対して助成し、特別養護老人ホームについては、施設の完成ベースで目標達成率98.3%となった。
- 低所得者が必要な介護サービスを利用できるようにするため、社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度を、全ての市町及び全ての対象事業所で実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域密着型介護施設の整備促進	計画	小規模多機能型居宅介護事業所				○
		109箇所	129箇所	(計画策定時に目標数値設定)		
	4,923人	5,130人	認知症高齢者グループホーム(定員) (計画策定時に目標数値設定)			
実施状況等	小規模多機能型居宅介護事業所整備完了数 85箇所		111箇所(予定)			
	グループホーム整備完了定員数 4,856人		5,262人(予定)			
特別養護老人ホーム等の整備支援	計画	第5次県高齢者保健福祉計画に基づく整備		第6次県高齢者保健福祉計画に基づく整備 ※平成23年度に計画策定予定		○
		特別養護老人ホーム(定員)		(計画策定時に目標数値設定)		
	14,746人	15,647人				
実施状況等	特別養護老人ホーム整備完了定員数 14,498人		15,863人(予定)			
社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度の実施	計画	県内の全市町、全対象事業所で軽減制度を実施				○
	実施状況等	実施率 100%	実施率 100%(見込み)			

○適正な介護サービスの展開

- 介護サービスの質の確保・向上を図るため、**介護サービス事業所(3,238事業所)の实地指導を実施**した。また、利用者等からの苦情・通報などに対して迅速かつ適切に対応するとともに、悪質な介護サービス事業所(11事業所)に対しては指定取消し等の行政処分を行った。
- 介護保険サービス利用者が自ら適切な事業者を選択できるよう、**介護サービス事業所が提供するサービス情報等を調査し、3,420事業所の調査結果を公表**した。
- 福祉サービス第三者評価について、22年度までに累計240施設が受審しており、福祉サービスの質の向上や利用者によるサービスの選択に資する適切な情報の提供に寄与した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
事業者指導監督機能の強化	計画	实地指導等の実施				○
	実施状況等	介護サービス事業所を対象に实地指導等を実施	介護保険施設・事業所を対象に实地指導等を実施			
介護サービス情報公表制度の適正な運用	計画	公表計画の策定及び調査・結果の公表(年1回)				○
	実施状況等	介護サービス事業所の基本情報・調査情報を調査、結果を公表	介護保険法の改正により介護サービス情報公表制度を見直し(調査の義務付けを廃止)			

○介護サービス等を支える人材の確保

- 介護職員の処遇改善により定着率の向上を図るため、**介護職員処遇改善交付金を1,761事業所に交付し**、介護職員の賃金水準の向上等に努めた。
- 多様な介護ニーズに対応できる質の高い介護福祉士の養成、確保を図るため、静岡県社会福祉協議会による**介護福祉士修学資金の貸与**を行った。(新規 126 人、継続 78 人)
- 福祉・介護人材の確保と専門的知識・技術の習得や資質向上のため、**無料職業紹介・相談や社会福祉施設職員研修を充実するなど、県社会福祉人材センターの機能強化**を図った。この結果、本県の社会福祉人材センター（浜松市人材バンクを含む）の平成 22 年度における就職人数は、全国第2位の 847 人となった。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
介護職員処遇改善及び定着率の向上	計画	介護職員処遇改善交付金による賃金等処遇改善		処遇改善事業交付金制度の継続を国に働きかける		○
	実施状況等	申請事業所数 1,761箇所	申請事業所数 1,770箇所 (H23.4月末速報値)			
介護福祉士修学資金の貸与	計画	介護福祉士修学資金の貸与				○
	実施状況等	県社会福祉協議会にて貸付事業実施 (新規:126人、継続:78人)	県貸付再開 (新規:40人、継続80人) 県社会福祉協議会 (継続39人)			
県社会福祉人材センターの機能強化	計画	社会福祉施設職員研修				○
	実施状況等	福祉人材無料職業紹介・相談				
	実施状況等	社会福祉事業従事者研修、就職希望者に対する就労斡旋・求人情報の提供等を実施	社会福祉事業従事者研修、就職希望者に対する就労斡旋・求人情報の提供等を実施			

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

保護や支援を必要とする人や家庭が、希望や自立に向けて、日々の暮らしを安心して過ごせるよう、関係機関と連携して相談・支援体制の充実を推進するなど、セーフティーネットの整備を進める。

施策の方向 (1) 自立に向けた生活の支援

目的 経済的に困窮している家庭が生活基盤の崩壊を招くことのないよう、相談体制を充実するとともに、生活援護等を行い、希望や自立につなぐセーフティーネットを整える。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
就労支援を行った生活保護受給者の就職率	(H21) 8.8%	(H22) 11.3%	20%	B

参考指標	経年変化			推移
母子家庭等就業・自立支援センターにおけるひとり親家庭の生活・就業相談件数	(H20) 2,096件	(H21) 2,554件	(H22) 4,472件	↗
こころの電話相談件数	(H20) 3,784件	(H21) 3,995件	(H22) 3,662件	↘
就労支援を行った生活保護受給者数	—	(H21) 3,038人	(H22) 3,993人	↗
住宅手当支給決定件数	—	(H21) 1,234件	(H22) 1,820件	↗

施策の方向 (2) 自殺対策の推進

目的 自殺を予防するため、うつ病の早期発見、早期治療の促進や、相談体制の充実を図るとともに、市町が実施する地域の実情を踏まえた自殺対策を支援する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
自殺による死亡率の都道府県順位 (参考: 本県の自殺者数)	(H21) 低い方から 8位 (804人)	(H22) 低い方から 21位 (854人)	低い方から 1位	C

参考指標	経年変化			推移
うつ病の早期発見 (かかりつけ医の紹介による精神科医の受診件数)	(H20) 119件	(H21) 106件	(H22) 99件	↘
こころの電話相談件数	(H20) 3,784件	(H21) 3,995件	(H22) 3,662件	↘
いのちの電話相談件数	(H20) 77件	(H21) 142件	(H22) 263件	↗

2 進捗評価

- 「就労支援を行った生活保護受給者の就職率」は前年度を上回り、生活援護を必要とする人の自立の促進に効果を上げた。また、社会福祉協議会の相談員の配置などにより相談体制の充実を推進した結果、低所得者等の経済的自立の促進に寄与した。
- 平成 22 年の全国の自殺者数は対前年比では減少した一方、本県の自殺者数は増加しており、原因分析が必要である。
- 自殺対策については、静岡県が先駆的に実施した「睡眠キャンペーン」が全国展開されるなど、その取組は高い評価を受けているが、かかりつけ医の紹介による精神科医の受診件数は減少傾向にあるため、うつ病の早期発見、早期治療のための更なる方策が必要である。
- 電話を通じてこころの悩みに応ずる相談体制については、相談件数が年間約 4,000 件と高い水準で推移しており、着実に充実が図られた。

3 今後の施策展開

- 厳しい雇用情勢の継続により、生活援護等を必要とする人の増加は続くものと考えられる。
このため、**社会福祉協議会における相談員を増員し相談体制を強化**するとともに、福祉事務所における就労支援員の増員及び民間の就労支援事業者との協働により**生活保護受給者等に対する就労支援を推進**していく。
- 自殺対策については、「睡眠キャンペーン」等による**うつ病の早期発見、早期治療を引き続き促進**するほか、地域の特性に応じた自殺予防対策や司法書士会、弁護士会等の**関係機関と連携した相談体制の整備**を進める。また、各世代により自殺の実態が異なっているため、**自殺の原因を分析し、きめ細かな対策**に取り組んでいく。
- これらの取組によりセーフティネットを整え、経済的に困窮している家庭や心の危機を抱える人を希望や自立につなぎ、**安心できる生活を取り戻すことができるよう努めていく**。

4 取組の実績

(1) 自立に向けた生活の支援

○相談体制の充実

- 県及び市町社会福祉協議会の相談員を 42 人配置し、相談支援体制の充実を図り、3,644 件、総額 1,529,078 千円の生活福祉資金の貸付を行った。
- 母子家庭等就業・自立支援センターで行っているひとり親家庭の生活・就業相談は 4,472 件（平成 21 年比 1.75 倍）、養育費相談は 440 件（平成 21 年比 1.2 倍）、職業紹介は 2,013 件（平成 21 年比 1.14 倍）といずれも増加し、就業支援講習会・セミナーは 67 人が受講した。
- 電話を通して悩みを聴き、心の支えになっていこうという「こころの電話相談」を実施した。また、休日・夜間の時間外に対応するための「いのちの電話」が実施する相談員研修事業に対し助成を行い、相談体制の充実を図った。

○生活援護を必要とする人への支援の充実

- 生活保護受給者の自立を支援するため、生活保護の現業員や就労支援員（平成 21 年度 8 人を 16 人に増員）が求職活動等の支援を行い、支援対象者 3,993 人中 452 人が就職し、就職率は 11.3%となり前年を上回った。
- 離職により住居を喪失した人又は喪失するおそれのある人の住居を確保するため、1,820 人に対し住宅手当の支給を決定した。（総支給額 516,367 千円）
- ホームレスの自立を促進するため、420 件の巡回又は窓口相談を実施した。

(2) 自殺対策の推進

○自殺総合対策の推進

- 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間を中心に、テレビ・ラジオでのCM放映やポスターの掲示、各市町による街頭での啓発活動、講演会の開催などを実施した。
- かかりつけ医うつ病対応力向上研修会を県内3箇所で開催し、うつ病の診断・治療技術の向上を図るとともに、精神科医との連携のための講演を実施し、かかりつけ医から精神科医への紹介システムの構築の推進を図った。
- 電話を通して悩みを聴き、心の支えになっていこうという「こころの電話相談」を実施した。また、24時間いつでも相談できる体制の整備を促進するため、「いのちの電話」が実施する相談員研修事業に対し助成を行った。
- 講演会や個別相談会を開催し、既存の自死遺族の会の存在と希望者への参加を支援するとともに、地域での自助グループの立ち上げを支援した。
- 県内の自死遺族の会のネットワーク化の支援やリーフレットの作成を行った。
- 市町に対する助成を行い地域の特性に配慮した自殺対策を推進するとともに、県薬剤師会が実施するメンタルヘルスサポーター育成研修事業への助成や、司法書士会の多重債務相談会と連携して、メンタルヘルス相談会を実施した。

3-3-5 希望や自立につなぐセーフティネットの整備

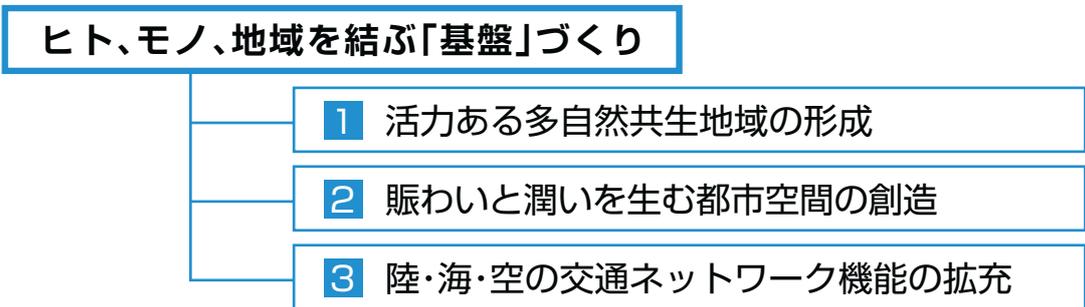
○ 地域自殺対策情報交換会を県内5箇所で開催し、各市町の先進的な自殺対策の取組について情報交換するとともに意識の高揚を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
うつ病の早期発見	計画	睡眠キャンペーン実施				○
	実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・9月、3月に睡眠キャンペーンのテレビ・ラジオCMの放映等の啓発活動実施 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修会開催(県内3箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き9月、3月を中心に睡眠キャンペーンの啓発活動実施するとともに、かかりつけ医うつ病対応力向上研修会開催を予定 			

4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

1 戦略の目標と体系

身近な道路の整備や河川管理、生きる力の源となる農林水産業の生産基盤の強化、中山間地域等の集落機能の維持などにより、活力ある多自然共生地域の形成を図るとともに、都市の特色を活かし、都市機能を集積することにより、集約型で暮らしやすい市街地形成などによる、賑わいと潤いを生む都市空間の創造に取り組む。さらに、高規格幹線道路、港湾、空港など、陸・海・空の交通手段が円滑に連結した経済や暮らしを確実に支える交通基盤の拡充を進める。

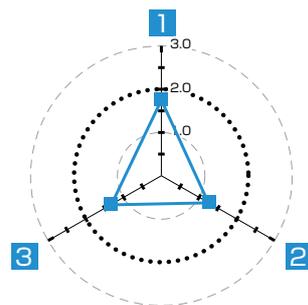


2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						評価外
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	
1 活力ある多自然共生地域の形成		1	1	4			1
2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造				1	1		2
3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充			1	2	3		1
計		1	2	7	4		4

- 道路等の身近な生活に関わる社会基盤の整備を計画的に実施し、多彩な農林水産物を安定供給する生産基盤の整備や、中山間地域の振興等に取り組んだ結果、活力ある多自然共生地域の形成に係る数値目標はおおむね順調に推移している。
- 都市計画のマスタープランの策定をはじめ、東部コンベンションセンターの整備、街路整備、鉄道と道路の立体交差化、都市公園の整備等は着実に前進しているものの、「都市機能が充足していると感じている人の割合」は減少していることから、都市の利便性や快適性の一層の向上を図る。

《戦略の柱ごとの達成状況》



- 「中心都市等への30分行動圏人口カバー率」、「輸出・輸入コンテナ取扱個数」、「穀物（とうもろこし）取扱量」の道路網及び、港湾機能の強化に係る数値目標は、おおむね順調に推移しているものの、「富士山静岡空港の利用者数、就航地域数、貨物取扱量等」の空港需要に係る数値目標は停滞していることから一層の取組が必要である。

3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 活力ある多自然共生地域の形成	1	6	
2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造		7	
3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充		12	
計	1	25	

- 道路や生活排水処理施設等、身近な生活に関わる社会基盤の整備を計画的に進め、市町の景観行政団体への移行促進など、活力にあふれ美しさを重視した生活空間の形成を推進するとともに、農村地域における協働の取組や森林の団地化等により農林水産物の生産基盤の強化を図った。
- 特に景観に配慮した公共事業推進に当たっては、平成23年度早々に「ふじのくに色彩・デザイン指針」を交通基盤部の全ての出先機関で運用を開始するなど、事業推進を前倒して実施した。
- さらに、過疎・中山間地域の魅力ある地域資源を活かした交流促進等の取組や生活環境の改善を図ることにより、多自然共生地域の形成を進めた。
- また、都市計画マスタープランの策定により都市の将来像を明らかにし、東部コンベンションセンター整備や鉄道と道路の立体交差化、都市公園の整備等により、都市の利便性や快適性の向上を図った。
- 新東名高速道路、富士山静岡空港、清水港をはじめとする港湾など、本県の大規模な交通基盤を最大限活用する新たな交通ネットワークビジョンの策定に向けた取組をスタートさせるとともに、金谷御前崎道路の供用開始や、大型岸壁の整備など県内主要港湾の機能向上、富士山静岡空港における新たな駐機場の整備着手など、陸・海・空の交通ネットワークの機能の拡充を推進した。

4 進捗評価

- 快適な暮らしを支える道路の整備、景観に配慮した地域づくりや農林水産業の生産基盤の強化、過疎・中山間地域の振興を図る取組を実施した結果、数値目標はおおむね順調に推移しており、活力ある多自然共生地域の形成は着実に前進している。
- 賑わいと潤いを生む都市空間の創造に向けた取組は順調に進捗しているものの、都市機能が充足していると感じている人の割合は減少していることから、県民ニーズに即した都市の利便性や快適性の向上に向けた取組の一層の推進を図る必要がある。
- 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充に向けた社会資本整備は順調に進捗しているものの、空港利用者数等の空港需要に係る数値目標が停滞していることから、空港需要を補完する空港機能の一層の強化を図る必要がある。

「基盤」づくり
ヒト、モノ、地域を結ぶ

5 今後の方針

- 多自然共生地域の形成に向けては、地域の生活基盤や生産基盤の一層の充実や、中山間地域等の魅力的な資源を広く発信していく必要があることから、**道路、生活排水処理施設等の生活基盤や農林水産業の生産基盤を充実・強化**させていくとともに、過疎・中山間地域において、**魅力ある地域資源の活用・発信や、交流促進**など総合的な振興策を推進する。
- 賑わいと潤いを生む都市空間の創造には、人口減少や高齢化等の社会情勢の変化を想定した**集約型都市構造へ誘導する観点を都市計画のマスタープランに位置付けた**ことから、この考え方の実現に向けて具体化を進めるとともに、引き続き、都市の利便性や快適性の一層の向上に向け、**東部コンベンションセンターの整備や草薙運動場の再整備**等、現在進捗する具体的取組を着実に推進する。
- 円滑な交通を確保し、県内産業の競争力を高め、県民生活の質の向上を図るためには、道路、港湾、空港の陸・海・空の交通ネットワーク機能の一層の拡充を図る必要がある。
このため、**新東名高速道路の供用開始を踏まえたアクセス道路等の整備**を着実に推進し、清水港、田子の浦港、御前崎港は「駿河湾港」として**連携・相互補完し一体的サービスや荷役機能の向上**を図るとともに、富士山静岡空港では、平成 23 年度から**運用時間を延長**したところであり、併せて新たな**駐機場の整備**を進めていく。
特に、現在、県外港湾に流出している貨物については、積極的な**ポートセールスや民の視点による港湾サービスの向上**などにより、県内港湾への取り込みを図っていく。
- 東日本大震災の影響により、航空需要、港湾貨物需要等は大きく減少しているが、これら交通インフラを最大限に活かし県内の産業・文化・観光等の地域振興を図ることを目的に、**ふじのくに交通ネットワークビジョン - 東海道新時代を築く -**をまとめ、未来を見据えて交通ネットワークを拡充し、利活用を進めていく。
- **新東名高速道路 IC の周辺地域等を「ふじのくにの内陸のフロンティア」として捉え**、家・庭一体の住まいづくりの提案、産業集積の推進、防災機能の強化などの様々な視点から、**新時代の魅力ある地域づくりを推進**していく。
- 以上のヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくりを推進することにより、「活力ある多自然共生地域の形成」、「賑わいと潤いを生む都市空間の創造」、「陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充」を図り、豊かなふじのくにの形成を目指す。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

農林水産業等の生産基盤や身近な生活環境を整備し、周辺都市部との道路ネットワークを構築するとともに、過疎・中山間地域の振興を図ることで、活力ある多自然共生地域を形成する。

施策の方向	(1)豊かで活力あふれる暮らしの形成				
目的	生活の基礎となる道路の整備や河川等の適正な管理など、県民が安心して快適に暮らすことのできるよう、身近な生活環境の整備を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	県民1人当たりの渋滞損失時間	(H20) 35.6時間/年	今後公表	(H28) 30時間/年	—
	汚水処理人口普及率	(H21) 71.5%	(H22) 72.9%	79%	B

	参考指標	経年変化			推移
	道路交通における死傷事故率	(H20) 138件/億台扣	(H21) 133件/億台扣	—	↗
	主要な旅客施設周辺等の主な道路のバリアフリー化率	(H20) 64.3%	(H21) 81.3%	(H22) 88.7%	↗
	下水道処理人口普及率	(H20) 56.2%	(H21) 57.6%	(H22) 58.7%	↗

施策の方向	(2)美しさを重視した生活空間の形成				
目的	文化や歴史に根ざした地域固有の豊かな景観を保全するとともに、景観を損なわない公共施設等の整備を推進することにより、美しい生活空間の形成に努める。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う」人の割合	(H21) 68.4%	(H23県政世論調査) 77.0%	75%	B ⁺

	参考指標	経年変化			推移
	良好な市街地が整備された割合	(H20) 14.3%	(H21) 14.4%	(H22) 14.4%	→
	既成市街地の再整備を促進した地区数	(H20) 51地区	(H21) 52地区	(H22) 55地区	↗
	人が親しむことができる海岸の延長	(H20) 118.8km	(H21) 119.3km	(H22) 119.4km	→

施策の方向	(3)農林水産業の新たな展開				
目的	多様な農産物の安定供給や、森林資源の効率的な利活用、水産物の供給体制づくりなど、農林水産業の力強い発展を目指した基盤整備を推進する。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	農業に利用されている農地面積	(H21) 71,400ha	(H22) 70,800ha	70,800ha	B ⁻
	森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林面積	(H21) 260,371 ha	(H22) 261,953 ha	324,000 ha	B ⁻
	力強い産地づくりに向けた漁港の整備数	(H21) 29港	(H22) 30港	36港	B ⁻

「豊盛」の地域を結ぶ

参考指標	経年変化			推移
農産物の市場への出荷時間が短縮された農地面積	(H20) 46,191ha	(H21) 46,592ha	(H22) 46,772ha	→
生産性の高い優良な農地の面積	(H20) 57,212ha	(H21) 57,576ha	(H22) 56,438ha	↘
林道等から200m以内の森林面積	(H20) 182千ha	(H21) 184千ha	(H22) 184千ha	↗

施策の方向		(4) 過疎・中山間地域の振興			
目的	過疎・中山間地域の魅力を生かして活力を高めるとともに、多様な主体の参画により集落機能を再生し、住民が安心できる生活環境を確保することで、地域の活性化を図る。				
	数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
	都市農村交流人口	(H20) 15,433千人	(H22) 15,767千人	22,000千人	B ⁻

参考指標	経年変化			推移
地域の中心的医療施設への30分到達圏人口カバー率	(H20) 94.4%	(H21) 94.4%	(H22) 94.6%	→
適正な森林管理を担う森林技術者数	(H20) 291人	(H21) 302人	(H22) 316人	↗
集落支援員制度等を導入した市町数	—	(H21) 1市町	(H22) 2市町	↗
農村資源を保全する活動に参加した人数	—	(H21) 82,000人	(H22) 92,500人	↗

2 進捗評価

- 主な道路のバリアフリー化率や汚水処理人口普及率は着実に向上しており、豊かで活力あふれる暮らしの形成は着実に前進している。
- 「自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う人の割合」が上昇するなど、美しさを重視した生活空間の形成は着実に前進している。
- 「森林の多面的機能発揮のために適正に管理されている森林面積」及び「漁港の整備数」は順調に推移しているものの、「農業に利用されている農地面積」は減少幅が大きいことから、その維持に向けて一層の取組が必要である。
- さらに、過疎・中山間地において、魅力を活かした交流促進や医療や交通、情報通信等生活環境の整備を含め総合的な振興対策を進めた結果、「都市農村交流人口」もおおむね順調に増加するなど、活力ある多自然共生地域の形成は着実に前進している。

3 今後の施策展開

- 多自然共生地域における多様な自然や、そこから生まれる生産物を県民誰もが享受し、県内外から魅力ある地域となるには、生活基盤や生産基盤の一層の充実や、地域資源を広く発信していく必要がある。
このため、**道路、生活排水処理施設等の生活基盤や農林水産業の生産基盤を充実・強化**させていくとともに、**過疎・中山間地域において、魅力ある地域資源の活用・発信や、交流促進など総合的な振興策を推進**する。
- 東日本大震災後の県民や産業界の土地利用等に対する意識の変化を踏まえた地域づくりを進める必要が生じている。
供用開始を目前に控える新東名高速道路は、本県の内陸部に位置し、その沿線周辺は交通の利便性に優れ、自然環境に恵まれた大きな可能性を秘めていることから、**新東名高速道路 IC の周辺地域等を「ふじのくにの内陸のフロンティア」として捉え**、家・庭一体の住まいづくりの提案、新エネルギーの導入、産業集積の推進、6次産業化の推進、防災機能の強化などの取組を進め、**新時代の魅力ある地域づくりを推進**する。

4 取組の実績

(1) 豊かで活力あふれる暮らしの形成

○安全・快適・便利な暮らしを支える道路整備の推進

- 道路の交通渋滞を解消するため、静岡県第4次渋滞対策プログラムに基づき、国や政令市等と連携し、交差点改良やバイパス整備などの渋滞対策を実施した。
- 快適な暮らしを支えるため、地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる道路網(静岡30「サーティー」構想)の実現に向けて、国道473号や県道大岡元長窪線などの整備を推進した。
- 誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、東駿河湾環状道路や国道136号函南～三島バイパス、天城北道路など救急医療機関へ迅速に搬送できる道路網の整備を推進するとともに、段差解消や狭隘箇所部分拡幅を実施した。
- 道路交通における死傷事故を削減するため、歩道並びに自転車歩行者道の整備を62箇所、交差点改良を11箇所を実施し、交通安全対策を推進した。
- 生活の主要な移動経路となる駅や商店街、病院、福祉施設等を相互に結ぶ道路について幅の広い歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善などを実施し、バリアフリー化を推進した。
- 目的地への円滑な誘導を確保するため、案内の統一性及び連続性及び英語表記を充実させた道路案内標識を175枚整備した。
- 高齢化した道路施設の安全な利用を確保しつつ、新設から維持管理までの経費の縮減を図るため、橋梁(18橋)・舗装(約39km)・トンネル設備(8トンネル)について、長寿命化緊急対策を実施した。
- 道路利用者の安全を確保するため、月に3回以上の道路パトロールを実施するとともに、施設の損傷箇所への速やかな対応により、的確な道路の維持管理に取り組んだ。
- 良好な生活環境を確保するため、人家連担地域で自動車騒音が環境基準値を超えている箇所において、自動車騒音を低減する低騒音舗装を1km整備し道路の環境対策を実施した。
- 地域住民や利用者の視点に立った道路整備を進めるため、意見交換を通じて多様な住民ニーズを事業に反映する「みち～満ち・充ちミーティング」を県内各地で15回実施した。また、出された意見のうち、比較的小規模で緊急性が高いものについては、年度内に対応(道路の段差解消、カーブミラーの設置など)を行った。
- 事業化に先立ち地元や市町と事業の効果や課題などを話し合う「事業着手準備制度」を県内15箇所を実施し、この内10箇所地元との合意形成を図ることができた。
- 地域の住民や企業などとの協働により道路の清掃や美化活動を行う「しずおかアダプトロードプログラム」を推進したことで、快適な道路空間を創出した。(平成22年度末で118団体が参加)

○河川や港湾等の公共水域におけるプレジャーボート対策の推進

- 公共水域の秩序ある利用を確保するため、放置艇対策について、浜名湖は、推進計画に基づき、恒久係留施設の整備が完了した。清水港は、平成23年度に整備する新係留場(折戸ボートパーク)に係る意見集約・合意形成のため、意見交換会を6回開催した。田子の浦港は、係留施設の設置に向けて、平成22年12月にプレジャーボート所有者への説明会を開催した。沼津港は、平成23年3月に水域利用推進調整会議を開催し、水域利用推進計画を策定した。

4-1-1 活力ある多自然共生地域の形成

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
プレジャーボート対策の推進 浜名湖の放置艇対策	計画	暫定係留施設から恒久係留施設への移動完了	新たな放置艇発生防止のための対策の実施			○
	実施状況等	暫定係留施設から恒久係留施設への移動完了	新たな放置艇発生防止のための対策の実施			
清水港・巴川の放置艇対策	計画	推進計画の改訂調整会議の開催	恒久係留施設の確保			○
	実施状況等	推進計画の改訂調整会議の開催 (新係留場に係る意見交換会の実施)	恒久係留施設の確保			
田子の浦港・沼川の放置艇対策	計画	推進計画の検討	推進計画の策定	係留施設の確保		○
	実施状況等	推進計画の検討 (所有者への説明会実施)	推進計画の策定 (係留施設の詳細の検討)			
その他地域の放置艇対策	計画	推進計画の検討 係留施設の確保				○
	実施状況等	(沼津) 水域利用推進計画策定	(沼津) 係留場所移動についての調整			

○汚水処理施設整備の推進

○ 河川や湖沼など公共用水域の保全や生活環境の改善のため、下水道事業については、県は4流域5処理区で流域下水道の整備を行い、また、22市7町で公共下水道事業を実施したことにより、新たに863.1haの地域で下水道が接続可能となった。農業集落排水事業については、2市（3地区）で事業を実施し、合併処理浄化槽については、21市10町に対し助成し、3,950基を設置した。

(2) 美しさを重視した生活空間の形成

○景観に配慮した地域づくりの推進

○ 県が施行する公共事業の景観への配慮を徹底するため、「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を策定し、伊豆地域の一部の出先機関において先行運用を開始した。

○ 地域主体の良好な景観を形成するため、景観講習会の開催や専門アドバイザーの派遣などを通じ、市町が景観行政団体へ移行するための支援を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
景観に配慮した公共事業の全庁的な取組の推進	計画	策定と試行	実施開始	全庁実施		◎
	実施状況等	ふじのくに色彩・デザイン指針を策定し、一部の出先機関で運用開始	ふじのくに色彩・デザイン指針を交通基盤部のすべての出先機関で運用開始			
市町の景観行政団体移行支援	計画	景観行政団体数15団体			景観行政団体数23団体	○
	実施状況等	1市が景観行政団体に移行(累計15) 景観講習会等を6回開催	2市が景観行政団体に移行(累計17)			

(3) 農林水産業の新たな展開

○多様な農産物を安定的に供給する基盤整備の推進

- 安定的な農業生産を支えるため、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により農業以外の土地利用との調整を図り、食糧供給の基盤である優良農地の確保に努めた。
- 農業の生産性の向上や農産物の品質の向上を図るため、**水田の区画整理や汎用化、道路・用排水路の整備などの基盤整備**を13地区と樹園地の区画の拡大、平坦化による大型機械の導入を可能とする基盤整備を32地区で実施した。
- **基幹的な農業水利施設等を適切に保全管理**していくため、ライフサイクルコストの低減を図る機能診断を11地区で実施し、機能診断率が52.9% (+2.8ポイント) となった。
- 農業の確立と農山村地域の活性化を促進するため、ほ場整備等の農業生産基盤整備事業を県内12地区において継続実施し、2地区が完成した。農道やかんがい施設等生産基盤の核と、活性化施設等生活環境改善の核となる施設を併せて整備したことから、農事組合法人の設立や交流人口の拡大など地域の活性化への動きが拡大した。
- 農業災害の未然防止や被害軽減をするため、農地防災事業を推進し、8地区667.2haの自然災害の防止を図った。
- 新東名高速道路のICを活用した農村振興に向け、首都圏からの誘客に向けた社会実験モニター調査事業等を実施した。

4-1-1 活力ある多自然共生地域の形成

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
産地の重点的な基盤整備	計画	戦略を持った意欲ある産地の基盤整備				○
	実施状況等	「食の都づくり」を支える基盤整備面積				
		整備面積 122ha 累計 412ha	整備面積 91ha 累計 503ha			
基幹的農業水利施設等の保全管理	計画	施設機能の監視・診断体制の整備				○
	実施状況等	ストックマネジメントによって農業用水の安定供給を図る体制を整備する農地面積				
		0ha	8,500ha			

○森林・林業の再生に向けた施業の集約化と林道整備等の推進

- 計画的かつ一体的な森林施業を確保するため、県下の3地域をモデルとして森林の団地化の促進、講師派遣による木材の生産性向上の取組や、森林GIS（地理情報システム）の活用により森林情報の充実を図った。
- 生産性の高い林業の実現を図るため、富士山麓をモデル地域として、欧州型の先進林業機械を導入した生産システムの実証実験を支援した。
- 低コスト生産システムの構築を推進するため、林道等の整備を行った結果、道路から200m以内の森林面積、つまり林業機械が導入できる森林面積は着実に増加している。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
森林施業集約化の取組強化 (木材生産量 H20 269千㎡)	計画	森林整備加速化・林業再生事業等を活用した施業集約化促進 (賀茂、北駿、大井川地区)		他地域への普及	木材生産量 450千㎡	○
		生産システムの実証実験の支援 (富士地域)				
	実施状況等	森林の団地化の促進や講師派遣による生産性向上実施(3地域) 欧州型林業機械を導入した生産システムの実証実験の支援(富士宮) 木材生産量 251千㎡	森林の団地化の促進や講師派遣による生産性向上実施(3地域) 生産システムの実証実験(詳細調査)の支援 他地域への普及			

○農山村地域が持つ多面的機能の発揮

- 農業の多面的機能の持続的な発揮を確保するため、「ふじのくに美農里プロジェクト」、「一社一村しずおか運動」、「しずおか棚田・里地くらぶ」といった多様な主体による協働の取組を推進し、農地や農業用施設等の保全活動に92,500人が参加した。
- 農地や農業施設を保全するための「ふじのくに美農里プロジェクト」活動組織が169組織となり、9,434haで活動を実施した。

- 農業基盤の適切な保全・管理を行うため、企業等との協働による「一社一村しずおか運動」では、4件の認定を行ったほか、推進に向け取組を希望する農村を取材し、PR資料を作成するなどの取組を行った。
- 全国棚田（千枚田）サミットを松崎町石部の棚田で開催し、多面的機能を有する棚田の保全活動の必要性等のPRを行った。
- 「森林の力（土砂災害の防止、水源のかん養等）」を回復させるため、もりづくり県民税を充当した**森の力再生事業**により、1,549haの荒廃森林等を整備した。
- 森林の機能を維持・保全するため、林地開発許可制度に基づき林地の適正利用を指導（許可20件）するとともに、小規模林地開発の実態把握により無断開発の未然防止を図った。なお、小規模で孤立している保安林については、富士市や湖西市をモデル地域として適正な配備方針を検討した。
- 森林整備のモデルとするため、県営林における間伐では、既設作業道の利用や作業道開設を検討し、効率的な利用間伐の取組を進めている。
- 「森林との共生」の意識啓発を図るために、平成24年11月に開催する「第36回全国育樹祭」の各行事や運営等の骨格となる基本計画を23年3月に策定した。
- 松くい虫防除対策として、空中散布455ha、地上散布364ha、予防剤の樹幹注入1,643本、伐倒駆除2,155㎡を行った。
- 県内で植栽するスギ・ヒノキの苗木の全てを「花粉症の少ない品種」に転換するため、平成22年度は0.18haの採種園を整備した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
森の力再生事業 (もりづくり県民税) (H18~21累計 整備 4,723ha)	計画	前期5ヶ年計画の見直し 1,435ha	1,200ha 累計2,635ha	後期5ヶ年計画の推進 1,200ha 累計3,835ha	1,200ha 累計5,035ha	○
	実施状況等	荒廃森林の再生 1,549ha	前期5ヶ年計画の実績を踏まえ、平成23年度以降の計画量を見直した。 (森の力再生推進本部/H23年3月)			
			(1,181ha) 累計2,730ha	(1,141ha) 累計3,871ha	(1,141ha) 累計5,012ha	

○力強い漁業を支える漁港整備の推進

- 漁業者の就労環境改善を図るため、船舶に係留する護岸等を整備し1漁港完了した。
また、これらの施設の維持管理計画を同時に策定し、長期的に有効利用を図っている。

（４）過疎・中山間地域の振興

○魅力を生かしフロンティアを拓く

- 多様な住まい方を前提とし、“ふじのくに”ならではの魅力を生かした移住・定住の促進を図るため、「ふじのくに移住・定住促進戦略」を策定するとともに、ガイドブックの作成や各種フェアでのPRによる情報発信などを行った。
- 生産から加工、流通、消費を結合し、新たな需要を創造する6次産業化の取組への支援や、農芸品と言える農林水産物を「しずおか食セレクション」としてブランド認定するなど、「食と農」を軸とした新しい産業と雇用の創出を図った。

- 緊急雇用事業を活用した農業法人における研修事業や、非農家出身者を対象とした就農研修事業の実施等により、80人が農業法人等へ就職し、142人が新たに農業経営を開始した。
- 林業への新規就業を促進する講習会や森林技術者を育成するための研修等の開催の支援により、新たに63人が林業に就業するとともに、県産材の安定供給に必要な技術を持った森林技術者を14人、育成、確保した。
- 農山漁村での小学生の長期宿泊体験活動に取り組む「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進するため、マッチングモニターツアー等を実施する地域協議会に対して支援するとともに、受入体制整備のための研修会を開催した結果、国の受入モデル地域が1地域から5地域に拡大した。

○多様な主体の連携による地域の社会的機能の維持・向上

- 弱まりかけた地域コミュニティの機能を補うため、集落対策の主体となる各市町に対し、外部人材の活用、集落機能の強化など県内外の先進的・特徴的な事例を収集・提供した。
- 県保健医療計画に基づき、過疎地域周辺医療機関や市町等との連携を通じて、地域住民が必要な保健医療の確保に努めるとともに、無医地区の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が行う巡回診療や市町が行う定期患者輸送事業を推進した。また、介護保険関連施設、保育所等の整備を促進した。
- 地域のニーズに応じた利用しやすく持続可能な生活交通を確保できるよう、民間事業者や市町への支援を通じ、バス路線の維持・確保を図った。
- 地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる道路網（静岡30「サーティー」構想）に大きく寄与する新東名高速道路等の高規格幹線道路の整備促進に加え、アクセス道路の整備を推進した。
- 水道未普及地域の解消のため、市町の簡易水道の施設整備に対する支援や、簡易水道の上水道への統合を進めた。
- 河川や湖沼など公共用水域の保全や生活環境の改善のため、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備を促進した。
- 「ふじのくに美農里プロジェクト」、「一社一村しずおか運動」、「しずおか棚田・里地くらぶ」「森づくり県民大作戦」などの多様な主体による協働の取組を推進し、農地や農業用施設等の保全活動や県民参加の森づくりを実施した。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

都市における利便性の向上や環境・景観等に配慮したまちづくりを進めるとともに、都市機能の集積等により、都市空間を創造する。

施策の方向 (1)豊かで活力あるまちづくり

目的 都市計画のマスタープランを策定し、それに即した都市計画の決定等を推進するとともに、無秩序な市街化を防止する開発許可制度等を適正に運用する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合	(H21) 52.8%	(H23県政世論調査) 50.7%	60%	C

参考指標	経年変化			推移
良好な市街地が整備された割合	(H20) 14.3%	(H21) 14.4%	(H22) 14.4%	→

施策の方向 (2)都市のリノベーション

目的 機能的で暮らしやすい市街地を形成するため、既成市街地の更新を進めるなど、都市基盤の整備を推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
用途地域内の土地区画整理事業完了率	(H21) 14.4%	(H22) 14.4%	15.5%	B ⁻
県民1人当たりの渋滞損失時間	(H20) 35.6時間/年	今後公表	(H28) 30時間/年	—

参考指標	経年変化			推移
主要駅のエレベーター、エスカレーター設置整備率	(H20) 76.9%	(H21) 82.1%	(H22) 84.6%	↗
幹線道路の無電柱化率	(H18) 7.3%	(H19) 7.6%	(H20) 8.1%	↗
市街地再開発事業等の完了地区数	(H20) 51地区	(H21) 52地区	(H22) 55地区	↗

施策の方向 (3)緑と潤いのあるアメニティ空間の創出

目的 都市生活の快適性、安全性を確保する上で基盤となる都市公園や、心地よい親水性を持った港湾緑地等、潤いのある空間整備を計画的に推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
都市計画区域内の1人当たり都市公園面積	(H20) 8.11㎡/人	今後公表	8.51㎡/人	—

参考指標	経年変化			推移
都市公園に歩いて行ける利用可能者数	(H19) 1,812千人	(H20) 1,840千人	(H21) 1,861千人	↗
水辺の交流拠点整備箇所数	(H20) 53	(H21) 54	(H22) 57	↗
NPOによる空港周囲部の管理活動参加者数	—	(H21) 760人	(H22) 653人	↘
県営都市公園利用者満足度(5段階評価)	(H20) 4.26	(H21) 4.24	(H22) 4.27	→

2 進捗評価

- 「都市機能が充足していると感じている人の割合」はやや減少しており、都市の将来像を明らかにする都市計画のマスタープランの策定をはじめとする、豊かで活力あるまちづくりに向けた一層の取組が必要である。
- 「土地区画整理事業完了率」は計画どおり進捗しているほか、東部コンベンションセンター整備、街路整備、鉄道と道路の立体交差化、都市公園の整備等も着実に進むなど、機能的で暮らしやすい市街地の形成を着実に推進している。
- 指定管理者を通じた県営都市公園の適切な管理・運営、港湾区域における緑地整備、富士山静岡空港周辺の自然環境の保全等を進めた結果、都市公園に歩いて行ける利用可能者数は2年間で4万9千人増加し、県営都市公園利用者満足度も高い数字を維持するなど、県民が利用できる緑と潤いのあるアメニティ空間の創出が着実に進んでいる。

3 今後の施策展開

- 今後の都市計画は、人口減少や高齢化等の社会情勢の変化を想定した**集約型都市構造へ誘導する観点**を**都市計画のマスタープランに位置付けた**ことから、この考え方の実現に向けて、具体化を進めるとともに、引き続き、**都市の利便性や快適性の一層の向上**に向け、現在進捗する具体的取組を着実に推進する。
- 機能的で暮らしやすい市街地を形成するためには、土地区画整理事業と市街地開発事業の円滑な推進が必要であり、事業の早期完了に向け、**事業主体に対して引き続き指導・支援**を行っていく。

4 取組の実績

(1) 豊かで活力あるまちづくり

○暮らしやすい市街地をつくる都市計画の推進

- 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、全22都市計画区域について、都市計画区域マスタープランの見直しを実施した。また、都市施設、土地利用、市街地開発事業に関する都市計画の決定、変更を計69件行った。
- 都市の骨格を形成する交通施設等の必要性及び規模を明らかにするため、全7都市圏のうち3都市圏について、平成23年度の都市交通マスタープランの策定に向けて、現状と課題の整理を行った。

○適正な土地利用の確保

- 無秩序な開発による環境の悪化や災害の発生を防止するため、都市計画法に基づき、開発許可申請があった案件の審査を行い、10件の許可を行った。
- 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法に基づき、一定面積以上の土地取引の届出について利用目的の審査を行い、111件の処理を行った。

(2) 都市のリノベーション

○良好な市街地整備の促進

- 都市における公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、市町や組合等が施行する土地区画整理事業に対し指導・支援を行い、湖西市梅田ノナカ農住組合土地区画整理事業外3地区（計17ha）で事業が完了した。
- 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市町等が施行する市街地再開発事業等に対し、指導・支援を行った。

○賑わいのある都市拠点の形成

- 東部地域における広域的な都市拠点を形成するため、平成22年11月に、**東部コンベンションセンター整備事業**に関する基本協定を県と大和ハウス工業株式会社の間で締結し、施設の具体的な設計に着手した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
東部コンベンションセンターの整備	計画	施設設計 →			建設工事	○
	実施状況等	11月基本協定締結 設計協議に着手	12月設計協議完了 財産取得契約協議		26年度供用開始予定	

○街路整備の推進

- 都市における円滑な移動を確保するため、完成が近づいている幹線街路整備箇所について、重点的に街路整備を行い、1箇所完成した。
- 駅前広場の整備を促進するため、都市計画手続き等について、主体となる市町に対し指導・支援を行った。

4-1-2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
幹線街路の整備	計画					○
		3箇所完成	2箇所完成	3箇所完成	4箇所完成	
	実施状況等	1箇所完成 (三枚橋岡宮線) 2箇所 H23へ繰越し完成(下俣二瀬川線、磐田袋井線)	完成予定箇所を含め、幹線街路の整備について計画どおり進捗するよう事業推進中			
駅前広場の整備	計画					○
				1箇所完成	26年度 1箇所完成予定	
	実施状況等	袋井駅(駅前広場)を継続事業中(市施工)	熱海駅(駅前広場)に着手(市施工)			

○鉄道と道路の立体交差化の推進

- 踏切による渋滞解消や交通安全対策のため、富士宮駅付近では身延線鉄道高架事業を進め、湖西市においては都市計画道路南上ノ原梅田線が完成した。
- 沼津駅付近鉄道高架事業の推進のため、社会経済情勢の変化を踏まえ、客観的、科学的見地から検証することを目的に、専門家で構成する「有識者会議」を設置し議論を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
鉄道と道路の立体交差化	計画					○
		1箇所完成		1箇所完成	26年度 1箇所完成予定	
	実施状況等	1箇所完成 (南上ノ原梅田線)	完成予定箇所が計画どおり進捗するよう事業推進中			
沼津駅付近鉄道高架事業の推進	計画			事業推進		○
	実施状況等	まちづくり、交通、公共政策等の専門家で構成する「有識者会議」を設置し会議を開催	「有識者会議」の報告書を受け、事業推進			

(3) 緑と潤いのあるアメニティ空間の創出

○人々が集う緑の空間やレクリエーションの場の創出

- 都市における緑の空間やレクリエーションの場を創出するため、指定管理者を通じて、県営の7都市公園の適切な管理及び利用促進を図った。また、市町による都市公園整備を促進するため指導・支援を行った。

- 総合運動公園としての機能を向上させるため、草薙総合運動場硬式野球場において、内野スタンドの改修が完了するとともに、外野スタンドの設計を進めた。また、体育館の建替えについて設計者を選定し、設計に着手した。
- 港における景観の保持、美化を図り、潤いのある港の環境を形成するため、現在、清水港・田子の浦港・焼津及び福田漁港において、浚渫土砂を盛土材として有効活用する等して、緑地整備を推進している。
- 富士山静岡空港では、周辺地域と調和した緑あふれる空港として、平成20年3月に策定した「富士山静岡空港開港後の環境監視計画」に基づき、計画的な環境監視を行うとともに、ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の整備、空港周辺の森林の整備、オオタカの営巣環境の整備などにより自然環境の保全対策を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
草薙総合運動場の再整備 硬式野球場の改修 体育館の建替え	計画	内野スタンド改修	外野スタンド改修 設計・整備			○
	実施状況等	内野スタンド改修 H23.3月完成	外野スタンド改修 体育館の設計を実施中			
港における緑地の整備 (港湾H21 4.91%) (漁港H21 6.67%)	計画				港湾 6.08% 漁港 10.15%	○
	実施状況等	港湾 5.03% 漁港 6.67% 【港湾】 清水港、新興津地区 田子の浦港、港口地区 の緑地整備を実施 【漁港】 焼津漁港及び福田漁港の 緑地整備を実施	港湾 5.13% 漁港 7.97% 【港湾】 清水港、新興津地区 田子の浦港、港口地区 の緑地整備を実施 【漁港】 焼津漁港及び福田漁港の 緑地整備を実施			

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

道路ネットワークの強化等により県内中心都市の連携強化や均衡ある発展を目指すとともに、国内や国際交流ネットワークの構築など、陸・海・空の基盤整備を進めることにより、全国はもとより、世界との広域交流圏を形成する。

施策の方向

(1) 陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの構築

目的 富士山静岡空港や新東名高速道路など大規模な交通基盤の新規整備に伴い、既存の交通基盤との連携を強化し、本県の新たな交通ネットワーク構築を推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
国内旅客輸送人員	(H20) 26億7,900万人	今後公表	27億人	—

参考指標	経年変化			推移
国内鉄道旅客輸送人員(静岡県分)	(H18) 196,289千人	(H19) 197,843千人	(H20) 196,539千人	→
高規格幹線道路の供用率	(H20) 42.4%	(H21) 44.6%	(H22) 44.6%	→
御前崎港と相良牧之原ICの所要時間	(H20) 35分	(H21) 35分	(H22) 23分	↗

施策の方向

(2) 道路網の強化

目的 円滑な道路交通を確保し、産業の支援や交流の拡大を図るため、高規格幹線道路と、それらに関連するアクセス道路等の整備を推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
中心都市等への30分行動圏人口カバー率	(H21) 87.2%	(H22) 88.4%	92.8%	B

参考指標	経年変化			推移
高規格幹線道路の供用率	(H20) 42.4%	(H21) 44.6%	(H22) 44.6%	→

施策の方向

(3) 港湾機能の強化

目的 県内のものでづくり産業を支え、国内外との競争力を向上させるため、民の視点による質の高い港湾サービスの提供を推進し、清水港、田子の浦港、御前崎港を「駿河湾港」として一体的に整備・運営していく。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
輸出・輸入コンテナ取扱個数	(H21) 34.1万TEU	(H22) 40.4万TEU	78.7万TEU	B ⁻
穀物(トウモロコシ)取扱量	(H20) 72万t	(H22) 70.3万t	(H32) 81万t	B ⁻

参考指標	経年変化			推移
外貿コンテナ定期航路便数(年末時点)	(H20) 31.5便/週	(H21) 25.5便/週	(H22) 24.5便/週	↘
大型岸壁(-6m以深)の整備	(H20) 68バース	(H21) 68バース	(H22) 69バース	↗

施策の方向		(4) 空港機能の強化			
目的	国際競争力や県民生活の質の向上による本県の発展を目指し、富士山静岡空港の利便性や魅力を高めるための施設整備等を推進する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
富士山静岡空港の利用者数		(H21) 53万人	(H22) 55.5万人	70万人	C
富士山静岡空港の就航地域数等		(H21) 定期便8地域、 チャーター便 16地域・158便、 小型機402機	(H22) 定期便9地域、 チャーター便 26地域・226便、 小型機370機	定期便 10地域、 チャーター便 20地域・200便、 小型機500機	C
富士山静岡空港の貨物取扱量		(H21) 86 t	(H22) 201 t	3,000 t	C

2 進捗評価

- 富士山静岡空港や駿河湾港・新東名高速道路とのアクセス道路の整備により、駿河湾港と高規格幹線道路ICの所要時間の短縮が図られるなど、本県の新たな交通ネットワークの構築は着実に進んでいる。
- また、「中心都市等への30分行動圏人口カバー率」が1.2ポイント向上するなど、順調に道路網の強化が進んでいる。
- 「輸出・輸入コンテナ取扱個数」は前年から微増し、「穀物（とうもろこし）取扱量」は基準年程度の規模を維持しているものの、目標達成に向けて一層の取組を推進する必要がある。
- 「富士山静岡空港の利用者数、就航地域数、貨物取扱量等」は、停滞状況であることから、目標達成に向けて空港需要を高める機能強化を一層図る必要がある。

3 今後の施策展開

- 円滑な交通を確保し、自動車製造業や製紙業等の県内産業の競争力を高め、県民生活の質の向上を図るためには、道路、港湾、空港の陸・海・空の交通ネットワーク機能を一層拡充する必要がある。
このため、**新東名高速道路の供用開始を踏まえたアクセス道路等の整備**を着実に推進し、清水港、田子の浦港、御前崎港は「駿河湾港」として**連携・相互補完し一体的サービスや荷役機能の向上**を図るとともに、富士山静岡空港では、平成23年度から**運用時間を延長**したところであり、併せて新たな**駐機場の整備**を進めていく。
- また特に、現在、県外港湾に流出している貨物については、積極的なポートセールスや民の視点による港湾サービスの向上などにより、県内港湾への取り込みを図っていく。
- さらに、これら交通インフラを最大限に活かし県内の産業・文化・観光等の地域振興を図ることを目的に、**ふじのくに交通ネットワークビジョン－東海道新時代を築く－**をまとめ県内交通基盤のネットワーク化の施策展開や将来像を示す。

4 取組の実績

(1) 陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの構築

○未来を見据えた交通ネットワーク化の推進

- 整備が進む高規格幹線道路や富士山静岡空港、港湾、高速鉄道を生かし、本県の地域振興に寄与する陸・海・空の交通ネットワーク化を推進するため、交通ネットワークのあり方やビジョンの必要性を示した交通ネットワークセミナーを開催するなど、静岡県交通ネットワークビジョン策定に向けた取組を開始した。

(2) 道路網の強化

○国内交流促進のための高規格幹線道路等整備の推進

- 新東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道を早期に完成させるため、国や中日本高速道路株式会社などへ整備促進の要望活動を行い、事業の推進を働きかけた。
- 陸・海・空の総合交通ネットワークを形成する金谷御前崎連絡道路の一部である国道473号相良バイパスについて、平成23年1月に東名相良牧之原ICから西萩間IC間の約4kmを供用した。
- また、平面交差で暫定供用している菅山IC及び大沢ICについては、平成24年夏の高架化完成を目指し整備を推進している。
- さらに、国道1号と富士山静岡空港を連結し、ネットワーク機能の一層の強化が期待される国道473号金谷相良道路Ⅱ期区間約3kmについて、平成23年度新規事業着手した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況	
高規格幹線道路の整備	計画				御殿場JCT以西 供用予定	御殿場JCT以东 事業の促進	○
新東名高速道路	実施状況等	事業促進	事業促進				
中部横断自動車道 三遠南信自動車道 伊豆縦貫自動車道	計画	事業促進				○	
	実施状況等	事業促進	引佐JCT～鳳来IC間 24年3月供用予定 (県内L=8km)				

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
金谷御前崎連絡道路の整備 相良バイパス	計画	東名牧ノ原IC～西萩間IC間供用予定	菅山IC～大沢IC間供用予定(高架化部分)			○
	実施状況等	東名牧ノ原IC～西萩間IC間供用(H23.1.23)		菅山IC～大沢IC間供用(高架化部分)(H24夏予定)		
国道1号から倉沢IC	計画		事業着手			○
	実施状況等	新規事業化に向けた調査検討	事業着手			

○県内交流促進のための道路網整備の推進

- 地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる道路網(静岡30「サーティイー」構想)の実現に向けて、国道473号や県道大岡元長窪線などの整備を実施した。
- 高速道路をより利用しやすくするため、国や中日本高速道路株式会社、関係市町などと連携し、新たに3箇所のスマートインターチェンジの整備を推進した。(東名高速道路:1箇所、新東名高速道路:2箇所 平成23年3月連結許可)

(3) 港湾機能の強化

○ものづくり・ものづかいを支える港湾機能の充実

- 清水、田子の浦、御前崎の3港について、機能分担・相互補完を図りつつ、各港の果たすべき役割を明確化する必要がある、具体的方策を取りまとめた「駿河湾港アクションプラン」を平成23年3月に策定した。
- 自動車製造業、製紙業、食料品・飼料製造業などの競争力を向上させるため、清水港、田子の浦港において船舶の大型化を促す大型岸壁の整備を推進し、平成22年度には田子の浦港中央地区の-12m岸壁を供用開始した。
- 県内ものづくり産業を支えるため、地域の産業基盤となる熱海港、浜名港等の地方港湾5港の整備を推進し、平成22年度には、熱海港の波除堤が完成した。

4-1-3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
「駿河湾港」としての 一体的利活用	計画	将来像や目標の明確化 具体策の検討		一体的利用		○
	実施 状況等	将来像の明確化(駿河湾 港アクションプランの策 定)	一体的利用(港湾物流促 進戦略、港湾計画の見直 し作業実施)			
大型岸壁の整備	計画	田子の浦港 -12m岸壁整備	清水港 - 15 m岸壁整備推進			○
	実施 状況等	田子の浦港中央地区 第2バース供用 清水港新興津地区 第2バースの整備	清水港新興津地区 第2バースの整備			
埠頭(基盤)整備	計画		御前崎港 女岩地区(2ha)		清水港 新興津地区(3ha)	○
	実施 状況等	清水港新興津地区 の整備	清水港新興津地区 の整備			
臨海部土地造成 整備	計画				清水港 新興津地区(7ha) 造成	○
	実施 状況等	清水港新興津地区 の整備	清水港新興津地区 の整備			
地方港湾の整備	計画	熱海港 (防波堤整備)		浜名港 (係留施設整備)	沼津港他2港 湾の整備推進	○
	実施 状況等	熱海港の供用 浜名港、沼津港、下田港、 伊東港の整備	浜名港、沼津港、下田港、 伊東港の整備			

○港湾物流の拡大

- 平成 23 年度から導入した新規航路誘致のための新規インセンティブ等により、23 年度に入り新規定期コンテナ航路が相次いで就航するなど、取扱貨物量の今後の伸びが見込まれる。
- 駿河湾港の一体的利活用を進めるため、将来像や目標の明確化、具体策の検討を行い「駿河湾港アクションプラン」としてとりまとめを行った。
- 物流コストを低減し、質の高い海上輸送サービスを実現するため、清水港新興津地区において高機能なコンテナターミナルの整備を推進した。

(4) 空港機能の強化

○競争力を高める空港機能の充実

- 富士山静岡空港の利便性及び競争力の向上を図るため、滑走路等の運用時間の延長の実現に向けて、地元地域への説明や関係機関との調整を行い、条例改正等必要な手続を実施した。
- 円滑なスポット利用やビジネスジェット機等の受入促進、リージョナル航空事業の拠点化に対応するため、現在の駐機場の西側に**新たな駐機場の整備**に着手した。
- 周辺地域と調和した緑あふれる空港として、住宅防音工事に対する助成等により航空機の運航による生活環境への影響の軽減を図ることとしているほか、多様な動植物の生息環境の整備、空港周辺の森林の整備等により自然環境の保全を図った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
運用時間の延長 (H21:11.5時間)	計画	地元・国等関係機関との調整	13時間運用開始	→		○
	実施状況等	地元・国等関係機関との調整	13時間運用開始			
路線拡大に対応する駐機場の拡充 (H21:5スポット)	計画	新たな駐機場の整備 (3スポット)		8スポットでの供用開始	→	○
	実施状況等	駐機場の整備着手 (3スポット)	駐機場の整備完了	8スポットでの供用開始		

○空港を活かした産業の導入と地域の魅力づくり

- 陸・海・空の総合交通ネットワークを形成するため、金谷御前崎連絡道路（国道473号相良バイパス）について、平成23年1月に東名相良牧之原ICから西萩間IC間の約4kmを供用するとともに、空港をより利用しやすくするため、県道細江金谷線や県道島田吉田線など、空港アクセス道路や空港周辺道路の整備を推進した。
- 空港西側地区における**民間航空関連事業の誘致**に向けて計画・調整を行った。
- 空港周辺地域の生活環境等への様々な影響を軽減し、地域の振興と生活の安定を図るため、島田市、牧之原市、吉田町が実施する道路整備事業等の隣接地域振興事業に対する助成を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
民間航空関連事業の誘致	計画	計画・調整		基盤整備・公募	事業の導入	○
	実施状況等	計画・調整	計画・調整			

4-2 「安全」な生活と交通の確保

1 戦略の目標と体系

地域社会から犯罪や交通事故をなくし、安全で安心できる暮らしを実現することは、県民共通の願いであるとともに、県民一人ひとりが取り組まなければならない重要な課題である。

このため、行政、警察、県民、事業者が連携し、人々を犯罪から守る防犯活動や交通事故の少ない安全な交通社会を目指す総合的な対策を進める。

「安全」な生活と交通の確保

1 官民協働による犯罪に強い社会づくり

2 総合的な交通事故防止対策の推進

3 犯罪発生を抑える警察力の強化

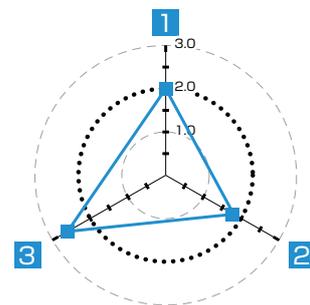
2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	評価外
1 官民協働による犯罪に強い社会づくり		1		1			
2 総合的な交通事故防止対策の推進		2			2		
3 犯罪発生を抑える警察力の強化		3					
計		6		1	2		

○ 数値目標は、達成に向けておおむね順調に推移しているが、現状に甘んじることなく、安全で安心できる暮らしの実現に向けて、各施策のより一層の推進を要する。

○ 平成 22 年の交通事故の状況は、死亡者数は減少したものの、発生件数は増加した。要因は高齢者事故の増加であることから、これに歯止めをかける取組について、更なる拡充が必要である。

《戦略の柱ごとの達成状況》



3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 官民協働による犯罪に強い社会づくり		3	
2 総合的な交通事故防止対策の推進		8	
3 犯罪発生を抑える警察力の強化		6	
計		17	

- 主な取組については、おおむね計画どおり実施しており、今後も継続して推進する。
- 防犯対策を担う人材の育成のため開催した「犯罪不安ゼロ実践課」に多数の参加があるなど、地域の自主的防犯活動が活発化している。
- 高齢者交通事故ストップ作戦に新たな内容を加えるための検討を行ったほか、バリアフリー新法に基づく交通安全施設の整備や飲酒運転の取締り強化など、交通事故防止対策を着実に推進している。
- 県民の治安に対する不安に大きく影響を及ぼす重要犯罪の検挙率は5.6ポイント上昇するなど、犯罪対策についての取組が、着実に成果を上げている。

4 進捗評価

- 官民一体となった「犯罪の起きにくいまちづくり」の推進及び、犯罪の検挙・予防活動等により、「刑法犯認知件数」を減少させることができた。
- また、犯罪被害者が再び平穏な生活を取り戻せるようにするため関係機関との連携を強化した結果、「静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の加盟機関数」は増加し、支援体制が充実した。
- 参加・体験・実践型の交通安全教育によって県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通違反の取締り強化など交通事故防止対策を推進した結果、「交通事故の年間死者数」は減少した。これまでの取組には一定の効果があったものと考えられる。
- 一方で、高齢者の交通事故が増加しているが、これは高齢化社会の進展がひとつの要因と考えられる。
- 各種犯罪に対する検挙・予防対策を強化したほか、治安情勢に応じて設置した「街頭犯罪捜査係（特捜イーグル）」や「子ども・女性安全対策室（特捜イーゼス）」など活動基盤を強化した結果、「刑法犯認知件数」が減少し、治安回復に一定の成果が上がっている。

5 今後の方針

- 地域社会から犯罪や交通事故をなくし、安全で安心できる暮らしを実現するためには、県民一人ひとりが取り組む必要がある。
このため、「防犯まちづくり」を引き続き推進して、**地域や事業者による防犯活動を活性化**させるとともに、**子ども、女性、高齢者等社会的弱者の安全確保、防犯活動を担う人材の高齢化などの新たな課題に対応するための施策を着実に実施**していく。
あわせて、**犯罪被害者等支援に関する指針を策定**するとともに、関係機関との連携を深めていくことによって、支援の充実を図る。
- 交通事故については、高齢者事故の増加などにより、交通事故件数は対前年比で増加している。今後、高齢者人口の増加が更に進むことから、**一層の高齢者事故防止対策**に取り組み、交通事故の少ない安全な社会の実現を目指す。
- 犯罪対策については、一定の成果を上げることができたものの、子どもや女性等弱者を狙った凶悪事件や、高齢者を対象とした振り込め詐欺事件の発生が依然として後を絶たない。県内の治安情勢は未だ予断を許さない状況が続いていることから、現状に甘んじることなく、今後も治安の維持向上に努める必要がある。
このため、**犯罪発生を抑える警察力を引き続き強化**し、県民がより安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

県民や事業者の自主的防犯活動を促進するとともに、安全な都市環境を整備すること等により、官民が協働して「犯罪の起きにくい社会づくり」を進める。

施策の方向	(1) 防犯まちづくりの推進			
目的	県民の防犯意識を高め、自主防犯活動を活性化させるとともに、犯罪の防止に配慮した都市環境の普及等により、官民協働による「防犯まちづくり」の取組を推進する。			
	数値目標	基準値	現状値	H25目標
刑法犯認知件数		(H21) 41,069件	(H22) 39,451件	37,000 件以下
				達成状況
				B ⁺

参考指標	経年変化			推移
地域の防犯活動のリーダーを対象とする講座の受講者数	(H20) 91人	(H21) 118人	(H22) 154人	↗
防犯まちづくり組織への出前講座の実施数	(H20) 5講座	(H21) 0講座	(H22) 0講座	↘
防犯責任者専門セミナーの受講者数	(H20) 656人	(H21) 559人	(H22) 577人	→
「エスピーくん安心メール」の登録者数	—	(H21) 4,670人	(H22) 9,874人	↗
青色防犯パトロールの車両台数	(H20) 2,414台	(H21) 2,502台	(H22) 2,852台	↗

施策の方向	(2) 犯罪被害者等に対する支援体制の確立			
目的	犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、関係機関の連携・協力体制を確立し、支援の充実を図る。			
	数値目標	基準値	現状値	H25目標
静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の加盟機関数		(H21) 26機関	(H22) 27機関	36機関
				達成状況
				B ⁻

参考指標	経年変化			推移
犯罪被害者支援講演会の開催回数	(H20) 5回	(H21) 6回	(H22) 6回	→

2 進捗評価

- 「刑法犯認知件数」については、平成15年から8年連続して減少させることができた。これは、「静岡県防犯まちづくり条例」及び「防犯まちづくり行動計画」に基づき、自主防犯活動の促進など防犯まちづくりの取組を推進した成果が上がっているものと考えられる。
- 犯罪被害者等の支援では、犯罪被害者支援連絡協議会による関係機関・団体の支援体制の確立や、県民に向けた犯罪被害者等支援講演会を関係機関が連携して共催したほか、新たに大学生対象の講義を開催するなど、官民一体となった支援体制の充実が確実に進んでいる。

3 今後の施策展開

- 県民の誰もが、安全で安心して生活できる社会を実現するためには、官民が協働して「犯罪の起きにくい社会づくり」を更に推し進める必要がある。
このため、平成 22 年度に作成した「静岡県防犯まちづくり行動計画」に基づき、**子ども、女性、高齢者等社会的弱者の安全確保、防犯活動を担う人材の高齢化などの新たな課題に対応するための施策を着実に実施**する。
あわせて、**制服警察官によるパトロールを強化**し、犯罪の検挙と防止を図るとともに、関係機関・団体と協力し、社会の各分野・各層に**防犯ネットワークをきめ細かく整備**するほか、**社会の規範意識の向上と絆の強化**に努めていく。
- 犯罪被害者等の支援では、犯罪被害者が再び平穏な生活を取り戻すまで、必要な支援を途切れることなく行うことが重要であり、このためには県民の犯罪被害者支援に対する理解と協力の下、関係機関・団体による支援体制の確立が必要である。
このため、**各種広報による犯罪被害者支援活動の周知、参加の促進**などにより、県民の被害者支援に対する理解と協力を求めるとともに、**被害者支援連絡協議会加盟の関係機関・団体の連携を強化**するなど、被害者対策を推進する。
あわせて、第2次犯罪被害者等基本計画を踏まえ、**犯罪被害者等支援に関する指針を策定**し、施策の実施基盤を整備するとともに、関係団体等との連携を深めていく。

4 取組の実績

(1) 防犯まちづくりの推進

○自主的防犯活動の促進・支援

- 総合計画の策定に合わせ、平成 25 年度を最終目標年度とする「静岡県防犯まちづくり行動計画」を策定し、今後の方向性を定めた。
- 県民の防犯意識を高めるため、防犯対策の情報等を「防犯まちづくりホームページ」、「防犯まちづくりポータルサイト」にて発信した。(アクセス件数約 15,000 件 / 年)
- あわせて、「犯罪情勢分析システム」や「地理情報システム(GIS)」を活用した分析結果を、各種犯罪抑止対策に活用するとともに、県民や関係機関・団体に提供した。
- 地域の防犯まちづくり活動の活発化を図るため、一般県民を対象とした防犯講座「犯罪不安ゼロ運動推進講座」を 12 回開催(参加者 714 人)するとともに、防犯活動を担うリーダーを対象に「犯罪不安ゼロ実践科」を東部、中部、西部の3箇所各4日間開催(参加者 154 人)した。
- 地域や事業者による防犯活動を活性化させるため、自主的防犯活動の核となる「地区安全会議」に対して、名称入りののぼり旗を各団体に 10 本、計 2,320 枚配布するとともに、活動事例発表会を3回行った。
- 県民総ぐるみの防犯活動を展開するため、「しずおか防犯まちづくり県民会議」を運営し、構成団体等による自主的防犯活動を促進・支援した。
- 子どもと女性の安全対策を充実させるため、安全情報を提供する「エスピーくん安心メール」により、声掛けなどの不審者情報や身近な犯罪発生状況等を 1,123 回配信した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域の防犯まちづくり活動の活発化 防犯まちづくり組織への支援	計画	防犯まちづくり行動計画の策定(今後の支援策の検討)	「防犯まちづくりの進め方ガイド」改訂版の作成	支援 10 団体 / 年 (出前講座)		○
	実施状況等	防犯まちづくり行動計画の策定	「防犯まちづくりの進め方ガイド」改訂版の作成 10 団体への講座を予定 しずおか防犯まちづくり総合推進プログラムの改訂			
防犯活動を担う人材の育成	計画	犯罪不安ゼロ実践科の開催 120人	防犯講座(分野別)の開催			○
	実施状況等	犯罪不安ゼロ実践科の開催 154人受講	防犯まちづくり専門講座の開催 受講者数 500人予定		受講者数 500人	

○安全な都市環境の整備の促進

- 犯罪の防止に配慮した構造・設備の普及を図るため、「駐車場の防犯ガイドブック」、「住宅の防犯ガイドブック」を、住宅情報の展示会等にて配布した。
- 事業所における防犯設備の普及と事業者の防犯対策の促進のため、防犯責任者ガイドブックを作成・配布するとともに、防犯責任者セミナーを3回開催(参加者 577 人)して、防犯責任者の活動支援を行った。

○犯罪被害防止活動の推進

- 県民の体感治安の向上を図るため、犯罪の未然防止に重点をおき、交番等に勤務する警察官の徒歩及び自転車などによるきめ細かなパトロール、パトカーによる細街路での超低速走行など、見せる警戒活動を行い、県民の安心感の醸成に努めた。
- 各種違法行為の予防と取締りのため、犯罪多発時間帯、場所における積極的な職務質問を実施し、街頭犯罪の検挙活動を強化した。
- 少年の非行防止のため、非行に至らない段階で声掛け指導を行う街頭補導活動を強化し、深夜はいかい、喫煙等の不良行為少年1万 6,491 人を補導した(前年比 3,447 人増加)。
- また、少年の規範意識の高揚を図るため、小・中・高校等での非行防止教室や薬物乱用防止教室を 807 回開催し、児童・生徒 18 万 4,653 人が受講した。

(2) 犯罪被害者等に対する支援体制の確立

○犯罪被害者等の支援

- 県が取り組むべき支援策について、県、県警察、静岡市、浜松市、関係団体等による3回の意見交換会の結果を基に指針(案)を作成した。(平成 23 年3月に第2次犯罪被害者等基本計画が閣議決定・公表されたことから、その内容も盛り込むために指針案の見直しを行っている。)
- 犯罪被害者相談等に的確に対応するため、行政職員向けの基礎資料としてハンドブックを作成して関係機関へ配布したとともに、犯罪被害者等支援担当者研修会を開催(受講者 63 人)した。
- 関係機関・団体の連携を強化し、支援の充実を図るため、「静岡県犯罪被害者支援連絡協議会」を開催し、施策の推進状況の確認などを行った。協議会では、殺人事件を事例として、警察における犯罪被害者支援、関係機関・団体における犯罪被害者支援等について、意見交換を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
犯罪被害者等基本法に基づく支援体制の充実	計画	犯罪被害者等支援指針の策定	指針に基づく犯罪被害者等支援の充実			○
		被害者支援ハンドブックの作成	被害者支援ハンドブックの普及			
	実施状況等	被害者支援ハンドブックの作成	犯罪被害者等支援指針の策定			

○犯罪被害者等支援に対する県民の理解の促進

- 県民の犯罪被害者等支援に関する理解の促進を図るため、NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、静岡市との共催により、「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」を開催するとともに、犯罪被害者の家族の声を掲載した一般県民向けリーフレットを作成した。
- 犯罪被害者等を地域で支えるため、大学生を対象とした「社会活動参加促進のための講義」を開催し、犯罪被害者への配慮、犯罪被害者支援に対する理解と協力を求め、ボランティアの養成を推進した。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

県民の自覚と交通ルールの遵守及び交通安全施設の整備等により交通事故の少ない安全な社会の実現を目指す。

施策の方向 (1) 安全な交通社会を目指す取組の推進

目的 県民主体の交通安全活動を推進し、交通安全意識の啓発等を図るとともに、交通安全組織の育成等により、交通事故の少ない社会の実現を目指す。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
交通事故の年間死者数	(H21) 179人	(H22) 165人	140人 以下	B ⁺
交通(人身)事故の年間発生件数	(H21) 35,878件	(H22) 36,751件	34,000件 以下	C

参考指標	経年変化			推移
高齢者事故ストップキャンペーン実施回数	—	(H21) 3回	(H22) 3回	→
交通安全指導員と連携した交通安全教室実施回数	(H20) 10,712回	(H21) 10,759回	(H22) 10,682回	→

施策の方向 (2) 交通事故防止対策の推進

目的 交通事故のない「人に優しい交通社会」の実現を目指すため、高齢運転者事故防止対策や悪質・危険運転者排除対策などの交通安全確保対策を推進する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
交通事故の年間死者数	(H21) 179人	(H22) 165人	140人 以下	B ⁺
交通(人身)事故の年間発生件数	(H21) 35,878件	(H22) 36,751件	34,000件 以下	C

参考指標	経年変化			推移
バリアフリー新法に基づく交通安全施設の整備率	(H20) 93.8%	(H21) 92.9%	(H22) 95.3%	↗
高齢者の運転免許証の自主返納数	(H20) 1,682件	(H21) 2,188件	(H22) 2,221件	↗
自転車免許制度の実施学校数	(H20) 21校	(H21) 29校	(H22) 37校	↗

2 進捗評価

- 地域住民、関係機関・団体等との連携・協働による「あなたが主役の交通安全県民運動」を、県民総ぐるみにより展開した。
- また、交通事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い交通違反の取締りを強化するとともに、子どもや高齢者を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教育及び交通安全施設の整備を推進して、総合的な交通事故防止対策を図った結果、「交通事故の年間死者数」が減少し、各施策の成果が表れた。
- 一方、「交通(人身)事故の年間発生件数」が増加し、これは高齢化社会の進展による高齢者事故の増加が要因の一つと考えられる。

3 今後の施策展開

- 高齢化社会の到来により、高齢者事故の増加に歯止めがかかっていない。高齢者事故の減少には、高齢者自らの取組だけでなく、高齢者を取り巻くすべての道路利用者が高齢者の保護意識を持って安全対策に取り組む必要がある。

このため、平成 23 年度の交通安全県民運動では、**高齢者の事故防止対策を最優先の課題として、県民主体の交通安全運動を展開**していく。

- また、人々の生活のみならず社会的にも大きな損失をもたらす交通事故を抑止するためには、県民一人ひとりの交通安全意識を更に高揚させるとともに、交通安全施設の整備や悪質・危険運転者排除対策など、総合的な交通事故防止対策の更なる推進が必要である。

このため、**交通安全教育の充実や交通安全施設の整備を継続して推進**するとともに、飲酒運転など**悪質・危険・迷惑性の高い交通違反の取締り及び捜査を強化**し、交通事故の少ない安全な社会の実現を目指す。

4 取組の実績

(1) 安全な交通社会を目指す取組の推進

○県民主体による交通安全活動の推進

- 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題と実感できるよう、春、夏、秋及び年末の各季において、多くの県民が参加実践できる交通安全運動を展開した。
- あわせて、交通安全コンクールを年6回実施し、交通安全に対する更なる意識の高揚を図った。
- 県民の交通安全思想の高揚を図るため、静岡市駿河区で交通安全県民フェアを開催したほか、河津町、静岡市葵区、浜松市北区で**高齢者事故ストップキャンペーン**を行うなど、参加・体験・実践型に配慮した交通安全意識の啓発活動を実施した。
- あわせて、子どもに対しては発達段階に応じて交通ルール、マナー等の理解、習得を重点に、高齢者に対しては加齢に伴う身体機能の低下が行動に及ぼす影響等を理解させることを重点に、各種教育機材や映像、実際の車両を活用した交通安全教育を推進した。
- 高齢運転者の事故防止対策として、運転適性検査機材を活用した参加・体験型講習会や指定自動車教習所との連携による**高齢ドライバーセーフティスクール**を15回開催した。
- あわせて、高齢者事故の増加に歯止めをかけるため、**高齢者の交通安全教育について拡充内容の検討**を行った。
- よりきめ細やかな広報を展開するため、CATV、コミュニティFMなどへ交通安全情報を提供した。
- あわせて、交通事故地図情報データ等を最新データにするとともに県警ホームページ内に掲載し、県民に対する最新の情報提供を図った結果、25,000件を超えるアクセスがあった。
- 交通安全活動を底上げするため、身近な地域で交通安全活動を支える民間交通指導員の中堅研修、リーダー研修を各1回、交通安全母の会のリーダー研修を2回、ブロック研修を伊豆、東部、中部、西部地区で各1回開催するなどボランティア組織を育成指導した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
高齢者の交通安全教育	計画	拡充内容の検討		ストップ作戦の推進		○
	実施状況等	高齢歩行者等安全推進事業、危険予測トレーニング事業の検討	高齢歩行者等安全推進事業、危険予測トレーニング事業の実施			
高齢者交通事故ストップ作戦の対策の推進	計画					○
	実施状況等	15回	25回	30回	35回	
高齢ドライバーセーフティスクールの実施	計画					○
	実施状況等	15回	25回			

○地域で支える交通安全活動の推進

- 交通安全指導員と連携した交通安全教育を年 10,682 回実施するとともに、地域の代表者に参加を求めて交通死亡事故現場診断などを実施し、その結果を道路改良や安全施設の充実に反映させるなどして地域全体で交通安全活動を推進した。
- 交通事故の削減のため、危険箇所の改善を目指す交通診断を 39 箇所実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域で支える交通安全活動の推進	計画					○
		9,300回	9,400回	9,500回	9,600回	
交通安全指導員と連携した交通安全教育の実施	実施状況等	10,682回	9,400回			
交通診断の実施	計画					○
		40回	40回	40回	40回	
	実施状況等	交通診断実施 39箇所	交通診断実施 40箇所(予定)			

(2) 交通事故防止対策の推進

○歩行者に優しい安全確保対策

- 子どもや高齢者等の交通弱者の視点に立った交通警察活動として、平成 22 年9月 21 日から同年 10 月末日の間を「夕暮れ時の歩行者を守る期間」と指定し、横断歩行者妨害の取締りを強化した。
- また、駐車対策として、4月に施行された改正道路交通法で導入された「高齢運転者等専用駐車区間制度」の周知を図り、高齢者に優しい道路環境の実現に努めた。
- 歩行者、自転車が安心して通行できるようにするため、交通事故が発生している生活道路を「あんしん歩行エリア」に指定し、信号機の改良、標識及び横断歩道の高輝度化等を実施した。
- 歩行者の安全を守るため、「あんしん歩行エリア」や通学路等において、歩道の整備や右折レーンの設置、交差点のカラー舗装等の事故抑止対策を実施した。
- バリアフリー新法に基づき熱海市等が策定した基本構想に沿って、信号機等のバリアフリー化を図るため、信号機に音響機能等を付加した改良及び標識・標示に反射材を用いて見やすくわかりやすいものとした。
- 高度道路交通システム (ITS) を実現するため、光ビーコンを通じた車両との双方向通信により、ドライバーに対してリアルタイムな交通情報を提供した。

「あんしん歩行エリア」の確保

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
バリアフリー新法に基づく交通安全施設の整備	計画	94.8%	97.4%	100%		○
	実施状況等	95.3%	97.4%			

○高齢運転者事故防止対策

- 追突事故や出合頭事故抑止にその効果が表れているLED灯器や、特に夜間における視認性が優れて交通事故抑止効果が高い高輝度標識、大型標識及び自発光標識の設置を推進した。
- **運転適性検査の充実**により、加齢による身体機能の低下や個々の運転特性を自覚させるとともに、臨時適性検査対象者の発見に努め、不適格な運転者の排除を進めた。
- また、**運転免許証の自主返納制度の効果的運用**を推進するため、広報活動の実施、高齢運転者本人やその家族からの更新に係る相談受理の際の適切な自主返納手続きの教示などを実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
高齢運転者事故防止対策	計画	講習などの充実、運転免許証の自主返納制度の効果的な運用				○
	実施状況等	交通安全教室 1,935回 高齢者の運転免許証の 自主返納数 2,221件	交通安全教室 1,950回 高齢者の運転免許証の 自主返納数 2,400件			

○自転車総合対策

- 県及び市町の教育委員会と連携して、小学生を対象とした交通安全教育等を行った上、一部の**希望校の児童に対し、自転車免許証を交付**するなど、小学生の自転車の安全利用を推進した。
- 自転車の交通に係る事故防止と交通の円滑化等を図るため、道路管理者と連携して自転車専用通行帯の整備等を行い、自転車の通行環境の整備を実施した。
- また、地域の生活道路における安全の向上と交通事故の総量削減を図るため、道路管理者と連携して、細街路交差点等を対象に一時停止や横断歩道の新設等の安全対策を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
自転車免許制度実施校の拡大	計画	38校	40校	45校	50校	○
	実施状況等	37校	40校			

○悪質・危険運転者排除などの対策

- 交通事故の発生実態に基づく交通指導取締りを推進し、**飲酒運転、無免許運転などを検挙**するとともに、ひき逃げ等の悪質事件に対する捜査を強化し、126件(平成21年比1件増加)発生したひき逃げ事件のうち105件(平成21年比1件減少)を検挙した。
- 飲酒運転の背後責任の追及を強化**し、道路交通法違反(酒類提供等)により13件15人を検挙するとともに、飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故実態、交通事故の悲惨さを周知するための広報啓発活動を推進した。
- 静岡県暴走族等の根絶に関する条例や道路交通法などを適用して逮捕者47人を含む434件を検挙するとともに、中学生を対象とした暴走族加入防止教室を27回実施した。
- 処分者講習内容の充実強化を図るため、飲酒運転に特化した教本を作成し、処分者講習のうち運転免許停止期間90日以上 of 長期処分者講習で活用を始めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
飲酒運転根絶に向けた活動の推進	計画	厳正な処分、広報活動の充実				○
	実施状況等	取締り件数 飲酒運転928件 背後責任13件	厳正な処分、広報活動の 充実を推進			

○新東名高速道路供用開始に伴う各種対策

- 新東名高速道路の供用開始に備え、安全で円滑な交通環境を確保するための体制等について検討した。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

凶悪事件や組織的な窃盗犯罪をはじめ、組織犯罪、振り込め詐欺等に対して、各方面との情報の共有化・働きかけを行い、早期に兆しをとらえ、対策を戦略的に推進する。

施策の方向		(1) 犯罪対策の推進			
目的	重要犯罪や知能犯罪、侵入窃盗犯罪の検挙対策をはじめ、暴力団や来日外国人等による組織犯罪の取締りを推進し、県民が安全で安心して暮らせる社会を創造する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
刑法犯認知件数		(H21) 41,069件	(H22) 39,451件	37,000件 以下	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
重要犯罪認知件数	(H20) 425件	(H21) 444件	(H22) 377件	↗
振り込め詐欺認知件数	(H20) 531件	(H21) 259件	(H22) 187件	↗

施策の方向		(2) テロ等への的確な対応			
目的	官民協働による取組により、「テロ、ゲリラ」などを未然に防止し、県民が安心して生活できる安全な社会を実現する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
テロ等の発生件数		(H21) 0件	(H22) 0件	0件	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
他機関との合同によるテロ対策訓練回数	(H20) 24回	(H21) 31回	(H22) 32回	↗

施策の方向		(3) 警察活動基盤の強化			
目的	治安維持にあたる警察力を十分に発揮させるため、活動基盤である組織体制、警察施設、現場執行力を強化する装備資機材の計画的な整備を推進する。				
数値目標		基準値	現状値	H25目標	達成状況
刑法犯認知件数		(H21) 41,069件	(H22) 39,451件	37,000件 以下	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
警察官一人当たりの負担人口 (負担人口の多い方からの全国順位)	(H20) 630人 (8位)	(H21) 627人 (10位)	(H22) 623人 (10位)	↗

2 進捗評価

- 重要犯罪や組織的な窃盗犯罪をはじめ、暴力団、薬物・銃器犯罪、振り込め詐欺などに対して、関係機関と連携した検挙・予防活動を推進した。
- あわせて、テロ等未然防止のため、情報の収集・分析を強化し、施設管理者などと連携した警戒警備を実施した。
- また、治安情勢に応じた組織体制の整備として、住民の身近で発生する街頭犯罪に対する捜査活動を推進するために「街頭犯罪捜査係(特捜イーグル)」を新設した。あわせて、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための先制・予防的活動を一層強化するため、「子ども・女性安全対策室(特捜イーゴス)」を設置した。
- これらの結果、「刑法犯認知件数」は減少し、「テロ等の発生件数」は0件を維持するなど、犯罪発生を抑える警察力の強化は着実に進んでいる。

3 今後の施策展開

- 刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、依然として、凶悪事件や高齢者を対象とした振り込め詐欺事件などの発生が後を絶たない状況であることから、犯罪発生を抑える警察力の強化を更に推し進める必要がある。このため、社会経済情勢の変化に配慮しつつ、継続して、関係機関との連携を強化し、**各種犯罪に対する徹底した検挙活動や先制的な予防活動を推進**するとともに、**警察活動基盤の強化**に努めるなど、各対策を戦略的に推進して、犯罪発生を抑える警察力の強化を図る。

4 取組の実績

(1) 犯罪対策の推進

○重要犯罪等に対する捜査の強化

- 連続発生する重要犯罪では、情報分析支援システム (CIS-CATS) による事件分析と組織的対応により被疑者検挙に結びつけた。なお、県民の治安に対する不安に直接影響を及ぼす重要犯罪の認知件数は、平成 21 年と比較すると 15.1%減少し、**検挙率は 5.6 ポイント上昇**した。
- 重要犯罪に対する捜査の強化として、犯罪死の見逃し防止のため、簡易薬物検査キットやレントゲン・CT 等の画像検査を有効活用し、検視体制の強化を図った。
- 振り込め詐欺に対する継続した取締活動及び予防活動の結果、認知件数は 187 件 (平成 21 年比△27.8%)、被害金額は約 1億 9,500 万円 (同△23.4%) 減少し、また、県内大手住宅メーカーと振り込め詐欺被害防止を柱とした防犯・交通安全活動の覚書を締結し、警察官と従業員による顧客への防犯キャンペーンを展開するなど、官民一体となった広報啓発活動を推進した。
- 連続発生する窃盗事件の分析と検挙被疑者に対する取調べの徹底等を推進するとともに、関係都道府県警察と積極的に情報交換を実施し、合 (共) 同捜査を推進した結果、建設重機を対象とした自動車盗事件や、広域出店荒し事件等を検挙した。
- 福島県警察との合同捜査により、1都1府 21 県にまたがる悪質訪問販売業者を検挙したほか、暴力団の関与するヤミ金融事犯を検挙した。また、関係機関・団体により構成される「静岡県産業廃棄物不法投棄処理防止連絡協議会」等に積極的に参加し、不法投棄事犯の情報収集に努めるとともに、県警察ヘリコプターを活用した空からのパトロール等を実施し、不法投棄事犯 174 件 211 人を検挙した。
- 熊本県警察との合同捜査により、大手ポータルサイトを騙ったフィッシングによる組織的な不正アクセス・詐欺事件を検挙するなど、広域化するサイバー犯罪に対し、他県警察との合同捜査を推進し、効率的かつ効果的な捜査を推進した。
- また、サイバーテロ対策として重要インフラ事業者との連携を強化するため、県警察本部と県内重要インフラ事業者7分野 15 事業者による「静岡県サイバーテロ対策協議会」を設立した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
重要犯罪等に対する捜査の強化	計画	検挙率の向上				○
		検視体制の強化 各種事件の発生状況や連続発生する事件の情報提供の促進				
	実施状況等	・重要犯罪検挙率 5.6ポイント上昇 ・県警ホームページに、公開指名手配被疑者の顔写真を掲載	・重要犯罪被疑者を検挙するための捜査活動の強化 ・犯罪捜査に対する県民の理解と協力の確保			

○総合的な組織犯罪対策の推進

- 犯罪組織の弱体化及び壊滅を目的に収集・集約した組織犯罪情報を分析した上で、関係所属で情報共有した。また、犯罪組織の実態解明と戦略的な捜査方針の樹立を目的とした会議を随時開催し、暴力団共生者らによるスロット賭博事件等、関係所属が合同捜査により事件検挙するとともに、犯罪収益の起訴前没収保全請求を実施した。
- 暴力団構成員等の検挙については、特に山口組、稲川会に的を絞り、資金源を対象とした取締りを実施し、**暴力団構成員及び準構成員等を計 900 人検挙**した。なお、暴力団排除支援団体については拡充できなかったが、静岡県暴力団排除条例の制定に向けて準備を進めた。(平成 23 年 8 月 1 日施行)
- 名古屋税関清水支署との合同捜査により、アメリカから国際郵便で大麻を密輸した大学英語非常勤講師を麻薬特例法違反で検挙するなど、水際対策を推進した。
- 国際犯罪組織の実態解明を推進するとともに、来日外国人犯罪に関する情報収集に努め、偽装結婚事件や広域窃盗事件など来日外国人犯罪 1,063 件、471 人を検挙した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
暴力団犯罪対策	計画	暴力団排除支援団体の拡充と取締りの継続的な推進				○
		暴力団排除支援団体(暴力追放推進協議会など)を年間2団体増設				
	実施状況等	・暴力団犯罪検挙件数1,243件 ・検挙人数900人 ・暴力団排除支援団体の増設0件	・暴力団犯罪の徹底検挙の推進 ・静岡県暴力団排除条例(県条例)の制定			

(2) テロ等への的確な対応

○テロ関連情報の収集と取締り

- 国際海空港において、入国管理局、税関、海上保安庁等の関係機関と連携して、警備情報を収集するとともに、船員等寄港地上陸者や来日者に対する職務質問を強化するなど、**水際対策を推進**した。
- 県警ホームページ、各署の広報誌(紙)により、広く県民にテロの防止を呼び掛けるとともに、清水港において、警察、税関、海上保安庁等関係機関が合同で「平成 22 年度清水港テロ対策合同訓練」を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
テロ関連情報の収集と取締り	計画	情報収集の強化と取締りの推進				○
		関連機関・団体等との連携によるテロ対処訓練の実施				
	実施状況等	・入国管理局等と連携した水際対策を推進 ・関係機関合同で「平成 22 年度清水港テロ対策合同訓練」を実施	・情報収集の強化と取締りの推進 ・関係機関等との合同訓練の実施			

「安全」な社会
交通の確保

○重要施設等の警戒警備

- 静岡空港、浜岡原子力発電所などの重要施設、公共交通機関等に対する恒常的な警戒警備を実施した。特に、平成 22 年は、APEC 首脳会議等の国内開催に伴い、9 月から 11 月にかけての3か月間を警戒警備強化期間に設定し、通常の警戒体制に加え、重要施設への立寄り、巡回及び新幹線警乗警戒等に警察官を増強配置して警戒警備を強化した。
- 銃器対策部隊や爆発物処理班などのテロ対策部隊は、有事に備え、常に装備資機材の点検整備を行うとともに、反復継続した訓練により知識・技能の習熟と向上に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
重要施設等の警戒警備	計画	警戒警備の継続的な推進と施設管理者との連携強化				○
	実施状況等	・APEC 警備等の訓練を実施し、施設管理者や関係機関との連携を強化	・管理者との連携強化 ・治安情勢に即応した弾力的かつ効果的な警戒警備の実施			

(3) 警察活動基盤の強化

○プロ集団としての警察組織づくり

- 住民の身近で発生する街頭犯罪に対する広域的・弾力的な捜査活動の推進を目的として刑事企画課に「街頭犯罪捜査係(特捜イーグル)」を新設し、また、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための先制・予防的活動をより一層強化するため、生活安全企画課の子ども・女性安全対策係の体制を拡充して「子ども・女性安全対策室(特捜イーゼス)」に格上げした。
- 各種事件現場を想定した初動対応訓練や実戦的教養、優れた知識・技能を有する伝承官や技能指導官等による若手警察官の育成、警察学校等における犯罪の予防検挙、高度な捜査力・捜査指揮能力、サイバー犯罪対策などの各種専門的教養を実施し、職員個々の能力向上に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
現場執行力の強化に向けた教養の推進	計画	優れた知識・技能の伝承教養の継続的な実施				○
	実施状況等	・初動対応訓練や実戦的教養を実施 ・伝承教養の実施 ・専科教養の実施	・各教養の内容の充実			

○活動基盤の充実

- DNA 型解析室の新設と鑑定機器を増設し、重要事件等の解決のため DNA 型鑑定を積極的に活用した。また、特殊な知識を必要とする鑑定は、部外の専門機関と緊密な連絡調整を行って、鑑定を実施した。
- 袋井警察署(平成 23 年4月開署)は、庁舎建設を完成させるとともに、開署に向けた準備作業を推進した。あわせて、(仮称)裾野警察署は建設設計を、(仮称)浜松西警察署は継続して用地選定作業を実施した。また、交番については、老朽化等により1箇所を建替、警察事象の増加等により1箇所を新設した。
- 全所属の指導担当者で入校を希望する者を対象とした情報管理専科や情報処理能力検定を実施し、情報処理能力の向上に努めるとともに、自動暗号化ソフト、コンピューター・ウイルス対策ソフトの導入の徹底を図り、情報セキュリティ対策の強化を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
警察署の整備	計画	袋井警察署の新設 → 森警察署の分庁舎化 → (仮称)裾野警察署の新設 → (仮称)浜松西警察署の新設	4月開署	建設	4月開署	○
	実施状況等	・袋井警察署の新設 ・森警察署の分庁舎化 ・(仮称)裾野警察署の設計を実施 ・(仮称)浜松西警察署の用地選定作業	活動基盤となる警察署の建設、用地選定作業の推進			
交番・駐在所の整備	計画		経過年数及び老朽化等を考慮し、計画的に建替			○
	実施状況等	・交番2箇所の建替えを実施	活動基盤となる交番の計画的な整備の推進			

4-③ 地域主権を拓く「行政経営」

1 戦略の目標と体系

本県が将来にわたり持続的に発展していくため、これまでの国と地方との関係を根本から見直して、中央集権から地域主権への転換を図り、積極的に権限移譲を行いながら、自らの責任において独自の施策を推進する自立した“ふじのくに”を目指す。

この実現に向け、県民が行政に参画しやすい環境づくりや市町の自立の促進を図りながら、多様化、高度化する県民の行政需要に的確かつ柔軟に対応した取組を進めるとともに、時代を切り拓く施策を展開していく。

地域主権を拓く「行政経営」

1 透明性の高い行政運営

2 効果的で能率的な行政運営

3 未来を見据えた戦略的な行政運営

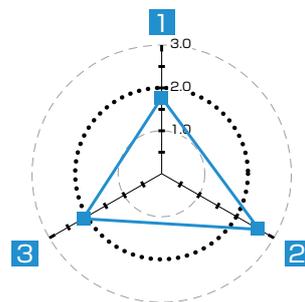
2 数値目標の達成状況

戦略の柱	数値目標の達成状況区分						
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	評価外
1 透明性の高い行政運営		1			1		
2 効果的で能率的な行政運営		2					3
3 未来を見据えた戦略的な行政運営		2	1	2			
計		5	1	2	1		3

○ 県政に関心がある県民の割合や“ふじのくに”づくりの実現に必要な財源捻出額など、行政運営の透明性や戦略性を示す主な数値目標は、達成に向けておおむね順調に推移している。

○ 「県から市町への権限移譲対象法律数」が日本一を維持するほか、「指定管理者制度を導入している公の施設の利用者数」が目標を上回るなど、効果、能率性を示す数値目標の現状値も高い水準にある。

《戦略の柱ごとの達成状況》



3 取組の実績

戦略の柱	主な取組の進捗状況区分		
	◎	○	●
1 透明性の高い行政運営		2	
2 効果的で能率的な行政運営		6	
3 未来を見据えた戦略的な行政運営		3	
計		11	

- ホームページの見直しや出前講座の実施など、県民の知りたい情報を分かりやすく提供したほか、200回を超えるタウンミーティングを実施するなど、多くの県民からの意見聴取を行い、県政の透明性の向上に努めた。
- 新たな権限移譲計画を策定したほか、全ての外郭団体において見直しの方向性と期限を決めて大綱に盛り込むなど、効果的で能率的な行政運営に向けた基盤を整備した。
- キャリア開発研修の実施など中長期的な視点に立った計画的な人材育成を推進したほか、事業仕分けにより政策的経費全般を見直すなど歳出のスリム化等を進め、戦略的な行政運営を推進した。

4 進捗評価

- 平成22年度には、本戦略の目標を達成するため、「ふじのくに行財政革新戦略会議」における外部有識者の意見を踏まえながら、行政経営の方針及び具体的な310の取組を盛り込んだ「静岡県行財政改革大綱」を策定した。
- 「静岡県行財政改革大綱」において、22年度中に実施すべきとした255の取組は全て着実に実行した。
- 行政情報の積極的な公表など効果的で分かりやすい情報提供への取組、県民の意見を聴くための手法の充実など県民のこえの的確な把握につながる取組を着実に実施しており、透明性を高める当該取組の成果は、今後数値目標に反映されてくると思われる。
- 事業仕分けは、経費の削減効果だけではなく、多くの県民の県政に対する関心を高めたほか、県に意見を伝える機会としても大変有効であった。
- 「権限移譲」や「同規模県における人口1万人当たりの職員数」などの数値目標は、行財政改革の様々な取組の成果として表れてくるものであるが、「静岡県行財政改革大綱」などに基づく新たな取組や見直しを積み重ねていくことで、目標の達成は可能であると思われる。

5 今後の方針

- 「県に意見要望等がある人のうち伝えた人」の割合が低いことから、**事業仕分けの手法を活用**するなど、**より多くの県民が県に意見を伝えることができる手法の検討や環境づくり**に、重点的に取り組む必要がある。
- また、東日本大震災の影響を勘案しながら、財政の健全性を維持しつつ、総合計画の推進等に必要な財源を捻出するためには、一層の歳出のスリム化、歳入の確保に取り組む必要がある。
このため、総合計画を下支えする行政経営の方針と具体的な取組をとりまとめた「**静岡県行財政改革大綱**」を**着実に実現**し、取組状況の検証や評価を実施するなど、毎年度の的確な進捗管理に努める。また、「**静岡県行財政改革推進委員会**」を設置して、外部の意見を改革に反映するほか、新たな課題にも的確に対応することにより、「“ふじのくに”の自立」の実現を目指す。
さらに、数値目標や取組が前倒して達成できるよう、今後は、一層スピード感を持って改革に取り組んでいく。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

地域主権の実現には、県民が行政への理解を深め、積極的に参加することが不可欠であることから、県の行政情報が入手しやすく、分かりやすく、また県に意見が言いやすい環境を整備していく。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
県政に関心がある県民の割合	(H21) 57.3%	(H23県政 世論調査) 65.2%	66%	B ⁺
県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合	(H21) 7.4%	(H23県政 世論調査) 5.8%	20%	C

参考指標	経年変化			推移
県のホームページの年間アクセス件数	(H20) 5,665万件	(H21) 5,068万件	(H22) 5,540万件	→
県政タウンミーティング開催回数	(H20) 200回	(H21) 171回	(H22) 201回	→
個別広聴受理件数	(H20) 1,516件	(H21) 1,933件	(H22) 5,036件	↗
「政策形成過程情報の公表」及び「県民意見提出手続」の実施件数	(H20) 45件	(H21) 21件	(H22) 53件	↗

2 進捗評価

- 効果的で分かりやすい情報提供を進めることにより、「県政に関心のある県民の割合」は、平成 21 年度の 57.3%から平成 23 年度には 65.2%に上昇しており、目標に向けておおむね順調に推移している。
- 「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」が目標の 20%に対して、5.8%にとどまっている。しかし、「積極的に前に出る広聴」をスローガンにした、知事広聴やタウンミーティングなど様々な広聴事業の展開、県民意見提出手続（パブリックコメント）の実施対象の拡大、公共事業における住民意見を反映した計画づくりの推進などにより、県に寄せられる意見等の件数は、個別広聴受理件数で東日本大震災関連を除いた比較で見ると平成 22 年度 (2,678 件) は前年度の約 1.4 倍に増加している。
- 事業仕分けの実施を通じて、県民委員や傍聴者のほか、多くの県民に県政への関心を高めることができた。また、県の事業に対する理解の向上や、県に意見を言う機会が創出されるなど、行政の透明性を高める手法として有効であった。

3 今後の施策展開

- 県政に対する県民の理解を促進するため、県政における重要な情報や県民の関心が高い情報の提供を継続的に充実させていくことが重要である。
このため、**分かりやすい文書づくり運動の展開や、提供する行政情報の拡充や提供方法の充実など行政情報の積極的な公表**に取り組み、「見える県政」を実現するための取組を一層推進していく。
- 県に意見要望等がある人のうち、そのことを県に伝えなかった理由として、「伝えても無駄と思ったから」という回答が47.4%と最も多く、次いで「伝える方法を知らなかったから」という回答が23.4%と多かった。
このため、**広聴手段の充実と周知、職員の誠実で的確な対応など、県民が意見を伝えやすい環境づくりに努めていく。**
- 事業仕分けについては、より多くの県民が参加して、意見を伝えることができる効果的な手法となるようにする必要がある。
このため、事業仕分けのこれまでの成果と課題を踏まえ、検討、改良し、新たな県民参加型の評価の仕組みを構築し、平成23年度は県民評価者制度を取り入れた「**ふじのくに士民協働事業仕分け**」を実施し、行政運営の透明性を高めるとともに、県民と県との相互理解と信頼感の向上を図る。

4 取組の実績

○効果的で分かりやすい情報提供により県政に対する県民の理解を促進

- 県民に分かりやすい言葉で文書を作成する運動の動機付けを目的に、本庁文書管理者（課長）を対象とした講演会を、平成 23 年 2 月に開催し、その内容を「文書だより」に取りまとめ、全職員に周知を図った。
- 県政における重要な情報や県民の関心が高い情報などを積極的に提供するため、**県ホームページについては**、新しい総合計画のスタートに合わせて、**トップページのデザインをリニューアル**するとともに、知事記者会見や県政ニュースなど県の動きや魅力を動画で総計 1,000 件配信した。合わせて、民間動画サイト (YouTube) 内に公式チャンネルを開設し、総計で 224 件の動画を配信した。
- さらに、新たな行政情報の提供として、幹部職員の再就職状況に加え、平成 23 年度から県職員の**出張旅費情報をホームページで公表**した。
- 紙媒体による広報紙である「**県民だより**」については、インターネットの普及等に伴って新聞購読者が減少する中、**若年層に見てもらおうための方策や新コーナーの検討**を行った。
- 県民の県政に対する理解を促進するため、職員が地域に赴き県施策などを説明する**出前講座を 87 講座設定し、751 回開催**、全体で 90,383 人の参加を得た。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
効果的で分かりやすい情報提供	計画	分かりやすい行政文書作成に向けた運動の展開 より多くの人に見てもらえるような県民だよりとホームページの検討と実施 出前講座の実施 職員出張旅費の公表準備他の情報について情報提供の拡充検討	職員出張旅費の公表開始他の情報について情報提供拡充			→
	実施状況等	○分かりやすい文書 ・文書管理者対象の研修会開催(H23.2) ○県民だより:若年層に見てもらおう方策を検討 ホームページ:23年2月にトップページをリニューアル ○出前講座:各部局において87講座、751回開催 ○出張旅費の公表 ・出張旅費情報公表システム開発 情報提供拡充 ・庁内関係課での検討 ・幹部職員再就職状況公表(H22.8)	○分かりやすい文書 ・文書事例収集・分析 ・アンケート調査実施 ・文書審査体制整備 ・文書だより発行 ○県民だより:モバイルサイト作成、民間サイトへバナー広告掲出、県民出演の新コーナー開始 ホームページ:新ガイドライン策定 ○出前講座:各部局において多様な講座を開催 ○出張旅費の公表 ・担当者説明会開催(H23.6) ・ホームページ上で公表開始(H23.7.25) 情報提供拡充 ・規則、審査基準策定時にパブリックコメントを原則実施(H23.4) ・定例幹部職員会議資料公表(H23.6.14)			○

○**県民意見を積極的に反映させる県民参加型の行政を推進**

- 知事が地域に出向き意見交換を行う知事広聴を7回、**県幹部職員等が地域に出向き意見交換を行うタウンミーティングを201回開催**するとともに、県政世論調査（年1回）、インターネットモニター調査（年18回）を実施し、県民の意識や意向の把握を行った。
- 県民が意見・要望等を寄せる機会と手段を充実するため、富士山静岡空港等県の主要施設や全市町庁舎への**県民のこえ意見箱設置箇所を88箇所へ拡大**するなど、県民が意見等を伝えやすい環境づくりに努めるとともに、寄せられた意見等の内容とその対応をデータベース化し、全庁職員間の情報共有を図った。
- 県民が県行政に参加するのを促進するため、県民意見提出手続（パブリックコメント）の実施対象を規則、審査基準策定時にも拡大した。
- 道路、河川海岸、港湾、空港、まちづくり、公園の各分野で社会資本整備に関して、地域住民とのワークショップ等の意見交換により、住民意見を反映した整備計画づくりを進めた。
- 予算における財源捻出と透明性の高い行政運営の実現のため、県事業の必要性や実施主体などについて、公開の場で第三者の視点からの意見を参考に事業の見直しを行う事業仕分けを実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
県民のこえや現場のこえなどの的確な把握	計画	より多くの県民の意見を聴くことができるタウンミーティングの実施方法の検討		実施		○
		県民のこえ意見箱設置箇所の拡大(全市町)				
	実施状況等	タウンミーティング:各 部局において201回開 催 実施方法の検討のため、 各部局へのアンケート 調査を実施 県民のこえ意見箱:新た に県の主要施設や全市町 庁舎に設置(前年度より 71箇所増の88箇所に 設置)	対応する幹部職員の対象 を広げるなど各部局で実 施しやすい方法に見直し 各部局において213回の 開催を計画 設置箇所拡大の検討			

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

市町の実財政基盤の強化を支援し、地域が自立した独自の行政運営ができるよう体制を整備する。あわせて、簡素で効率的な県の組織づくりを進めるとともに、県民サービスの向上に努め、効果的で能率的な行政運営を推進する。

施策の方向 (1) 地域が自立できる行政体制の整備

目的

市町と県の役割分担を整理し、市町への権限移譲を進めるとともに、行財政基盤の強化を支援し、地域が自立できる行政体制を整備する。また、地域住民や市町とNPO等との協働、連携を促進し、地域の自立を図っていく。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
県から市町への権限移譲対象法律数	(H21.4.1) 日本一 (120本)	(H23.4.1) 日本一 (128本)	日本一	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
条例による移譲法令数・事務数(累計)	(H20) 203法令 2,514事務	(H21) 205法令 2,566事務	(H22) 215法令 2,768事務	↗

施策の方向 (2) 簡素で能率的な組織

目的

迅速な意思決定や施策展開が可能な簡素で能率的な組織づくりを一層進めていく。あわせて、外郭団体については、一層効果的で能率的な活用を努める。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
人口1万人当たりの県・市町村職員数の全国順位	(H22.4.1) 7位 (62.51人)	今後公表	5位以内	—
同規模県(人口200万~500万人規模)と比較した人口1万人当たりの県職員数	(H22.4.1) 最少 (15.16人)	(H23.4.1) 全国順位は今後公表 (15.12人)	常に最少	—

参考指標	経年変化			推移
一般行政部門における県・市町村職員数	(H20.4.1) 24,399人	(H21.4.1) 23,910人	(H22.4.1) 23,567人	↗
一般行政部門における県職員数	(H21.4.1) 6,011人	(H22.4.1) 5,911人	(H23.4.1) 5,878人	↗
外郭団体数	(H21.4.1) 28団体	(H22.4.1) 28団体	(H23.4.1) 27団体	↗
外郭団体常勤役員数	(H21.4.1) 490人	(H22.4.1) 455人	(H23.4.1) 399人	↗

施策の方向 (3) 県民サービスの向上

目的

民間事業者の創意工夫の積極的な活用や、県民本位の視点に立った不断の改革・改善により、質の高い行政サービスの提供に努める。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
指定管理者制度を導入している公の施設(25施設)の利用者数	(23施設 H18~21年 度平均) 約497万人	(H22) 約613万人	600万人/年	B ⁺
NPO法人の事業費	(H20) 149億円	今後公表	年間200億円	—

参考指標	経年変化			推移
ひとり1改革運動の取組件数のうち県民満足度の向上に係る取組	(H20) 8,640件	(H21) 8,092件	(H22) 8,359件	→

2 進捗評価

- 地域主権の実現に向け、市町に対する積極的な情報提供や意見交換を行い、継続して事務の移譲を進めるとともに、権限・財源・人材の三位一体による権限移譲を推進するための新しい「ふじのくに権限移譲推進計画」を策定するなど、常に「権限移譲対象法律数日本一」という目標達成に向けて、順調に進んでいる。
- 県庁組織においては、総合計画の目標達成に柔軟に対応できる組織改編や、職員の適正配置を行うほか、外郭団体についても、全ての団体の見直しの方向性を決定するなど、県の担うべき役割を踏まえた、簡素で能率的な組織づくりが進んでいる。
- 指定管理者制度の導入により、利用者数の増加や管理経費の節減等に一定の成果を上げている。また、「ひとり1改革運動」や「ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画」の着実な推進により、県民サービスの向上に向けた取組は順調に推移している。

3 今後の施策展開

- 権限移譲の一層の推進に当たり、受け皿となる市町の行財政基盤の強化を支援していく必要がある。
このため、**三位一体による権限移譲の推進に加え、自主的な市町村合併を目指す市町への支援や、機関の共同設置など市町が推進する広域連携に対する支援**をしながら、**地域が自立できる行政体制の整備**に取り組んでいく。
- 組織の見直しについては、国、県の権限移譲に的確に対応していくほか、県で対処すべき新たな課題にも適切に対応していく必要がある。
このため、**権限移譲や県が担うべき役割を踏まえた組織・職員の配置のあり方を検討**し、簡素で能率的な組織づくりを一層進めていく。
- 外郭団体については、策定した見直しの方向性の具体化が着実に進められるようにする必要がある。
このため、毎年度**点検評価表により進捗評価**を行うとともに、**外部の視点を取り入れた検証**を行う。
- 今後ますます高度化、多様化する行政需要に的確に対応し、県民に提供する行政サービスの質の向上を図っていく必要がある。
このため、民間事業者等の創意工夫が十分に活かせるよう、既存の制度における**運用面での見直し**を図るほか、利用者の視点に立って、効果的な実施につながるよう**常なる改革・改善**に努めていく。

4 取組の実績

(1) 地域が自立できる行政体制の整備

○権限・財源・人材の三位一体による県から市町への権限移譲の推進

- 市町への権限移譲を推進し、平成 22 年度には、「町・字の区域の新設等の届出・告示に関する事務」など、**8 法令 59 事務**を移譲した。
- 住民に身近な行政サービスは市町で完結できるよう、県と市町の役割分担を踏まえた新しい権限移譲推進計画『**ふじのくに権限移譲推進計画**』を平成 23 年 3 月に策定した。
- 移譲された事務を円滑に実施できるよう、市町に対する権限移譲事務交付金を交付した。
- 移譲された事務を的確に実施できるよう人材の育成等を図るため、市町の要請に基づいた県職員の派遣や市町職員の受入れなどの支援を行った。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
権限受け入れ意向のある事務の移譲	計画	8法令59事務				○
	実施状況等	8法令59事務	(ふじのくに権限移譲推進計画に基づく事務の移譲の推進)			
権限移譲を進めるための新しい計画の策定・推進	計画	計画策定		計画推進		○
	実施状況等	ふじのくに権限移譲推進計画の策定	計画の推進 目標(23法令257事務)	目標(44法令490事務)	目標(5法令118事務)	

○地域主権改革や地域課題に的確に対応できる市町の体制強化への支援

- 自主的な市町村合併を目指す市町等に対する支援を行うことを、機会を捉えて市町へ情報提供した。
- 市町の行政体制の把握のため、すべての市町と意見交換を行うとともに、広域連携に対する支援の一環として定住自立圏構想のシンポジウムを開催するなど、情報提供に努めた。

○県、市町等の連携による効果的な行政運営の推進

- 県と市町の連携と協働による地域づくりを推進するため、知事と市町長による「県・政令指定都市サミット」及び「地域サミット」の開催などを通じて、県と市町の共通意識の醸成を図った。
- 市町からの要請を踏まえ、技術職員等を県から派遣したほか、市町との職員人事交流を行った。
- 県、市町の連携の推進として、地方税滞納整理機構による徴収困難な地方税の滞納整理、電子入札システムの共同利用の拡大などを行った。
- 県と市町との連携の強化のため、県・政令指定都市との政策調整会議を開催するとともに、全市町との意見交換を行った。

- 市町が情報提供や支援を必要とする業務及び共同実施が可能な業務 114 件について、県と市町が協働して業務執行に取り組んだ。また、市町の行政運営に関する相談を一括して受け付け、問い合わせのあった 69 件全てについて回答した。
- 自立した地域の確立に向けて、NPO、企業、地域住民等と協働して県の事業を各分野で実施し、251 件、事業費 36 億 7 千万円の実績があった。

(2) 簡素で能率的な組織

○地域主権の時代にふさわしい新たな組織の運営

- 総合計画を着実に推進する体制の強化を図るため、平成 23 年度企画広報部に地域外交局を設置し、地域外交を推進する全庁的体制を整備するなど、組織の見直しを行った。
- 平成 22 年度には、組織改編に対応しながら職員の適正な配置に努め、33 人の職員を削減した。また、その増減内容について、各種資料やホームページなどにより公表した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
地域主権推進一括法(第2次)に基づく地域主権推進計画に対応した組織改編	計画			国・市町との調整		○
	実施状況等		法案の成立に伴い必要な事務の見直しを図る中で対応を検討			

○外郭団体の検証と見直し

- これまで外郭団体改革の成果と課題を踏まえつつ、団体の必要性、在り方、活用策等について検証を行い、**団体の見直しの方向性を決定**した。
- 点検評価表を用いて団体自ら事業や経営状況の検証を行うことで、経営の自立性の向上に向けた取組を促進した。
- ふじのくに行財政革新戦略会議大綱策定分科会において、9団体に対して外部の視点から団体の必要性等についての検証を行った。
- 外郭団体の検証と見直しの方向性の決定を行い、うち3団体については解散を決定（平成 22 年度末:(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所、平成 23 年度末:(財)静岡総合研究機構、平成 25 年 11 月まで:(財)静岡県産業ビル) するなど、一定の成果を上げている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
外郭団体の検証と見直し	計画	外郭団体の検証と将来方向性の決定	方向性に沿った取組の推進			○
	実施状況等	全28団体の方向性を決定、うち1団体を解散	全27団体で点検評価を実施し、行財政改革推進委員会で外部評価			

(3) 県民サービスの向上

○民間の創意工夫を活用した行政サービスの提供

- 平成22年度から、新たに浜名湖ガーデンパーク及び県立三ヶ日青年の家において**指定管理者制度を導入**し、民間事業者の創意工夫の活用によるサービスの向上や管理経費の節減に努めた。
- 「新しい公共」の担い手との協働に向けた取組を進めるため、平成22年11月現在の県とNPO等（市民団体、ボランティア団体等含む）、企業、地域住民等との**協働事業の実績を調査**したところ、251件（事業費36億7千万円）であった。
- 静岡県社会貢献活動促進基金（愛称：ふじのくにNPO活動基金）を設置し、国の新しい公共支援事業交付金を受け入れるとともに、事業概要について、NPO向けの説明会を開催した。また、事業の推進体制の構築に努めた。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
民間事業者の創意工夫の活用	計画	指定管理者制度導入への支援				○
	実施状況等	・浜名湖ガーデンパーク、県立三ヶ日青年の家で新たに導入（合計44施設）	・制度説明会の開催 ・指定管理者制度運用検討委員会を新たに立ち上げ、運用面の見直しを実施			
NPO等との協働	計画	NPO等との協働の推進				○
	実施状況等	NPO、企業、地域住民等との協働事業実績調査	協働提案制度実施			

○行政サービスの質の向上を図る不断の取組

- 「ひとり1改革運動」の展開により、平成22年度は8,359件の県民満足度の向上につながる取組を実施した。
- 平成23年1月に新たな行動計画「ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画」を策定し、全庁的な取組を推進した。

- 地震防災センターの地震防災強化月間に合わせた開館時間の延長や、下田財務事務所による窓口業務の事務所入口への集約など、利用時間の延長や窓口サービスの利便性の向上を図った。
- 農業制度資金の貸付条件変更書類の様式統一化など、行政手続きの簡素化により県民負担の軽減や処理の迅速化を図った。

1 戦略の柱の目的と数値目標の達成状況

目的

“ふじのくに”の自立に向け、人材の育成や堅実な財政運営に努めていくとともに、時代を切り拓く戦略的な行政運営を推進していく。

施策の方向 (1) 次代を担う人材の育成

目的 職員の意欲・能力を高め、活かす人事施策を推進し、組織全体の生産性の向上と、職員一人ひとりがやりがいを実感できる環境づくりを進めていく。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合	(H21) 54.9%	(H22) 55.7%	60%	B ⁻
中堅職員の専門性の向上に配慮した人事異動の割合	(H21) 66.7%	(H22) 67.4%	75%	B ⁻

参考指標	経年変化			推移
職員の能力の職務発揮度を客観的に評価する勤務成績評価(一般職員の5段階評価の平均点)	—	(H21) — 後期 3.56	(H22) 前期 3.56 後期 3.57	↗
職員の主体的な能力開発を促し専門性の向上を目指すキャリア開発研修の修了者数累計(第1期計画H17~H22修了率)	(H17) 581人 (20.9%)	(H21) 2,753人 (84.8%)	(H22) 3,425人 (95.3%)	↗

施策の方向 (2) 将来にわたって安心な財政運営の堅持

目的 限られた財源を有効に活用するために、徹底的な行財政改革に取り組み、選択と集中により事業の優先化や重点化を実施し、効果的で能率的な行政運営を実現する。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
富国徳の理想郷“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規・拡充事業等のための財源の捻出	(H22当初予算) 187億円	(H22~23当初予算) 356億円	4年間で600億円	B
県自らがコントロールできる通常債の残高	(H21年度末) 1兆9,610億円	(H22年度末) 1兆9,100億円	上限2兆円程度	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
経常収支比率	(H20) 92.5%	(H21) 93.3%	(H22) 89.7%	↗
実質公債費比率	(H20) 11.7%	(H21) 13.1%	(H22) 14.3%	↘
将来負担比率	(H20) 248.1%	(H21) 262.6%	(H22) 251.8%	↘

施策の方向 (3) 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

目的 県民視点に立った成果を重視した行政経営を展開していくとともに、市町と協働して地域の自立に努めていく。

数値目標	基準値	現状値	H25目標	達成状況
全職員の行財政改革に対する不断の取組(ひとり1改革運動の取組件数)	(H17~21平均) 14,024件	(H22) 14,597件	14,000件/年	B ⁺

参考指標	経年変化			推移
ひとり1改革運動の取組件数のうち新規改革成果	(H20) 2,483件	(H21) 2,355件	(H22) 2,209件	↘
行政経営(評価)に関する研修会に参加した市町数	(H20) 12市町	(H21) 22市町	(H22) 22市町	↗

2 進捗評価

- 「自己の能力を職務に発揮できていると感じる職員の割合」が少しずつであるが高まっており、「静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム（CDP）」に基づく計画的な人材育成や一般職員の勤務成績評価制度の運用など、職員の意欲・能力を高め、やりがいを実感できる環境づくりを一層進めていく必要がある。
- 歳出のスリム化や歳入の確保など徹底的な行財政改革に取り組み、平成 23 年度当初予算までにおいて“ふじのくに”づくりの実現に必要な新規・拡充事業等のための財源を累計で 356 億円捻出したほか、通常債の残高（目標：上限 2 兆円程度）を大きく縮減（H21：1 兆 9,610 億円→ H22：1 兆 9,100 億円）するなど、目標達成に向けておおむね順調に推移している。
- 業務棚卸表や「ひとり1改革運動」など内部における行政評価や改革意識の醸成は順調に進んでいる。加えて、事業仕分けといった新しい手法を取り入れることにより、県民や外部有識者による評価や見直しが行われるなど、県民視点に立った行政経営の展開に向けて一歩前進した。

3 今後の施策展開

- 地域主権の実現を推進する新たな行財政運営を担う人材を育成する必要がある。
このため、中長期的視点に立って、キャリア開発研修（第 2 期計画）や民間企業等への派遣研修など、職員研修制度の充実に努めていく。
特に、勤務成績評価結果を職層や行動区分ごとに分析し、不足している職務遂行能力の伸長を図る研修を行うなど、人事管理と連携した職員研修を実施していく。
- 厳しい財政事情の中においても、将来にわたって安心な財政運営を維持していく必要がある。
このため、終了年次を設定するサンセット方式による補助金の見直しなどによる歳出のスリム化、未利用財産の売却促進などの歳入の確保に取り組んでいくとともに、国に対しては、真の地域自立を実現するため、税財源の充実等を提言していく。
- 業務棚卸表や「ひとり1改革運動」については新たな展開により活性化を図っていくとともに、事業仕分けの成果と課題を踏まえた県民参加型の透明性の高い行政評価手法を導入し、県民視点に立った成果を重視した行政経営を展開していく。
さらに、静岡県行財政改革大綱に掲げた取組の検証や評価を実施するほか、一層の改革が必要な課題や時代の変化等による新たな課題にも対応し、常に行革の精神で改革・改善に心掛けるなど不断の行財政改革に努める。

4 取組の実績

(1) 次代を担う人材の育成

○中長期的な視点に立った人材育成の推進

- 職員が目標をもって能力開発に取り組むよう、能力や適性を自己分析しキャリアプランを作成する「**キャリア開発研修**」を実施し、平成 22 年度は 672 人（平成 17 年度から 22 年度までの累計で 3,425 人）が修了した。これにより、30 歳代の職員全員の受講を終了した。
- 職員のキャリア開発を支援する人事管理担当者に対して「**キャリア開発支援者研修**」を実施し、平成 22 年度は 62 人（平成 17 年度から 22 年度までの累計で 686 人）が修了した。
- 職員が希望する職務や業務を直接申し出ることができる各種公募制度を活用し、意欲ある人材を 76 人登用した。
- 職員の将来のキャリア意向と能力、適性を十分把握し、それを最大限反映した人事異動を行った。
- 研修所において、職員の能力開発を支援する各種講座を実施し、平成 22 年度は延べ 2,856 人が修了した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
計画的な人材育成	計画	第1期研修実施				○
		第2期研修計画策定		第2期研修実施		
キャリア開発研修の実施	実施状況等	第1期(キャリア意識の醸成)研修により、17～22年度累計で3,425人の研修を実施 23年度からは第2期(キャリアビジョン明確化)研修を計画	23年度は429人の研修を実施			○

○人材と組織の活性化

- 県庁外における様々な交流、体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高めるため、若手職員を対象に 5～10 日間の民間企業体験研修を実施し、平成 22 年度は 12 人（平成 13 年度から 22 年度までの累計で 138 人）が修了した。
- 地域外交の推進を支える人材育成のため、海外の機関及び大学などへ職員を派遣した。

○勤務成績評価制度の活用

- 人材育成を推進するため、一般職員を対象とした**勤務成績評価制度を平成 22 年 10 月に導入**した。
- 職員の士気高揚を図るため、一般職員を対象とした勤務成績評価制度の評価結果を平成 23 年 6 月期の勤勉手当から反映することとした。また、評価者能力の向上を図るため、評価者研修会を実施した。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
勤務成績評価制度の活用	計画	試行				○
				本格導入		
一般職員の勤務成績評価制度の実施	実施状況等	・全庁リハーサル実施(H22.4～22.9) ・本格導入H22.10 ・評価者研修会実施	・評価(前期・後期)実施 ・評価結果の勤勉手当への活用 ・評価者研修会実施			○

(2) 将来にわたって安心な財政運営の堅持

○歳出のスリム化

- 義務的経費の抑制を図るため、一般行政部門のスリム化や地域手当の引き下げ(4%→3%)、義務教育等教員特別手当の縮減等により職員給与を見直したほか、県債発行の割引料の縮減により公債費を抑制した。
- 国庫補助事業による公共事業は、国の予算措置に連動して縮減する一方、単独事業については、救急搬送道路の整備など、目的に特化した重点的な投資を行い、前年度並みの予算を確保し、投資水準の適正化に努めた。
- 他会計、出資法人等への歳出見直しを図るため、外郭団体の基本財産や剰余金を活用して3つの団体の補助金・委託料を見直したほか、人事委員会勧告に準拠した人件費の削減等により地方独立行政法人への交付金を削減した。
- 内部管理経費等の徹底した見直しを図るため、コンピュータの再リース等の契約方法の見直し、旅費等の事務費の節減、相談業務のアウトソーシング等を行った。
- ひとり1改革運動の改革成果のうち、経費節減や新たな財源確保につながる取組を行った場合、それを評価し、翌年度予算に上乘せ配分する制度を新たに導入した。

○歳入の確保

- 県税収入の安定的確保を図るため、市町と協働して個人住民税の特別徴収義務者の指定促進に努めるとともに、県税の未収金徴収対策の強化として、財務事務所においてインターネット公売の活用を含めた滞納整理を推進した。
- 納税者の健全な納税意識の醸成、ふるさと納税の周知等に資するために広報の充実に努めた。
- 県債残高を抑制する中で、投資的経費の水準や県債の発行と償還のバランスに配慮しつつ県債の計画的な発行と活用に努めた。
- 新たな収入確保を図るため、自動車税納税通知書封筒への有料広告の導入、庁舎未利用スペースを有効活用する貸付制度の策定、本庁舎エレベータ内への民間広告の掲出などに取り組んだ。
- 資金の一層の効率的な運用を図るため、基金の預託期間を2か月以上になるように調整したほか、歳計現金(県の収入・支出に係る現金で、日々の支払いに充てる資金)については、従来運用できなかった6日以内の短期運用を可能とした。
- 県有財産売却計画に基づいて、旧高等農業学園跡地など、未利用となった県有財産の売却に努めた。
- 受益者負担の適正化を図るため、指定居宅サービス事業者指定申請手数料のほか、新たに3つの手数料を新設した。
- 地球環境保全基金などの特定目的基金を充当可能事業の財源として積極的に活用した。

○国への提言

- 国に対して、真の地域自立が実現するように地域主権改革の実現を働きかけるとともに、住民に身近な行政サービスを安定的に提供するための一般財源総額の確保など、持続可能で予見性の高い地方税財政制度の構築について提言したほか、全国知事会等を通じて働きかけを行った。

(3) 時代を切り拓く戦略的な行政経営の推進

○成果を重視した行政経営の推進

- 総合計画で定める目的・目標を最上位に位置付けた業務棚卸表を活用してPDCAサイクルによる行政活動を評価し、評価を加えた業務棚卸表を県議会（決算特別委員会）に提出、政策的な議論に活用した（平成22年度決算特別委員会における業務棚卸表に係る県議会議員の発言件数 66件）。
- 成果を重視した行政経営を一層強化するため、出先機関への業務棚卸表は、既に導入している財務事務所に続き、平成23年度から農林事務所へ本格導入するための検討を行った。
- 県事業の必要性や実施主体などについて、公開の場で第三者の視点からの意見を参考に事業の見直しを行う**事業仕分けを実施**した。
- 職員一人ひとりが業務の質の向上を目指し、日常自ら考え行動する組織風土を醸成するため、「ひとり1改革運動」に、全庁を挙げて取り組み、1年間で14,597件（改革成果14,280件、提案317件）の身近な業務改善の取組を行った。
- 「ひとり1改革運動」は、14,597件の取組によって、事務経費の節減（5億8,705万円）、事務時間の節約（7万3,551時間）、経済効果（128億1,601万円）、県民満足度の向上（8,359件）など、大きな成果を上げている。

取組	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	進捗状況
透明性の高い行政評価手法による行政経営	計画	新しい行政評価手法の検討、開発、試行	新しい行政評価手法の実施			○
	実施状況等	第三者の視点からの意見を参考に事業の見直しを行う事業仕分けを実施	県民評価者をはじめより多くの県民が参加する“ふじのくに”土民協働事業仕分けを実施			

○市町との協働による行政経営の推進

- 行政経営に関する相談窓口を設置し、市町から相談のあった69件に対して必要な情報提供等を行った。また、市町の参加を得て、行政評価に関する研修会（延べ22市町が参加）を開催し、各市町における行政経営の推進を支援した。

○活力あふれた行政経営の推進

- 各界で活躍する有識者を「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりリーディング・アドバイザー」に委嘱し、総合計画策定に関する提言をはじめ、県政の重要課題11件に対して延べ31名のアドバイザーから意見・提言をいただいた。
- 県庁外における様々な交流、体験などを通じて職員の視野を広め、組織の活力を高めるため、若手職員を対象に5～10日間の民間企業体験研修を実施し、平成22年度は12人（平成13年度から22年度までの累計で138人）が修了した。
- 地域外交の推進を支える人材育成のため、海外の機関及び大学などへ職員を派遣した。
- 行財政改革大綱の進捗管理を行うため、全ての取組の目標、担当課、実施時期を明示した取組一覧表を作成し、毎年度県民に分かりやすく公表することとした。

評価結果を踏まえた 基本計画の見直しの概要

- 総合計画評価の結果を踏まえ、計画策定後の社会経済情勢の変化等への対応を図るため、以下の項目について基本計画の見直しを行った。

<数値目標の上方修正>

戦 略	基本計画の見直し
2-2 「憧れ」を呼ぶ “ふじのくに”づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体や民間による海外との交流を図る、新たな地域外交の一層の推進 ●県及び県内市町の国際交流協定提携数(68件→80件) ○富士山静岡空港の就航先等を主要マーケットとして、外国人観光客を積極的に受入れる国際観光地の形成 ●外国人延べ宿泊者数(55.8万人→84万人)

<主な取組を新たに位置付け>

戦 略	基本計画の見直し
1 「命」を守る危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災を踏まえた津波対策・防災拠点機能などの危機管理体制の強化 ●「津波対策アクションプログラム(短期対策編)」の推進 ●「津波対策アクションプログラム(中長期対策編)」の推進 ●空港の基幹的広域防災拠点機能強化の推進
3-1 一流の「ものづくり」と 「ものづかい」の創造	<ul style="list-style-type: none"> ○厳しい雇用情勢を踏まえた3万人の新たな雇用創造への全県を挙げた取組 ●静岡県雇用創造アクションプランの推進
3-2 「和」を尊重する 暮らしの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○分散自立型のエネルギー体系への転換を図る新エネルギー等の導入の加速 ●太陽光発電設備の導入加速 ●天然ガスコージェネレーションシステム等の活用によるエネルギーを有効利用するための仕組みづくり
4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ 「基盤」づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○新東名高速道路の開通を契機とした新時代の魅力ある地域づくりの推進 ●内陸のフロンティアを拓く取組の推進

※見直しの詳細については、新旧対照(334ページ～341ページ)参照

4 県民幸福度の最大化に向けた 6つの重点取組

“ふじのくに”が目指す「県民幸福度」の最大化、そのための「住んでよし 訪れてよし」、「生んでよし 育ててよし」、「学んでよし 働いてよし」の理想郷を実現するため、本県の地域力を十二分に引き伸ばすための6つの重点取組を掲げ、総力を挙げて推進している。

〈目指す姿〉

住んでよし
訪れてよし



〈重点取組〉

1. 家・庭一体の住まいづくり

- 新しい住まい方の提案
- 移住・定住の促進

本格的な人口減少が見込まれる時代にあって、より多くの人を惹きつけ、人を呼び込み、定住する人を増やすことが重要となるが、その大きな磁力となるのが「住まい」の快適性である。

〈重点取組〉

2. 観光交流人口の倍増

- 富士山世界文化遺産登録の推進
- 中国との交流の深化

観光は、地域経済を活性化し雇用創出をもたらす豊かさを生む産業として大きく寄与する。また、国内外の人々との交流は、相互理解を深め、活力を呼び込む力となる。

〈目指す姿〉

生んでよし
育ててよし



〈重点取組〉

3. 出生率の向上

- 待機児童ゼロ作戦
- こども医療費助成の拡充

少子化の進行は、社会の活力低下を深め、社会経済の持続可能性を揺るがす大きな要因となり、次代を担う子どもたちが増えていくことは、将来への明るい展望へとつながる。

〈重点取組〉

4. 地域医療の再生

- 医師確保対策の推進
- 家庭医養成プログラム

安心して子どもを育てることやいつまでも健康な生活を送ることの基本は、安全で質の高い医療を必要に応じて利用できる状態を維持することであり、医師不足等による医療崩壊が危惧される中において、地域医療の建て直しが希求される。

〈目指す姿〉

学んでよし
働いてよし



〈重点取組〉

5. 創造力を生む「学びの舞台」の展開

- ふじのくに子ども芸術大学の開講
- 多様な体験活動の一層の推進

将来への閉塞感が漂い、地域社会や経済が疲弊する中、人々の心の豊かさや産業活力の源となる人間力を高めていくことが、地域社会の新たな創造的発展につながる。地域全体を「学びの舞台」とする大きな仕掛けが求められる。

〈重点取組〉

6. 新たな産業のフロンティア開拓

- ふじのくに食の都づくり
- 物流立国“ふじのくに”の実現に向けて

豊かさを生む産業力を将来にわたって維持向上させていくには、地域経済を牽引する新たな産業の創出が必要であり、そのフロンティアとして内なる場力や需要に着目し、新結合の発想で新たな価値を創造していくことが重要となる。

1 家・庭一体の住まいづくり

○新しい住まい方の提案

暮らしの基本となる「住まい」は、県民一人ひとりが真の豊かさを実感するため、ライフスタイルやライフステージに応じて、住まう地域や住まいの形態、規模など、多様な選択ができることが必要である。

このため、豊かな自然に恵まれた“ふじのくに”ならではの魅力を活かし、「垂直から水平へ」、「コンクリートから大地へ」の発想を重視して、一人ひとりの住スペース拡充や、住まい周辺で木々の温もりを感じられる環境の充実、又は、「所有から利用」というスタイルの導入など、生活と自然が調和する「家・庭一体の住まいづくり」を提案し普及を進めている。

平成 23 年度は、住宅供給者等との連携による普及・定着を目的に「家・庭一体の住まいづくり推進協議会」を設立するとともに、若手建築士を対象にしたアイデアコンペやシンポジウムを実施し「家・庭一体の住まいづくり」のイメージや考え方を広く発信した。

今後も、県民の住まい方の選択肢が広がるよう、「家・庭一体の住まいづくり」の考え方の普及や具体的な提案に取り組んでいく。



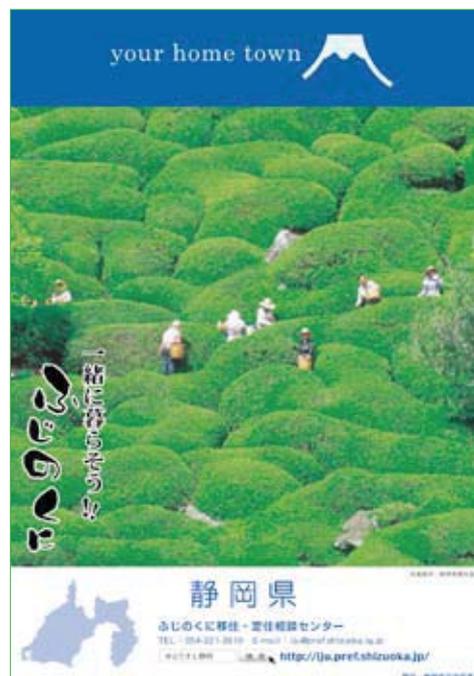
家・庭一体の住まいづくりアイデアコンペ
最優秀作品「庭によりそう家」

○移住・定住の促進

人口減少・高齢化が進行し、地域社会の活力が低下する現状において、移住・定住を促進することは、地域が抱える課題に対する処方箋の一つとなる。

このため、富士山をはじめとする世界に誇れる自然、一年を通じた温暖な気候、伝統文化など“ふじのくに”ならではの魅力や「家・庭一体の住まいづくり」の考え方を最大限に活かしつつ、移住・定住につなげていくため、平成 23 年 7 月に「ふじのくに移住・定住相談センター」を開設し、移住希望者の相談に一元的に対応する体制を整えるとともに、9 月には県内市町の空き家情報をとりまとめた「県空き家バンク」による情報提供を開始した。

今後は、県、市町や地域団体などで組織する「ふじのくに移住・定住パートナーシップ推進会議」などを通じて推進体制の充実を図るとともに、首都圏等の都市住民へのプロモーションなど、戦略的に情報を発信していく。



「ふじのくに移住・定住相談センター」
PRポスター

② 観光交流人口の倍増



○ 富士山世界文化遺産登録の推進

県では、国、山梨県、関係市町村等と連携し、富士山の文化や自然環境、景観を保全し、人類共通の財産として後世に継承していくため、富士山の世界文化遺産登録に向けた取組を進めている。

平成 23 年 7 月、静岡・山梨両県は、文化庁へ富士山の世界文化遺産登録に係る推薦書原案を提出し、その後、平成 24 年 1 月末に日本政府がユネスコ世界遺産センターへ推薦書を提出した。

推薦書では、富士山は、山岳に対する信仰活動や芸術活動を通じ、神聖で荘厳な山の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、世界的な「名山」としての地位を確立した顕著な普遍的価値を持つ山としている。

引き続き、世界文化遺産登録の実現に向けた一層の国民的気運の醸成を図るとともに、文化庁、山梨県、関係市町村等と連携を密にし、平成 24 年に実施される国際記念物遺跡会議（イコモス）の現地調査等において、富士山の価値や保存管理の取組状況が理解され、平成 25 年の登録が実現するよう万全を期していく。



「富士山」の構成資産のひとつである
富士山本宮浅間大社 (富士宮市)

○ 中国との交流の深化

浙江省との友好交流の一層の促進や富士山をはじめとする本県の魅力の発信による中国との交流人口の拡大を図るため、上海万博の開催時期を含めて、本県から富士山の標高にちなむ 3,776 人が浙江省等を訪問する「ふじのくに 3776 友好訪中団」を派遣した。

友好訪中団には、県民をはじめ、民間団体、企業など、県内各界各層から目標を大幅に上回る 6,042 人が参加し、産業、観光、教育、文化など様々な分野での交流を繰り広げた。

こうした取組は、「人民日報」で紹介されたほか、

「2010 年中国国際友好都市大会」では本県と浙江省との交流が日中間の友好都市のモデルとして「対中友好都市交流提携賞」を受賞するなど、中国における本県の知名度は格段に向上しており、今後の交流人口の拡大が期待される。

静岡県・浙江省友好提携 30 周年を迎える平成 24 年には、浙江省では初の取組として、一般省民による「省民交流団」の派遣が計画されている。友好提携 30 周年を契機に、多様な主体による、様々な分野での中国との交流の深化に向け、着実に取り組んでいく。



上海万博静岡ウィークでの本県PR

③ 出生率の向上



○ 待機児童ゼロ作戦（保育所整備）

女性の就業率の増加などによる保育ニーズの拡大により、就学前児童が保育所に入所できない、いわゆる待機児童が都市部を中心に発生している。誰もが希望する人数の子どもを持つことができる環境を実現するため、待機児童数を解消し仕事と子育てを両立するための基盤整備を進める必要がある。

このため、「安心こども基金」を活用して保育所整備の助成を行うなど、様々な取組を行っている。その成果として、平成 22 年度の整備による定員増などにより、平成 23 年 4 月 1 日の待機児童数は 366 名となり、前年に比べて 120 名、25%減らすことができた。

今後も待機児童対策を進めるとともに、より良好な保育環境を提供するため、保育の実施主体となる市町に対する支援を行うなど、質の高い保育サービスを必要とする全ての家庭に提供できる体制の整備に努めていく。



保育中の子どもたち

○ こども医療費助成の拡充

平成 21 年に県が行った調査では、理想とする子どもの人数より実際に予定する子どもの人数が少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」とする経済的な理由が最も多くなっている。また、子育てにかかる経済的負担の軽減策として、「子どもの医療費の負担の軽減」が重視されている。

このため、子宮頸がん等を予防するためのワクチン接種に対する助成制度を創設するなど、子どもにかかる医療費負担等に対する助成制度の充実に努めている。

なかでも、医療機関にかかる頻度の高い子どもの医療費については、平成 22 年 10 月から、子育て家庭にとって大きな経済的負担となる入院医療費について、それまで未就学児までとしていた助成対象を中学 3 年生まで拡大した。

平成 24 年度には、制度の一層の充実に努めるため、通院医療費についても中学 3 年生までの対象拡大を行うこととするなど、安心して子どもを生み育てることができるよう、引き続き子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいく。



入院治療中の子どもたち

4 地域医療の再生



○ 医師確保対策の推進

本県の人口当たりの医師数は、近年改善しつつあるものの、依然として非常に厳しい状況にある。(全国順位 H18:44位 H20:42位 H22:40位)

このため、平成22年10月に医師確保の対策を一元的かつ専門的に進める「ふじのくに地域医療支援センター」を設置し、若手医師に魅力ある病院づくりに向けた研修の充実に対する支援などを実施している。

また、全国の医学生を対象に県内医療機関への就業を図るため、医学修学研修資金の貸与人数を大幅に拡充した結果、平成24年度からは12名の医師が県内病院へ勤務することとなった。

さらに、より多くの高校生が医学部(医学科)に進学し、本県の医師として活躍してもらうため、高校生を対象とした「こころざし育成セミナー」を開催し、医師を目指すことの意義の啓発も実施している。

今後も、県民が必要とする時に、自分の住む地域において、安全で質の高い医療が提供できる体制づくりに向け、医師の確保を最重点施策として取り組んでいく。



こころざし育成セミナー：診療模擬体験

○ 中東遠地域医療再生計画「家庭医養成プログラム」

県内で人口当たりの医師数が最も少ない中東遠地域における医師不足の解消、地域医療体制の充実を目的として、平成21年度に中東遠医療圏の地域医療再生計画を策定し、地域の取組に対して積極的に支援している。

本計画による医師確保対策のひとつとして、平成22年4月から「家庭医養成プログラム」がスタートした。このプログラムは米国のミシガン大学などの協力を得ながら、磐田市、菊川市及び森町の3公立病院が連携して取り組んでおり、新たに指導医及び研修医等の14人の医師が診療及び研修に従事するなど、全国的にみても大きな成果を挙げている。

本プログラムに協力しているミシガン大学マイク・フェターズ先生が「家庭医は、赤ちゃんから高齢者まで家族全員をケアし、各専門分野に最もよくみられる疾患に対応できるよう厳しい訓練を受けるため、地域のニーズに応えられる理想的な医師になる」と語るように、地域で不足している医療機能を補完しうる存在として期待される家庭医を引き続き養成するとともに、この取組を各地域に広げ、地域医療の再生を図っていく。



家庭医による診療
及び研修風景

ミシガン大学での研修

5 創造力を生む「学びの舞台」の展開



○ ふじのくに子ども芸術大学の開講

本県の文化活動が将来にわたって活発になるためには、文化を大切に、本物の文化を見分ける力を持ち、文化活動を自ら企画・制作し、楽しむ人が多く存在することが欠かせない。

そこで、将来の文化を担う子どもたちが、第一線で活躍する芸術家から直接指導を受けて、音楽・美術・舞台芸術等を体験・創造する場として、平成23年7月に「ふじのくに子ども芸術大学」を開講した。

県内文化施設を会場に、文学、写真、伝統芸能などの幅広い分野で22の講座を実施し、約900人の小中学生が、未知の芸術分野を身近に感じ、触発され、新たな創造の芽を育んでいる。

また、地域の文化資源を講座に組み入れることで、暮らしの中に息づく文化の豊かさに、子どもたちがおのずと気付く工夫も行った。

今後は、歴史や文学、食文化等の分野も加えるなど、講座の一層の充実を図るとともに、実施地域の拡大により、子どもたちが本物の文化・芸術に触れられる機会の充実を図っていく。



「やってみよう!人形劇俳優!」
(御前崎市民会館で実施)

○ 多様な体験活動の一層の推進

次代を担う子どもたちが、徳のある人間性と健やかでたくましい心身を育むよう、地域と連携して、自然体験や社会貢献など、多様な体験活動を推進している。

平成23年度から、農業や地域の環境への理解を深め、思いやりの心や地域に貢献する意欲等を育むため、高校と小・中学校等が連携して、遊休農地等において野菜の栽培や米作りなどを行う「大地に学ぶ」農業体験を実施している。

また、県立高校において、「1部活動1ボランティア」を合言葉に、地域の清掃活動や地震防災に関する啓発活動等、生徒の様々な社会貢献活動を推進しており、各高校の活動計画や実施可能な活動はホームページで公開し、広く外部からの要請を受け付けている。

さらに、高校生から募集した、地域の活性化に資する優れたアイデアを表彰し、ホームページで発信することによって、社会への参画意識を高め、キャリア教育を推進する取組を行っている。

こうした取組を通じて、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し、行動する「有徳の人」の育成に努めていく。



「大地に学ぶ」農業体験の様子

⑥ 新たな産業のフロンティア開拓



○ ふじのくに食の都づくり

多彩で高品質な農林水産物が生産される本県は、「食材の王国」であり、この力を活かし、食材の生産者と料理人とを結び付け、地域で採れたものを地域で、おいしく、楽しく、美しくいただくという“ふじのくに食文化”の創造を促す「ふじのくに食の都づくり」を進めている。

平成 22 年度には、その推進役として活躍が期待される本県の食文化の創造に貢献する料理人や菓子職人 200 人を「ふじのくに食の都づくり仕事人」として表彰した。仕事人は、県産食材の素晴らしさを伝える人材として、県産食材を積極的に活用した料理・菓子の提供や情報発信、生産者との連携による新たな料理の創出などを通じて、本県への誘客促進と食産業の活性化を担っている。

平成 23 年度は、新たに宿泊施設の料理人等も対象に加え、更に 63 人を表彰したほか、特に優れた取組を行っている仕事人を「The 仕事人 of the year」として表彰するなど、「食の都」を支える体制の強化を図った。

今後もこうした取組を通じ、“ふじのくに”ならではの食文化の創造を図り、国内外の方々を惹きつけ、憧れを集める「食の都」の実現を目指していく。



ふじのくに食の都づくり仕事人表彰式

○ 物流立国“ふじのくに”の実現に向けて

本県は、富士山静岡空港や駿河湾港の整備に加え、新東名高速道路の平成 24 年 4 月の県内供用開始、中部横断自動車道等の新たな南北軸の整備の進展など広域交通基盤が充実し、物流拠点としての機能が高まってきている。

このような中、平成 23 年 1 月、地域経済の活性化に資する物流のあり方や主力産業としての物流産業の発展の可能性について考える「ふじのくに物流シンポジウム」を開催し、物流の重要性や物流における本県の優位性について理解を深めた。

平成 23 年度は、陸・海・空の交通基盤を有効に活用し、物流とものづくりの連携による本県産業の発展や、物流による魅力ある地域づくりと豊かな県民生活を目指す「ふじのくに戦略物流ビジョン」の策定を進めている。

このビジョンに基づき、物流産業と成長産業の集積による新産業の創出や雇用の拡大を創出し、内陸部における新たな地域づくりや、県内における域内の物流、首都圏や中部圏等への広域物流、さらには富士山静岡空港や駿河湾港との物流ネットワークを生かしたアジアをはじめとした国際物流の促進など、物流立国“ふじのくに”の実現に向けて取り組んでいく。



ふじのくに物流シンポジウムの開催